

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）

第4条（地震による損傷の防止）

2022年7月5日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所高速実験炉部

第4条：地震による損傷の防止

目 次

1. 要求事項の整理
2. 設置許可申請書における記載
3. 設置許可申請書の添付書類における記載
 - 3.1 安全設計方針
 - 3.2 気象等
 - 3.3 設備等
4. 要求事項への適合性
 - 4.1 耐震設計の基本方針
 - 4.2 耐震重要度分類
 - 4.3 地震力の算定法
 - 4.4 荷重の組合せと許容限界
 - 4.5 要求事項（試験炉設置許可基準規則第4条）への適合性説明

(別紙)

別紙1： 「炉心の変更」に関する基本方針

別紙2： 耐震重要度分類の考え方と耐震Sクラス施設及び耐震Bクラス施設の構造概要

別紙3： 「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」に基準
地震動による地震力が作用した場合の影響

別紙4： 「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」に基準
地震動による地震力が作用した場合の影響

別紙5： 「原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系」に基準地震動による地震
力が作用した場合の影響

別紙6： 弹性設計用地震動の設定の考え方

別紙7： Sクラス施設への波及的影響を考慮すべき設備の検討

別紙8： 「常陽」耐震設計における基準・規格の適用性

別紙 9： 「常陽」耐震設計における基本方針の補足

別紙 10： 耐震重要度分類 S クラスに属する動的機器の機能維持に係る基本方針（制御棒挿入性に係る評価を含む。）

別紙 11： 耐震 S クラスの施設を有する建物の設置状況

(添付)

添付 1：設置許可申請書における記載

添付 2：設置許可申請書の添付書類における記載（安全設計）

添付 3：設置許可申請書の添付書類における記載（適合性）

添付 4：設置許可申請書の添付書類における記載（気象等）

添付 5：設置許可申請書の添付書類における記載（設備）

<概 要>

試験研究用等原子炉施設の設置許可基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する高速実験炉原子炉施設の適合性を示す。

1. 要求事項の整理

「常陽」の炉心は、増殖炉心（以下「MK－I 炉心」という。）から照射用炉心（以下「MK－II 炉心」という。）へ変更された後、更に変更を加え、熱出力を 140MW とした照射用炉心（以下「MK－III 炉心」という。）に変更された。本申請では、更に変更を加え、熱出力を 100MW とした照射用炉心（以下「MK－IV 炉心」という。）を対象とする【「炉心の変更」に関する基本方針：別紙 1 参照】。試験炉設置許可基準規則第 4 条における要求事項等を第 1.1 表に示す。

第1.1表 試験炉設置許可基準規則第4条における要求事項
及び本申請における変更の有無（1/2）

要求事項	変更の有無
<p>1 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>【解釈】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用炉設置許可基準解釈第4条の規定を準用する（耐震重要度分類を除く）。 ・ 「地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。試験研究用等原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類するものとし、その分類の考え方は以下のとおりであり、具体的な分類の方法は別記1「試験研究用等原子炉施設の耐震重要度分類の考え方」による。 <p>一 Sクラス</p> <p>次に掲げる施設はSクラスとする。</p> <p>イ 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設。</p> <p>上記の「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>ロ 津波防護機能を有する施設（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する施設（以下「浸水防止施設」という。）</p> <p>ハ 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）</p> <p>二 Bクラス</p> <p>安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設をいう。</p> <p>三 Cクラス</p> <p>Sクラス、Bクラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ナトリウム冷却型高速炉にあっては、水冷却型研究炉との構造上の相違（低圧、薄肉、高温構造）を考慮した耐震設計とともに、構築物、系統及び機器の耐震設計上の重要度分類は、その設計の特徴を十分踏まえて行うこと。 	有

第1.1表 試験炉設置許可基準規則第4条における要求事項
及び本申請における変更の有無（2/2）

要求事項	変更 の有無
3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	有
4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	無

2. 設置許可申請書における記載

添付 1 参照

3. 設置許可申請書の添付書類における記載

3.1 安全設計方針

(1) 設計方針

添付 2 参照

(2) 適合性

添付 3 参照

3.2 気象等

添付 4 参照

3.3 設備等

添付 5 参照

※ 添付の朱書き：審査進捗を踏まえて記載を見直す箇所

4. 要求事項への適合性

4.1 耐震設計の基本方針

原子炉施設は、以下の基本方針に基づき、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。

(1) 原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下の耐震重要度分類に分類する。なお、設計にあっては、水冷却型試験研究炉との構造上の相違（低圧、薄肉、高温構造）を考慮するとともに、耐震重要度分類はその設計の特徴を十分踏まえて行うものとする。また、耐震重要施設は、S クラスの施設とする。

S クラス 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設（「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えることをいう。）

B クラス 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設

C クラス S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

(2) 原子炉施設は、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

(3) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。また、弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。なお、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(4) B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弹性設計用地震動に 1/2 を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(5) C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

(6) 耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

4.2 耐震重要度分類

4.2.1 分類の方法に係る考え方

原子炉施設における設備・機器等の耐震重要度分類は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」⁽³⁾ 及び同別記1「試験研究用等原子炉施設に係る耐震重要度分類の考え方」に基づき分類する【耐震重要度分類の考え方と耐震Sクラス施設及び耐震Bクラス施設の構造概要：別紙2参照】。

4.2.2 クラス別施設

耐震重要度分類によるクラス別施設を以下に示す（第4.1表参照）。

（1）Sクラスの施設

- (i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系
- (ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設
- (iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- (iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- (v) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、1次冷却材の漏えいを低減するための施設
- (vi) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- (vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設
- (viii) その他

（2）Bクラスの施設

- (i) 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設【「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」に基準地震動による地震力が作用した場合の影響：別紙3参照】
- (ii) 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設【「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」に基準地震動による地震力が作用した場合の影響：別紙4参照】
- (iii) 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系【「原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系」に基準地震動による地震力が作用した場合の影響：別紙5参照】
- (iv) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損によって公衆に与える放射線の影響が年間の周辺監視区域外の許容被ばく線量に比べ十分小さいものは除く。）
- (v) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、Sクラス以外の施設
- (vi) 使用済燃料を貯蔵するための施設で、Sクラス以外の施設
- (vii) 使用済燃料を冷却するための施設

- (viii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、S クラス以外の施設
 - (ix) その他
- (3) C クラスの施設
- (i) S クラス及びB クラス以外の施設

4.3 地震力の算定法

原子力施設の耐震設計に用いる地震力は、以下の方法により算定する。

4.3.1 静的地震力

静的地震力は、S クラス、B クラス及びC クラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。

(1) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、以下に示す耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。

S クラス 3.0

B クラス 1.5

C クラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回ることを確認する際に用いる必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は 1.0 とする。

S クラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(2) 機器・配管系

静的地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求める。なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

4.3.2 動的地震力

動的地震力は、S クラスの施設に適用し、「添付書類 6 5. 地震」に示す基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。B クラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に 1/2 を乗じた動的地震力を適用する。

「添付書類 6 5. 地震」に示す基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動に基づき、敷地における解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分の地震動としてそれぞれ策定する。

弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として 0.5 を下回らないように、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定）」における基準地震動 S_1 を踏まえ、工学的判断から基準地震動に係数 0.5 を

乗じて設定する【弾性設計用地震動の設定の考え方：別紙6参照】。これによる弾性設計用地震動の年超過確率は、 $10^{-3} \sim 10^{-4}$ 程度となる。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第4.1図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第4.2図に、弾性設計用地震動及び基準地震動S₁の応答スペクトルの比較を第4.3図に、弾性設計用地震動の応答スペクトルと敷地における地震動の一様ハザードスペクトルを第4.4図に示す。

(1) 入力地震動

建物・構築物の地震応答解析に用いる入力地震動は、解放基盤表面で定義された基準地震動又は弾性設計用地震動を用いて、敷地の地質・地質構造の調査及び地盤の調査の結果に基づき、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮して算定する。

(2) 動的解析法

(i) 建物・構築物

動的解析は、スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いて行うものとする。解析にあたっては、建物・構築物と地盤との動的相互作用を考慮するとともに、建物・構築物の剛性について、それらの形状、構造、特性等を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。動的解析に用いる地盤のばね定数及び減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験及び地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を設定する。

動的解析は、弾性設計用地震動に対して弾性応答解析を行う。基準地震動に対しても、主要構造要素の弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための基準地震動に対する動的解析においても、同様の応答解析を行う。

(ii) 機器・配管系

機器の動的解析については、その形状を考慮した1質点系若しくは多質点系等に置換した解析モデルを設定し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析又は時刻歴応答解析により応答を求める。また、配管系の動的解析については、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析又は時刻歴応答解析により応答を求める。

動的解析に用いる機器・配管系の減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を設定する。

剛性の高い機器・配管系は、その機器・配管系が設置された床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。

4.4 荷重の組合せと許容限界

4.4.1 荷重の組合せにおいて考慮する原子炉施設の状態

(1) 建物・構築物

(i) 運転時の状態

原子炉施設が通常運転時若しくは運転時の異常な過渡変化時にあり、通常の自然条件下におかれている状態

(ii) 設計基準事故時の状態

原子炉施設が設計基準事故時にある状態

(2) 機器・配管系

(i) 通常運転時の状態

原子炉施設の起動、停止、出力運転、燃料交換等が計画的に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態

(ii) 運転時の異常な過渡変化時の状態

原子炉施設の通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態

(iii) 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態

4.4.2 荷重の種類

(1) 建物・構築物

(i) 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧、水圧並びに通常の気象条件による荷重）

(ii) 運転時の状態で作用する荷重

(iii) 設計基準事故時の状態で作用する荷重

(iv) 地震力、風荷重、積雪荷重

なお、運転時の状態で作用する荷重及び設計基準事故時の状態で作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとする。また、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

(2) 機器・配管系

(i) 通常運転時の状態で作用する荷重

(ii) 運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重

(iii) 設計基準事故時の状態で作用する荷重

(iv) 地震力

4.4.3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下のとおりとする。

(1) 建物・構築物

- (i) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。
- (ii) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で作用する荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせる。
- (iii) B クラス及びC クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で作用する荷重と静的地震力を組み合わせる。

(2) 機器・配管系

- (i) S クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重、及び運転時の異常な過渡変化時の状態若しくは設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち、長時間その作用が続く荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。
- (ii) S クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重、又は運転時の異常な過渡変化時の状態若しくは設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち、長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせる。
- (iii) B クラス及びC クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と静的地震力を組み合わせる。

(3) 荷重の組合せ上の留意事項

- (i) 耐震設計では、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力による応力を適切に組み合わせる。
- (ii) 明らかに、他の荷重の組合せ状態での評価が厳しいことが判明している場合には、その荷重の組合せ状態での評価は行わなくてもよいものとする。
- (iii) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起时刻に明らかに異なることが判明しているならば、必ずしも、それぞれの応力のピーク値を重ねなくともよいものとする。
- (iv) 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を検討する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。なお、対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されることを検討すべき地震動を第 4.1 表に示す。

4.4.4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。

(1) 建物・構築物

(i) S クラスの建物・構築物

a. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

b. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体として、十分変形能力（ねばり）の余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることとする。

なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

(ii) B クラス及びC クラスの建物・構築物

常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

(iii) 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物

上記の「(i) S クラスの建物・構築物 b. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用するほか、耐震クラスの異なる施設が、それを支持する建物・構築物の変形等に対して、その機能が損なわれないものとする。

(iv) 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が、必要保有水平耐力に対して耐震重要度に応じた妥当な安全余裕を有していることを確認する。

(2) 機器・配管系

(i) S クラスの機器・配管系

a. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
応答が全体的におおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

b. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

構造物の相当部分が降伏し塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の機能に影響を及ぼすことがない程度に応力を制限する。なお、地震時又は地震後に動作を要求される動的機器については、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする、若しくは解析又は実験等により、その機能が阻害されないことを確認する。

(ii) B クラス及びC クラスの機器・配管系

応答が全体的におおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

4.4.5 設計における留意事項

耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように、以下の項目について、耐震重要施設への影響がないことを確認する【Sクラス施設への波及的影響を考慮すべき設備の検討：別紙7参照】。なお、波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

- (i) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- (ii) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響
- (iii) 建物内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- (iv) 建物外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

第4.1表(1) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支構造物(*3)		間接支構造物(*4)		波及の影響を考慮すべき設備(*5)	
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
S	(i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系	① 原子炉容器 ② 1次主冷却系、1次輔助冷却系及び1次ナトリウム系、ドレン系 ③ 原子炉冷却材バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁（ただし、計装等の小口径のものを除く）		1) 機器・配管等の支持構造物	1) 機器・配管等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S _s	S _s	1) 格納容器内旋回式天井 2) 燃料出入機	S _s
	(ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設	① 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備 ② 水冷却地 ③ 炉内燃料バッフル構造体		1) 機器・配管等の支持構造物	1) 機器・配管等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S _s	S _s	1) 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備キャリア 2) 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備移送機	S _s
	(iii) 原子炉の緊急停止のためにに反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設	① 制御棒 ② 亂流棒駆動系 ③ 上部索内管 ④ 下部索内管 ⑤ 後備炉停止制御棒駆動系 ⑥ 後備炉停止制御棒駆動系 ⑦ 上部索内管 ⑧ 下部索内管	① 電気計装設備（原子炉保護系（スクラム）に関するもの） ② 残量ラック ③ 支持構造物 ④ 支持構造物 ⑤ 支持構造物 ⑥ 支持構造物 ⑦ 支持構造物 ⑧ 支持構造物	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 2) 残量ラック 3) 支持構造物 4) 支持構造物 5) 支持構造物 6) 支持構造物 7) 支持構造物 8) 支持構造物	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 2) 残量ラック 3) 支持構造物 4) 支持構造物 5) 支持構造物 6) 支持構造物 7) 支持構造物 8) 支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S _s	S _s		

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいふ。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいふ。

(*3) 直接支構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる荷重を直接的に受けける支持構造物をいふ。

(*4) 間接的支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいふ。

(*5) 波及の影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及の影響を及ぼすある設備をいふ。

(*6) S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。S_B：耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

第4.1表(2) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支持機造物(*3)		間接支持機造物(*4)		波及の影響を考慮すべき設備(*5) 検討用 地震動
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	
S	(iv) 原子炉停後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	① 原子炉容器 ② 炉心支持構造物 ③ 炉心構成要素 ④ 炉心燃料集合体 ⑤ 脱燃料集合体 ⑥ 1次主冷却系、2次補助冷却系及び1 ナトリウム純化系及び2次ナトリウム充 填・ドレン系 ⑦ 原子炉冷却材ハウンドリに属する容 器・配管・ポンプ・弁 ⑧ 1次主循環ポンプボニーモータ ⑨ 逆止弁 ⑩ 2次主冷却系、2次補助冷却系、2次 ナトリウム純化系及び2次ナトリウム充 填・ドレン系 ⑪ 冷却材ハウンドリに属する容器・配 管・ポンプ・弁(ただし、計装等の小 口径のものを除く。) ⑫ 主冷却機(主送風機を除く。)	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物 ③ 支持構造物	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構 造物	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物 ③ 支持構造物	Ss Ss Ss				
	(v) 原子炉冷却材ハウンド 原子炉冷却材ハウンド となり、1次冷却材の漏 えいを低減するための 施設	① 原子炉容器 ② リーケジャケット ③ 1次主冷却系、1次補助冷却系及び1 ナトリウム充填・ドレン系のうち、原 子炉冷却材ハウンドリに属する容器・配 管・ポンプ・弁の配管(外側)又はリーコ ジャケット ④ 1次主冷却系 ⑤ 1次逆止弁 ⑥ 1次補助冷却系 ⑦ サイフォンブレーク弁 ⑧ 1次予熱器ガス系 ⑨ 仕切弁	① 電気計装設備(ナトリウム漏えい検出 器に關するもの)	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構 造物	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物	Ss Ss				
	(vi) 原子炉冷却材ハウンド 原子炉冷却材ハウンド となり、放射性物質の放 散を直接防ぐための施 設	① 格納容器 ② 格納容器ハウンドリに属する配管・弁 ③ 電気計装設備(原子炉保護系(アイソ レーション)に關するもの)	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構 造物	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物	① 原子炉建物 ② 原子炉附属建物	① 主排氣塔 ② 燃料交換機	Ss

(*1) 主要設備を当該機能に直接的に連絡する設備をいう。

(4)補助設備としては、当該機能に間に接する主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
(*2)補助設備とは、当該機能に間に接する主要設備、補助設備とともに直接的に開通する主要設備、補助設備などを総称していふ。
(*3)直接扶持装置とは、主要設備に直接接続する扶持装置をいふ。

間接的支承構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。（*4）

(*) は、上位の分類に属するものの被損によつて、下位の耐震クラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれ

(*6) S_s : 基準地震動 S_s により定まる地震力。

S_B：耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。
S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

第4.1表(3) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支持構造物(*3)		間接支持構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)	
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
S (vii)	放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設	① 核燃料貯蔵設備 ② 核燃料入出機のうち、コフайн及びトランシーフアロータのうち、本体及びケーシング ③ 核燃料取扱用キャスクカバーのうち、キャスク ④ ナトリウム洗浄装置のうち、燃料洗浄槽 ⑤ 燃料集合体缶詰装置のうち、回転移送機	① 核燃料貯蔵設備のうち、 ② 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S _s	S _s	1) 燃料取扱用キャスクカバーのうち、 2) 原子炉建物	S _s	— (キャスクカバーを除く。)	S _s
(viii) その他	① 中央制御室 ② 非常用ディーゼル電源系（上記(i)～(vi)に開連するもの） ③ 交流無停電電源系（上記(i)～(vi)に開連するもの） ④ 直流無停電電源系（上記(i)～(vi)に開連するもの） ⑤ 补機冷却設備（上記(i)～(vi)に開連するもの） ⑥ 空調換気設備（上記(i)～(vi)に開連するもの）	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S _s	S _s	S _s	S _s	S _s	S _s	

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(*3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける支持構造物をいう。

(*4) 間接的支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。

(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

(*6)

S_s：基準地盤動 S_sにより定まる地盤力。S_c：耐震Bクラス施設に適用される静的地盤力。S_c：

第4.1表(4) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支擲構造物(*3)		間接支擲構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	
B	(i) 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設	① 1次ナトリウム純化系のうち、1次冷却材を内蔵するが、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。) ② 1次オーバーフロー系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。) ③ 1次ナトリウム充填・ドレン系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。)		1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 地震動	S _{3s}	適用範囲	検討用(*6) 地盤動
	(ii) 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設	① 2次ナトリウム純化系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。) ② 2次補助冷却系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。) ③ 2次ナトリウム充填・ドレン系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。)		1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S _{3s}	S _{3s}	適用範囲	検討用(*6) 地盤動
	(iii) 原子炉カバーガス等のパウンダリを構成する機器・配管系	① 1次アルゴンガス系 1) 原子炉カバーガスのバウンダリに属する容器・配管・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。) ② 回転ブランク(ただし、計装等の小口径のものを除く。)		1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用燃料貯蔵建物 3) 第二使用燃料貯蔵建物 4) 廃棄物処理建物 5) メンテナンス建物	S _{3s}	S _{3s}	適用範囲	検討用(*6) 地盤動
	(iv) 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式によりその破損によって公衆に与える放射線の影響が年前の周辺監視区域外の許容被ばく線量に比べ十分小さいものは除く。)	① 気体廃棄物処理設備 ② 液体廃棄物処理設備 ③ 液体廃棄物貯蔵設備		1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用燃料貯蔵建物 3) 第二使用燃料貯蔵建物 4) 廃棄物処理建物 5) メンテナンス建物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用燃料貯蔵建物 3) 第二使用燃料貯蔵建物 4) 廃棄物処理建物 5) メンテナンス建物	S _{3s}	S _{3s}	適用範囲	検討用(*6) 地盤動

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(*3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける支持構造物をいう。

(*4) 間接的支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。

(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

(*6) S_{3s}:基準地震動S₃により定まる地震力。S_B:耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。S_C:耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

第4.1表(5) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支擲構造物(*3)		間接支擲構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範圍	適用範圍	適用範圍	適用範圍	
B (v) 放射性廃棄物以外の放射性廃棄物に關連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、S クラス以外の施設	① 核燃料貯蔵設備（S クラスに属するものを除く。） ② 放射線低減効果の大きさい遮蔽（安全容器及び遮へいコンクリート冷却系を含む。）	① 第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備 1) 貯藏ラック 2) 水冷却池 ② 第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備 1) 貯藏ラック 2) 水冷却池	① 原子炉附属建物水冷却池水冷却淨化設備 ② 第一使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備 ③ 第二使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用済燃料貯蔵建物 3) 第二使用済燃料貯蔵建物	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	
(vi) 使用済燃料を貯蔵するための施設で、S クラス以外の施設	① 第一使用済燃料貯蔵ラック 1) 貯藏ラック 2) 水冷却池 ② 第二使用済燃料貯蔵ラック 1) 貯藏ラック 2) 水冷却池	① 原子炉附属建物水冷却池水冷却淨化設備 ② 第一使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備 ③ 第二使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用済燃料貯蔵建物 3) 第二使用済燃料貯蔵建物	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	
(vii) 使用済燃料を冷却するための施設	① 原子炉附属建物水冷却池水冷却淨化設備 ② 第一使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備 ③ 第二使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備	① 外周コンクリート壁 ② アニエラス部排気系（アニエラス部常用排気フィルタを除く。） ③ 非常用ガス処理装置 ④ 主排気筒	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉附属建物 2) 原子炉附属建物	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	
(viii) 放射性廃棄物の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、S クラス以外の施設	① 中央制御室（S クラスに属するものを除く。） ② 非常用ディーゼル電源系（S クラスに属するものを除く。） ③ 交流無停電電源系（S クラスに属するものを除く。） ④ 直流無停電電源系（S クラスに属するものを除く。） ⑤ 電気計装設備（事故時監視計器の一部） ⑥ 補機冷却設備（上記 (i)～(vii) に開連するもの） ⑦ 空調換気設備（上記 (i)～(vii) に開連するもの）	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉附属建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機械	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	S ₃	
(ix) その他										

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(*3) 直接支擲構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支擲構造物をいう。

(*4) 間接支擲構造物とは、直接支擲構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。

(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

(*6) S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。S_b：耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。S_c：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

第4.1表(6) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支擲構造物(*3)		間接支擲構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	検討用(*6)	
C	Sクラス及びBクラス以外の施設	① 固体燃料貯蔵設備 ② 新燃料貯蔵設備 ③ 主送風機 ④ 電気計装設備（Sクラス及びBクラスに属するものを除く。） ⑤ 機械系設備（Sクラス及びBクラスに属するものを除く。） ⑥ 空調系設備（Sクラス及びBクラスに属するものを除く。） ⑦ 消火設備 ⑧ その他	① 原子炉附属設備 ② 原子炉附属設備 ③ 原子炉附属設備 ④ 原子炉附属設備 ⑤ 廃棄物処理設備 ⑥ 廃棄物処理設備 ⑦ メンテナンス建物	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 第一使用燃料貯蔵建物 4) 第二使用燃料貯蔵建物 5) 廃棄物処理建物 6) 旧建築物修理建物 7) メンテナンス建物	S_s	S_s	S_s	S_s	適用範囲

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に直接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(*3) 直接支擲構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける支持構造物をいう。

(*4) 間接的支擲構造物とは、直接支擲構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構造物）をいう。

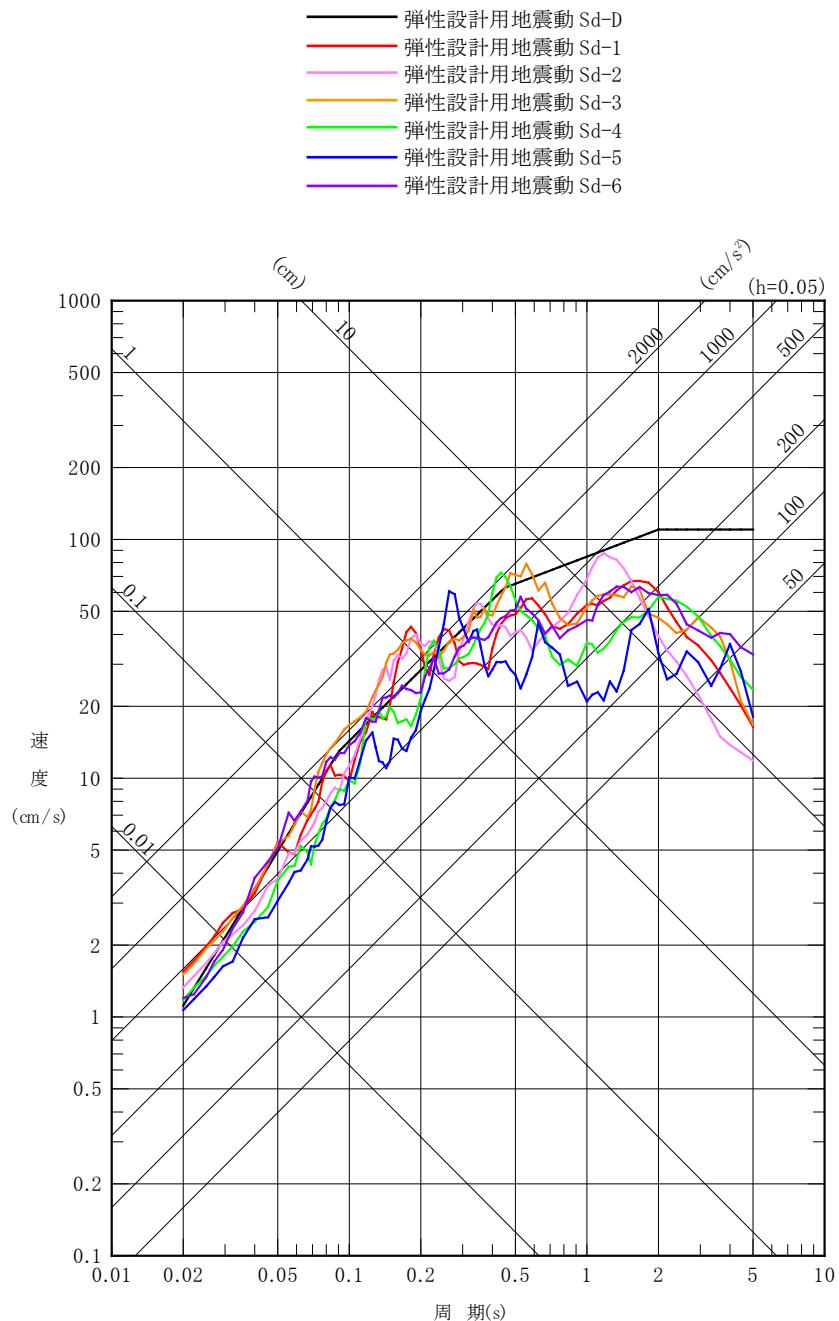
(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

(*6) S_s ：基準地震動 S_s により定まる地震力。

S_B ：耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。

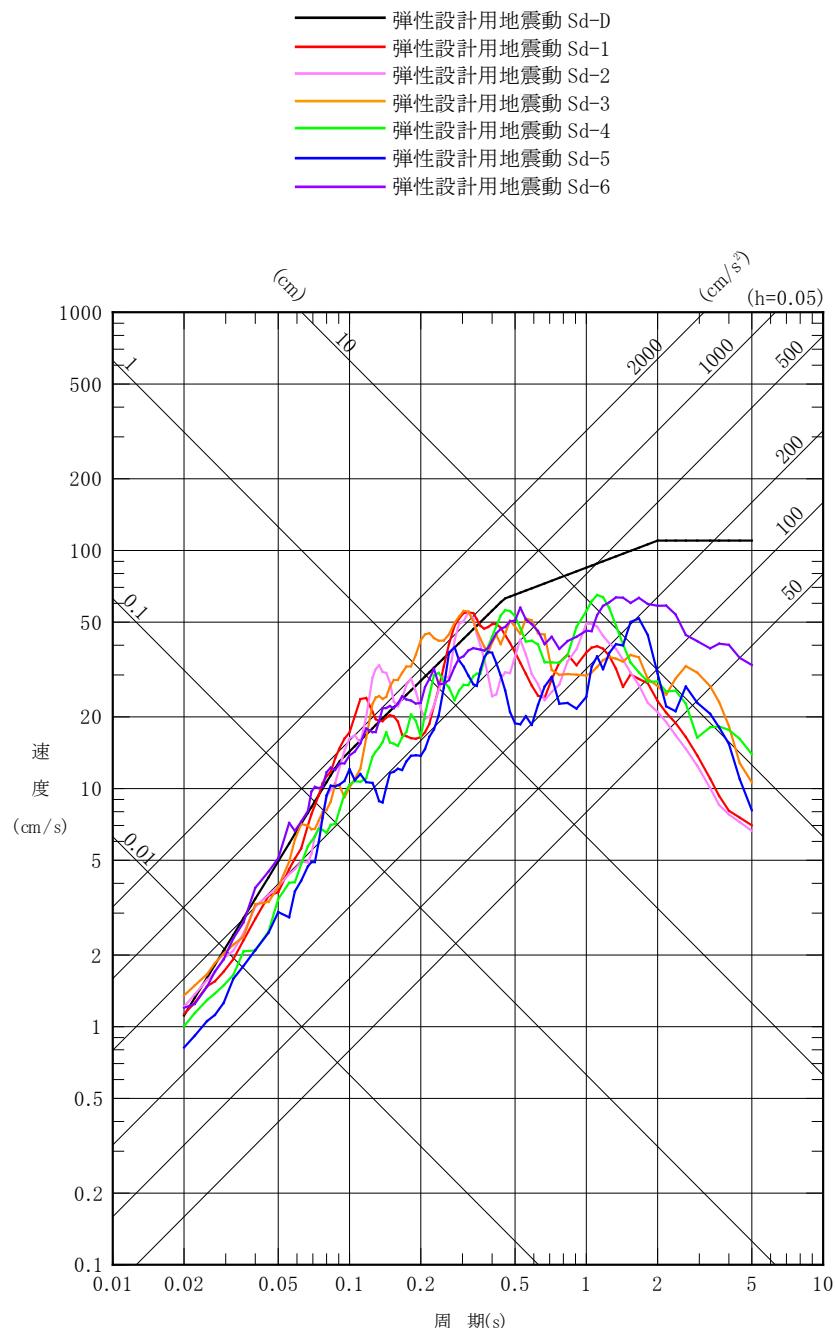
S_C ：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



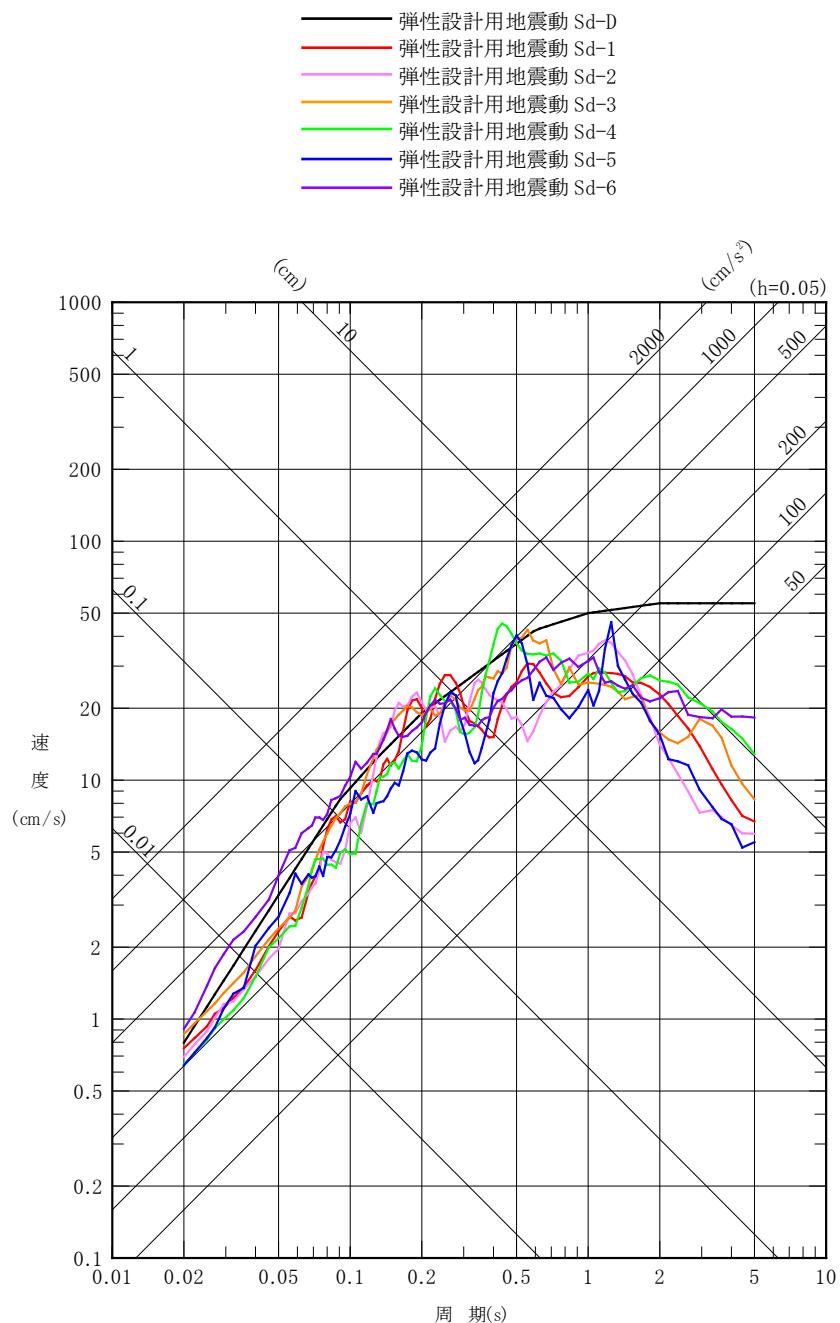
第 4.1 図(1) 弹性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(NS 成分)

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。

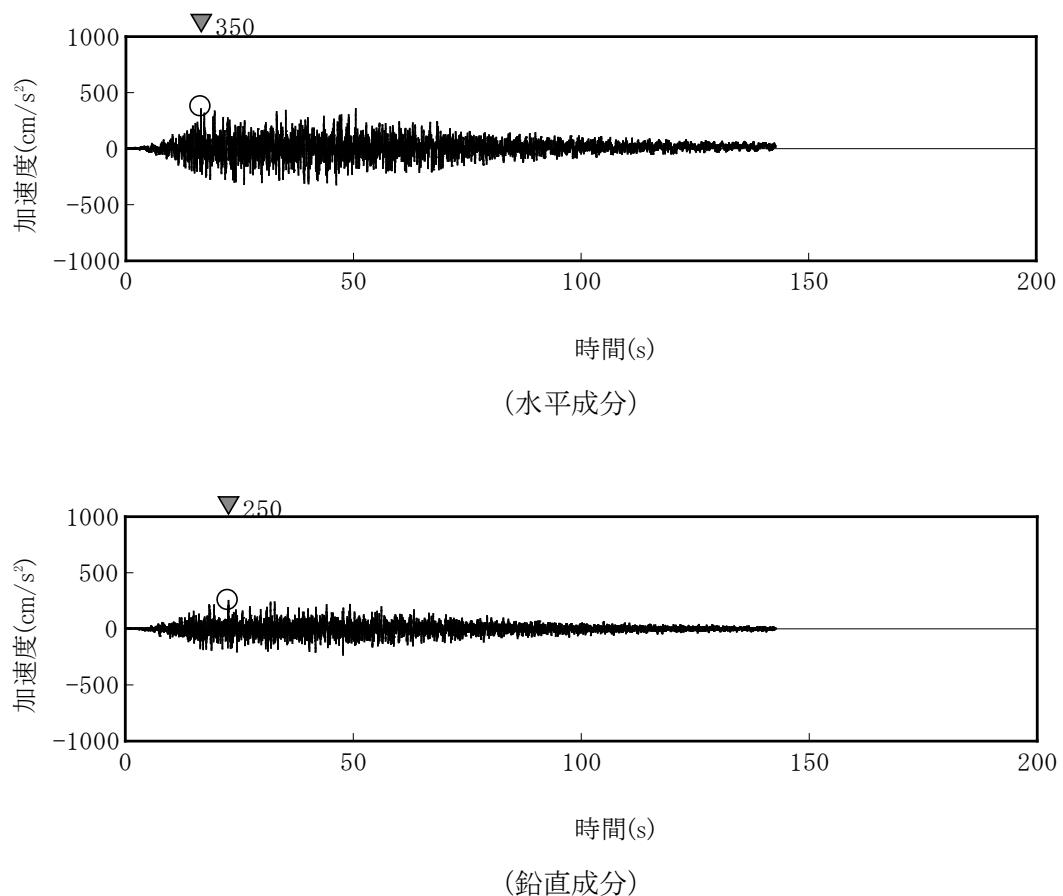


第 4.1 図(2) 弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(EW 成分)

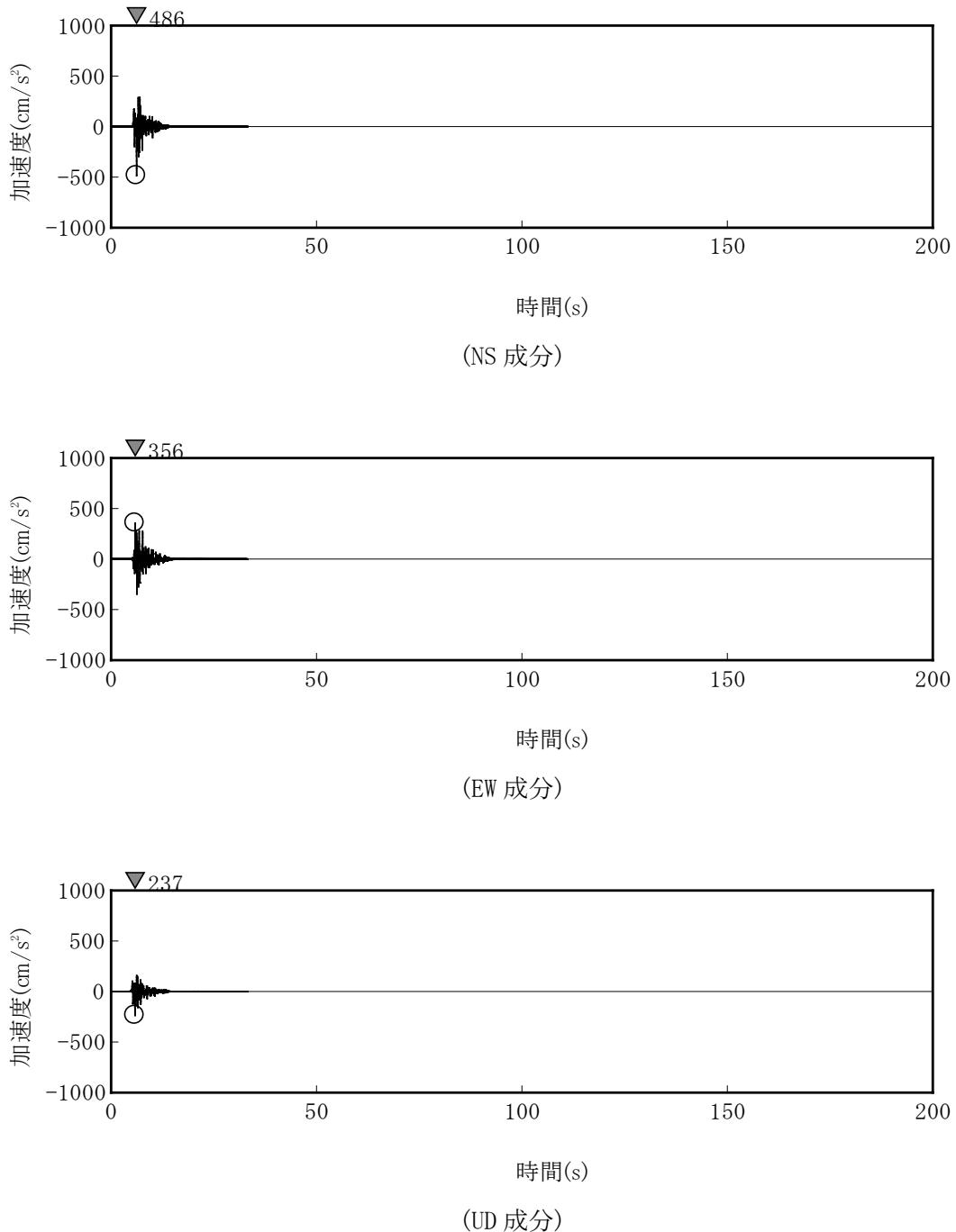
暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



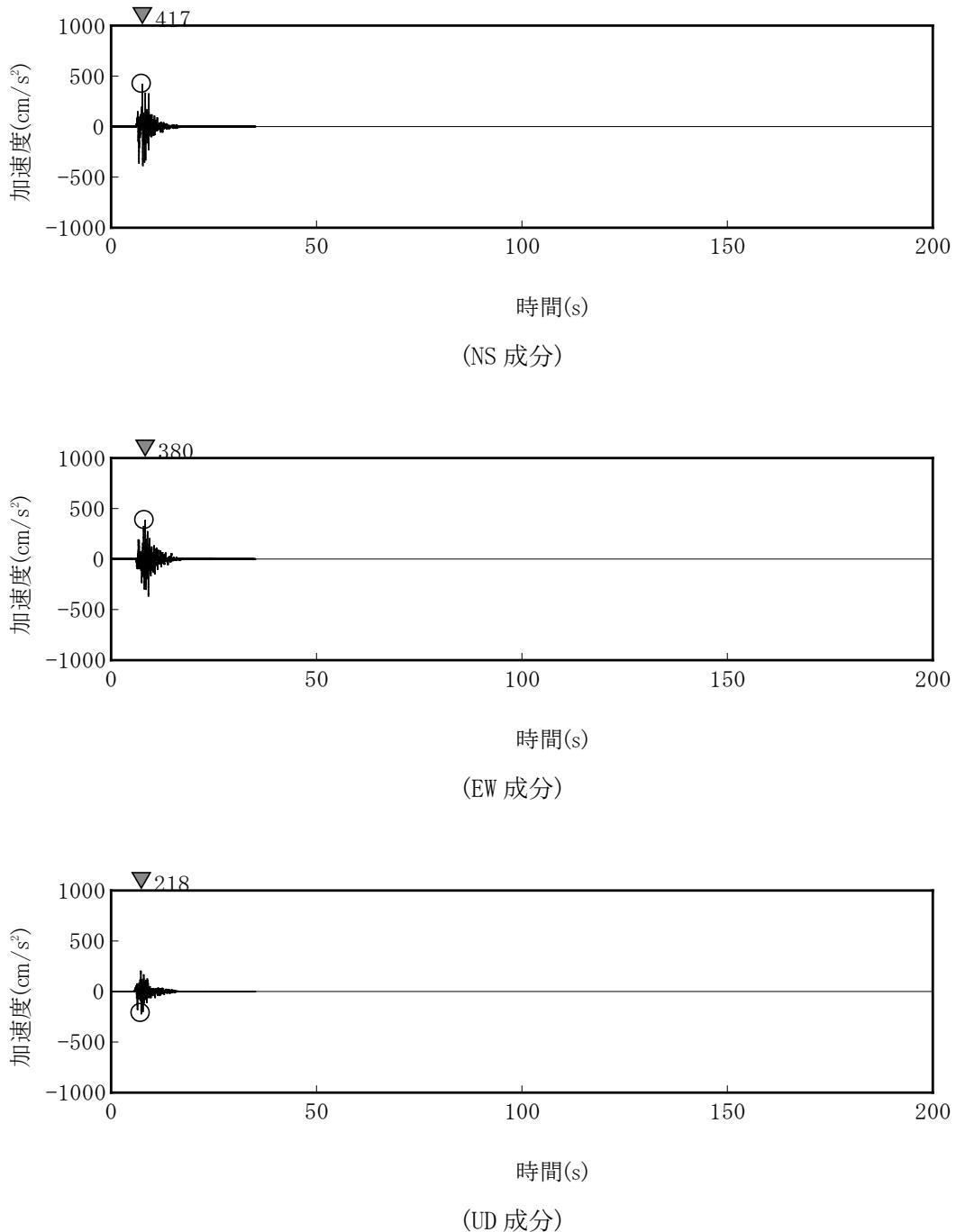
第 4.1 図(3) 弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(UD 成分)



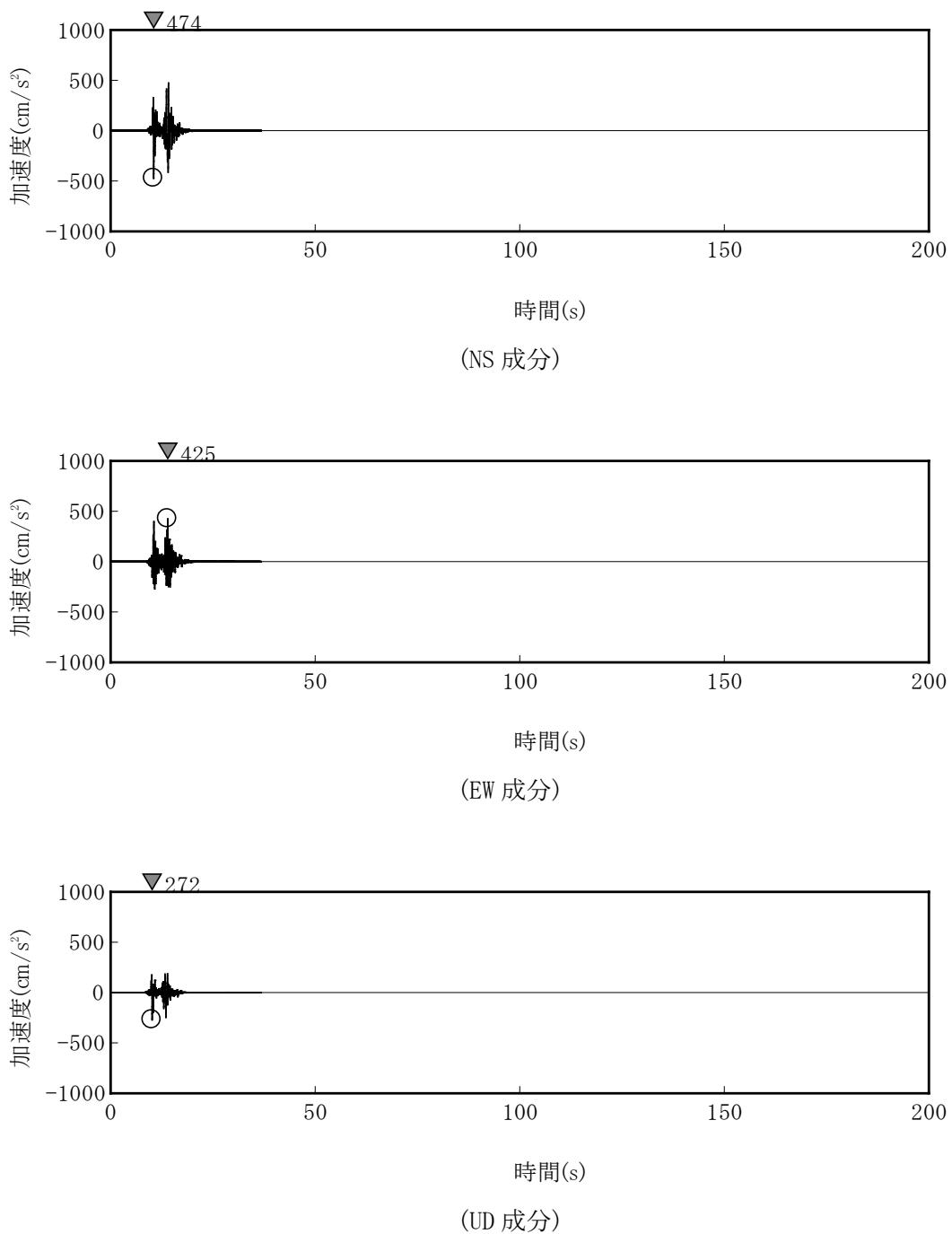
第 4.2 図(1) 弾性設計用地震動 Sd-D の時刻歴波形



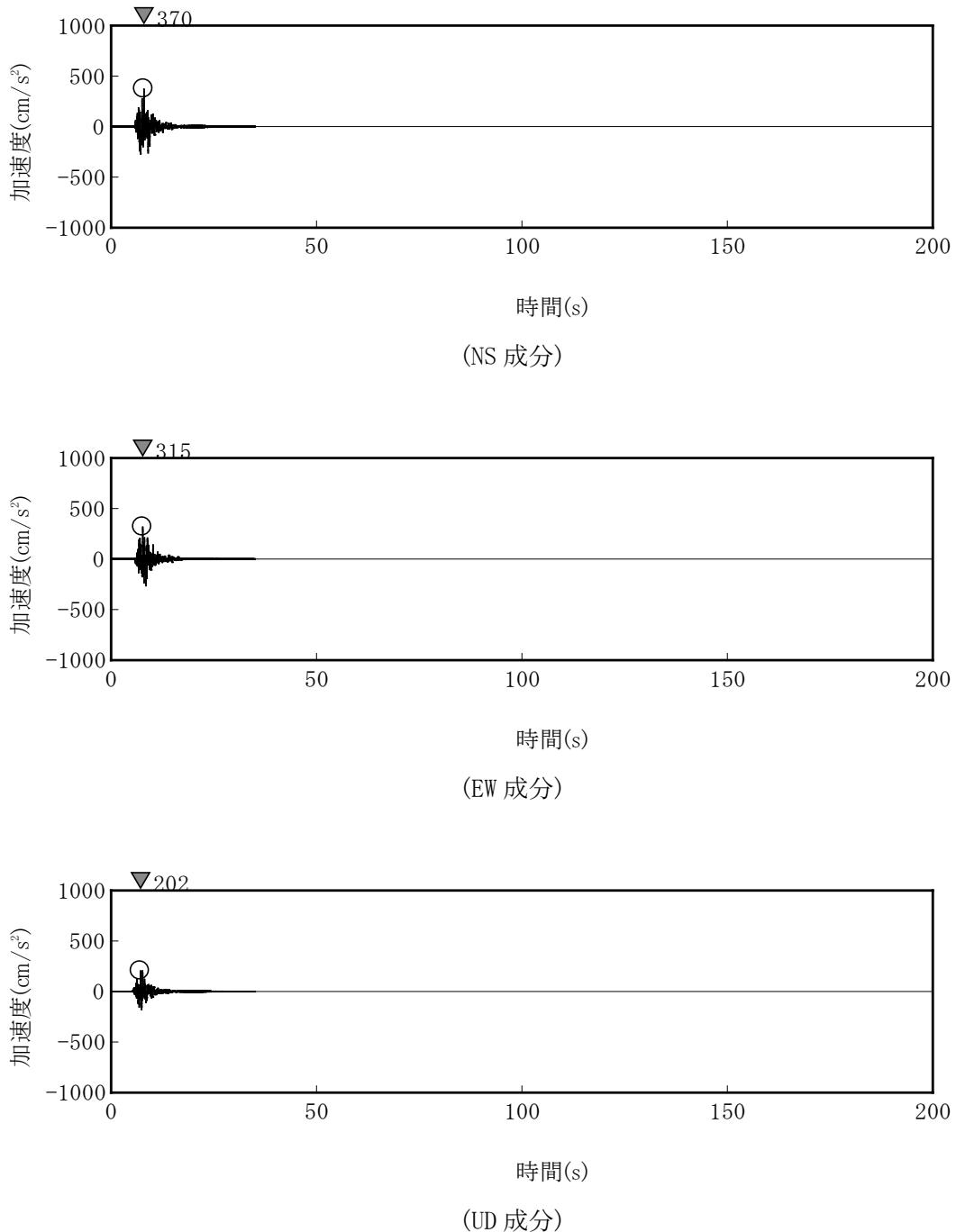
第 4.2 図(2) 弾性設計用地震動 Sd-1 の時刻歴波形



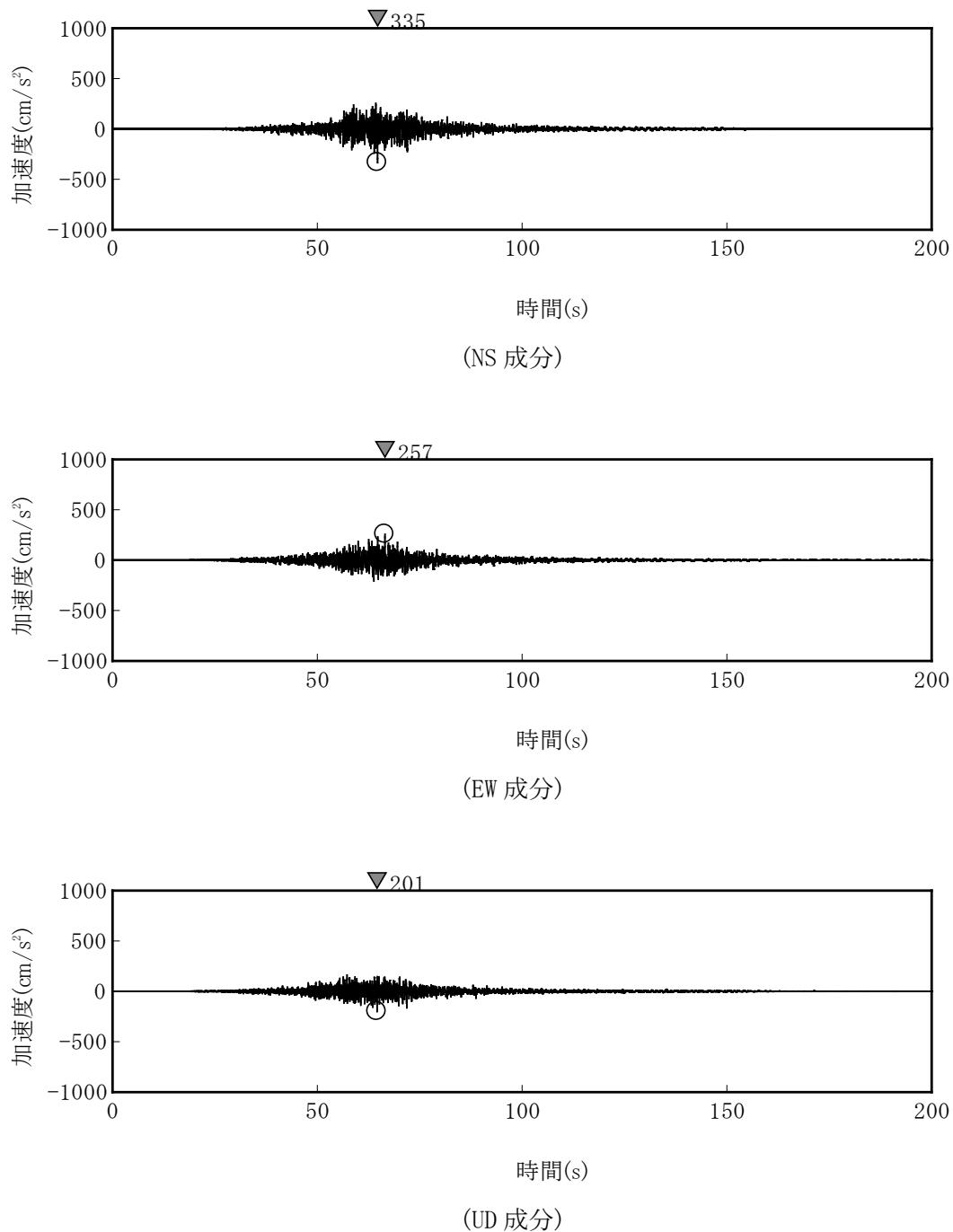
第 4.2 図(3) 弾性設計用地震動 Sd-2 の時刻歴波形



第 4.2 図(4) 弾性設計用地震動 Sd-3 の時刻歴波形

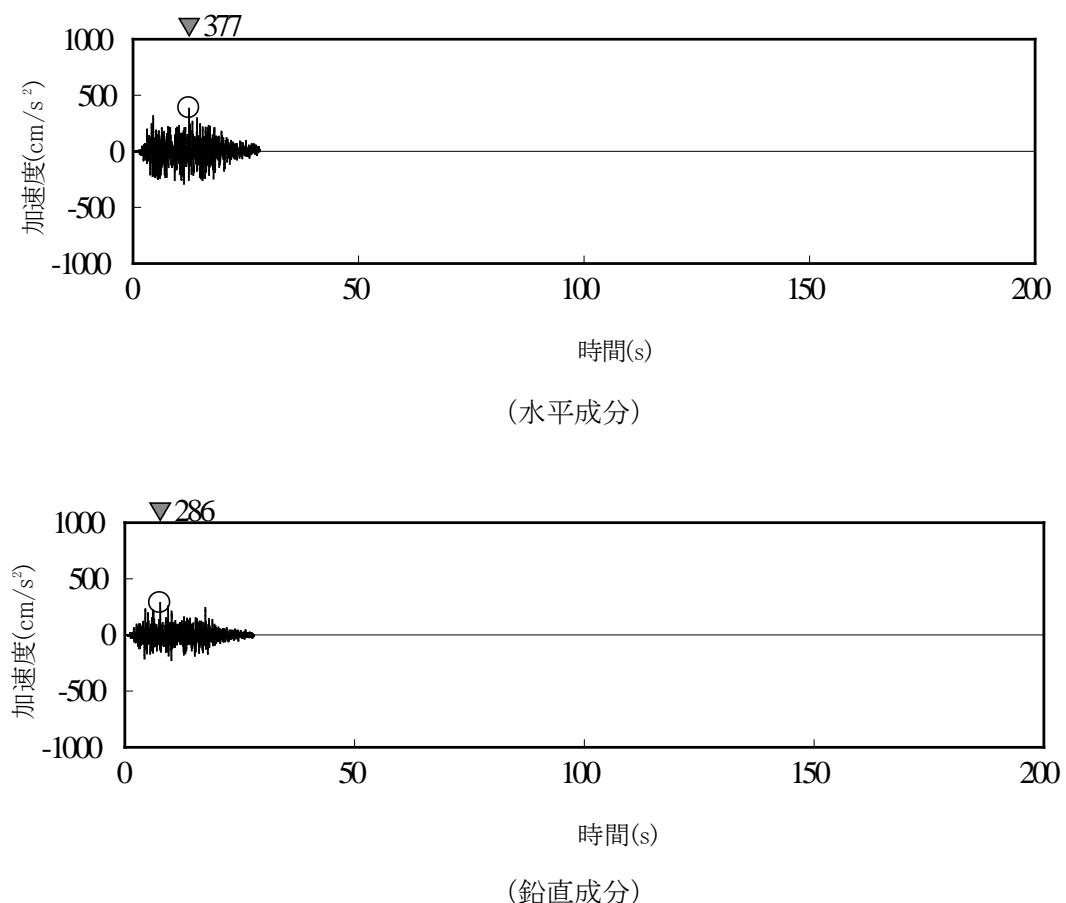


第 4.2 図(5) 弾性設計用地震動 Sd-4 の時刻歴波形

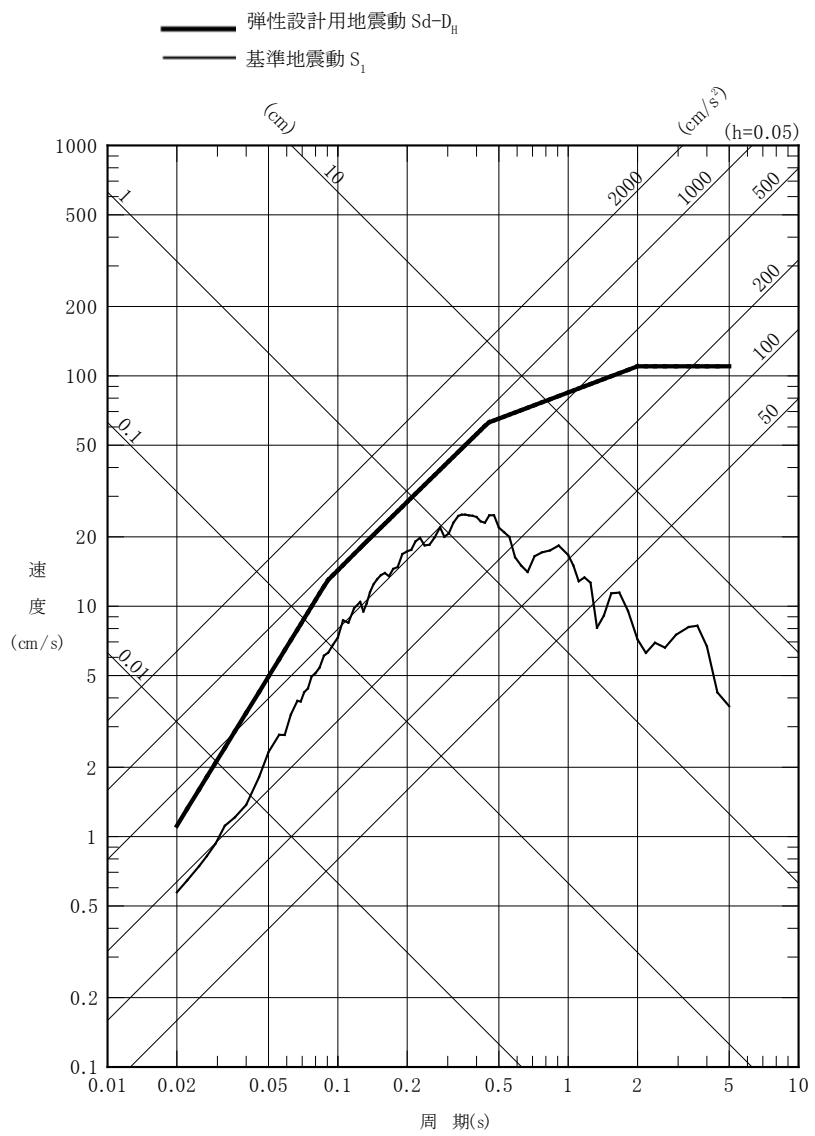


第 4.2 図(6) 弾性設計用地震動 Sd-5 の時刻歴波形

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。

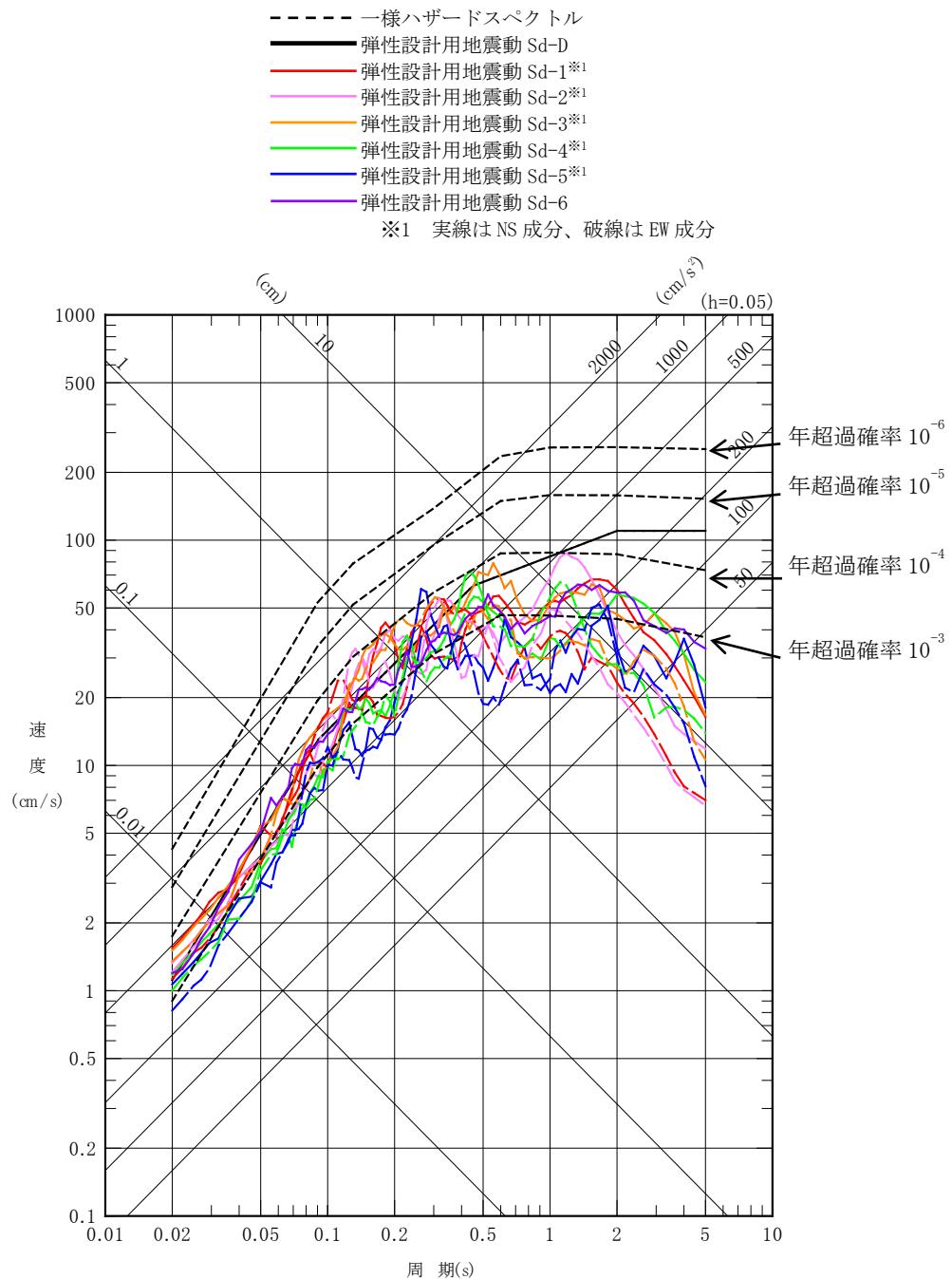


第4.2図(7) 弾性設計用地震動 Sd-6 の時刻歴波形



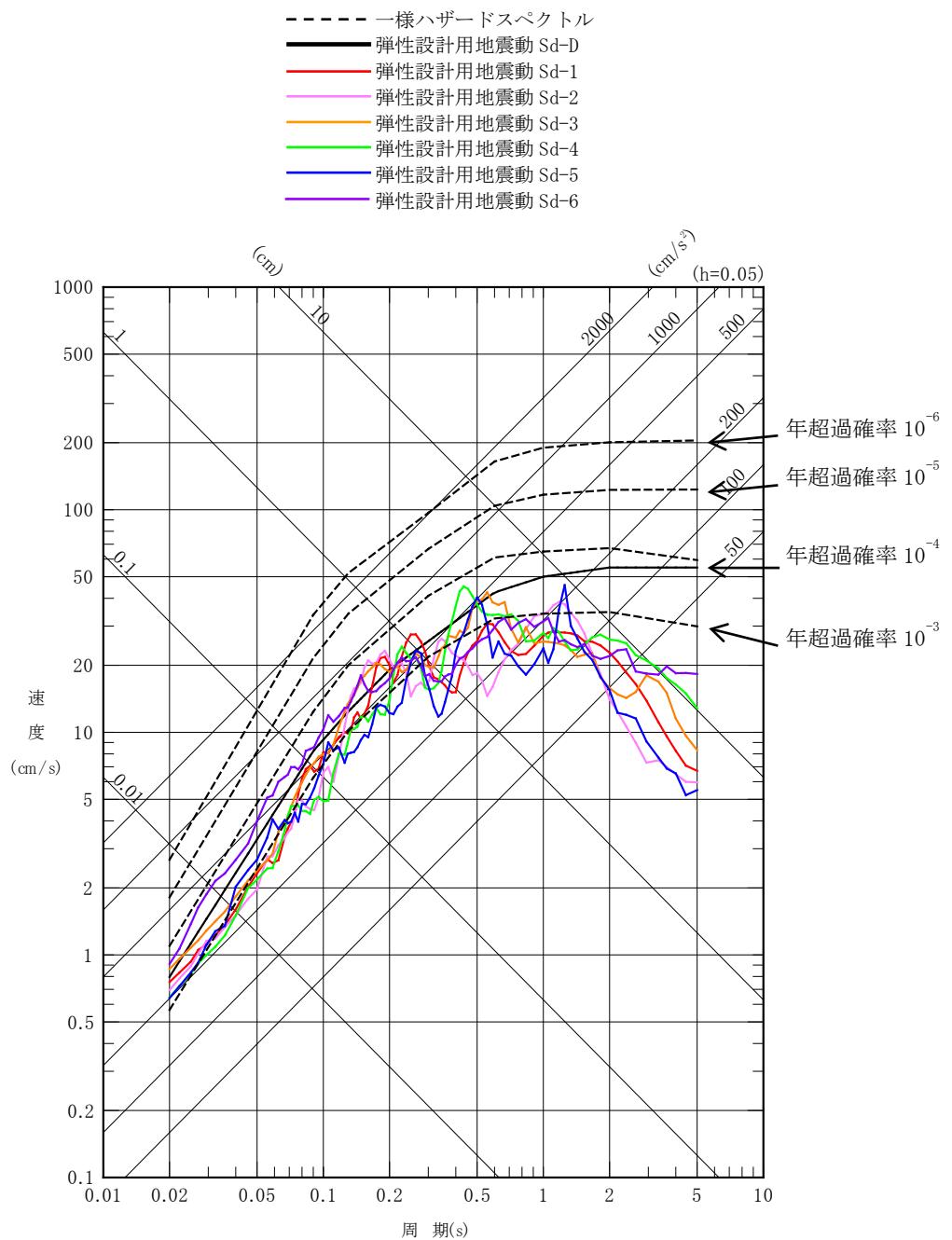
第 4.3 図 弾性設計用地震動 S_d-D と基準地震動 S_1 の応答スペクトルの比較(水平成分)

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



第4.4図(1) 弹性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル(水平成分)

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



第4.4図(2) 弾性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル(鉛直成分)

4.5 要求事項（試験炉設置許可基準規則第4条）への適合性説明

(地震による損傷の防止)

- 第四条 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

1及び2について

原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下の耐震重要度分類に分類する。なお、設計にあっては、水冷却型試験研究炉との構造上の相違（低圧、薄肉、高温構造）を考慮するとともに、耐震重要度分類はその設計の特徴を十分踏まえて行うものとする。また、耐震重要施設は、Sクラスの施設とする。

Sクラス 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設（「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5mSvを超えることをいう。）

Bクラス 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設

Cクラス Sクラス、Bクラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

Sクラス、Bクラス及びCクラスの施設に係る耐震設計の基本方針を以下に示す。

(1) Sクラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。なお、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(2) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に1/2を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(3) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

(4) 耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、そ

の安全機能を損なわないように設計する。

3 について

耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして策定する。

原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下の耐震重要度分類に分類する。なお、設計にあっては、水冷却型試験研究炉との構造上の相違（低圧、薄肉、高温構造）を考慮するとともに、耐震重要度分類はその設計の特徴を十分踏まえて行うものとする。また、耐震重要施設は、S クラスの施設とする。

S クラス 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設（「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えることをいう。）

B クラス 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設

C クラス S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

S クラス、B クラス及びC クラスの施設に係る耐震設計の基本方針を以下に示す。なお、耐震設計は、日本産業規格（JIS）、原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）、発電用原子力設備規格（設計・建設規格）等の基準・規格に準拠する【「常陽」耐震設計における基準・規格の適用性：別紙 8 参照】【「常陽」耐震設計における基本方針の補足：別紙 9 参照】【耐震重要度分類 S クラスに属する動的機器の機能維持に係る基本方針（制御棒挿入性に係る評価を含む。）：別紙 10 参照】。

(1) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。なお、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(2) B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に 1/2 を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(3) C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

(4) 耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように、以下の項目について、耐震重要施設への影響がないことを確認する。なお、波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

- (i) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- (ii) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響

- (iii) 建物内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- (iv) 建物外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

4 について

原子炉施設を設置する敷地に該当する斜面はない【耐震 S クラスの施設を有する建物の設置状況：別紙 11 参照】。

「炉心の変更」に関する基本方針

【第 32 条（炉心等）（その 1：第 32 条第 1～3 項）の別紙 1 に同じ】

1. 概要

「常陽」の炉心は、増殖炉心（以下「MK－I炉心」という。）から照射用炉心（以下「MK－II炉心」という。）へ変更された後、更に変更を加え、熱出力を140MWとした照射用炉心（以下「MK－III炉心」という。）に変更された。本申請では、更に変更を加え、熱出力を100MWとした照射用炉心（以下「MK－IV炉心」という。）を対象とする。「炉心の変更」に関する基本方針を以下に示す。

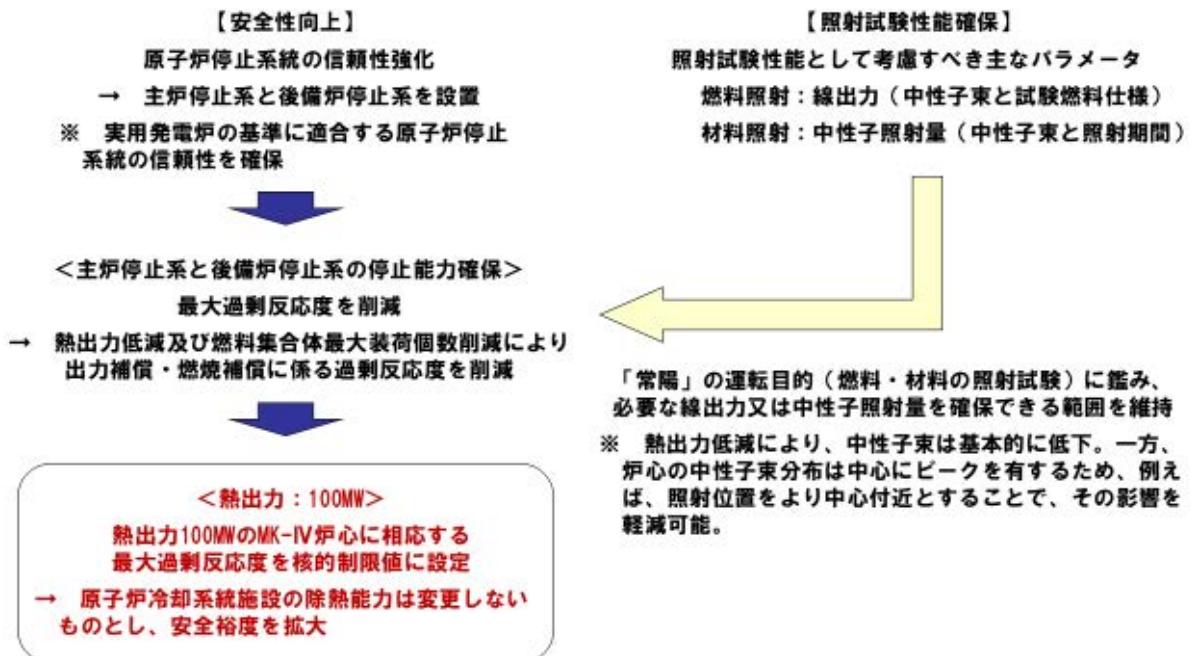
2. 「炉心の変更」に関する基本方針

「炉心の変更」は、「常陽」を「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等に適合させるための変更を行うにあたり、原子炉停止系統の信頼性を強化し、安全性向上させること、一方で、高速炉燃料材料の開発等のための照射試験に必要な性能を維持することを目的とする（別図1.1参照）。

原子炉停止系統は、独立した主炉停止系と後備炉停止系を設けることで信頼性を向上する。それぞれの原子炉停止系統に要求される停止能力の確保には、最大過剰反応度の削減が必要であり、ここでは、熱出力の低減及び燃料集合体最大装荷個数の削減により、出力補償や燃焼補償に係る過剰反応度を削減して対応することとした。一方で、照射試験性能として考慮すべき主なパラメータである線出力と中性子照射量は、熱出力低減により基本的に低下する。必要な線出力又は中性子照射量を確保できる範囲に維持することも「常陽」の運転目的として肝要である。

熱出力を100MWとしたMK－IV炉心は、これらの要件を満足するものであり、当該炉心に相応する最大過剰反応度を核的制限値とする。なお、原子炉冷却系統施設の除熱能力は変更しないものとし、安全裕度を拡大することとしている。

「炉心の変更」に伴って生じる主な変更点等を別図1.2に示す。本申請にあっては、MK－IV炉心（熱出力100MW）での核設計や熱設計を実施するとともに、当該設計結果を炉心燃料集合体の機械設計や被ばく評価、安全評価等に反映する。



別図 1.1 「炉心の変更」に関する基本方針

MK-IV炉心（熱出力100MW）条件として、以下の変更・評価等を実施（最新知見の反映を含む）

【核設計における主な変更点】

- ・ 炉心構成（燃料集合体最大装荷個数削減に対応）
- ・ 核的制限値（最大過剰反応度削減に対応）
- ・ 反応度係数（炉心構成の変更に対応）
- ・ 動特性パラメータ（炉心構成の変更に対応）

【熱設計における主な変更点】

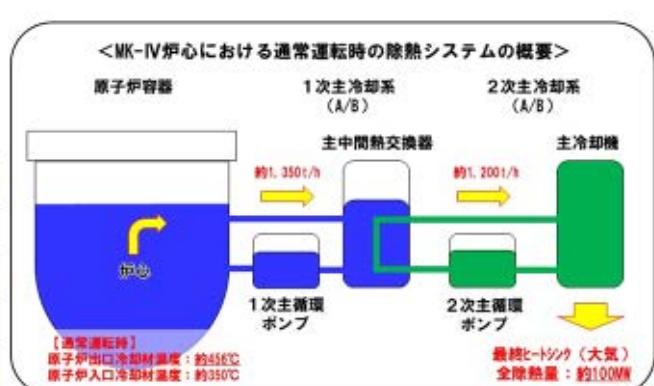
- ・ 热的制限値（熱出力低下に伴う使用期間長期化に対応）
- ・ 線出力密度や集合体冷却材流量（炉心構成の変更に対応）

【核熱設計結果の反映】

- ・ 炉心燃料集合体の機械設計（使用期間長期化対応を含む）
- ・ 動特性
- ・ 被ばく評価
- ・ 運転時の異常な過渡変化の評価
- ・ 設計基準事故の評価
- ・ 多量の放射性物質等を放出する事故の対策検討・評価

熱的制限値：通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、原子炉停止系統及び安全保護系等の機能とあいまって熱設計基準値（燃料の許容設計限界）を超えないよう、かつ、その被覆管のクリープ寿命分數和と疲労寿命分數和を加えた累積損傷和が設計上の制限値である1.0を超えないよう、定格出力時における制限値として設定

	MK-III炉心（140MW）		MK-IV炉心（100MW）	
	熱的制限値	熱設計基準値	熱的制限値	熱設計基準値
燃料最高温度	2,530°C	2,650°C	2,350°C	2,650°C
被覆管最高温度（肉厚中心）	675°C	830°C	620°C	840°C
冷却材最高温度		910°C		910°C



別図 1.2 「炉心の変更」に伴って生じる主な変更点等

耐震重要度分類の考え方と

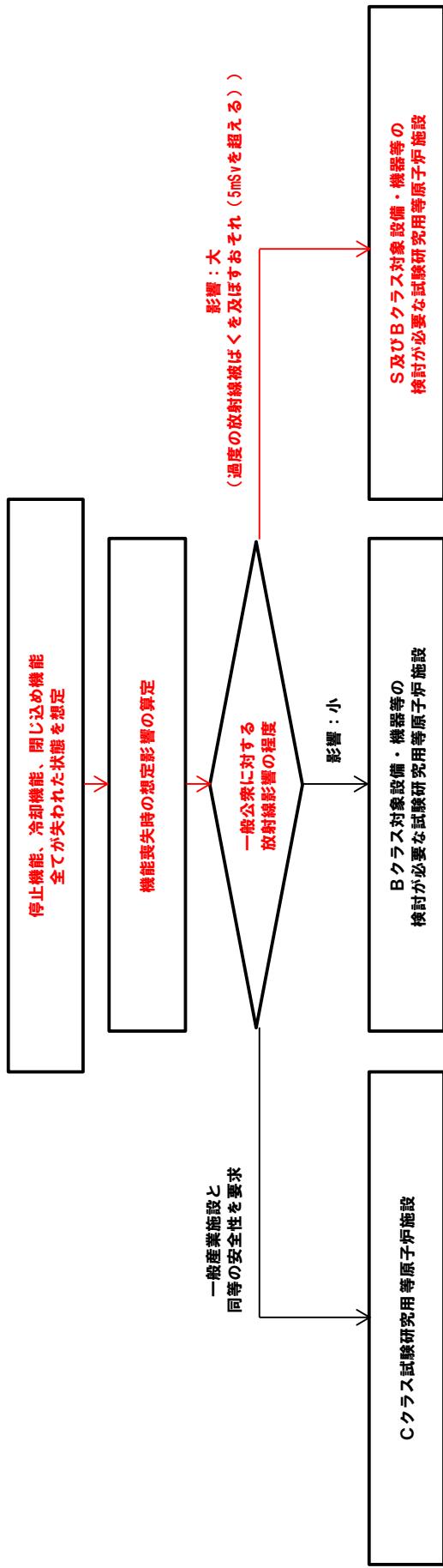
耐震 S クラス施設及び耐震 B クラス施設の構造概要

1. 概要

耐震重要度は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」等を参考として設定した。当該設定のプロセスを以下に示す。

2. 施設全体としての耐震重要度分類

「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の別記1「試験研究用等原子炉施設の耐震重要度分類の考え方」に基づく、施設全体としての耐震重要度分類の決定フローを第2.1図に示す。「常陽」は、停止機能、冷却機能、閉じ込め機能が全て失われた状態を想定した場合に、一般公衆に対する放射線影響の程度が大きく、「S及びBクラス対象設備・機器等の検討が必要な試験研究用等原子炉施設」に分類される。



第2.1図 施設全体としての耐震重要度分類の決定フロー

3. 耐震 S クラス施設の選定プロセス

耐震 S クラス施設の選定結果を以下に示す。当該選定には、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の別記 1 「試験研究用等原子炉施設の耐震重要度分類の考え方」に示されたプロセスを適用した。

- (i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系
- (ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設
- (iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- (iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- (v) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、1 次冷却材の漏えいを低減するための施設
- (vi) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- (vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記 (vi) 以外の施設
- (viii) その他

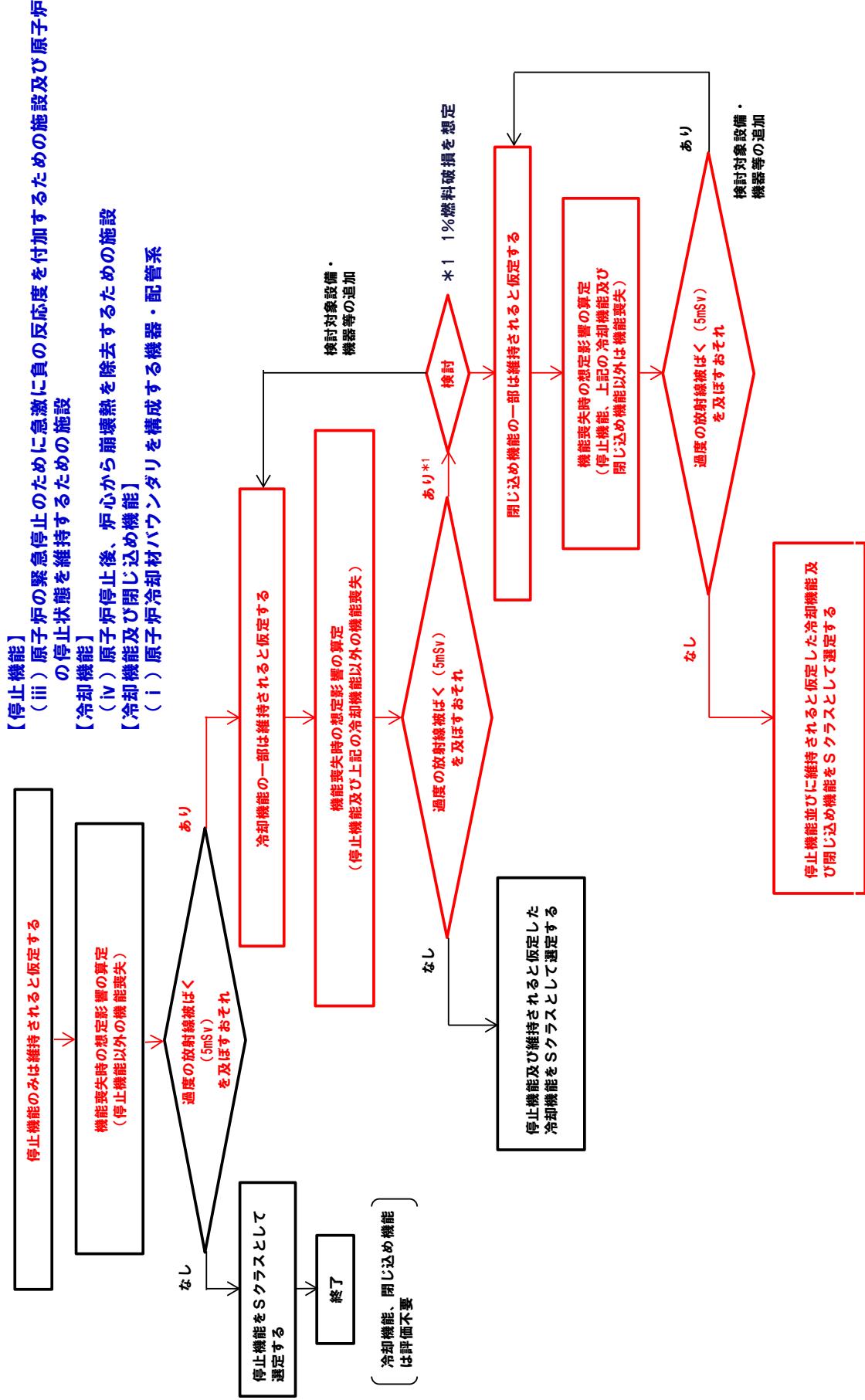
『「停止機能喪失」→「冷却機能喪失」→「閉じ込め機能喪失」』に係る耐震重要度分類の選定プロセスを第 3.1 図に示す。「停止機能：(iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設」は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の別記 1 「試験研究用等原子炉施設の耐震重要度分類の考え方」に基づき、耐震 S クラスとした。なお、「原子炉保護系（スクラム）」は、関連機能として「(viii) その他」に考慮する。「常陽」にあっては、停止機能以外の機能喪失が生じた場合、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあるため、冷却機能の一部を S クラスとし、当該機能が維持されるとする必要がある。ここでは、「冷却機能：(i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系及び (iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」を耐震 S クラスとすることで、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれの発生を防止することができる（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に係る評価結果に包絡される）。

『「停止機能喪失」→「閉じ込め機能喪失」→「冷却機能喪失」』に係る耐震重要度分類の選定プロセスを第 3.2 図に示す。「停止機能：(iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設」は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の別記 1 「試験研究用等原子炉施設の耐震重要度分類の考え方」に基づき、耐震 S クラスとした。なお、「原子炉保護系（スクラム）」は、関連機能として「(viii) その他」に考慮する。「常陽」にあっては、停止機能以外の機能喪失が生じた場合、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあるため、閉じ込め機能の一部を S クラスとし、当該機能が維持されるとする必要がある。ここでは、「閉じ込め機能：(i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系」を耐震 S クラスとした。また、上記に鑑み、「冷却機能：(i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系及び (iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」を耐震 S クラスとすることで、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれの発生を防止することができる（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に係る評価結果に包絡される）。

また、ここでは、原子力発電所耐震設計技術規程等との比較検討も実施することとした。比較検討結果を第3.3図に示す。当該検討に基づき、耐震Sクラスとした施設は、(ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設、(v) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、1次冷却材の漏えいを低減するための施設、(vi) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設、(vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設である。ただし、一部の施設カテゴリにあっては、機能喪失が生じた場合に、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあるかどうかに鑑み、耐震重要度分類を実施した。

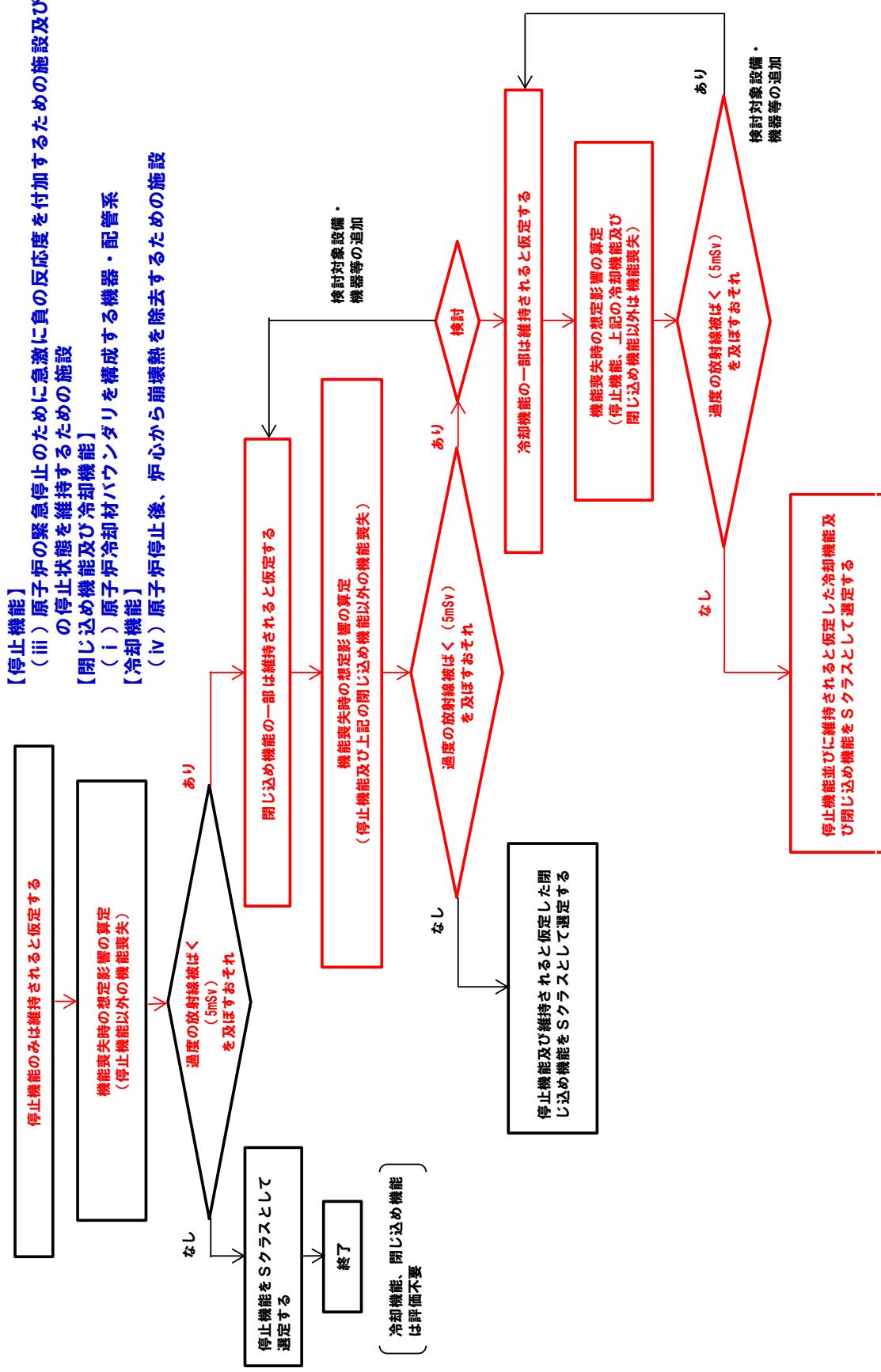
「停止機能→冷却機能→閉じ込め機能」のケース

以下に示す施設をSクラスとすることと、過度の放射線被ばくを排除可能



「停止機能→閉じ込め機能→冷却機能」のケース

以下に示す施設をSクラスとして、過度の放射線被ばくを排除可能



第3.2図 「「停止機能喪失」→「閉じ込め機能喪失」→「冷却機能喪失」」に係る耐震重要度分類の選定プロセス

原子力発電所耐震設計技術規程 JEAC4601-2015	原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEG4601-補-1984	「常陽」重要度分類
[Sクラス] (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 (ii) 使用清燃料を貯蔵するための施設 (iii) 原子炉の緊急停止のために食い止めの反応度を付加するための施設 (iv) 施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設 (v) 原子炉停止後、炉心から前燃熱を除去するための施設 (vi) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から前燃熱を除去するための施設 (vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設 (viii) 津波防護機能を有する施設及び浸水防止機能を有する設備 (ix) 敷地における津波監視機能を有する設備	[A s・Aクラス] (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 (ii) 使用清燃料を貯蔵するための施設 (iii) 原子炉の緊急停止のために食い止めの反応度を付加するための施設 (iv) 施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設 (v) 原子炉停止後、炉心から前燃熱を除去するための施設 (vi) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から前燃熱を除去するための施設 (vii) 放射性物質の放出を直接防ぐための施設 (viii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設 (ix) その他	[Sクラス] (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 (ii) 使用清燃料を貯蔵するための施設 (iii) 原子炉の緊急停止のために食い止めの反応度を付加するための施設 (iv) 施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設 (v) 原子炉停止後、炉心から前燃熱を除去するための施設 (vi) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の漏えいを低減するための施設 (vii) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放出を直接防ぐための施設 (viii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設 (ix) その他
[Bクラス] (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設	[Bクラス] (i) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設	[Bクラス] (i) 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設 (ii) 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設 (iii) 原子炉バークス等のバウンダリを構成する機器・配管系 (iv) 放射性廃棄物を内蔵している施設(ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損によって公衆に与える放射線の影響が年間の周辺監視区域外の許容被ばく線量に比べ十分小ささいものは除く) (v) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 (vi) 使用清燃料を貯蔵するための施設 (vii) 使用清燃料を冷却するための施設 (viii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、Sクラス以外の施設 (ix) その他
[Cクラス] (i) 上記Sクラス、Bクラスに属さない施設		[Cクラス] (i) 原子炉の反応度を制御するための設備で耐震A s、A及びBクラスに属さない施設 (ii) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した設備で耐震A s、A及びBクラスに属さない施設 (iii) 放射線安全に関する設備

4. 既許可の旧分類と新分類との対応

既許可の旧分類と新分類との対応を第4.1図に示す。旧分類A s クラス施設は、新分類S クラス施設としている。旧分類A クラス施設は、一部を新分類S クラス施設、一部を新分類B クラス施設としている。旧分類A クラス施設のうち、新分類B クラス施設としたものには、「(i) 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、S クラス以外の施設」、「(ii) 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、S クラス以外の施設」、「(iii) 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系（一部）」、「(v) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、S クラス以外の施設（一部）」、「(vi) 使用済燃料を貯蔵するための施設で、S クラス以外の施設」、「(vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、S クラス以外の施設」、「(ix) その他（一部）」が該当する。これらの施設を新分類B クラス施設としたプロセス等を以下に示す。

4.1 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、S クラス以外の施設

「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、S クラス以外の施設」には、1次ナトリウム純化系、1次オーバフロー系、1次ナトリウム充填・ドレン系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる容器・配管・ポンプ・弁（S クラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。）が該当する。これらは、S クラスに属する弁等により、原子炉冷却材バウンダリから隔離された施設であり、機能喪失を想定しても、原子炉停止後、炉心から崩壊熱が除去され、燃料体の健全性が確保されるため、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、新分類B クラス施設とした。なお、機能喪失を想定した場合の敷地境界外における実効線量は、設計基準事故である「1次冷却材漏えい事故」に包絡される（5mSv を下回る）。

4.2 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、S クラス以外の施設

「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、S クラス以外の施設」には、2次ナトリウム純化系、2次補助冷却系、2次ナトリウム充填・ドレン系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる容器・配管・ポンプ・弁（S クラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。）が該当する。これらは、S クラスに属する弁等により、冷却材バウンダリから隔離された施設であり、機能喪失を想定しても、原子炉停止後、炉心から崩壊熱が除去され、燃料体の健全性が確保されるため、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、新分類B クラス施設とした。また、放射性物質を有しない施設であり、機能喪失を想定しても、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはない。ただし、2次補助系については、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止のための資機材に該当するため、実用発電用原子炉の設置許可基準を最新知見として参考とし、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないように整備する（新分類S クラス相当）。

4.3 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系（一部）

「原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系」には、1次アルゴンガス系のうち、原子炉カバーガスのバウンダリに属する容器・配管・弁（ただし、計装等の小口径のものを除く。）、及び回転プラグ（ただし、計装等の小口径のものを除く。）が該当する。原子炉カバー

ガスのバウンダリに属する容器・配管・弁は既許可よりBクラス施設であり、これらの取扱いに変更はなく、回転プラグが、旧分類Aクラス施設のうち、新分類Bクラス施設としたものに該当する。回転プラグは、原子炉カバーガス等のバウンダリの一部であり、機能喪失を想定しても、原子炉停止後、炉心から崩壊熱が除去され、燃料体の健全性が確保される。また、敷地境界外における実効線量は、設計基準事故である「1次アルゴンガス漏えい事故」に包絡される（5mSvを下回る）。ただし、原子炉のカバーガス等のバウンダリ及び回転プラグについては、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止のための資機材に該当するため、実用発電用原子炉の設置許可基準を最新知見として参考とし、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないように整備する（新分類Sクラス相当）。

4.4 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、Sクラス以外の施設（一部）

「放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、Sクラス以外の施設」には、核燃料物質取扱設備（Sクラスに属するものを除く。）及び放射線低減効果の大きい遮蔽（安全容器及び遮へいコンクリート冷却系を含む。）が該当する。核燃料物質取扱設備及び放射線低減効果の大きい遮蔽は、既許可よりBクラス施設であり、これらの取扱いに変更はない。一方、安全容器及び遮へいコンクリート冷却系については、仮想事故時において、冷却材保持機能及び崩壊熱除去機能に期待しており、既許可では旧分類Aクラス施設としてきたが、ここでは、当該機能喪失を想定しても、原子炉停止後、炉心から崩壊熱が除去され、燃料体の健全性が確保されるため、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、Bクラスに属する「放射線低減効果の大きい遮蔽」を支持等するための施設として、当該施設と同等とした。ただし、安全容器及び遮へいコンクリート冷却系については、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止のための資機材に該当するため、実用発電用原子炉の設置許可基準を最新知見として参考とし、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないように整備する（新分類Sクラス相当）。

4.5 使用済燃料を貯蔵するための施設で、Sクラス以外の施設

「使用済燃料を貯蔵するための施設で、Sクラス以外の施設」には、第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備及び第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備の貯蔵ラック及び水冷却池が該当する。

第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備及び第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備に貯蔵される使用済燃料は、原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備等で1年以上冷却貯蔵されたものとしている。また、第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備水冷却池にあっては600体、第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備水冷却池にあっては350体の使用済燃料を貯蔵する能力を有する（合計：950体）。燃料集合体の燃焼度が一様に最大燃焼度に達した場合に燃料集合体に蓄積される希ガス及びよう素の100%に相当する量（950体の同時破損を想定）が、瞬時に水中に放出され、さらに、水中に存在する希ガス及びよう素の100%が建物内に瞬時に放出され、その全量が直接大気中に放出されるものとした場合の敷地境界外における実効線量は、以下に示すように5mSvを下回る。なお、燃料集合体は、最大燃焼度に達した後、13日間の燃料交

換、60日間の炉内燃料貯蔵ラックでの中間貯蔵、5日間の燃料取扱作業及び365日の原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備水冷却池における冷却を考慮している。その他の条件は、設計基準事故の「燃料取替取扱事故」と同じである。

【大気中に放出される核分裂生成物】

- ・ よう素 (I-131 換算) : 約 6.5×10^2 Bq
- ・ 希ガス (γ 線 0.5MeV 換算) : 約 3.6×10^{13} Bq

【敷地境界外における実効線量】

- ・ よう素の吸入による小児の内部被ばく : 約 1.8×10^{-8} mSv
- ・ 希ガスの γ 線による外部被ばく : 約 2.5×10^{-1} mSv
- ・ 合計 : 約 2.5×10^{-1} mSv

4.6 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、Sクラス以外の施設

「放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、Sクラス以外の施設」には、外周コンクリート壁、アニュラス部排気系（アニュラス部常用排気フィルタを除く。）、非常用ガス処理装置、主排気筒が該当する。

設計基準事故である「1次冷却材漏えい事故」、「1次アルゴンガス漏えい事故」及び「気体廃棄物処理設備破損事故」では、すべての燃料集合体の燃焼度が一様に最大燃焼度に達した場合に炉心に蓄積される希ガス及びよう素の1%に相当する量が、1次冷却材中に放出されるものとした評価を実施している。「1次冷却材漏えい事故」及び「1次アルゴンガス漏えい事故」において、格納容器内に放出された希ガス及びよう素は、①アニュラス部→アニュラス部排気系・非常用ガス処理装置→主排気筒から放出（主排気筒放出）、②格納容器ドーム部から直接放出（地上放出）の経路で大気中に放出される。「気体廃棄物処理設備破損事故」においては、①空調換気設備→主排気筒から放出（主排気筒放出）、②直接放出（地上放出）の経路で大気中に放出される。非常用換気設備のフィルタにおけるよう素の除去効率を無視するとともに、希ガス及びよう素は主排気筒を経由せず、直接大気放出（地上放出）されるものとした場合の敷地境界外における実効線量は、以下に示すように 5mSv を下回る。なお、その他の条件は、設計基準事故の「1次冷却材漏えい事故」、「1次アルゴンガス漏えい事故」及び「気体廃棄物処理設備破損事故」と同じである。設計基準事故の評価条件との比較を第4.1表に示す。

1次冷却材漏えい事故

【大気中に放出される核分裂生成物】

- ・ よう素 (I-131 換算) : 約 1.4×10^{11} Bq
- ・ 希ガス (γ 線 0.5MeV 換算) : 約 5.0×10^{11} Bq

【敷地境界外における実効線量】

- ・ よう素の吸入による小児の内部被ばく : 約 2.0mSv
- ・ 希ガスの γ 線による外部被ばく : 約 2.6×10^{-3} mSv
- ・ 合計 : 約 2.0mSv

1次アルゴンガス漏えい事故

【大気中に放出される核分裂生成物】

- ・ よう素 (I-131 換算) : 約 9.0×10^8 Bq
- ・ 希ガス (γ 線 0.5MeV 換算) : 約 1.8×10^{13} Bq

【敷地境界外における実効線量】

- ・ よう素の吸入による小児の内部被ばく : 約 1.4×10^{-2} mSv
- ・ 希ガスの γ 線による外部被ばく : 約 9.4×10^{-2} mSv
- ・ 合計 : 約 1.1×10^{-1} mSv

気体廃棄物処理設備破損事故

【大気中に放出される核分裂生成物】

- ・ よう素 (I-131 換算) : 約 1.6×10^9 Bq
- ・ 希ガス (γ 線 0.5MeV 換算) : 約 1.6×10^{13} Bq

【敷地境界外における実効線量】

- ・ よう素の吸入による小児の内部被ばく : 約 4.3×10^{-2} mSv
- ・ 希ガスの γ 線による外部被ばく : 約 1.1×10^{-1} mSv
- ・ 合計 : 約 1.5×10^{-1} mSv

4.7 その他（一部）

「その他」には、中央制御室（Sクラスに属するものを除く。）、非常用ディーゼル電源系（Sクラスに属するものを除く）、交流無停電電源系（Sクラスに属するものを除く。）、直流無停電電源系（Sクラスに属するものを除く。）、電気計装設備（事故時監視計器の一部）、補機冷却設備（上記（i）～（vii）に関連するもの）、空調換気設備（上記（i）～（vii）に関連するもの）が該当する。これらは、上記の分類変更に対応し、該当する部分の分類を変更したものである。

第4.1表 設計基準事故の評価条件との比較

	事故	冷却材中→格納容器内 雰囲気への移行	格納容器内 アレートアウト等 による減衰	冷却材中→ カバーガス中 への移行	格納容器内 雰囲気→ 大気中への移行	ダンプタンク等 における減衰	建物内雰囲気→ 大気中への移行
設計基準事故	1次冷却材 漏えい事故	希ガス：100% よう素：10%	希ガス：無視 よう素： 無機：半減期 1h 有機：無視				
	1次 アルゴンガス 漏えい事故		希ガス：無視 よう素：無視			主排気筒 又は直接*	
	气体廃棄物 処理設備 破損事故						
耐震重要度分類 (放射性物質の 放出を伴うよ うな事故の際にそ の外部放散を抑 制するための施 設で、Sクラス以 外の施設)	1次冷却材 漏えい事故	希ガス：100% よう素：10%	希ガス：無視 よう素： 無機：半減期 1h 有機：無視				
	1次 アルゴンガス 漏えい事故		希ガス：無視 よう素：無視			主排気筒 又は直接*	
	气体廃棄物 処理設備 破損事故						

*1： 主排気筒は非常用換気設備を経由（非常用換気設備のフィルタのよう素に対する除去効率：90%）。それぞれの経路から大気中に放出されるよう素（I-131換算）、希ガス（γ線 0.5MeV換算）の量を以下に示す。

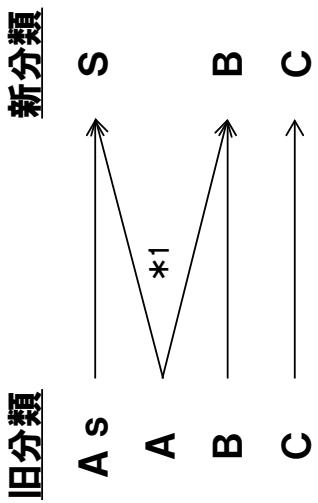
「1次冷却材漏えい事故」；主排気筒放出：よう素 $1.4 \times 10^{11} \text{Bq}$ 、希ガス $4.9 \times 10^{10} \text{Bq}$ 、直接放出：よう素 $2.5 \times 10^8 \text{Bq}$ 、希ガス $8.9 \times 10^8 \text{Bq}$
「1次アルゴンガス漏えい事故」；主排気筒放出：よう素 $9.0 \times 10^7 \text{Bq}$ 、希ガス $1.8 \times 10^{13} \text{Bq}$ 、直接放出：よう素 $1.7 \times 10^9 \text{Bq}$ 、希ガス $3.3 \times 10^{10} \text{Bq}$

*2： ①アニユラス部→原子炉附属建物から直接放出（地上放出）、②格納容器ドーム部から直接放出（地上放出）の経路がある。なお、経路①において、

非常用換気設備を経由しないものとし、非常用換気設備のフィルタのよう素に対する除去効率を無視する。それぞれの経路から大気中に放出されるよう素（I-131換算）、希ガス（γ線 0.5MeV換算）の量を以下に示す。設計基準事故と比較したとき、放出量としては、経路①のよう素の量が異なるのみであるが、経路①の相対線量及び相対濃度についても経路②と同様に地上放出のものを使用しているため、放出量の違い以上に実効線量が大きくなる。

「1次冷却材漏えい事故」；経路①：よう素 $1.4 \times 10^{11} \text{Bq}$ 、希ガス $4.9 \times 10^{10} \text{Bq}$ 、経路②：よう素 $2.5 \times 10^8 \text{Bq}$ 、希ガス $8.9 \times 10^8 \text{Bq}$
「1次アルゴンガス漏えい事故」；経路①：よう素 $9.0 \times 10^7 \text{Bq}$ 、希ガス $1.8 \times 10^{13} \text{Bq}$ 、経路②：よう素 $1.7 \times 10^9 \text{Bq}$ 、希ガス $3.3 \times 10^{10} \text{Bq}$

注： 下線は設計基準事故の評価条件と異なる箇所を示す。



新分類	「旧分類Aクラス→新分類Bクラス」に該当する主な施設	備考
A	(i) 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵する施設で、Sクラス以外の施設	1次ナトリウム純化系、1次オーバフロー系、1次ナトリウム充填・ドレン系(Sクラスに属する弁等により、原子炉冷却材バウンダリから隔離された施設)
B	(ii) 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵する施設で、Sクラス以外の施設	2次ナトリウム純化系、2次補助冷却系、2次ナトリウム充填・ドレン系(Sクラスに属する弁等により、冷却材バウンダリから隔離された施設)
C	(iii) 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系	回転プラグ (原子炉カバーガス等のバウンダリの一部) ※一部が該当
	(v) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、Sクラス以外の施設	安全容器及び遮へいコンクリート冷却系 (Bクラスに属する「放射線低減効果の大きい遮蔽」を支持等するための施設) ※一部が該当
	(vi) 使用清燃料を貯蔵するための施設で、Sクラス以外の施設	第一使用清燃料貯蔵建物及び第二使用清燃料貯蔵ラック
	(vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、Sクラス以外の施設	主排気筒及び非常用ガス処理装置
	(ix) その他	※一部が該当 (上記の分類変更に対応し、該当する部分の分類を変更)

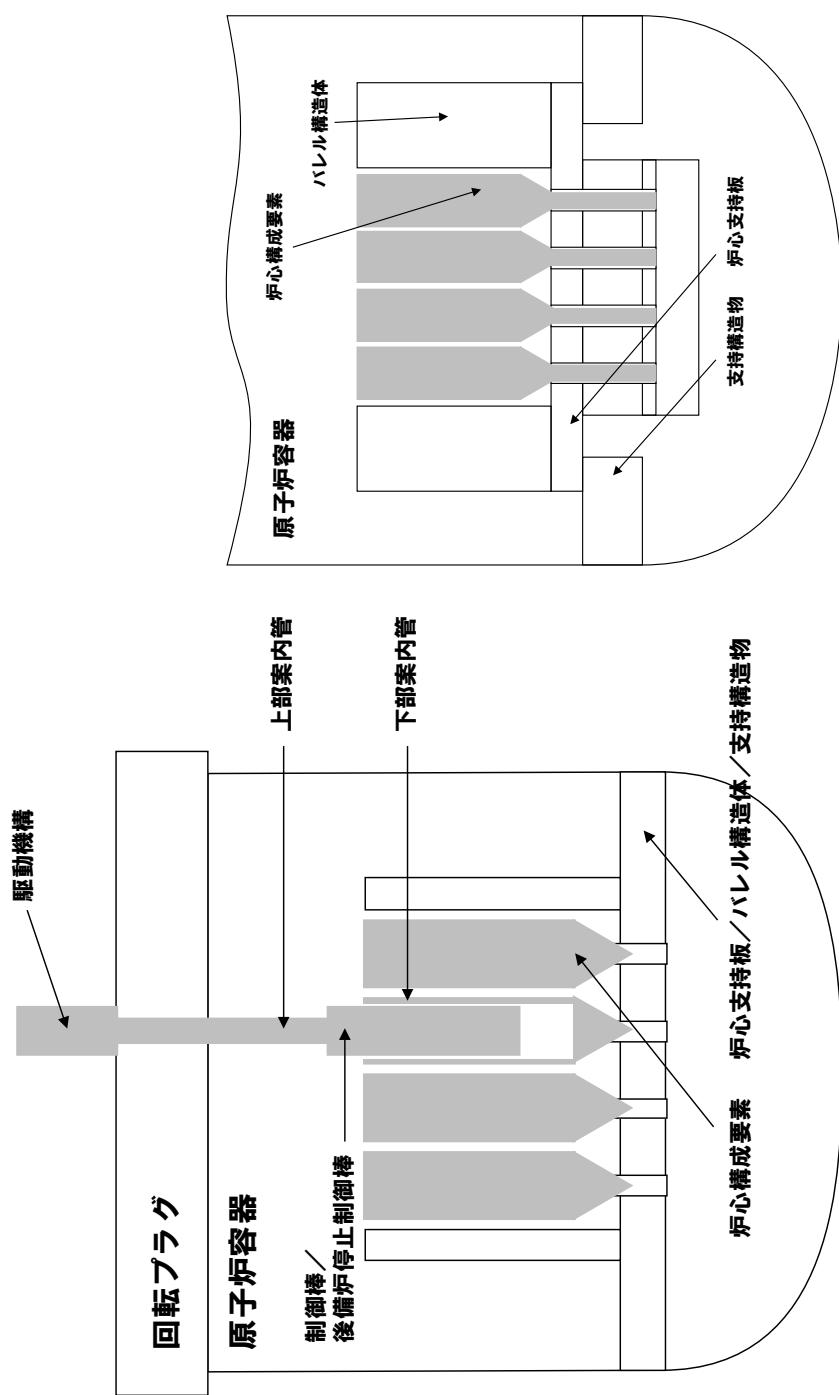
第4.1図 既許可の旧分類と新分類との対応

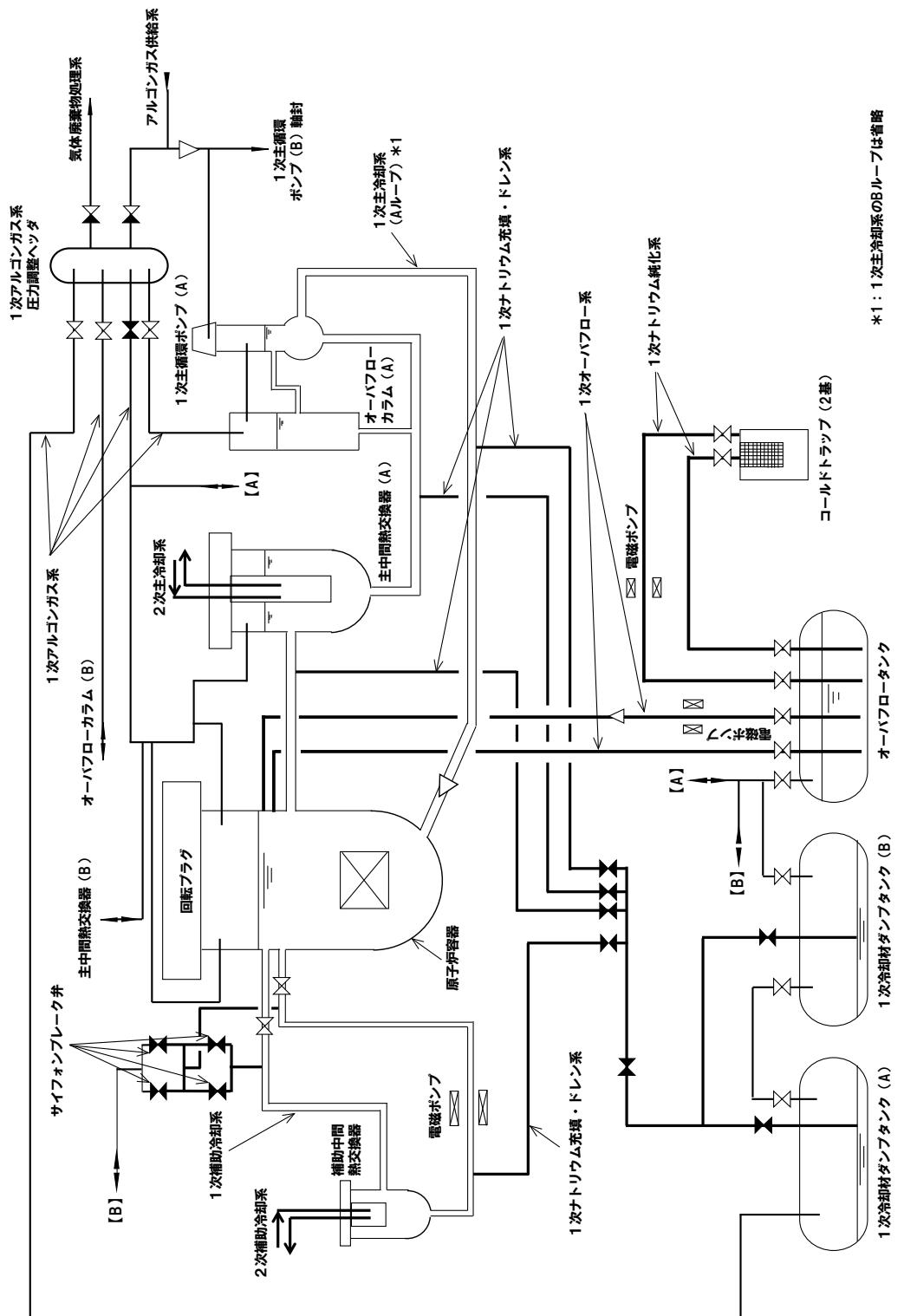
【旧分類Aクラス施設のうち、
新分類Bクラス施設としたものの安全機能の重要度分類】

「旧分類Aクラス→新分類Bクラス」に該当する主な施設	該当する安全機能の重要度分類	備考
1次ナトリウム純化系 1次オーバフロー系 1次ナトリウム充填・ドレン系 (Sクラスに属する弁等により、原子炉冷却材バウンダリから隔離された施設)	P S - 3 : 1次冷却材を内蔵する機能 (P S - 1以外のもの) ※ 1次ナトリウム純化系、1次オーバフロー系、及び1次ナトリウム充填・ドレン系の一部は、P S - 2の「原子炉カバーガス等のバウンダリ機能」にも属する。	
2次ナトリウム純化系 2次補助冷却系 2次ナトリウム充填・ドレン系 (Sクラスに属する弁等により、冷却材バウンダリから隔離された施設)	該当なし	※ 2次補助冷却系については、B D B A資機材として、Sクラス相当
回転プラグ (原子炉カバーガス等のバウンダリの一部)	P S - 2 : 原子炉カバーガス等のバウンダリ機能	※ 回転プラグについては、B D B A資機材として、Sクラス相当
安全容器及び遮へいコンクリート冷却系 (Bクラスに属する「放射線低減効果の大きい遮蔽」を支持等するための施設)	M S - 2 : 放射線の遮蔽及び放出低減機能	※ 安全容器及び遮へいコンクリート冷却系については、B D B A資機材として、Sクラス相当
第一使用済燃料貯蔵建物及び第二使用済燃料貯蔵建物の水冷却池及び貯蔵ラック	P S - 2 : 原子炉冷却材バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	
主排気筒及び非常用ガス処理装置	M S - 2 : 放射線の遮蔽及び放出低減機能	

【耐震 S クラス施設及び耐震 B クラス施設の
構造概要 (参考図)】

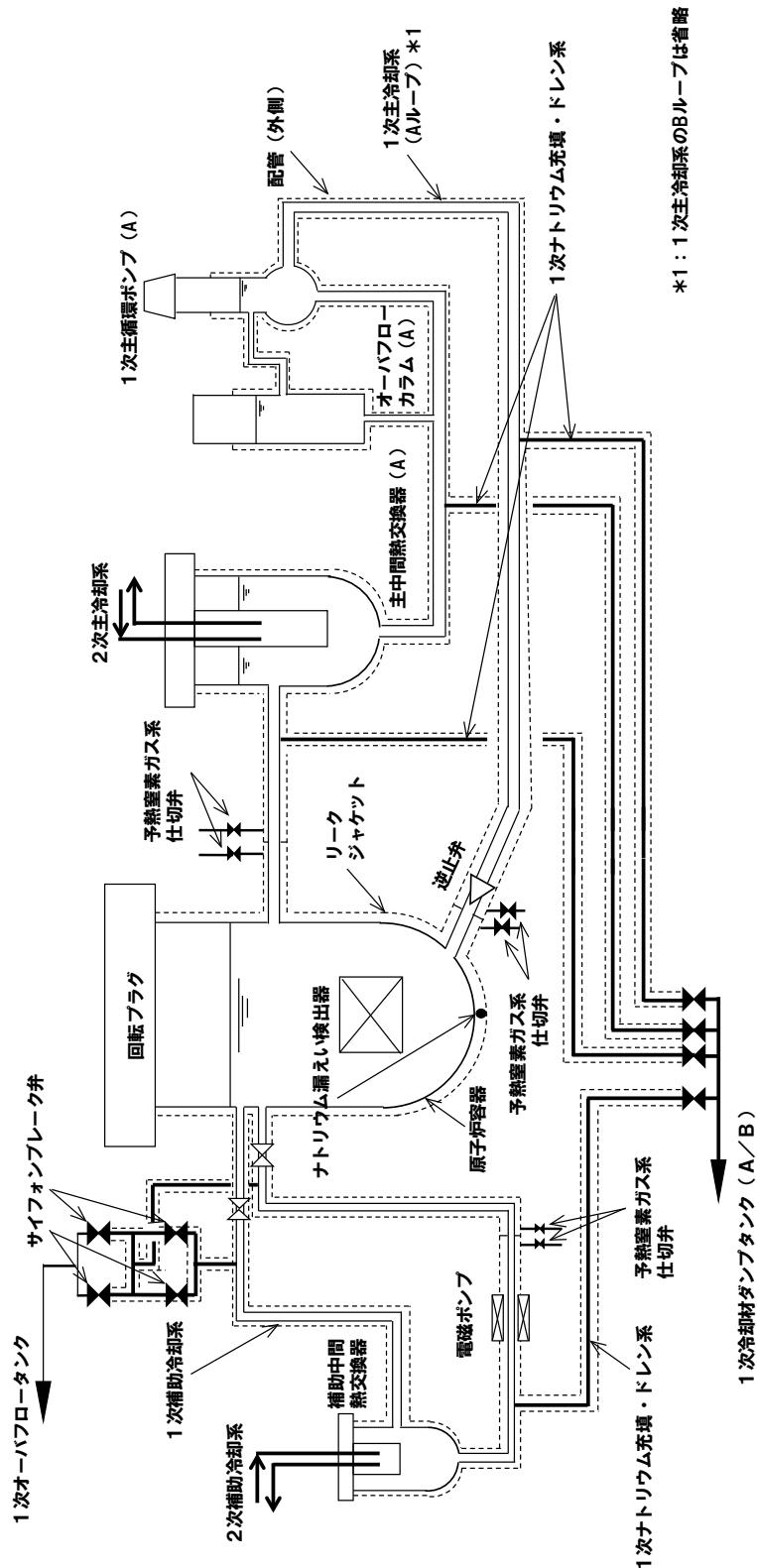
参考図1 原子炉本体の構造概要



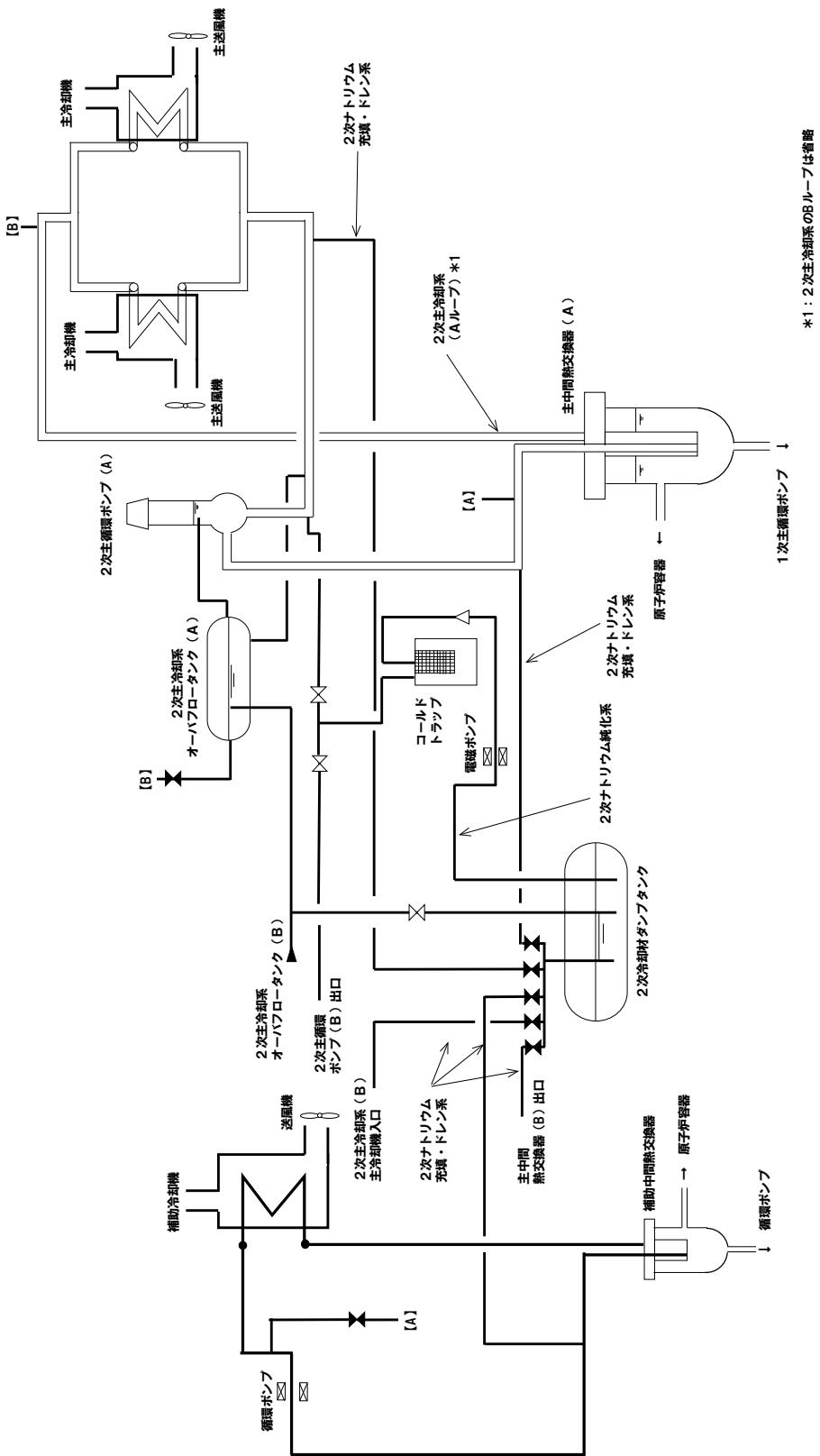


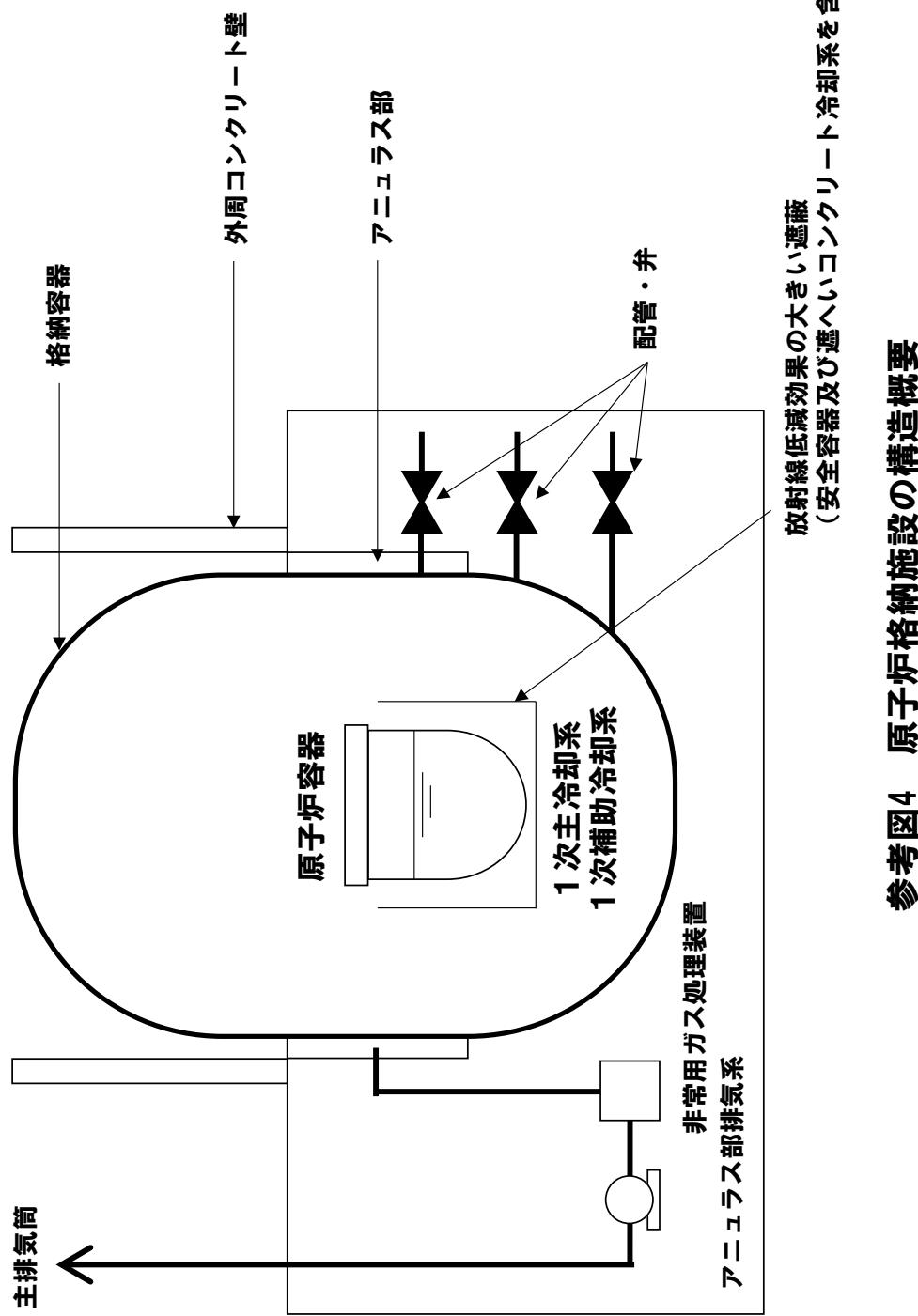
参考図2 原子炉冷却系統施設の構造概要（1/3）

参考図2 原子炉冷却系統施設の構造概要（2/3）



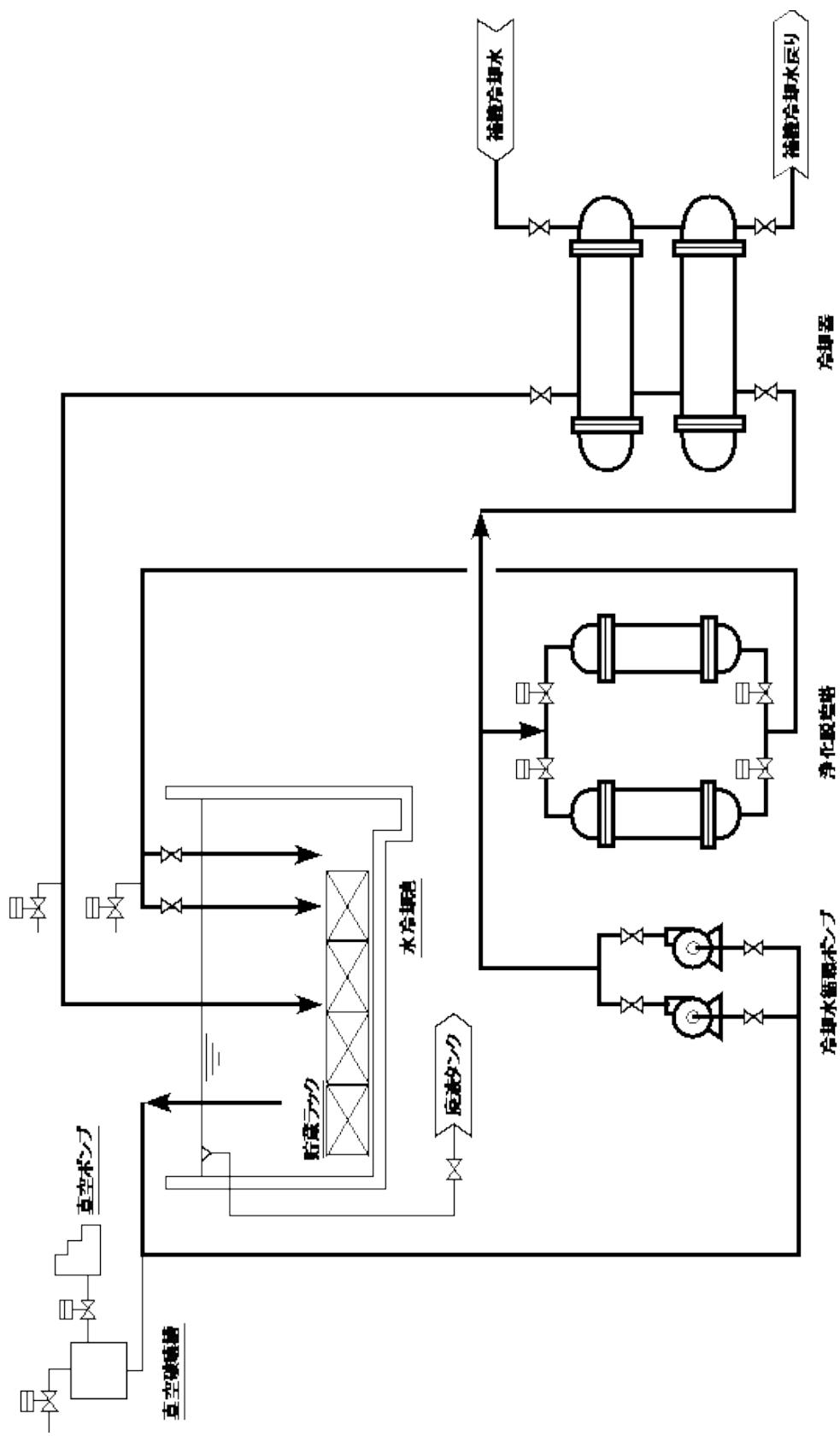
参考図3 原子炉冷却系系統施設の構造概要（3/3）



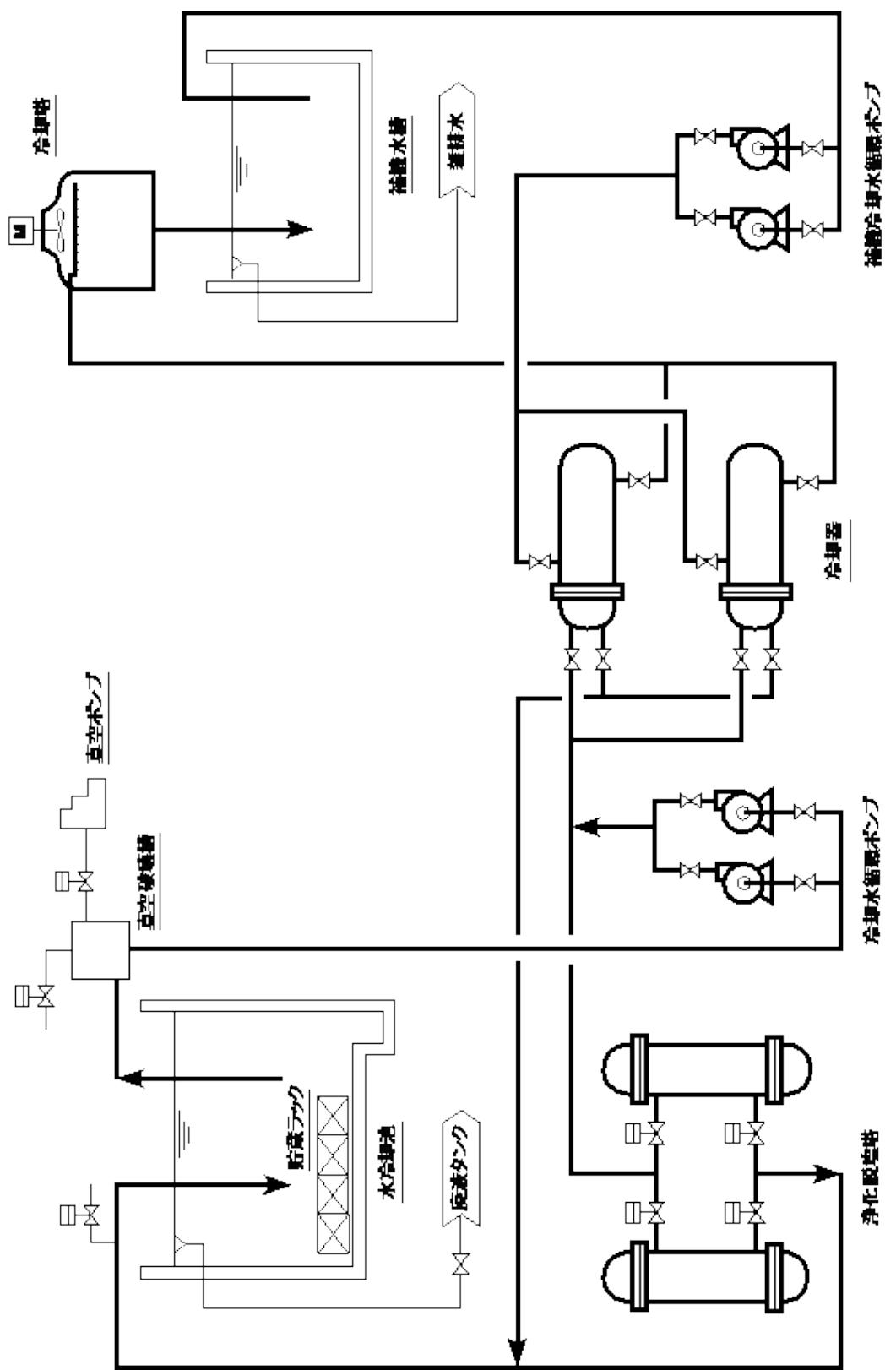


参考図5 核燃料物質取扱設備の構造概要

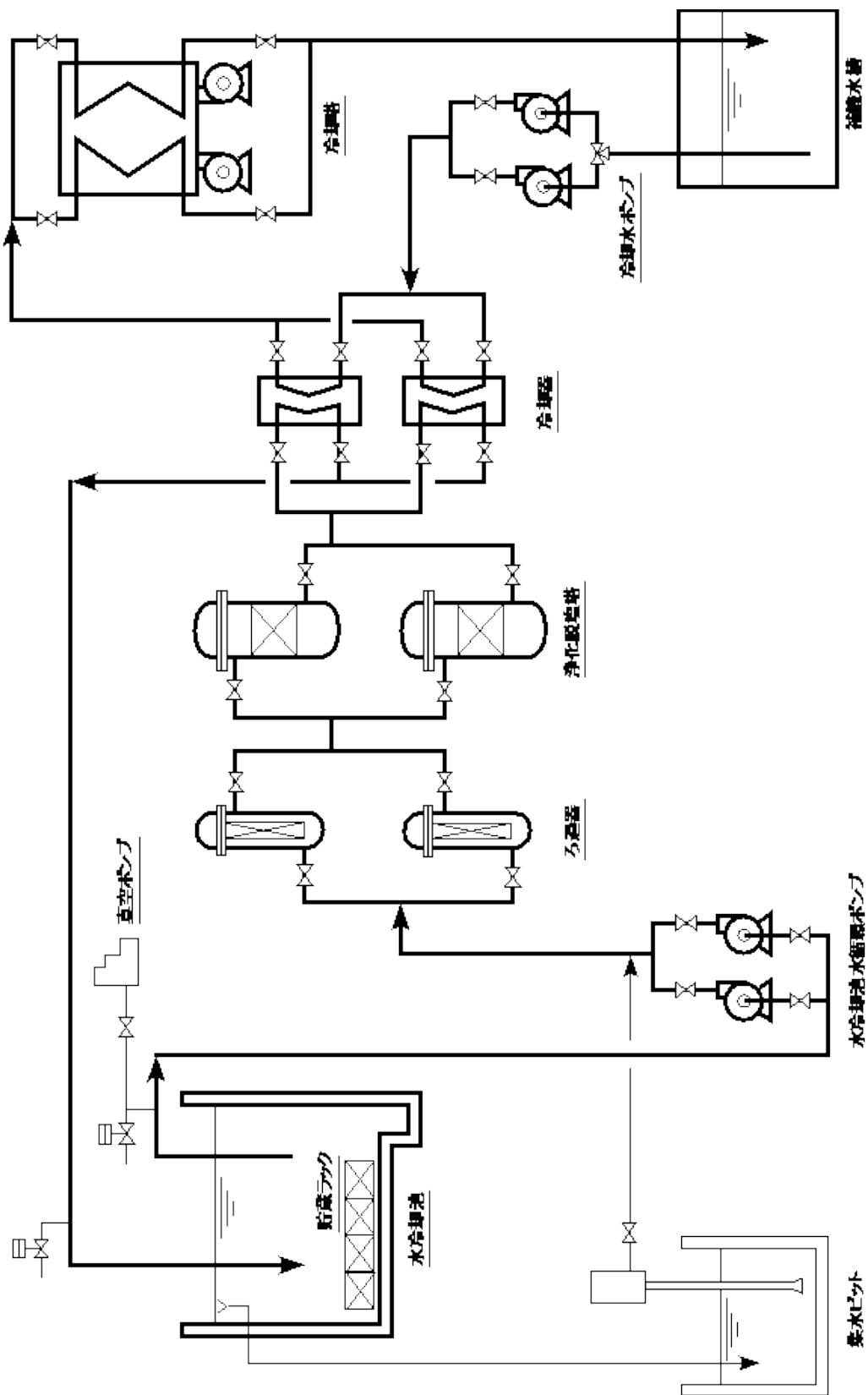
核物質防護情報（管理情報）が含まれているため公開できません。



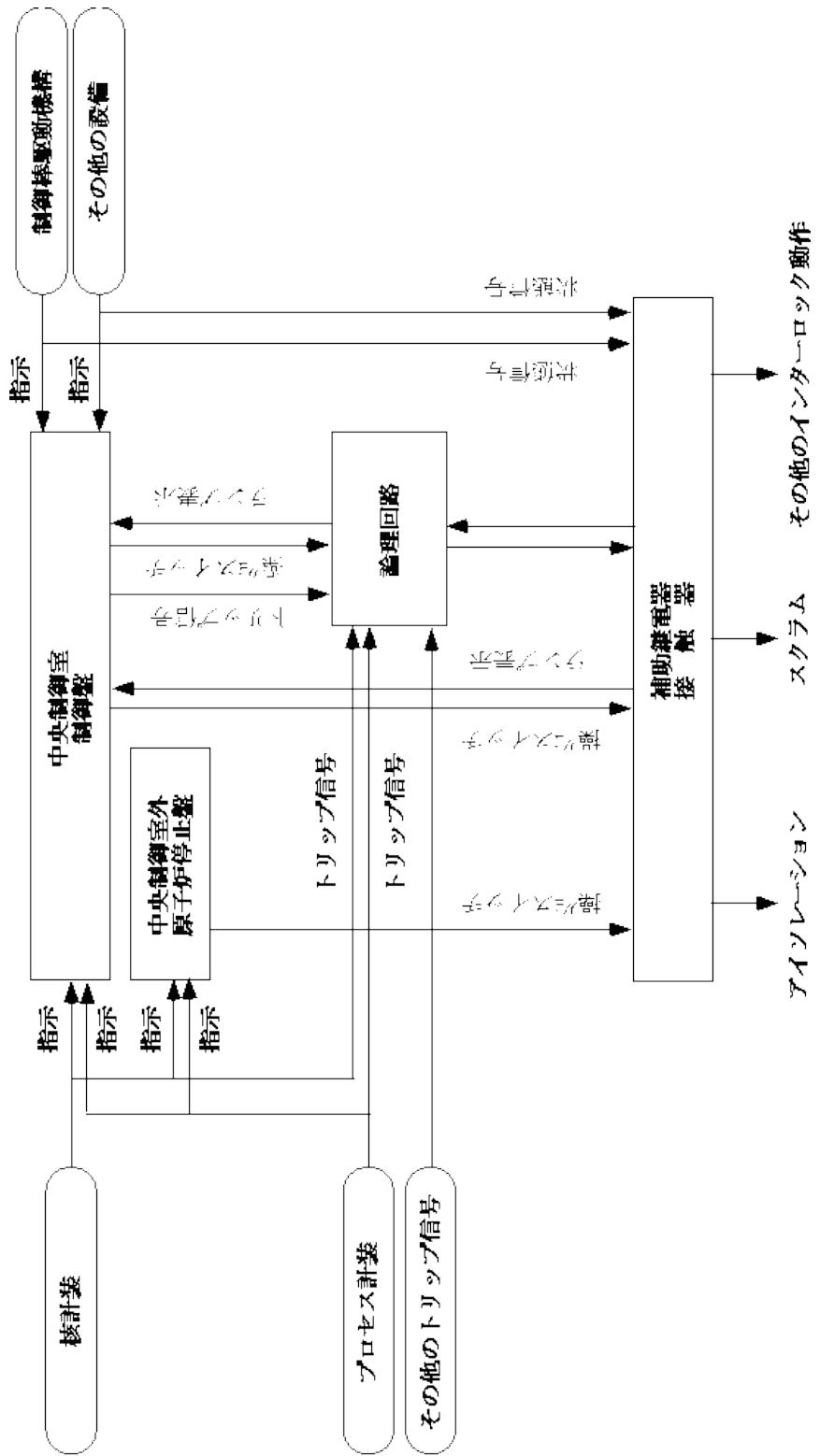
参考図6 原子炉附属建物使用清燃料貯蔵設備の構造概要



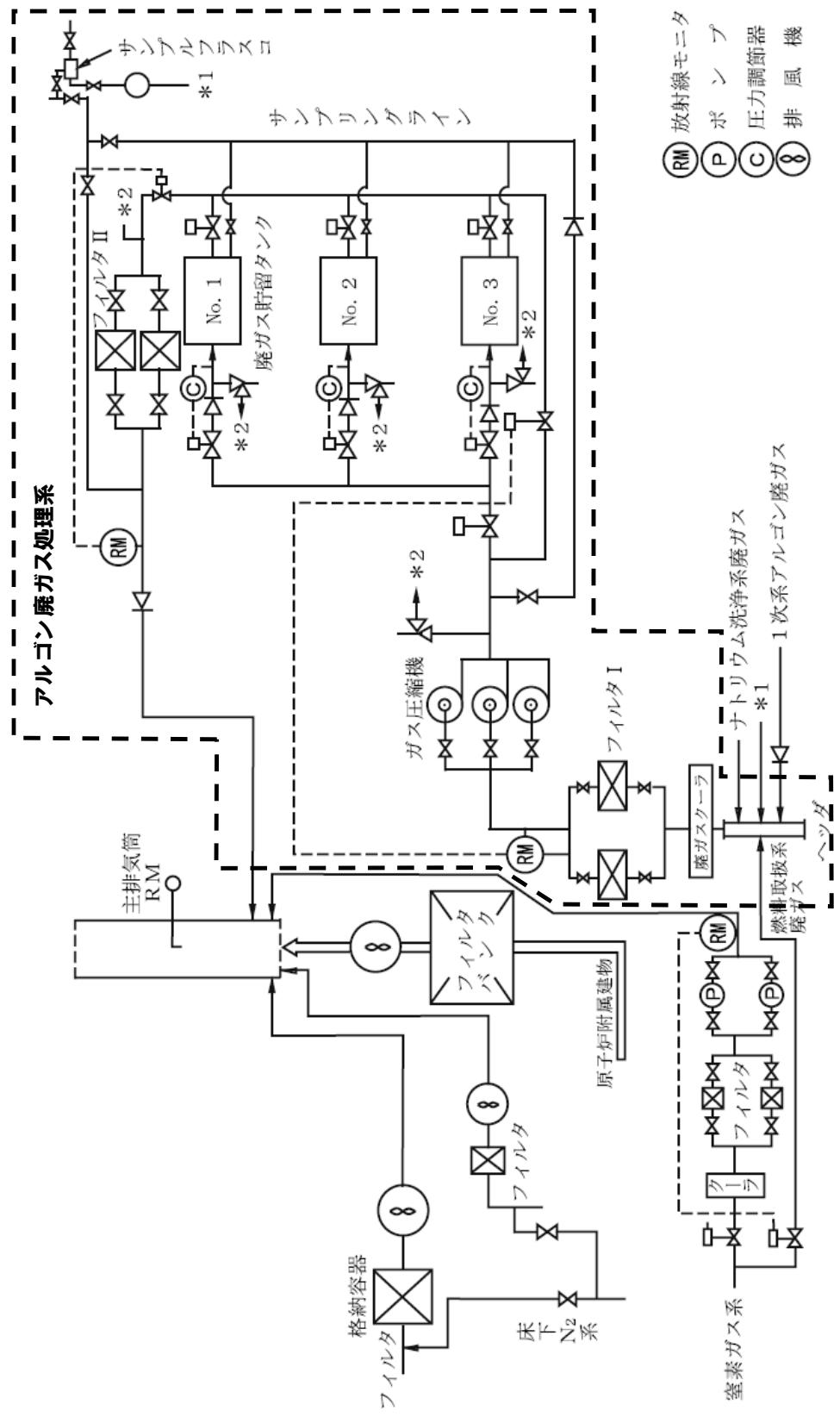
参考図7 第一使用清燃料貯蔵建物使用清燃料貯蔵設備の構造概要



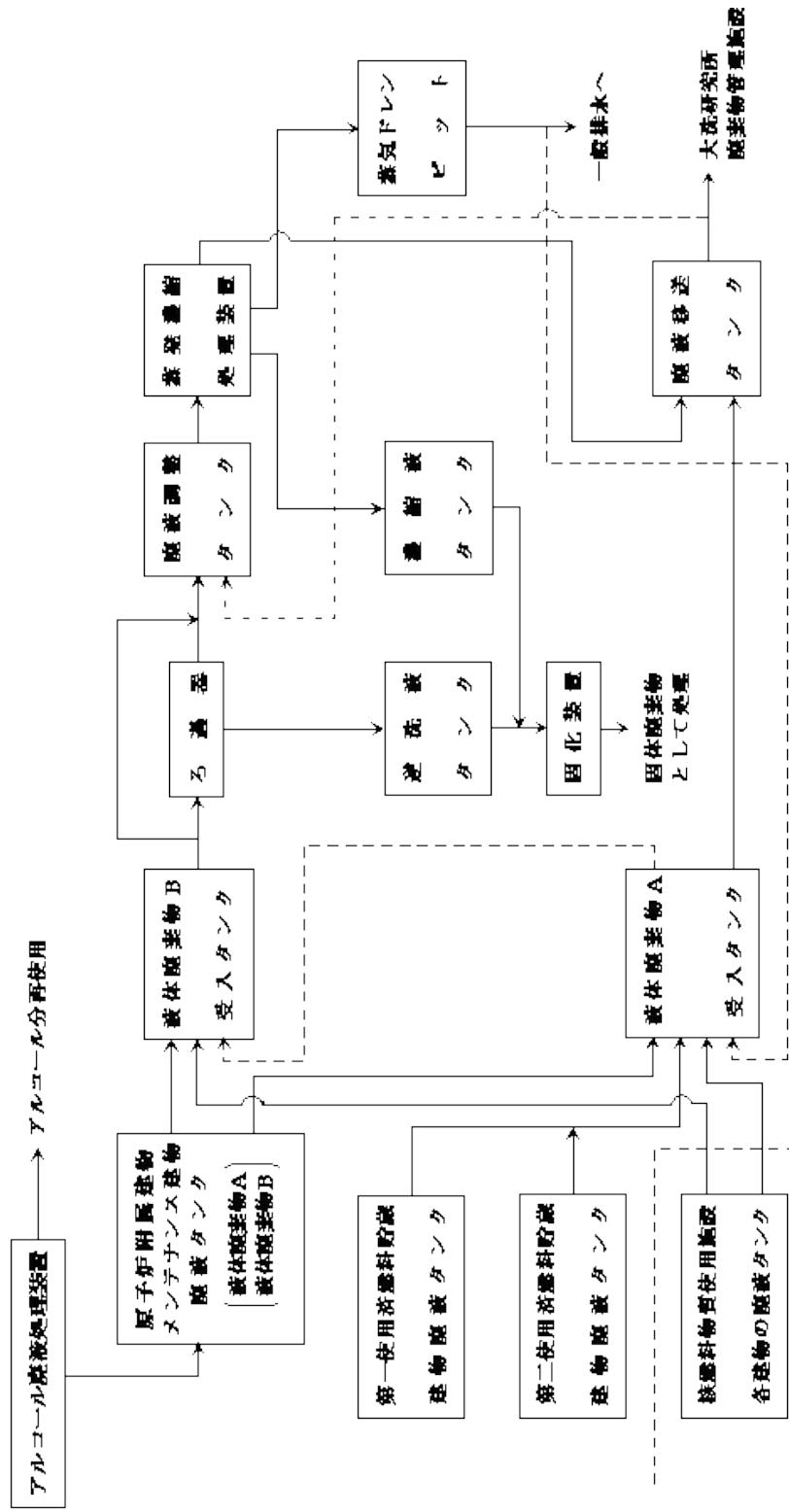
参考図8 第二使用済燃料貯蔵建物使用清燃料貯蔵設備の構造概要



参考図9 安全保護回路の構造概要



参考図10 気体廃棄物処理系の構造概要



参考図11 液体廃棄物処理系の構造概要

「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、

Sクラス以外の施設」に

基準地震動による地震力が作用した場合の影響

「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」には、以下の設備が該当する。

- ・ 1次ナトリウム純化系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁（ただし、計装等の小口径のものを除く。）
- ・ 1次オーバフロー系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁（ただし、計装等の小口径のものを除く。）
- ・ 1次ナトリウム充填・ドレン系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・弁（Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。）

上記設備は、設置許可基準規則の第8条（火災による損傷の防止）に関し、基準地震動による地震力に対して、ナトリウムが漏えいする様子がないように設計するものとしており、当該地震力により破損することはない。

なお、添付書類10においては、設計基準事故の一つとして想定した「1次冷却材漏えい事故」において、1次主冷却系又は1次補助冷却系の配管の破損を想定し、炉心冷却能力の観点で、当該配管の破損に伴う原子炉容器のナトリウム液位の低下により原子炉が自動停止、崩壊熱除去運転に移行し、十分な冷却が可能であることを確認している。また、放射性物質の閉じ込めの観点で、原子炉停止後に格納容器（床下）を空気雰囲気に置換した状態におけるナトリウムの燃焼を想定し、格納容器の健全性が確保されること及び周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと（実効線量：5mSv以下）を確認している。

以下に、耐震重要度分類の分類に当たって、「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」が破損した場合の影響を示す。

（1）炉心冷却能力

1次ナトリウム純化系は、オーバフロータンクから1次冷却材を汲み出し、コールドトラップ等を経由して、当該冷却材をオーバフロータンクに還流する回路を構成する。1次ナトリウム純化系は、原子炉冷却材バウンダリに接続されていないため、当該系統が破損し、1次冷却材が漏えいした場合にあっても、原子炉容器のナトリウム液位が低下することはなく、炉心流量が減少することもない。

1次オーバフロー系は、オーバフロータンクから1次冷却材を原子炉容器に汲み上げ、原子炉容器から所定の液位（以下「運転時液位」という。）を超える1次冷却材をオーバフロータンクに還流する回路を構成する。原子炉容器からオーバフロータンクへの還流側における原子炉容器内の開口部は、原子炉容器のナトリウム液位を運転時液位に維持する箇所に設置しており、当該範囲の配管等が破損し、1次冷却材が漏えいした場合にあっても、原子炉容器のナトリウム液位が低下することはなく、炉心流量が減少することもない。また、原子炉容器への汲上げ側における原子炉容器内の開口部は、1次主冷却系による冷却材の循環を確保するために必要な液位よりも上方に設置しており、当該範囲の配管等が破損し、1次冷却材が漏えいした場合には、原子炉容器のナトリウム液位が低下するものの、1次主冷却系による冷却材の循環に必要な液位を下回ることはなく、事象

進展は、添付書類 10において、設計基準事故の一つとして想定した「1次冷却材漏えい事故」に包絡される。

1次ナトリウム充填・ドレン系について、原子炉冷却材バウンダリを構成する弁までがSクラスの施設であり、当該弁は原子炉運転中において「閉」である。Sクラス以外の1次ナトリウム充填・ドレン系の配管等が破損した場合にあっても、原子炉容器のナトリウム液位が低下することはなく、炉心流量が減少することもない。

なお、1次冷却材の漏えいを確認した場合、運転員は、手動スクラムにより、原子炉を停止するものとする。

以上より、「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」の破損を想定し、1次冷却材が漏えいしたとしても、炉心冷却能力は確保される。

(2) 放射性物質の閉じ込め

原子炉運転中、格納容器（床下）は窒素雰囲気に維持するため、「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」が破損し、1次冷却材が漏えいした場合にあっても、ナトリウムの燃焼は防止される。また、原子炉停止後に格納容器（床下）を空気雰囲気に置換し、ナトリウムの燃焼により格納容器内の温度及び圧力が上昇し、格納容器内に放出された核分裂生成物の一部が格納容器外へ漏えいすることを想定した場合にあっても、実効線量は約2.2mSv(5mSv以下)であり、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。なお、当該評価における主要な条件を以下に示す。

- (i) 全ての燃料集合体の燃焼度が一様に最高燃焼度に達した場合に炉心に蓄積される希ガス及びよう素の1%に相当する量が1次冷却材中に放出されているものとする。
- (ii) 原子炉停止後14^{*1}日間の冷却を考慮するものとする。

*1：原子炉停止後に格納容器（床下）を空気置換する際には、1次冷却材を1次冷却材ダンプタンクへドレンするものとしている。当該ドレンに当たっては、崩壊熱が減衰（200kW以下）している必要があるため、原子炉停止後に格納容器（床下）を空気置換するまでには、14日以上の減衰期間を要する。

- (iii) 1次冷却材中の希ガスの100%、よう素の20%^{*2}が格納容器内に放出されるものとする。

*2：格納容器内へのよう素の放出割合は、1次オーバフロー系、1次純化系及び1次ナトリウム充填・ドレン系（Sクラスに属するものを除く。）の配管等が破損し、約15tのナトリウムが燃焼すること（ナトリウムの燃焼は、格納容器内の酸素がナトリウムとの反応により消費され、酸素濃度の低下により収束するまで継続すると仮定し、格納容器内の酸素量より設定）、並びに、1次純化系のコールドトラップに付着したよう素（付着割合 10%：コールドトラップのメッシュ表面積等を踏まえ設定）を考慮し、設定した。

- (iv) 核分裂生成物の放出経路は、非常用換気設備、主排気筒を経由せず、全て格納容器から直接大気中に放出されるものとする。

以上より、「1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」の破損

を想定しても、原子炉停止後、炉心から崩壊熱が除去され、燃料体の健全性が確保されること、また、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、新分類Bクラスの施設に該当する。

地震時における格納容器（床下）窒素雰囲気の維持

原子炉運転時にあっては、格納容器（床上）を空気雰囲気（酸素濃度 19%以上／約 0.1kPa[gage]）に、格納容器（床下）を窒素雰囲気（酸素濃度 4%以下／約 0.1kPa[gage]）に維持する。基準地震動に相応する地震時における格納容器（床下）窒素雰囲気の維持状況を以下に示す。

1. 地震の発生により、「地震（水平加速度：150gal）」が作動し、原子炉は自動停止する。なお、格納容器（床下）に設置される、1次冷却材又は2次冷却材を内包するもののうち、Bクラスの施設にあっても、設置許可基準規則の第8条（火災による損傷の防止）に関し、基準地震動による地震力に対して、ナトリウムが漏えいするこがないように設計するものとしており、当該地震力によりナトリウムが漏えいすることはない。
2. 仮に、格納容器（床下）に冷却材が漏えいした場合、冷却材の漏えいにより、格納容器（床下）の圧力及び温度が上昇する。原子炉保護系（アイソレーション）の設定点（圧力高：29kPa[gage]、温度高：60°C）に到達した場合、工学的安全施設が自動的に作動し、格納容器は隔離される（格納容器バウンダリを構成する隔離弁が自動的に閉止）。隔離弁「閉」により、格納容器（床上）は空気雰囲気に、格納容器（床下）は窒素雰囲気に維持される。格納容器及び格納容器バウンダリを構成する隔離弁は、Sクラスに属するため、基準地震動に相応する地震時においても、当該機能は健全に作動する。なお、原子炉保護系（アイソレーション）の設定点に到達しない場合でも工学的安全施設は運転員の手動操作によっても作動できるものとしている。
3. 格納容器内の圧力は、当該雰囲気の温度に依存して増減する。格納容器（床下）にあっては、冷却材の漏えいにより、温度がわずかに上昇するため、当該雰囲気の圧力がわずかに増加する。一方、冷却材漏えいは、格納容器（床上）の雰囲気に影響を及ぼさないため、当該圧力に変化が生じることはない。格納容器（床下）圧力は、格納容器（床上）圧力を上回るため、格納容器（床下）に空気が混入することなく、窒素雰囲気は維持される。
4. 格納容器（床下）に漏えいしたナトリウムは、原子炉の停止及び構造物や雰囲気への熱移行に伴う温度低下により、凝固（固化）する。雰囲気温度の低下により、格納容器（床下）の圧力はわずかに減少する。格納容器（床上）と格納容器（床下）のバウンダリは、下図の構造を有する。格納容器（床下）圧力が、格納容器（床上）圧力を上回る場合には、格納容器（床下）に空気が混入することなく、窒素雰囲気は維持される。
 床上

 ハッチ
 コンクリート
 上床
 下床

「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、

Sクラス以外の施設」に

基準地震動による地震力が作用した場合の影響

「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」には、以下の設備が該当する。

- ・ 2次ナトリウム純化系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁（Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。）
- ・ 2次補助冷却系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁（Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。）
- ・ 2次ナトリウム充填・ドレン系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・弁（Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。）

上記設備は、設置許可基準規則の第8条（火災による損傷の防止）に関し、基準地震動による地震力に対して、ナトリウムが漏えいする様ないように設計するものとしており、当該地震力により破損することはない。

なお、添付書類10においては、設計基準事故の一つとして想定した「2次冷却材漏えい事故」において、2次主冷却系の配管の破損を想定し、炉心冷却能力の観点で、当該配管の破損に伴う除熱能力の低下により、原子炉容器入口冷却材温度が上昇し、原子炉が自動停止、崩壊熱除去運転に移行し、十分な冷却能力が可能であることを確認している。

以下に、耐震重要度の分類に当たって、「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」が破損した場合の影響を示す。

（1）炉心冷却能力

2次ナトリウム純化系は、ダンプタンクから2次冷却材を汲み出し、コールドトラップ等を経由して、当該冷却材を2次主冷却系に供給する回路を構成する。2次ナトリウム純化系のうち、2次主冷却系の配管の接続部から第2元弁までは、冷却材バウンダリの一部に該当し、Sクラス施設に属する。2次ナトリウム純化系の配管等（Sクラスに属するものを除く。）に破損が生じた場合にあっても、冷却材バウンダリを構成する弁の健全性が確保されるため、除熱能力が低下することはない。

補助冷却設備は、主冷却系を使用できない場合に、原子炉停止時に原子炉容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱を除去するために使用する。設計基準事故では、Sクラス施設に属する1次主冷却系及び2次主冷却系により、除熱機能を確保しており、これらの設備と独立している2次補助冷却系において、配管等の破損が生じた場合にあっても、主冷却系による除熱能力に影響を与えない。なお、2次主冷却系と2次補助冷却系は一部で連通しているが、接続する弁は、冷却材バウンダリの一部に該当し、Sクラスに属する。配管等の破損が生じた場合にあっても、当該弁の健全性が確保されるため、主冷却系による除熱能力に影響を与えない。

2次ナトリウム充填・ドレン系のうち、2次主冷却系及び2次補助冷却系の配管の接続部から第1止弁までは、冷却材バウンダリの一部であり、Sクラスの施設に該当する。また、当該弁は原子炉運転中において「閉」である。2次ナトリウム充填・ドレン系の配管等（Sクラスに属するものを除く。）の破損が生じた場合にあっても、主冷却系による除熱能力に影響を与えない。

なお、2次冷却材の漏えいを確認した場合、運転員は、手動スクラムにより原子炉を停止するものとしており、当該事象にあっては、原子炉を停止し、崩壊熱除去運転に移行する措置を講じる。

以上より、「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」が破損し、2次冷却材が漏えいしたとしても、炉心冷却能力は確保される。

(2) 放射性物質の閉じ込め

「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」は、放射性物質を有しないため、当該施設が破損した場合にあっても、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない（実効線量：5mSv 以下）。

以上より、「2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設」は、破損を想定しても、原子炉停止後、炉心から崩壊熱が除去され、燃料体の健全性が確保されること、また、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、新分類Bクラスの施設に該当する。

「原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系」に
基準地震動による地震力が作用した場合の影響

「原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系」には、以下の設備が該当する。

- ・ 1次アルゴンガス系のうち、原子炉カバーガスのバウンダリに属する容器・配管・弁（ただし、計装等の小口径のものを除く。）^{*1}
- ・ 回転プラグ（ただし、計装等の小口径のものを除く。）

*1： アルゴンガス系は、既許可において、Bクラスの施設に該当。

上記設備は、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止のための資機材に該当し、基準地震動による地震力により破損しないものとする。

なお、「原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系」は、格納容器内に設置されており、破損した場合には、1次アルゴンガスの漏えいが生じ、添付書類 10において、設計基準事故の一つとして想定した「1次アルゴンガス漏えい事故」に至る。

「1次アルゴンガス漏えい事故」では、1次アルゴンガス系の破損を想定し、格納容器内への核分裂生成物の放出を想定しても、周辺の公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと（実効線量：5mSv 以下）を確認している。

また、「放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、Sクラス以外の施設」の機能喪失を想定しても、敷地境界外における実効線量は 5mSv 以下である（別紙 2 参照）。

以上より、「原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系」は、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないことから、新分類Bクラスの施設に該当する。

弾性設計用地震動の設定の考え方

弾性設計用地震動は、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であるという知見⁽¹⁾を踏まえ、また、弾性設計用地震動を原子炉建家設計時より保守的な設定とするため、応答スペクトルに基づく基準地震動 Ss-D に係数 0.5 を乗じた弾性設計用地震動 Sd-D が、設計時に用いた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定)」に基づく基準地震動 S_1 の応答スペクトルを下回らない(第 1 図参照)ものとして、工学的判断により添付書類六「5. 地震」に示す基準地震動に係数 0.5 を乗じて設定する。

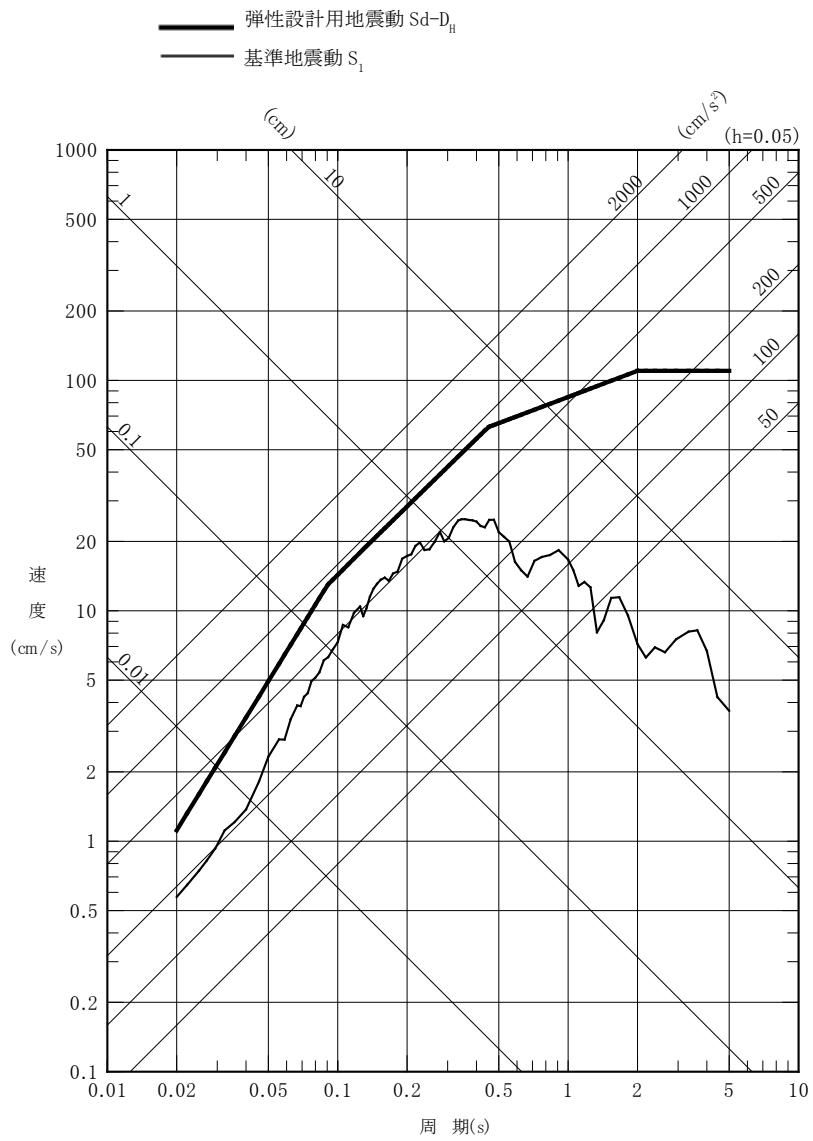
当該係数は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の別記 2 の要求を満足する。

- (1) 社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委員会建築部会；「静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要)」、(1994 年).

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の別記 2 より抜粋

一 弹性設計用地震動による地震力

- ・ 弹性設計用地震動は、基準地震動(第 4 条第 3 項の「その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震」による地震動をいう。以下同じ。)との応答スペクトルの比率の値が、目安として 0.5 を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定すること。
(以下、省略)



第1図 弾性設計用地震動 S_d-D と基準地震動 S_1 の応答スペクトルの比較(水平方向)

S クラス施設への波及的影響を考慮すべき設備の検討

1. 概要

耐震重要施設（以下「Sクラス施設」という。）が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように、以下の項目について、耐震重要施設への影響がないことを確認する。なお、これらの項目は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記2」（以下「別記2」という。）を準用したものである。

- (i) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- (ii) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響
- (iii) 建物内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- (iv) 建物外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

2. 波及的影響の設計対象施設の耐震設計方針

2.1 耐震評価部位

不等沈下、相対変位、損傷、転倒及び落下等を防止するよう、主要構造部材、支持部及び固定部等を耐震評価部位に選定する。また、不等沈下又は転倒を想定する場合には、Sクラス施設の機能が影響しないように耐震評価部位を選定する。

2.2 地震応答解析

地震応答解析は、時刻歴応答解析法、スペクトルモーダル解析法、FEM等を用いた応力解析法等により原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）に基づき実施することを基本とする。

2.3 設計用地震動又は地震力

Sクラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

2.4 荷重の種類及び荷重の組合せ

波及的影響を及ぼすおそれのあるSクラス施設と同じ運転状態において、下位のクラスの施設に発生する荷重を組み合わせる。また、不等沈下又は転倒を想定し、Sクラス施設の機能に影響がないように設計する場合には、転倒等に伴い発生する荷重を組み合わせる。なお、荷重の設定においては、想定する原子炉の運転状態から定まる範囲を考慮する。

2.5 許容限界

(i) 建物・構築物

建物・構築物について、施設の構造を保つことで、下位のクラスの施設の相対変位による波及的影響を防止する場合は、終局耐力を許容限界として設定する。

(ii) 機器・配管系

機器・配管系について、施設の構造を保つことで、下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等を防止する場合は、許容限界として評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さいレベルに留まって延性破断の限界に十分な余裕を有していることに相当する値を許容限界として設定する。

3. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響

原子炉建物及び原子炉附属建物は、1次主冷却系及び2次主冷却系の一部等のSクラス施設を有する。主冷却機建物は、2次主冷却系等のSクラス施設を有する。原子炉建物及び原子炉附属建物、主冷却機建物は、どちらもSクラス施設の間接支持構造物に該当する。ただし、「原子炉建物及び原子炉附属建物」と「主冷却機建物」は、隣接する独立した建物であるため、設置地盤の相違に起因する相対変位又は不等沈下を考慮するものとし、主冷却機建物を波及的影響に係る評価の対象とする。原子炉建物及び原子炉附属建物に対する主冷却機建物の相対変位又は不等沈下による影響評価の考え方を以下に示す。

- ・ Sクラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位のクラスの施設とSクラス施設の相対変位又は不等沈下により、Sクラス施設の安全機能を損なわないよう設計する。
- ・ 下位のクラスの施設とSクラス施設との相対変位又は不等沈下を想定しても、下位のクラスの施設がSクラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置する設計とする。

4. S クラス施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響

S クラス施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響の評価に係る基本的な考え方を以下に示す。また、波及的影響に係る評価の対象を第 4.1 表に示す。

- ・ S クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う S クラス施設に接続する下位のクラスの施設の損傷により、S クラス施設の安全機能を損なわないように設計する。
- ・ S クラス施設と下位のクラスの施設との接続部には、原則、S クラスの隔離弁を設置することにより分離し、事故時等に隔離されるように設計する。
- ・ 隔離されない接続部以降の下位のクラスの施設については、下位のクラスの施設が S クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、内部流体の内包機能、構造強度等を確保するように設計する。

第4.1表 波及的影響評価対象（Sクラス施設と下位のクラスの施設との接続部）

評価対象施設	波及的影響を受ける おそれがある Sクラス施設	選定理由
1次ナトリウム純化系の一部 1次ナトリウム充填・ドレン系の一部 1次アルゴンガス系の一部 窒素ガス予熱系の一部 2次ナトリウム充填・ドレン系の一部 核燃料物質取扱設備の一部 格納容器雰囲気調整系の一部 安全容器の呼吸系の一部 アルゴンガス供給設備の一部 窒素ガス供給設備の一部	原子炉格納容器 バウンダリ (格納容器他)	<ul style="list-style-type: none"> Bクラス施設又はCクラス施設である評価対象施設は、Sクラス施設である原子炉格納容器バウンダリに接続されている。 損傷により、原子炉格納容器バウンダリの閉じ込め機能に波及的影響を及ぼすおそれがある。
1次オーバフロー系の一部 1次ナトリウム充填・ドレン系の一部 1次アルゴンガス系の一部 窒素ガス予熱系の一部 カバーガス法燃料破損検出設備の一部	原子炉冷却材 バウンダリ (1次主冷却系他)	<ul style="list-style-type: none"> Bクラス施設又はCクラス施設である評価対象施設は、Sクラス施設である1次主冷却系等に接続されている。 損傷により、原子炉停止後の崩壊熱除去機能や原子炉冷却材バウンダリの閉じ込め機能に波及的影響を及ぼすおそれがある。
2次ナトリウム純化系の一部 2次ナトリウム充填・ドレン系の一部 2次アルゴンガス系の一部配管	冷却材 バウンダリ (2次主冷却系他)	<ul style="list-style-type: none"> Bクラス施設又はCクラス施設である評価対象施設は、Sクラス施設である2次主冷却系等に接続されている。 損傷により、原子炉停止後の崩壊熱除去機能に波及的影響を及ぼすおそれがある。

5. 建物内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等によるSクラス施設への影響

建物内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等によるSクラス施設への影響の評価に係る基本的な考え方を以下に示す。また、波及的影響に係る評価の対象を第5.1表に示す。

- ・ Sクラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う建物内の下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等により、Sクラス施設の安全機能を損なわないように設計する。
- ・ 下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等を想定してもSクラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置する設計とする。
- ・ 下位のクラスの施設をSクラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位のクラスの施設がSクラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位のクラスの施設が損傷、転倒及び落下等に至らないように構造強度設計する。

第 5.1 表 波及的影響評価対象（建物内の施設の損傷、転倒及び落下等）

評価対象施設	波及的影響を受ける おそれがある S クラス施設	選定理由
原子炉格納容器内 旋回式天井クレーン	原子炉容器（本体）	<ul style="list-style-type: none"> • C クラス施設である原子炉格納容器内旋回クレーンは、S クラス施設である原子炉容器の上方に設置されている。 • 落下により、原子炉容器に波及的影響を及ぼすおそれがある。
燃料出入機	原子炉容器（本体）	<ul style="list-style-type: none"> • B クラス施設である燃料出入機は、当該機器使用時に、S クラス施設である原子炉容器の上方に設置されている。 • 落下により、原子炉容器に波及的影響を及ぼすおそれがある。
原子炉附属建物 使用済燃料貯蔵設備 キャスククレーン	原子炉附属建物 使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵ラック、水冷却池)	<ul style="list-style-type: none"> • B クラス施設である原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備キャスククレーンは、S クラス施設である原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備の上方に設置されている。 • 落下により、原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備に波及的影響を及ぼすおそれがある。
原子炉附属建物 使用済燃料貯蔵設備 燃料移送機	原子炉附属建物 使用済燃料貯蔵設備 (貯蔵ラック)	<ul style="list-style-type: none"> • B クラス施設である原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備燃料移送機は、S クラス施設である原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備の上方に設置されている。 • 落下により、原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備に波及的影響を及ぼすおそれがある。
燃料交換機	原子炉格納容器	<ul style="list-style-type: none"> • B クラス施設である燃料交換機は、S クラス施設である格納容器の内部に設置されている。 • 転倒により、格納容器に波及的影響を及ぼすおそれがある。
燃料取扱用キャスクカーア (キャスクを除く。)	燃料取扱用キャスクカーア (キャスク)	<ul style="list-style-type: none"> • B クラス施設である燃料取扱用キャスクカーア（キャスクを除く。）は、S クラス施設であるキャスクを搭載している。 • 転倒により、キャスクに波及的影響を及ぼすおそれがある。

6. 建物外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等によるSクラス施設への影響

建物外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等によるSクラス施設への影響の評価に係る基本的な考え方を以下に示す。また、波及的影響に係る評価の対象を第6.1表に示す。

- ・ Sクラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建物外の下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等により、Sクラス施設の安全機能を損なわないように設計する。
- ・ 下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等を想定してもSクラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置する設計とする。
- ・ 下位のクラスの施設をSクラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位のクラスの施設がSクラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位のクラスの施設が損傷、転倒及び落下等に至らないように構造強度設計する。

第6.1表 波及的影響評価対象（建物外の施設の損傷、転倒及び落下等）

評価対象施設	波及的影響を受ける おそれがある Sクラス施設	選定理由
主排気筒	格納容器	<ul style="list-style-type: none">・ Bクラス施設である主排気筒は、Sクラス施設である格納容器の近傍に設置されている。・ 転倒により、格納容器に波及的影響を及ぼすおそれがある。

1次ナトリウム充填・ドレン系配管に係る波及的影響の評価結果

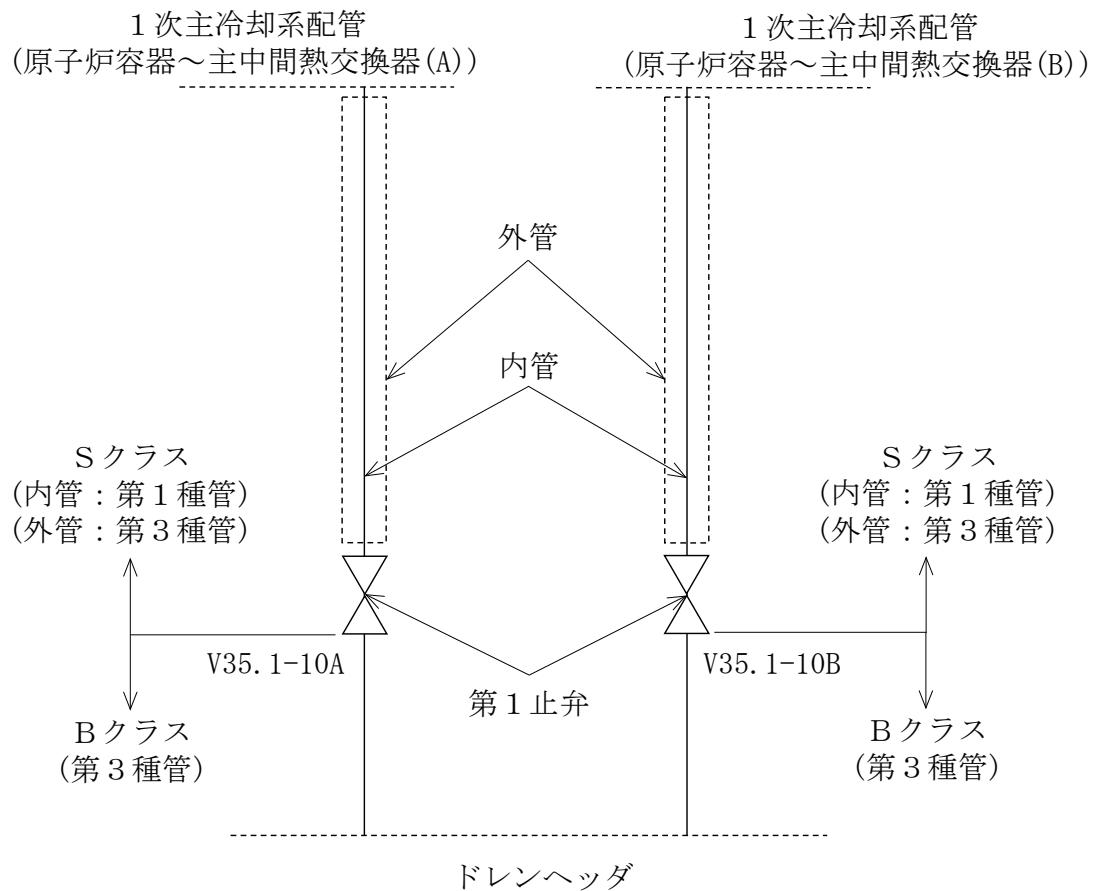
1. 概要

1次ナトリウム充填・ドレン系の配管のうち、1次主冷却系の配管の接続部から第1止弁までの配管は、原子炉冷却材バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁の一部であり、Sクラス施設に該当する。1次ナトリウム充填・ドレン系の配管のうち、第1止弁以降のBクラスの配管にあっては、原子炉冷却材バウンダリの機能に影響を及ぼさないことを確認する必要がある。

1次ナトリウム充填・ドレン系の配管に係る波及的影響の評価にあっては、基準地震動 S_s を用いて許容応力状態 IV_{AS} に対する応力評価を行い、Sクラス施設に波及的影響を及ぼさないことを確認する。ここでは、代表例として1次主冷却系の配管(原子炉容器～主中間熱交換器(A)、原子炉容器～主中間熱交換器(B))に接続される1次ナトリウム充填・ドレン系の配管の評価結果を示す。

2. 領域区分図

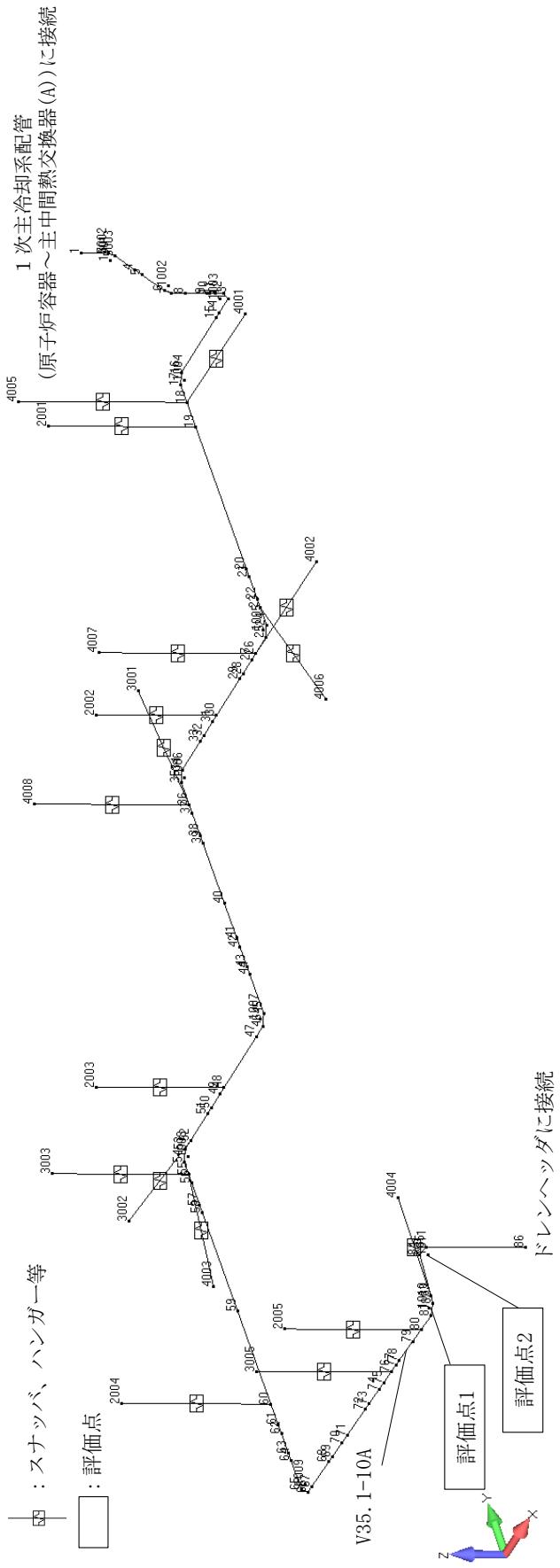
1次主冷却系配管(原子炉容器～主中間熱交換器(A)、原子炉容器～主中間熱交換器(B))に接続される1次ナトリウム充填・ドレン系の配管の領域区分図を第2.1図に示す。



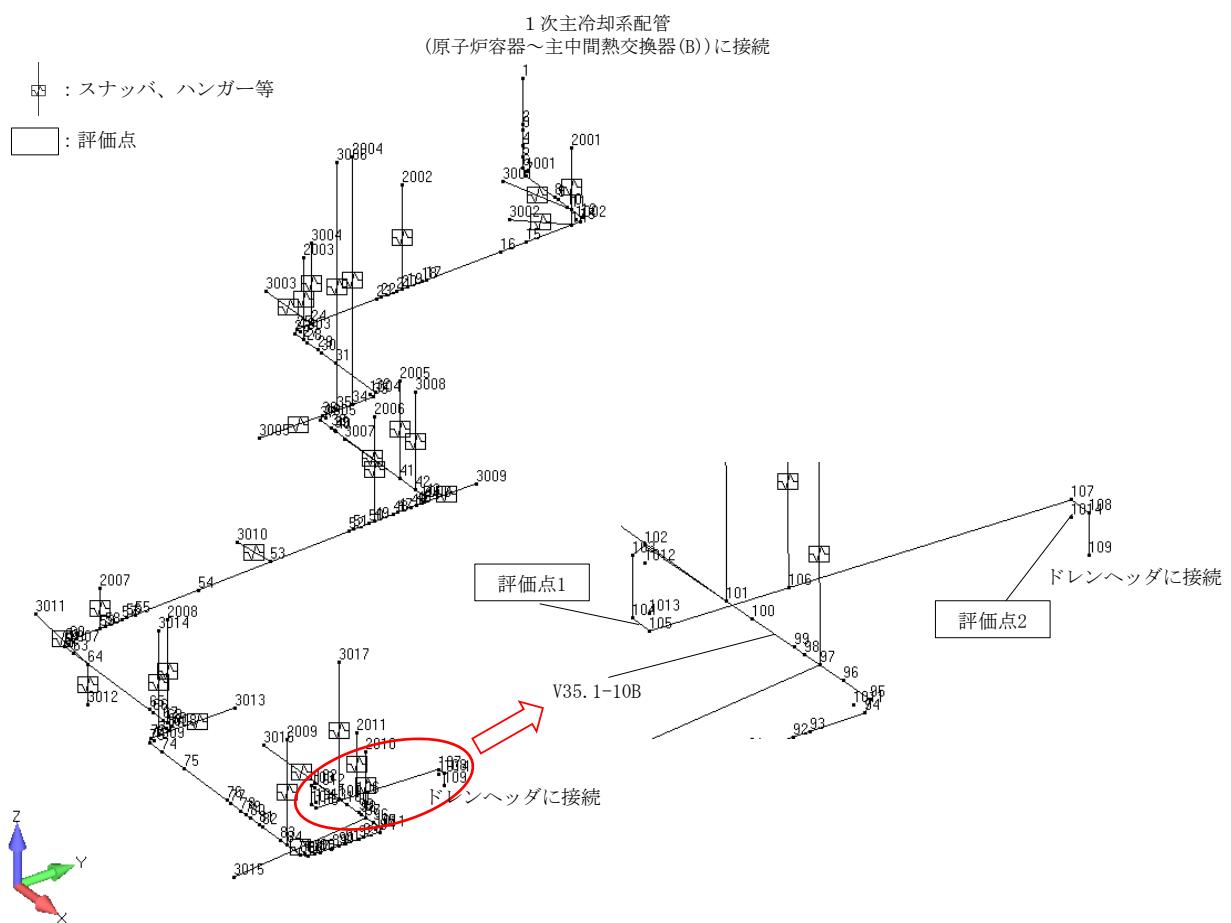
第2.1図 領域区分図

3. 解析条件

- (1) 床応答スペクトルは、基準地震動 Ss ごとに配管の配置されている各フロアでの床応答スペクトルを包絡したものを用いる^{*1}。なお、基準地震動 Ss は Ss-1 から Ss-5 と Ss-D を包絡したもの用いる^{*1}。
*1：暫定値（今後、Ss-6 を追加するとともに、審査会合指摘を踏まえた FRS の再設定が必要）
- (2) 解析モデルは、内管と外管を組み合わせたモデルとする。
- (3) 配管支持装置については、鳥瞰図④-2 及び鳥瞰図④-3（第 3.1 図参照）に対して一部の装置をメカニカル防振器又はロッドレストレインントに交換する。
- (4) 解析コードは、汎用非線形構造解析システム FINAS コードを用いる。



第3.1図(1) 烏瞰図④-2



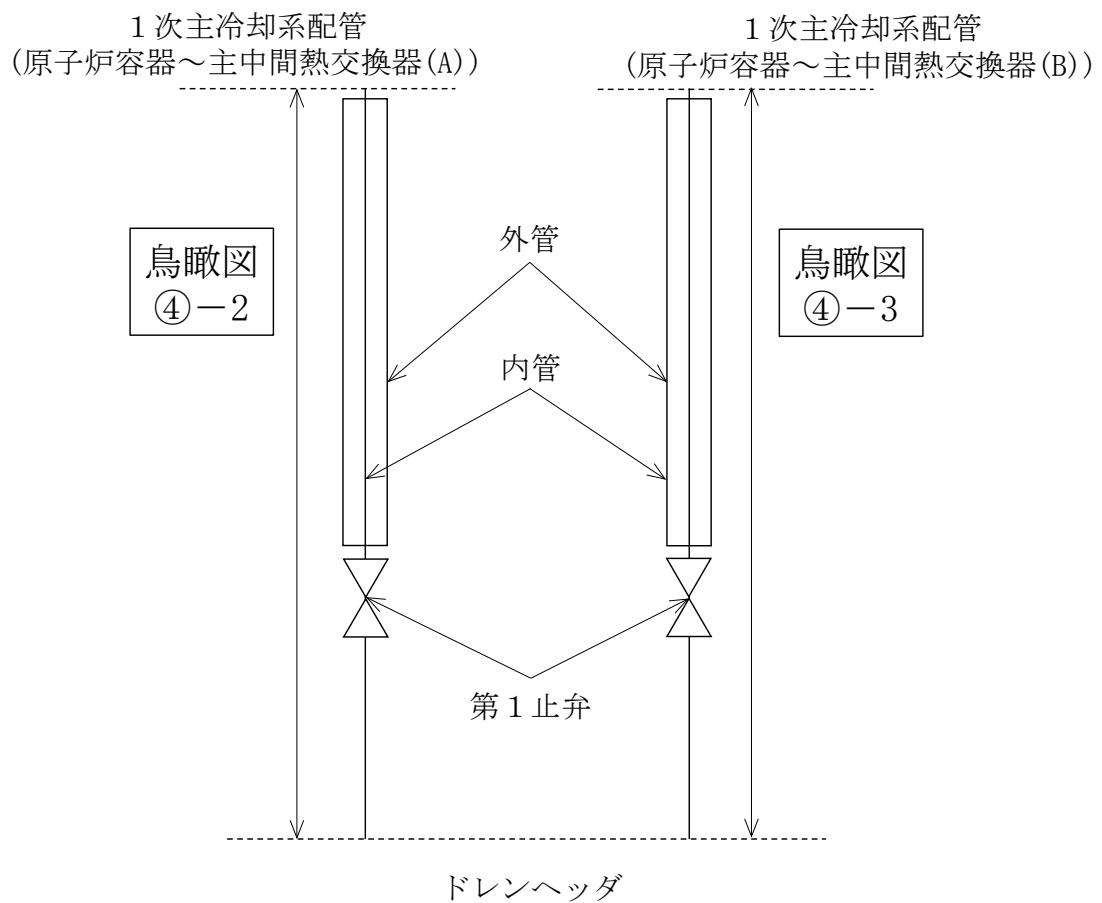
第3.1図 (2) 鳥瞰図④-3

4. 解析対象箇所

4.1 鳥瞰図の対応表

鳥瞰図	内 容	耐震クラス
④-2	ドレンヘッダ～1次主冷却系配管 (原子炉容器～主中間熱交換器(A))	S, B (Ss)
④-3	ドレンヘッダ～1次主冷却系配管 (原子炉容器～主中間熱交換器(B))	S, B (Ss)

4.2 応力解析用系統図



4.3 鳥瞰図（解析モデル）

鳥瞰図の配管仕様、寸法等は既設工認計算書^{※1}に従うものとする。

※1：既設工認計算書

- ・添付書類(2) 1次ナトリウム充填ドレン系配管 強度計算書（設計及び工事の方法の認可
(昭和 50 年 2 月 7 日付け 50 原第 999 号))

5. 評価結果

1次ナトリウム充填・ドレン系の配管における各評価点の応力は、許容応力を十分に下回っている（第5.1表参照）。

1次ナトリウム充填・ドレン系の配管は、Sクラスの施設である1次主冷却系の配管に対して波及的影響を及ぼさないことを確認した。

第5.1表(1) 評価結果(鳥瞰図④-2)

評価点	許容応力状態	一次及び二次応力(N/mm ²)			一次応力評価(N/mm ²)			一次+二次応力評価(N/mm ²)			疲労評価 疲れ累積係数
		内圧応力 ① SP	自重応力 ② S _{Ma}	短期的機械荷重応力及 び地震応力 ③ S _{Mb}	二次応力* ④ S _{Mc}	計算応力 ①+② — ①+②+③ ①+②+③	許容応力 — 1.5S 1.0S _y ^{**} 1.5(0.6S _u)	計算応力 — ①+②+④ SS(1/2S _d) SS(S _s)	許容応力 — — S _a (^ハ) 2.0S _y 2.0S _y	許容応力 — — S _a (^ハ) 2.0S _y 2.0S _y	
1	設計条件 (I _A , II _A)	1	20	—	—	21	165	—	—	—	
	B _{AS}	1	11	—	62	—	—	74	315	—	
	IV _{AS}	1	11	13	1	25	175	28	350	—	
2	設計条件 (I _A , II _A)	1	13	—	—	14	165	—	—	—	
	B _{AS}	1	7	—	14	—	—	22	315	—	
	IV _{AS}	1	7	18	1	26	175	38	350	—	

* (I_A, II_A)は熱による支持点変位及び熱膨張応力、B_{AS}、IV_{AS}は地震相対変位応力を記す。

** オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については、1.0S_yと1.2Sのうち大きい方の値とする。

第5.1表(2) 評価結果(鳥瞰図④-3)

評価点	許容応力状態	一次及び二次応力(N/mm ²)			一次応力評価(N/mm ²)			一次+二次応力評価(N/mm ²)			疲労評価 疲労累積 係数
		内圧応力 ① SP	自重応力 ② SMa	短期的機械荷重応力及び地震応力 ③ SMb	二次応力* ④ SMc	計算応力 ①+② —	許容応力 ①+②+③ —	計算応力 ①+②+④ SS(1/2Sd) SS(ss)	許容応力 ①+②+④ SS(1/2Su) SS(ss)	— Sa(八) 2.0Sy 2.0Sv	
1	設計条件 (I _A , II _A) B _A S IV _A S	1	10 5 5	— 16 49	— 9 1	— — 1	11 — 22 55	165 — 175 405	— 15 34 100	— 315 350 350	
	設計条件 (I _A , II _A) B _A S IV _A S	1	6 3 3	— — 62	— 43 19	— — 1	7 — 23 66	165 — 175 405	— 47 40 126	— 315 350 350	
		1	3 3 3	— — 1	— — 1	— — 1	— — —	— — —	— — —	— — —	
2											

* (I_A, II_A) は熱による支持点変位及び熱膨張応力、B_AS、IV_ASは地震相対変位応力を記す。

** オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については、1.0Syと1.2Sのうち大きい方の値とする。

2次ナトリウム充填・ドレン系配管に係る波及的影響の評価結果

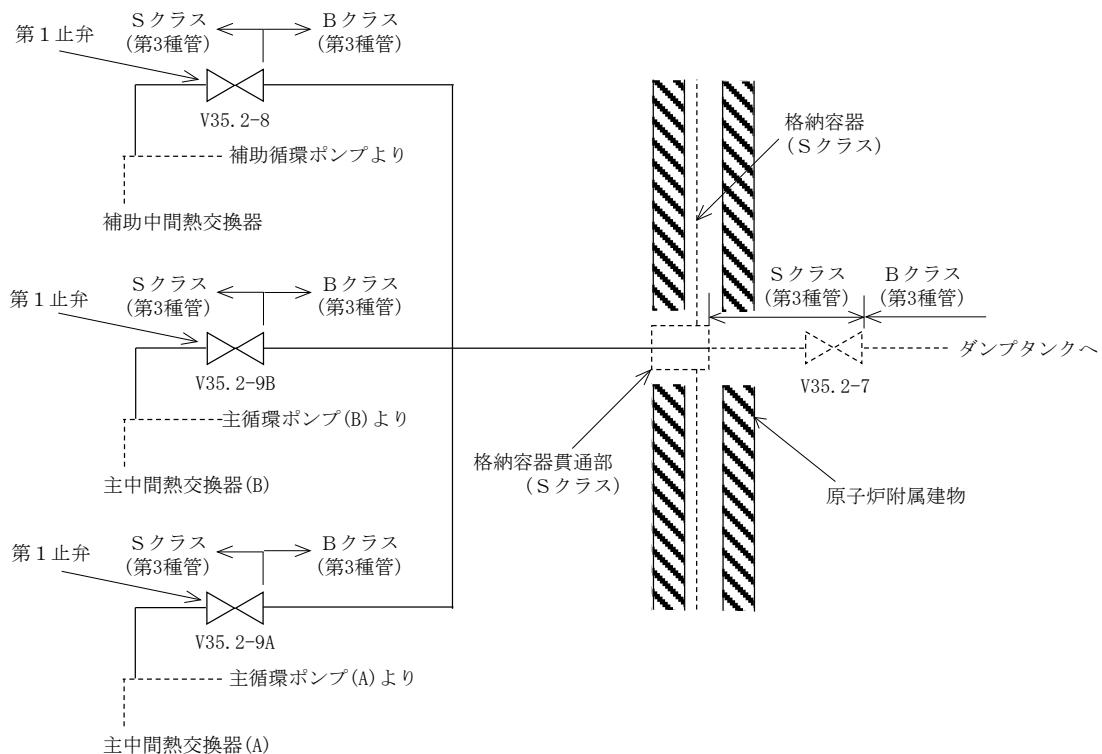
1. 概要

2次ナトリウム充填・ドレン系の配管のうち、2次主冷却系及び2次補助冷却系の配管の接続部から第1止弁までの配管は、冷却材バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁の一部であり、Sクラス施設に該当する。2次ナトリウム充填・ドレン系の配管のうち、第1止弁以降のBクラスの配管にあっては、原子炉停止後の崩壊熱除去機能に波及的影響を及ぼさないことを確認する必要がある。また、2次ナトリウム充填・ドレン系の配管は、Sクラス施設である格納容器のバウンダリに接続される。Bクラスの2次ナトリウム充填・ドレン系の配管にあっては、格納容器のバウンダリの閉じ込め機能に波及的影響を及ぼさないことを確認する必要がある。

2次ナトリウム充填・ドレン系の配管に係る波及的影響の評価にあっては、基準地震動 S_s を用いて許容応力状態 IV_{AS} に対する応力評価を行い、Sクラス施設に波及的影響を及ぼさないことを確認する。ここでは、代表例として、格納容器内の2次主冷却系等の配管に接続され、格納容器のバウンダリの貫通部に至る配管の評価結果を示す。

2. 領域区分図

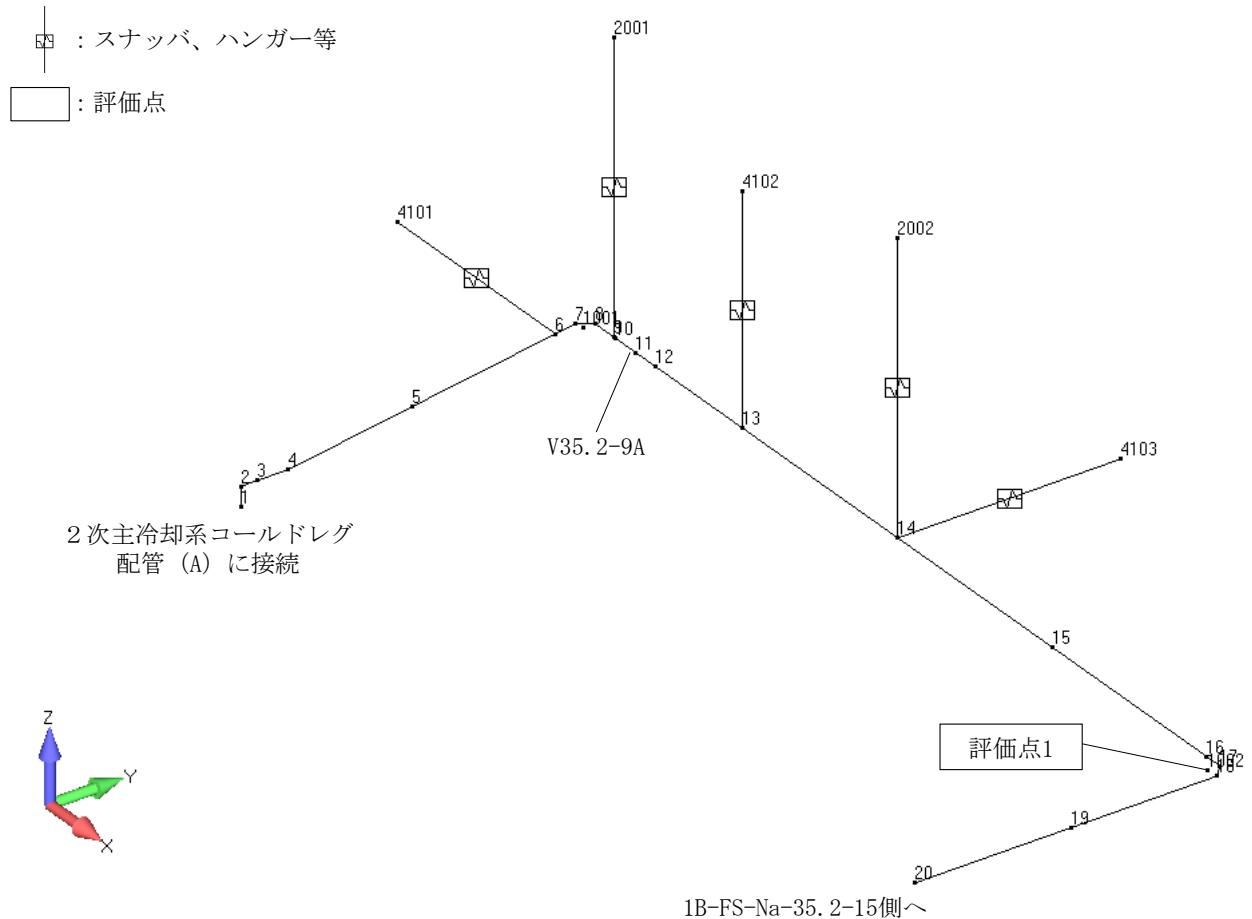
2次主冷却系及び2次補助冷却系配管の接続部から格納容器のバウンダリの貫通部に至る配管の領域区分図を第2.1図に示す。



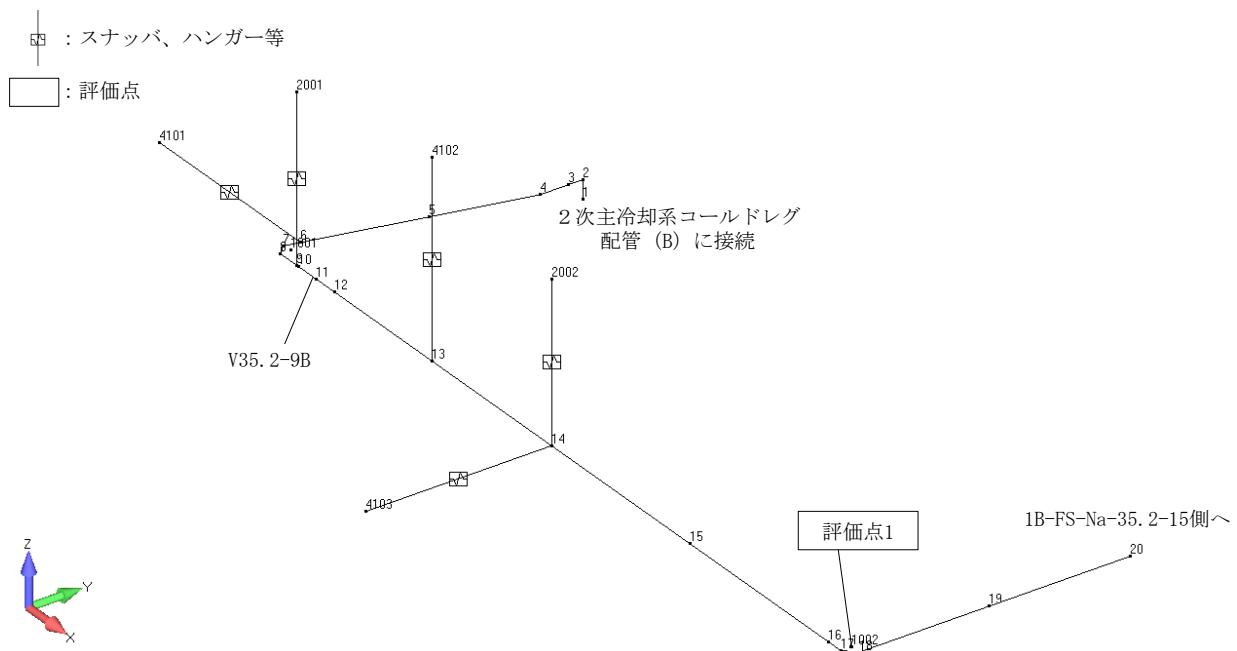
第2.1図 領域区分図

3. 解析条件

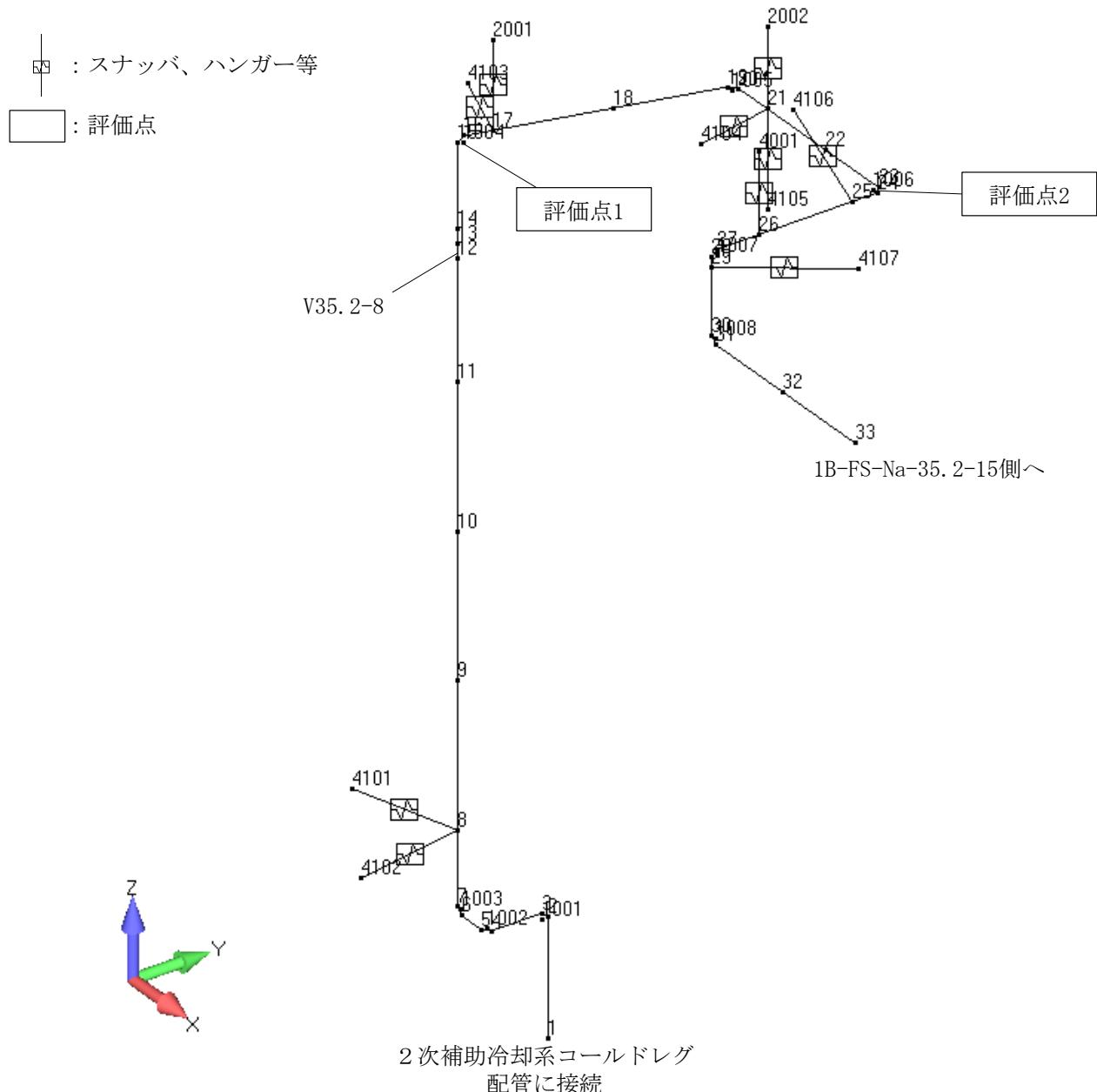
- (1) 床応答スペクトルは、基準地震動 Ss ごとに配管の配置されている各フロアでの床応答スペクトルを包絡したものを用いる^{*1}。なお、基準地震動 Ss は Ss-1 から Ss-5 と Ss-D を包絡したもの用いる^{*1}。
- *1 : 暫定値（今後、Ss-6 を追加するとともに、審査会合指摘を踏まえた FRS の再設定が必要）
- (2) 配管支持装置については、鳥瞰図 1B-FS-Na-35. 2-9, 11（第 3.1 図参照）に対して一部の油圧防振器をメカニカル防振器に交換する。
- (3) 解析コードは、汎用非線形構造解析システム FINAS コードを用いる。



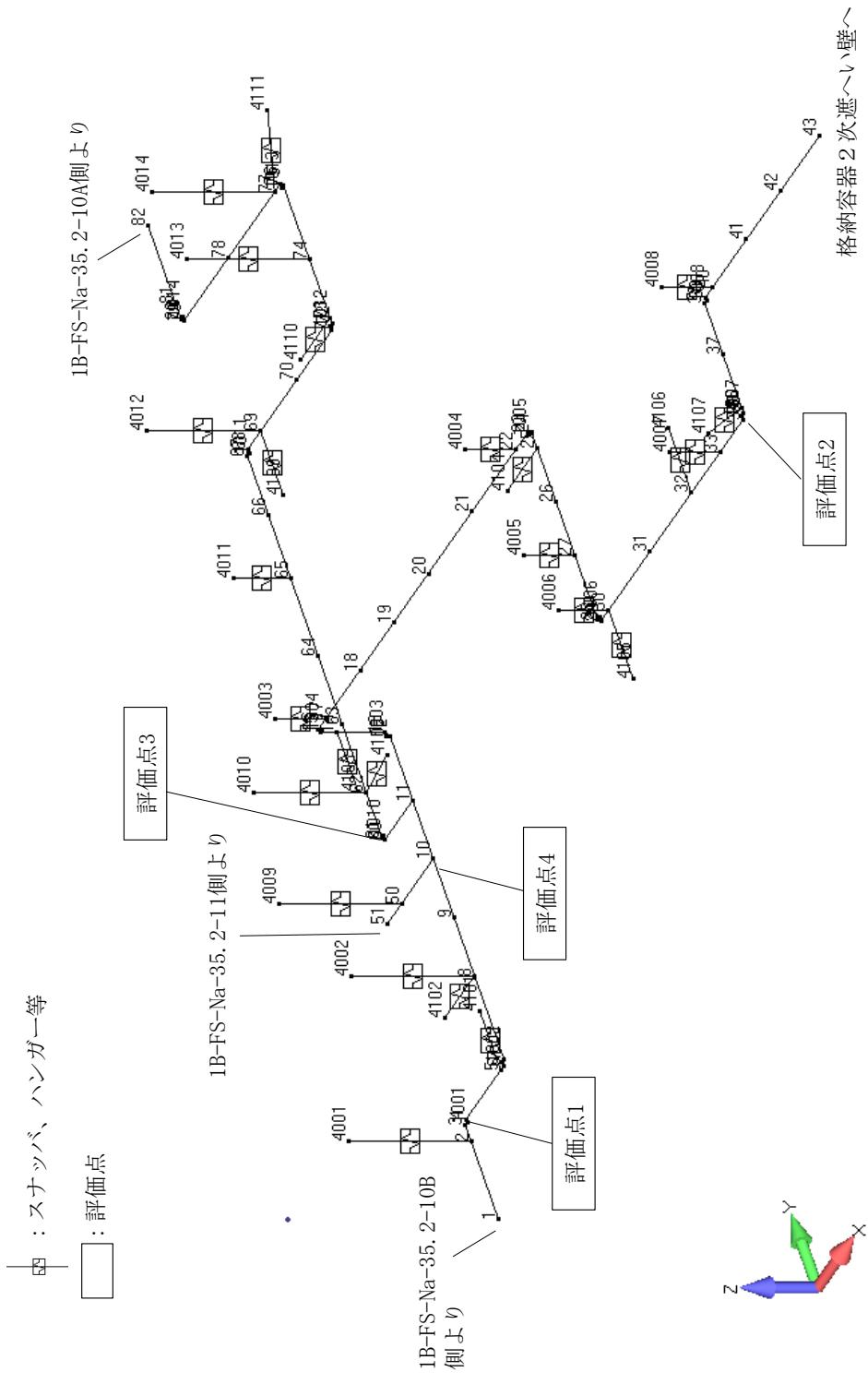
第3.1図 (1) 鳥瞰図 (1B-FS-Na-35.2-10A, 12A)



第3.1図 (2) 鳥瞰図 (1B-FS-Na-35.2-10B, 12B)



第3.1図 (3) 鳥瞰図 (1B-FS-Na-35.2-9, 11)



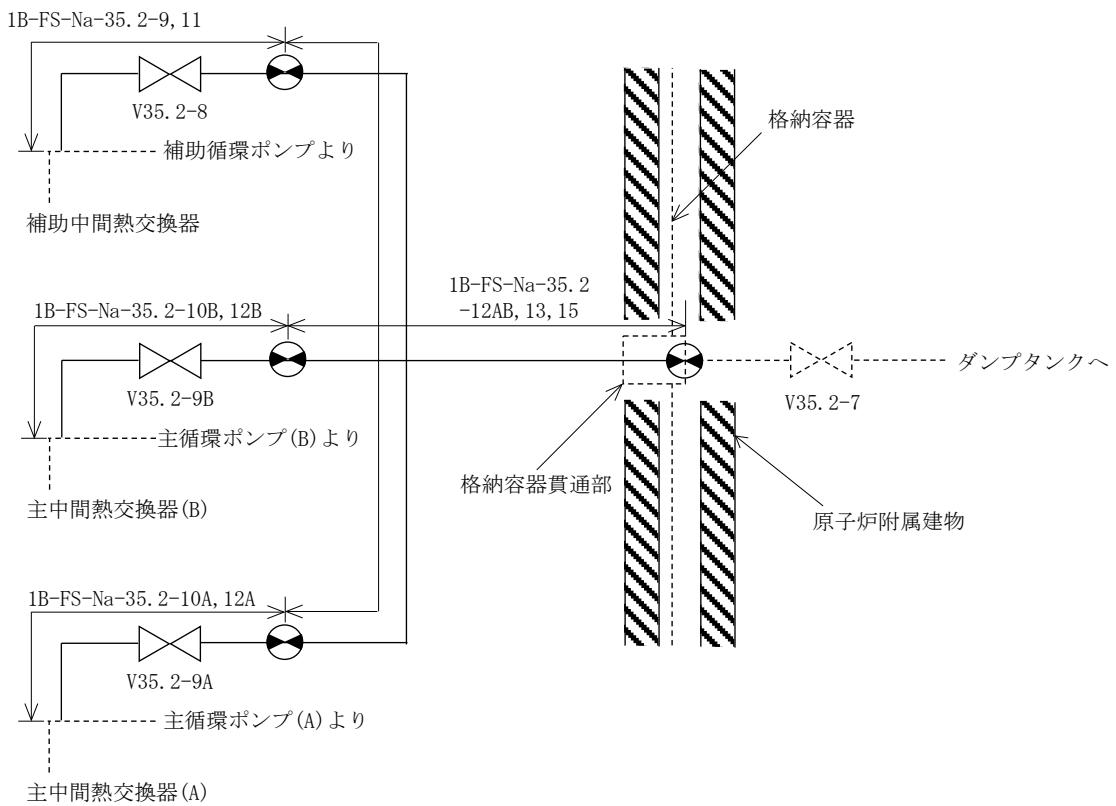
第3.1図(4) 烏瞰図 (1B-FS-Na-35. 2-12AB, 13, 15)

4. 解析対象箇所

4.1 鳥瞰図の対応表

鳥瞰図	内 容	耐震クラス
1B-FS-Na-35. 2-10A, 12A	2次主冷却系コールドレグ配管(A)から アンカ一点まで	S, B (Ss)
1B-FS-Na-35. 2-10B, 12B	2次主冷却系コールドレグ配管(B)から アンカ一点まで	S, B (Ss)
1B-FS-Na-35. 2-9, 11	2次補助冷却系コールドレグ配管(B) からアンカ一点まで	S, B (Ss)
1B-FS-Na-35. 2-12AB, 13, 15	主・補助中間熱交 ドレン管継続部から格 納容器のバウンダリに至る配管	B (Ss)

4.2 応力解析用系統図



4.3 鳥瞰図（解析モデル）

鳥瞰図の配管仕様、寸法等は既設工認計算書^{※1}に従うものとする。

※1：既設工認計算書

- 添付書類(4) 2次ナトリウム充填ドレン系配管 強度計算書（設計及び工事の方法の認可（昭和47年11月6日付け 47原第9572号））
- 添付資料—I（接続用2次ナトリウム充填及びドレン系配管の強度計算書）（設計及び

工事の方法の認可

140MW出力上昇に係る第2回申請（主中間熱交換器の交換）（平成7年11月20日付け
7安(原規)第321号

5. 評価結果

2次ナトリウム充填・ドレン系の配管における各評価点の応力は、基本的に、許容応力を十分に下回っている。また、一次+二次応力評価において、計算応力が許容応力を上回る場合にあっても、疲労評価において、疲れ累積係数は1を十分に下回る。(第5.1表参照)

2次ナトリウム充填・ドレン系の配管は、Sクラス施設である2次主冷却系等の配管や格納容器のバウンダリに対して波及的影響を及ぼさないことを確認した。

第5.1表 (1) 評価結果 (1B-FS-Na-35, 2-10A, 12A)

評価点	許容応力状態	一次及び二次応力 (N/mm ²)				一次応力評価 (N/mm ²)				一次+二次応力評価 (N/mm ²)				疲労評価 係数
		内圧応力 ① SP	自重応力 ② SMa	短期的機械 荷重応力及 び地震応力 ③ SMb	二次応力* ④ SMC	計算応力 ①+② —	計算応力 ①+②+③ —	計算応力 ①+②+③ —	許容応力 1.5S —	計算応力 ①+②+④ SS (1/2Sd) SS (Ss)	許容応力 1.0Sy** 1.5(0.6Su)	計算応力 ①+②+④ SS (1/2Sd) SS (Ss)	許容応力 Sa (ハ) 2.0Sy 2.0Sy	
						—	—	—	—	—	—	—	—	
1	設計条件 (I _A , II _A) B _A S IV _A S	1 1 1	2 1 1	— — 3	— 11 1	3 — 5	150 — 10	— 184 352	— 13 8	— 253 22	— 368 368	— — —	— — —	

* (I_A, II_A)は熱による支持点変位及び熱膨張応力、III_AS、IV_ASは地震相対変位応力を記す。

** オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については、1.0Syと1.2Sのうち大きい方の値とする。

第5.1表 (2) 評価結果 (1B-FS-Na-35.2-10B, 12B)

評価点	許容応力状態	一次及び二次応力 (N/mm ²)				一次応力評価 (N/mm ²)				一次+二次応力評価 (N/mm ²)				疲労評価 疲労累積 係数
		内圧応力 ① SP	自重応力 ② SMa	短期的機械 荷重応力及 び地震応力 ③ SMb	二次応力* ④ SMC	計算応力 ①+② —	計算応力 ①+②+③ —	計算応力 ①+②+③ 1.5S	許容応力 ①+②+④ —	計算応力 SS (1/2Sd) 1.0Sy** 1.5(0.6Su)	許容応力 SS (Ss) 2.0Sy	—	Sa (八) 2.0Sy 2.0Sy	
						設計条件	1	2	—	3	150	—	—	US1 US2
1	(I _A , II _A) B _A S IV _A S	1	1	1	—	11	—	—	—	13	—	—	253 368 368	— — —

* (I_A, II_A)は熱による支持点変位及び熱膨張応力、III_AS、IV_ASは地震相対変位応力を記す。

** オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については、1.0Syと1.2Sのうち大きい方の値とする。

第5.1表 (3) 評価結果 (1B-FS-Na-35.2-9, 11)

評価点	許容応力状態	一次及び二次応力 (N/mm ²)		一次応力評価 (N/mm ²)		一次+二次応力評価 (N/mm ²)		疲労評価
		内圧応力 ① SP	自重応力 ② S _{Ma}	短周期的機械荷重応力及 び地盤応力 ③ S _{Mb}	二次応力* ④ S _{Mc}	計算応力 ①+② — ①+②+③ ①+②+③	許容応力 1.5S — 1.0S _y ^{**} 1.5(0.6S _u)	
1	設計条件 (I _A , II _A)	3	18	—	—	21	150	—
	B _{AS}	3	10	—	31	—	—	—
	IV _{AS}	3	10	6	1	19	184	44
2	設計条件 (I _A , II _A)	3	6	—	—	9	150	—
	B _{AS}	3	8	—	22	—	—	—
	IV _{AS}	3	8	20	1	31	184	33
				62	1	73	352	42
							126	368

* (I_A, II_A)は熱による支持点変位及び熱膨張応力、III_{AS}、IV_{AS}は地震相対変位応力を記す。

** オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については、1.0S_yと1.2Sのうち大きい方の値とする。

第5.1表 (4) 評価結果 (1B-FS-Na-35.2-12AB, 13, 15)

評価点	許容応力状態	一次及び二次応力 (N/mm ²)			一次応力評価 (N/mm ²)			一次+二次応力評価 (N/mm ²)			疲労評価 系数
		内圧応力 ①	自重応力 ②	SMA ③	短期的機械荷重応力及 び地震応力 ④	二次応力* SMc	計算応力 ①+② — ①+②+③ ①+②+③	許容応力 1.5S — 1.0Sy** 1.5(0.6Su)	計算応力 ①+②+④ SS (1/2SD) SS (SS)	許容応力 Sa (〃) 2.0Sy 2.0Sy	
1	設計条件 (I _A , II _A)	1	24	—	—	25	150	—	—	—	—
	B _A S	1	13	—	43	—	—	—	57	253	—
	IV _A S	1	13	5	1	19	184	12	12	368	—
2	設計条件 (I _A , II _A)	1	5	—	—	6	150	—	—	368	—
	B _A S	1	3	—	7	—	—	11	11	253	—
	IV _A S	1	3	2	48	6	184	100	100	368	—
3	設計条件 (I _A , II _A)	1	38	—	—	39	150	—	—	368	0.04483
	B _A S	1	20	—	43	—	—	64	64	253	—
	IV _A S	1	20	4	1	25	184	10	10	368	—
4	設計条件 (I _A , II _A)	1	50	—	—	51	150	—	—	368	—
	B _A S	1	39	—	28	—	—	68	68	253	—
	IV _A S	1	39	4	1	44	120	9	9	368	—
			39	10	2	49	352	23	23	368	—

「常陽」耐震設計における基準・規格の適用性

1. 概要

耐震設計は、日本産業規格（JIS）、原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）、発電用原子力設備規格（設計・建設規格）等の基準・規格に準拠する。既設の設計及び工事の方法の認可申請（以下「既設工認」という。）において準拠した基準及び規格の変遷を踏まえた、当該基準・規格の適用性を以下に示す。

2. 準拠する基準及び規格

準拠する基準及び規格を以下に示す。なお、JEAG4601 に記載されている As クラスを含む A クラスの施設を S クラスの施設とした上で、基準地震動 S2、S1 をそれぞれ基準地震動 Ss、弾性設計用地震動 Sd と読み替える。また、A クラスの施設を S クラスと読み替える際には、基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd を適用する。JEAG4601 に記載されている「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」に関する内容については、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 第 I 編 軽水炉規格 JSME S NC1-2005((社)日本機械学会)」に従う。

- (1) 試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準 (文部科学省科学技術・学術政策局)
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 別紙 1 ナトリウム冷却型高速炉に関する構造等の技術基準の付録 1 高速原型炉第 1 種機器の高温構造設計指針及び付録 2 高速原型炉高温構造設計指針 材料強度基準等(原子力規制委員会)
- (3) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格((社)日本機械学会)
- (4) 日本産業規格 (JIS)
- (5) 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 ((社)日本電気協会)
- (6) 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601 ((社)日本電気協会)
- (7) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会)
- (8) 原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会)
- (9) 鋼構造設計規準 ((社)日本建築学会)
- (10) 建築基礎構造設計指針((社)日本建築学会)
- (11) 各種合成構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会)
- (12) 煙突構造設計指針 ((社)日本建築学会)
- (13) 鋼構造座屈設計指針 ((社)日本建築学会)
- (14) 鋼構造接合部設計指針 ((社)日本建築学会)
- (15) 鋼構造塑性設計指針 ((社)日本建築学会)

3. 準拠する基準及び規格の適用性

3.1 材料規格

本申請において、機器等に使用する材料は、「発電用原子力設備規格 ((社)日本機械学会)」及び「ナトリウム冷却型高速炉に関する構造等の技術基準の付録 2 高速原型炉高温構造設計指針 材料強度基準等」の規格に適合するもの又は同等以上の化学的成分及び機械的強度を有するものとする。

高速実験炉原子炉施設は、昭和 45 年 2 月 12 日に設置許可 (45 原第 663 号) を得た。当時の JIS 規格材には、設備の設計条件に対して十分な安全性を確保するために必要な強度を有し、かつ、溶接性に優れた材料に不足があったことから、既設工認では、一部に ASME Code Section II 規格材を使用している。ただし、当該材料は、すでに JIS 規格材として制定されている。(JIS 規格材と ASME 相当材の対照表：平成 2 年に通商産業省資源エネルギー庁公益事業部原子力発電安全管理課監修、(社)火力原子力発電技術協会発行の「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準 質疑応答集」の p227～p237 参照)。

3.2 構造設計規格

本申請において、機器・配管等の構造設計には、「試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準」を適用する。なお、第 1 種容器及び第 1 種管は、「試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準」の適用外であり、これらについては「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 第 I 編 軽水炉規格 JSME S NC1-2005」のクラス 1 容器及びクラス 1 配管の規格に従う。ただし、使用中の金属温度が「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 第 I 編 軽水炉規格 JSME S NC1-2005」の付録材料図表 Part5 の適用温度範囲を超える場合は、「ナトリウム冷却型高速炉に関する構造等の技術基準の付録 1 高速原型炉第 1 種機器の高温構造設計指針及び付録 2 高速原型炉高温構造設計指針 材料強度基準等」を適用する。

既設工認では、当該構造設計に「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」及び「常陽」ナトリウム機器の構造設計指針」を用いている。「常陽」ナトリウム機器の構造設計指針」は、軽水炉に比べて低圧である一方で、高温環境下で使用されること、材料の機械的特性にナトリウムが影響を及ぼすこと等を踏まえ、当時のデータ等に基づき、高速実験炉原子炉施設の構造設計用に作成されたものである。「高速原型炉第 1 種機器の高温構造設計指針」は、その後の研究開発成果から導かれた知見等を反映し、国内法規に基づく構造設計基準の適用範囲を超える高温環境下における構造設計の指針として作成されたものである。

なお、これらの構造設計規格の適用方法は、過去に実施してきた高速実験炉原子炉施設の設備更新や改造工事における設計及び工事の認可申請と同様である。

「常陽」耐震設計における基本方針の補足

1. 耐震設計の基本的な考え方

- (1) 耐震重要度分類 S クラスに属する建物^{*1}・構築物及び機器・配管系については、基準地震動 Ss や弾性設計用地震動 Sd に基づく入力地震動によって耐震性を確認する。
- (2) 耐震重要度分類 B クラスに属する建物のうち、S クラスの施設を内包するもの^{*1}については、支持機能及び波及的影響の観点から基準地震動 Ss に基づく入力地震動によって耐震性を確認する。
- (3) 耐震重要度分類 S クラスの施設の安全機能へ影響を与える下位のクラスに属する施設は、波及的影響の観点から基準地震動 Ss を用いて評価を行い、耐震重要施設の安全機能への影響が無いことを確認する。

*1： 耐震重要度分類 S クラスに属する建物には、原子炉建物・原子炉附属建物が該当する。

耐震重要度分類 B クラスに属する建物のうち、S クラスの施設を内包するものには、主冷却機建物が該当する。

2. 水平 2 方向及び鉛直方向の組合せに関する評価手法

- (1) これまでの耐震設計では、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた評価を実施してきたが、水平 2 方向及び鉛直方向の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことを踏まえ、施設の構造特性から水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性があるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。
- (2) 評価にあたっては、その部位について水平 2 方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。
- (3) 影響評価は、荷重ごとに応力解析により得られた結果を用いた二乗和平方根 (SRSS)、組合せ係数法 (1.0 : 0.4 : 0.4) *又は応答の同時性を各時刻歴で考慮できる 3 方向同時入力する方法により行う。

*：米国 REGULATORY GUIDE 1.92 の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」

3. 建物・構築物及び機器・配管系に係る耐震設計における具体的な検討方法

- (1) 基準地震動 Ss による入力地震動に基づき、図 3.1 及び図 3.2 に示すスウェイ-ロッキングの地盤ばねを考慮した多質点系モデルを用いた原子炉建物及び原子炉附属建物並びに主冷却機建物の地震応答解析を実施する。内包する S クラスの施設への支持機能及び波及的影響の観点から建物が終局耐力に対して妥当な安全余裕を有していることを確認する。
- (2) 原子炉建物及び原子炉附属建物の基礎版（原子炉格納容器に連続する基礎スラブ）については、基準地震動 Ss によって生じる地震力に対して応力解析を行い、各部位に発生するひずみが終局点以下であることを確認する。
- (3) 高速実験炉原子炉施設の基準地震動として、応答スペクトル法による地震動 Ss-D（水平方向 1 成分と鉛直方向 1 成分）と断層モデルにより策定された地震動 Ss-1 から Ss-5（水平方向 2 成分 (NS、EW) と鉛直方向 1 成分）の 2 種類の手法によって策定された地震動がある。水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価にあたっては、応答スペクトル法による地震動に対しては水平 2 方向それぞれ解析し、二乗和平方根 (SRSS) 又は組合せ係数法 (1.0 : 0.4 : 0.4) により検討し、断層モデルにより策定された地震動に対しては 3 方向同時入力、二乗和平方根 (SRSS) 又は組合せ係数法 (1.0 : 0.4 : 0.4) によって検討する。
- (4) 機器・配管系の耐震安全性評価は、図 3.3 に示す評価フローに従って実施する。動的解析に用いる地震力は、建物・構築物の地震応答解析結果より得られる機器・配管系の設置位置における設計用床応答スペクトル、又は加速度時刻歴波形に基づき算定する。また、機器・配管系の動的解析は、その形状を考慮して、分布質量系、1 質点系、多質点系モデル等に置換し、スペクトルモーダル解析法、時刻歴応答解析法等により応答を求める。

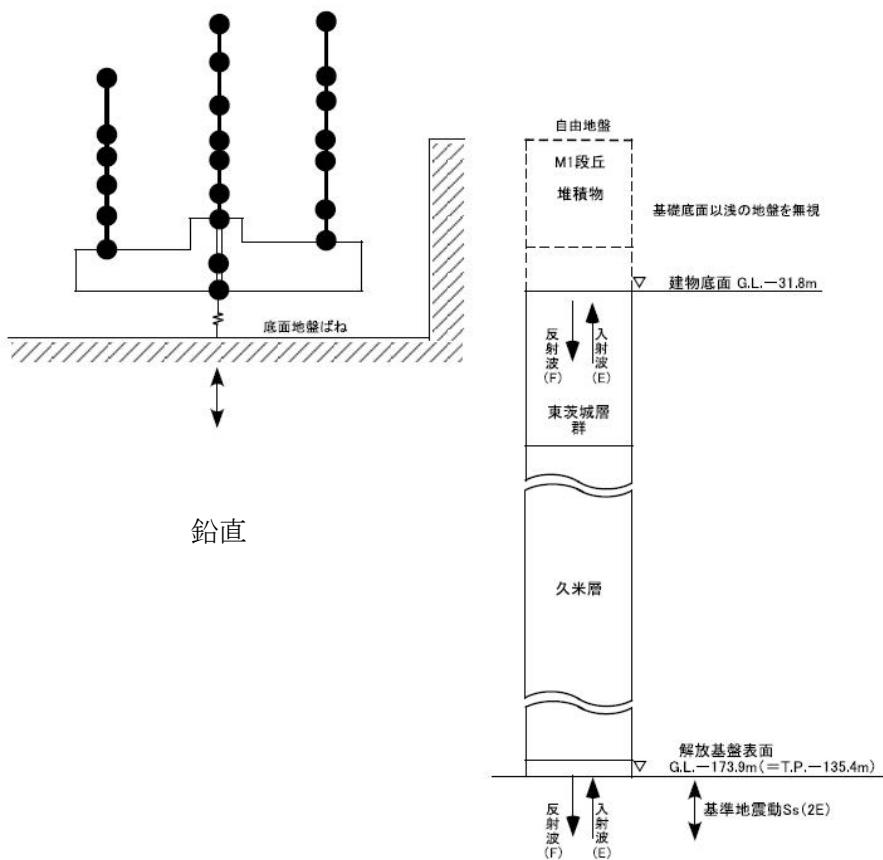
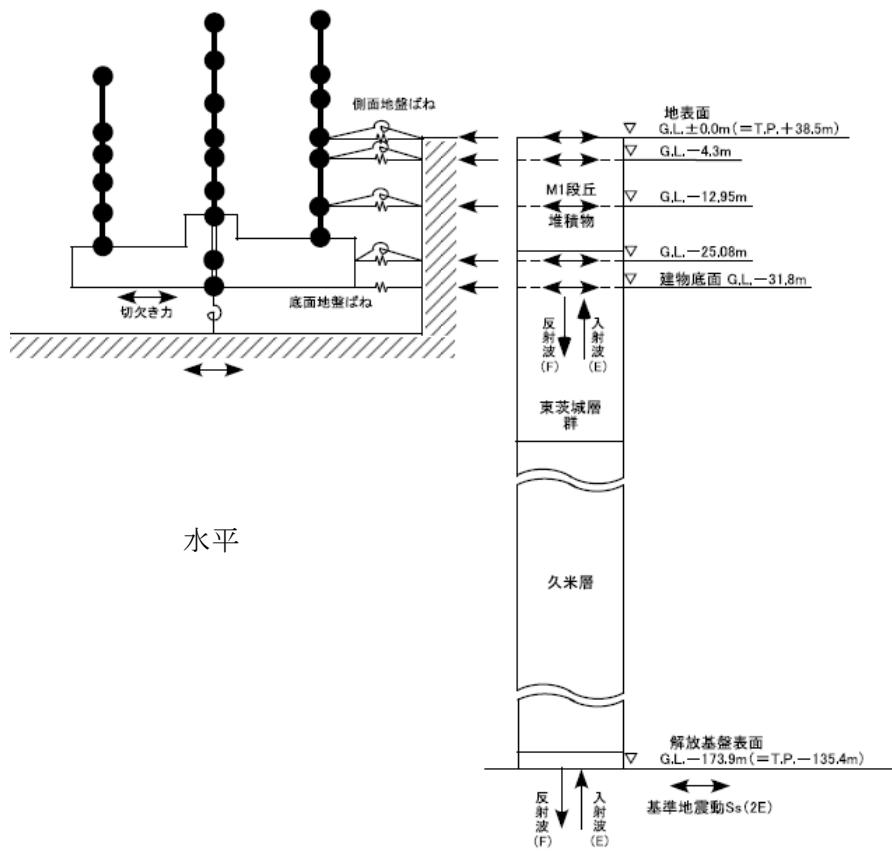


図 3.1 原子炉建物及び原子炉附属建物の地震応答解析モデルの概要

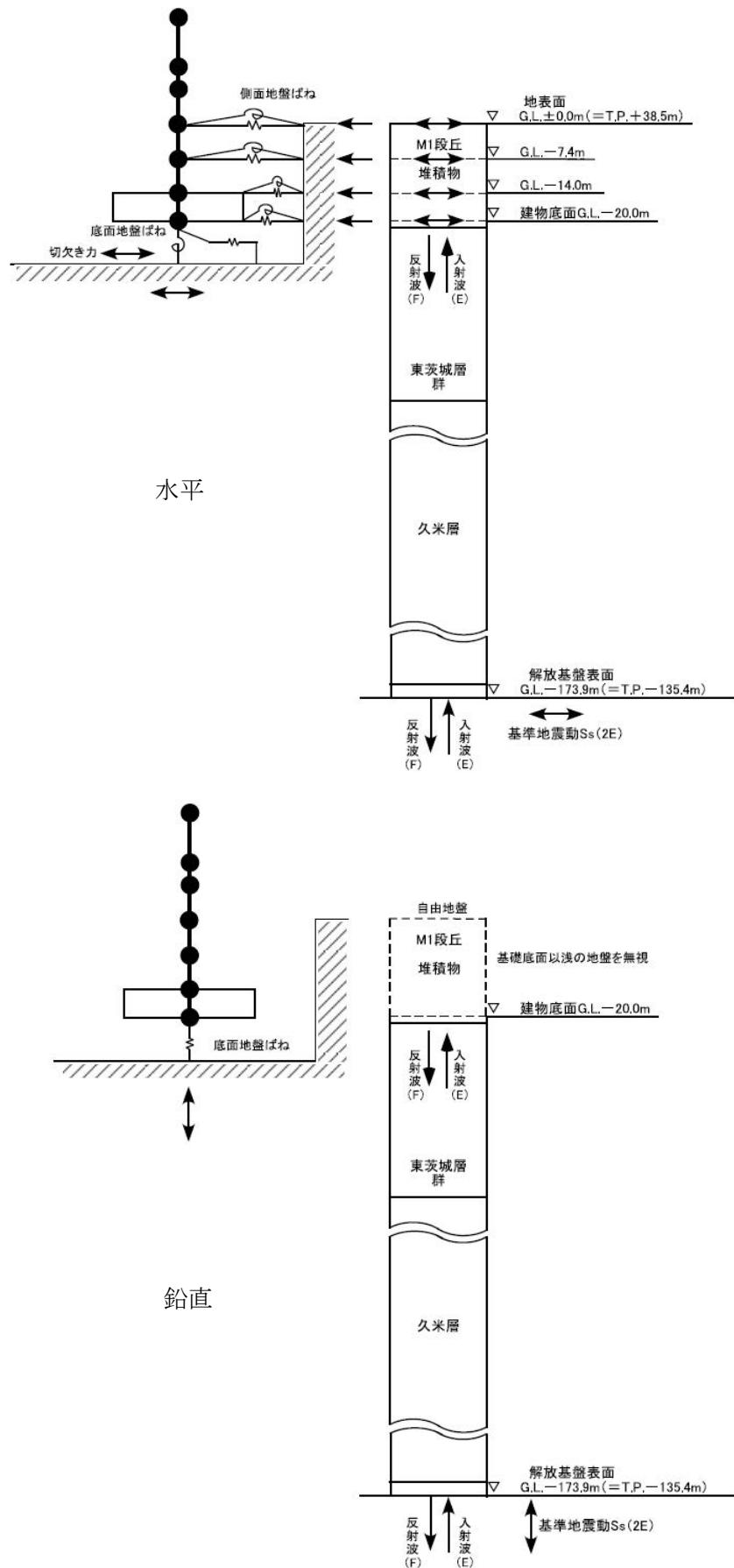


図 3.2 主冷却機建物の地震応答解析モデルの概要

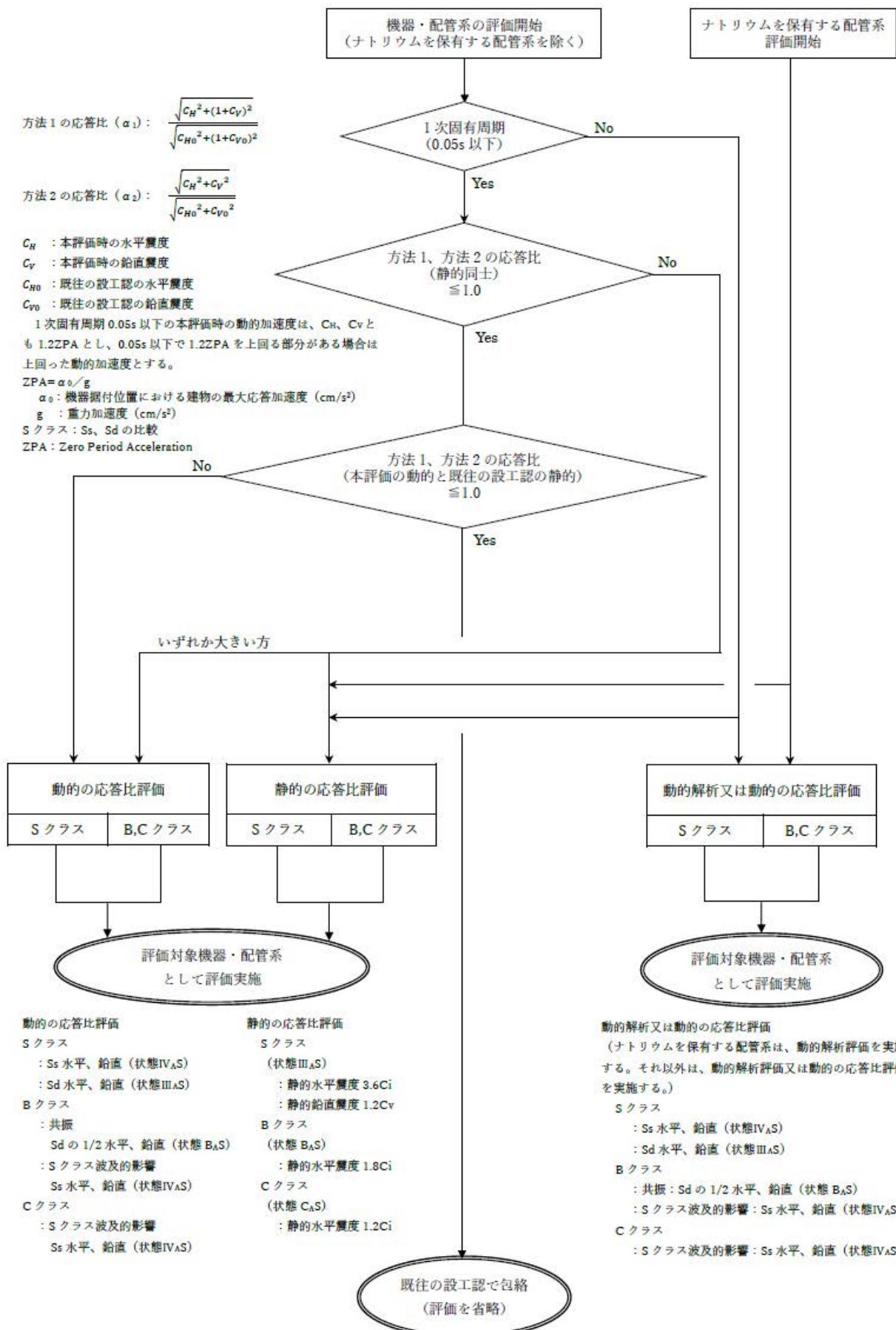


図 3.3 機器・配管系の耐震安全性評価フロー

設計用減衰定数と床応答スペクトルの設定

【建物・構築物の設計用減衰定数】

建物・構築物の地震応答解析に用いる設計用減衰定数は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987、(社)日本電気協会」に記載されている減衰定数を用いる。第1表に建物・構築物の設計用減衰定数を示す。

第1表 建物・構築物の設計用減衰定数

構造形式	減衰定数 (%)	
	水平方向	鉛直方向
鉄筋コンクリート構造物		5.0
鉄骨		2.0
鋼製格納容器		1.0

【機器・配管系の設計用減衰定数】

機器・配管系の地震応答解析に用いる設計用減衰定数は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版、(社)日本電気協会」に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認されている値を用いる。第2表及び第3表に機器・配管系の主な設計用減衰定数を示す。

第2表 機器の設計用減衰定数

設備	減衰定数 (%)	
	水平方向	鉛直方向
溶接構造物	1.0	
ボルト及びリベット構造物	2.0	
ポンプ・ファン等の機械装置	1.0	
電気盤	4.0	1.0
使用済燃料貯蔵ラック	1.0	
クレーン、燃料移送機	2.0	
燃料交換機	1.0	

第3表 配管系の設計用減衰定数

配管区分	減衰定数 (%)	
	保温材有	保温材無
I スナバ及び架構レストレイント支持主体の配管系で、その支持具（スナバ又は架構レストレイント）数が4個以上のもの。	2.5	2.0
II スナバ、架構レストレイント、ロッドレストレイント、ハンガ等を有する配管系で、その支持具（アンカ及びUボルトを除く）数が4個以上で、配管区分Iに属さないもの。	1.5	1.0
III 配管区分I及びIIに属さないもの。	1.0	0.5

【設計用床応答スペクトルの作成】

床応答スペクトルは、建物の地震応答解析から得られた各質点の床応答時刻歴波形を入力として、1質点系モデルの最大応答値をプロットして求めた床応答スペクトルを必要な減衰定数の値に対して作成する。

床応答スペクトルは、建物等の卓越周期におけるスペクトル特性を適切に設定できるように、固有周期の計算間隔を第4表のとおりとして算定する。

設計用床応答スペクトルは、作成した床応答スペクトルに変動を与える地盤物性、建物剛性、地盤ばね定数の算出式及び減衰定数、地震動の位相特性等の因子の変動をカバーできることが確認されている周期軸方向に±10%拡幅したものとする。

第4表 周期の計算間隔

固有周期 (s)	計算間隔 (ΔT : s)
0.02~0.1	0.002
0.1~0.2	0.005
0.2~0.5	0.01
0.5~1.0	0.02
1.0~5.0	0.1
5.0~10.0	0.2

「常陽」耐震設計における既設工認からの変更点

建物・構築物及び機器・配管系の評価に関して、評価手法、解析条件などが、既設工認と異なる予定であるものを表 1～表 14 に示す。なお、解析モデルについては、今後、多少の変更が生じる場合がある。

表 1 原子炉建物及び原子炉附属建物（原子炉格納容器を含む）

表 2 主冷却機建物

表 3 原子炉容器

表 4 1 次主循環ポンプ

表 5 1 次冷却系配管

表 6 2 次主循環ポンプ

表 7 2 次冷却系配管

表 8 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備使用済燃料貯蔵ラック

表 9 燃料出入機

表 10 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備キャスククレーン

表 11 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備燃料移送機

表 12 原子炉建物旋回式天井クレーン

表 13 燃料交換機

表 14 燃料取扱用キャスクカー

表 1 建物・構築物の設工認から変更点(原子炉建物及び原子炉附属建物(原子炉格納容器を含む)の地震応答解析)

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
水平 入力地震動の算定	地盤振動調査結果に基づき、以下を基礎底面の入力地震動を設定している。 EL Centro NS 1940 (短周期成分の代表) Akita Record EW 1964 (長周期成分の代表)		基準地震動 S_s ($S_{s-D}, S_{s-1} \sim S_{s-6}$ (2E)) を解放基盤表面に入力し、解放基盤表面から地表面までの地震応答解析を1次元等価線形解析によりを行い、基礎底面の入力地震動を算定している。	規則に基づき基準地震動を変更
	鉛直	なし		
解析モデル	多質点系3軸モデル	多質点系3軸モデル	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表1 参照)	
	材料特性	コンクリート基準強度： 225kg/cm ² ヤング率： 2. 11 × 10 ⁶ t/m ² (コンクリート) 2. 11 × 10 ⁷ t/m ² (鋼構造) ボアソン比： 0.17 (コンクリート) 0.3 (鋼構造)	コンクリート基準強度： 22.1N/mm ² ヤング率： 2. 21 × 10 ⁷ kN/m ² (コンクリート) 2. 05 × 10 ⁸ kN/m ² (鋼構造) ボアソン比： 0. 2 (コンクリート) 0. 3 (鋼構造)	
減衰定数	コンクリート：5.0% 鋼構造：1.0%	コンクリート：5.0% 鋼構造：1.0%	現在の規格・基準等に基づき設定	
底面ばね	水平及び回転ばねを考慮 (建物の支持砂層の弾性波速度、弾性係数に基づき算定)	水平及び回転ばねを考慮 (田治見の振動アドミッタンス理論により算定)	現在の規格・基準等に基づき設定	
側面ばね	側面水平ばねを考慮 (建物の支持砂層の弾性波速度、弾性係数に基づき算定)	側面水平ばねを考慮 (NOVAK の方法により算定)	側面水平及び回転ばねを考慮 (NOVAK の方法により算定)	

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
解析モデル		多質点系 3 軸モデル	現在の規格・基準に基づき設定	
材料特性		<p>コンクリート基準強度： 22.1N/mm²</p> <p>ヤング率： $2.21 \times 10^7 \text{ kN/m}^2$ (コンクリート) $2.05 \times 10^8 \text{ kN/m}^2$ (鋼構造)</p> <p>ボアソン比： 0.2 (コンクリート) 0.3 (鋼構造)</p>	現在の規格・基準に基づき設定	
地震応答解析 (鉛直)		なし		
減衰定数		<p>コンクリート：5.0%</p> <p>鋼構造：1.0%</p>	現在の規格・基準に基づき設定	
底面ばね		鉛直ばねを考慮 (田治見の振動アドミッタンス理論により算定)	現在の規格・基準に基づき設定	
側面ばね		なし		

補足表1 建物・構築物の設工認かららの変更点 (原子炉建物及び原子炉附属建物 (原子炉格納容器を含む) の地震応答解析)

項目	既設工認、 今回設工認、
EW 方向 (NS 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)	<p>EW 方向 (NS 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)</p> <p>NS 方向 (EW 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)</p> <p>NS 方向 (EW 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)</p>

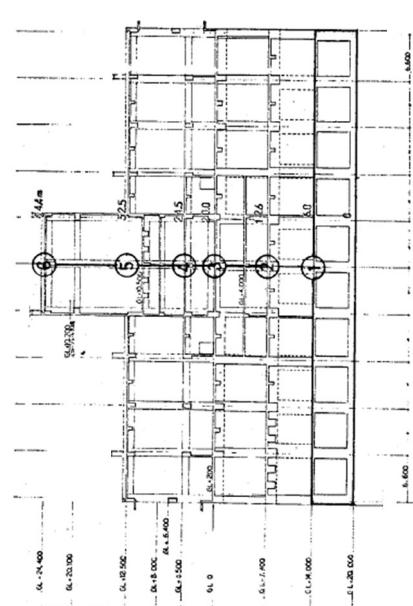
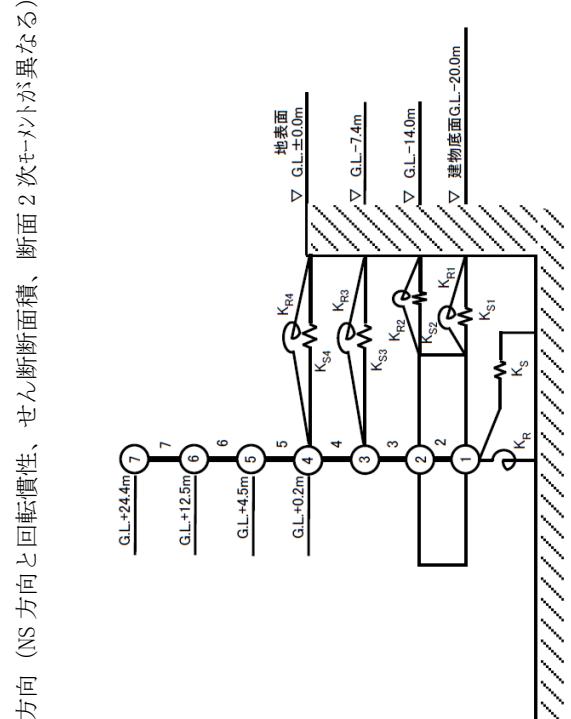
項目	既設工認	今回設工認
		<p style="text-align: center;">原子炉建物</p> <p>The diagram shows a rectangular building footprint with various structural levels indicated by numbers 1 through 22. Levels are labeled with their elevations relative to the foundation:</p> <ul style="list-style-type: none"> Level 1: GL+12.7m Level 2: GL+0.2m Level 3: GL-9.4m Level 4: GL-3.4m Level 5: GL+0.2m Level 6: GL+12.7m Level 7: GL-9.4m Level 8: GL-2.55m Level 9: GL+1.3m Level 10: GL+8.86m Level 11: GL+1.61m Level 12: GL+25.64m Level 13: GL+26.7m Level 14: GL+8.35m Level 15: GL+0.2m Level 16: GL+13.7m Level 17: GL+8.35m Level 18: GL+26.7m Level 19: GL-16.0m Level 20: GL-15.7m Level 21: GL-9.45m Level 22: GL-2.58m Level 23: GL-4.3m Level 24: GL+38.5m (=TP) Level 25: GL±0.2m (地表面) Level 26: GL-31.8m (植物底面) <p>Foundation details include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Bottom plate thickness: K_V Ground surface: 地表面 Plant bottom surface: 植物底面 <p style="text-align: center;">解析モード (鉛直)</p> <p style="text-align: center;">なし</p>

表 2 建物・構築物の設工認から変更点（主冷却機建物の地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
入力地震動の算定	水平 地盤振動調査結果に基づき、以下を基礎底面の入力地震動を設定している。 EL Centro NS 1940 (短周期成分の代表) Akita Record EW 1964 (長周期成分の代表)	地盤振動調査結果に基づき、以下を基礎底面の入力地震動を設定している。 EL Centro NS 1940 (短周期成分の代表) Akita Record EW 1964 (長周期成分の代表)	基準地震動 Ss (Ss-D, Ss-1～Ss-6 (2E)) を解放基盤表面に入力し、解放基盤表面から地表面までの地震応答解析を1次元等価線形解析によりを行い、基礎底面の入力地震動を算定している。	規則に基づき基準地震動を変更。
	鉛直	なし		
解析モデル	多質点系 1 軸モデル	多質点系 1 軸モデル		現在の規格・標準に基づき設定 (補足表 2 参照)
材料特性	コンクリート基準強度： 210kg/cm ² ヤング率： 2.11×10 ⁶ t/m ² (コンクリート) ボアソン比： 0.17 (コンクリート)	コンクリート基準強度： 20.6N/mm ² ヤング率： 2.21×10 ⁷ kN/m ² (コンクリート) ボアソン比 0.2 (コンクリート)		
減衰定数	コンクリート : 5.0%	コンクリート : 5.0%		現在の規格・基準等に基づき設定
底面ばね	水平及び回転ばねを考慮 (建物の支持砂層の弾性波速度、弾性係数に基づき算定)	水平及び回転ばねを考慮 (建物の支持砂層の弾性波速度、弾性係数に基づき算定)		水平及び回転ばねを考慮 (田治見の振動アドミッタンス理論により算定)
側面ばね	側面水平ばねを考慮 (建物の支持砂層の弾性波速度、弾性係数に基づき算定)	側面水平及び回転ばねを考慮 (NOVAK の方法により算定)		

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
解析モデル	質点系モデル			現在の規格・基準に基づき設定
材料特性	コンクリート基準強度： 20.6N/mm ² ヤング率： $2.21 \times 10^7 \text{ N/m}^2$ (コンクリート) ボアン比： 0.2 (コンクリート)			現在の規格・基準に基づき設定
減衰定数	なし	コンクリート：5.0%		現在の規格・基準に基づき設定
地震応答解析（鉛直）	底面ばね 側面ばね	鉛直ばねを考慮 (田治見の振動アドミッタنس理論により算定)		現在の規格・基準に基づき設定
		なし		

補足表2 建物・構築物の設工認から変更点（主冷却機建物の地震応答解析）

項目	既設工認 今回設工認	今回設工認 今回設工認
	 <p>EW 方向 (NS 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)</p> <p>NS 方向 (EW 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)</p> <p>解析モデル (水平)</p>	 <p>EW 方向 (NS 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)</p>
		 <p>NS 方向 (EW 方向と回転慣性、せん断面積、断面 2 次モーメントが異なる)</p>

項目	既設工認	今回設工認
		<p>解析モデル (鉛直)</p> <p>なし</p>

表 3 機器・配管系の設工認の変更点 (原子炉容器の地震応答解析)

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
解析モデル	多質点系1軸モデル (原子炉容器のみ梁要素でモデル化し、 炉心バレル、炉心構成要素は質量のみ考 慮して原子炉容器に附加)	多質点系3軸モデル (原子炉容器、炉心バレル、炉心構成要 素を梁要素でモデル化) (補足表3参照)		炉心構成要素用入力算定のため 3軸モデルに変更 (補足表3参照)
地震応答解析 (水平)	ヤング率： 1.62×10 ⁴ kg/mm ² (SUS304) ボアソン比 0.3	ヤング率： 1.59×10 ⁵ N/mm ² (SUS304) ボアソン比 0.302		現在の規格・規準に基づき設定
減衰定数	1.0%	1.0%		
解析モデル	なし	なし	多質点系3軸モデル (原子炉容器、炉心バレル、炉心構成要 素を梁要素でモデル化)	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表3参照)
地震応答解析 (鉛直)	材料特性 なし	ヤング率： 1.59×10 ⁵ N/mm ² (SUS304) ボアソン比 0.302	1.0%	現在の規格・規準に基づき設定
減衰定数	なし			

補足表 3 機器・配管系の設工認の変更点 (原子炉容器の地震応答解析)

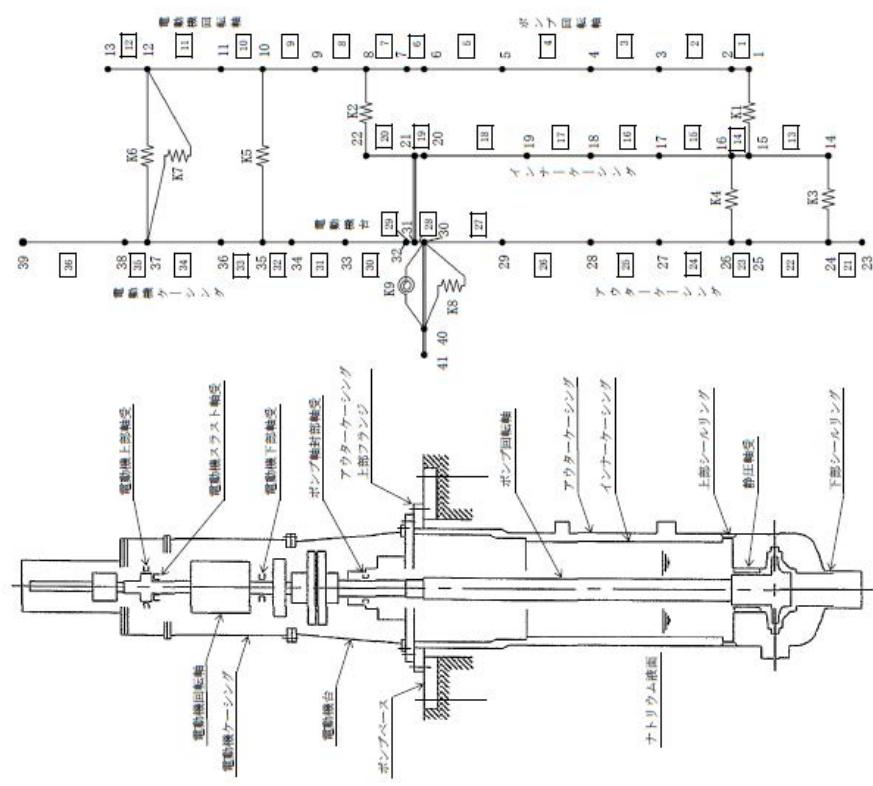
項目	既設工認 今回設工認
	<p>解析モデル (水平)</p>

項目	既設工認	今回設工認
		<p style="text-align: center;">炉心構成要業ル</p> <p style="text-align: center;">(鉛直)</p> <p style="text-align: right;">解析モード</p>

表 4 機器・配管系の設工認かららの変更点（1次主循環ポンプの地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）	解析モデル	多質点系3軸モデル (ロータ、インナーケーシング、アウターケーシングの3軸でモデル化)	多質点系3軸モデル (ロータ、インナーケーシング、アウターケーシングの3軸でモデル化)	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表4参照)
	材料特性	なし (重心に質量が集中するものとした1質点系による公式計算の結果、固有振動数が28.2Hzとなることから、剛構造として取扱っている)	ヤング率： 1.73×10 ⁵ N/mm ² (SUS304) 2.01×10 ⁵ N/mm ² (炭素鋼) ボアン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数	1.0%	1.0%	
地震応答解析（鉛直）	解析モデル	多質点系3軸モデル (原子炉容器、炉心バレル、炉心構成要素を染要素でモデル化)	多質点系3軸モデル (原子炉容器、炉心バレル、炉心構成要素を染要素でモデル化)	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表4参照)
	材料特性	なし	ヤング率： 1.73×10 ⁵ N/mm ² (SUS304) 2.01×10 ⁵ N/mm ² (炭素鋼) ボアン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数	1.0%	1.0%	

補足表4 機器・配管系の設工認の変更点（1次主循環ポンプの地震応答解析）

項目	既設工認 今回設工認
	 <p>（重心に質量が集中するものとした1質点系による公式計算の結果、固有振動数が 28.2Hz となることから、剛構造として取扱っている）</p> <p>なし</p> <p>解析モデル (水平)</p>

項目	既設工認 今回設工認
	<p>解析モデル (鉛直)</p> <p>なし</p>

4 条-別紙 9-別添 2-15

表 5 機器・配管系の設工認から変更点（1次冷却系配管の地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）	解析モデル 多質点系モデル	多質点系モデル		現在の規格・規準に基づき設定
材料特性	ヤング率 系統温度、材質による各種設定 ボアソン比 0.3	ヤング率 系統温度、材質による各種設定 ボアソン比 0.3～0.302 (SUS304) 0.3 (炭素鋼)	ヤング率 系統温度、材質による各種設定 ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
減衰定数	1.0%	0.5%～2.5%		
地震応答解析（鉛直）	解析モデル			現在の規格・規準に基づき設定
材料特性		多質点系モデル (静的震度のみ評価)	同上	現在の規格・規準に基づき設定
減衰定数				

表 6 機器・配管系の設工認かららの変更点（2次主循環ポンプの地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）	解析モデル	多質点系 4 軸モデル (ローダ、熱遮蔽、内部胴、ケーシング の 4 軸でモデル化)		現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 6 参照)
	材料特性	(重心に質量が集中するものとした 1 質 点系による公式計算の結果、固有振動数 が 81.5Hz となることから、剛構造とし て取扱っている)	ヤング率： 1. 73 × 10 ⁵ N/mm ² (SUS304) 1. 99 × 10 ⁵ N/mm ² (炭素鋼) ボアン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数		1.0%	
地震応答解析（鉛直）	解析モデル	多質点系 4 軸モデル (ローダ、熱遮蔽、内部胴、ケーシング の 4 軸でモデル化)		現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 6 参照)
	材料特性		ヤング率： 1. 73 × 10 ⁵ N/mm ² (SUS304) 1. 99 × 10 ⁵ N/mm ² (炭素鋼) ボアン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数		1.0%	

補足表 6 機器・配管系の設工認の変更点（地震応答解析）

項目	既設工認 今回設工認
	<p>解析モデル (水平)</p> <p>重心に質量が集中するものとした1質点系による公式計算の結果、固有振動数が 81.5Hz となることから、剛構造として取扱っている) なし</p>

項目	既設工認	今回設工認
		<p>解析モデル (鉛直)</p> <p>なし</p> <p>熱遮蔽装置系</p> <p>主軸系部品</p> <p>内部回転部品</p> <p>ポンプ、モータケーシング部品</p> <p>ホンブ、モータケーシング系</p>

表 7 機器・配管系の設工認から変更点（2次冷却系配管の地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）				
解析モデル	多質点系モデル	多質点系モデル		
材料特性	ヤング率 系統温度、材質による各種設定 ボアソン比 0.3	ヤング率 系統温度、材質による各種設定 ボアソン比 0.3	ヤング率 系統温度、材質による各種設定 ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
減衰定数	1.0%	0.5%～2.5%		
地震応答解析（鉛直）				
解析モデル				
材料特性		多質点系モデル (静的震度のみ評価)	同上	現在の規格・規準に基づき設定
減衰定数				

表 8 機器・配管系の設工認からうの変更点 (原子炉附属建物使用済燃料貯蔵ラックの地震応答解析)

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析 (水平)	解析モデル	多質点系モデル (ラック1～ラック4のうち、安全側となる一つをモデル化)	多質点系モデル (ラック1～ラック4のすべてをモデル化)	ラック間も接続されているため、すべてをモデル化 (補足表8参照)
	材料特性	ヤング率 $2.03 \times 10^4 \text{kg/mm}^2$ ボアソン比 0.3	ヤング率 $1.92 \times 10^5 \text{N/mm}^2$ ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数	1.0%	1.0%	
地震応答解析 (鉛直)	解析モデル		多質点系モデル (ラック1～ラック4のすべてをモデル化)	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表8参照)
	材料特性	なし	ヤング率 $1.92 \times 10^5 \text{N/mm}^2$ ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数		1.0%	

機器・配管系の設工認からの変更点(原子炉附属建物使用許可申請答解)
表8 機器・配管系の設工認から変更点(原子炉附属建物使用許可申請答解)

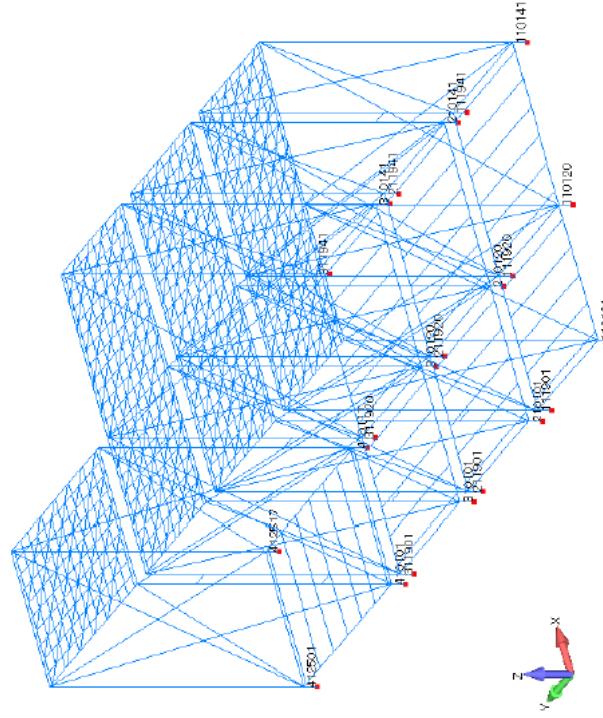
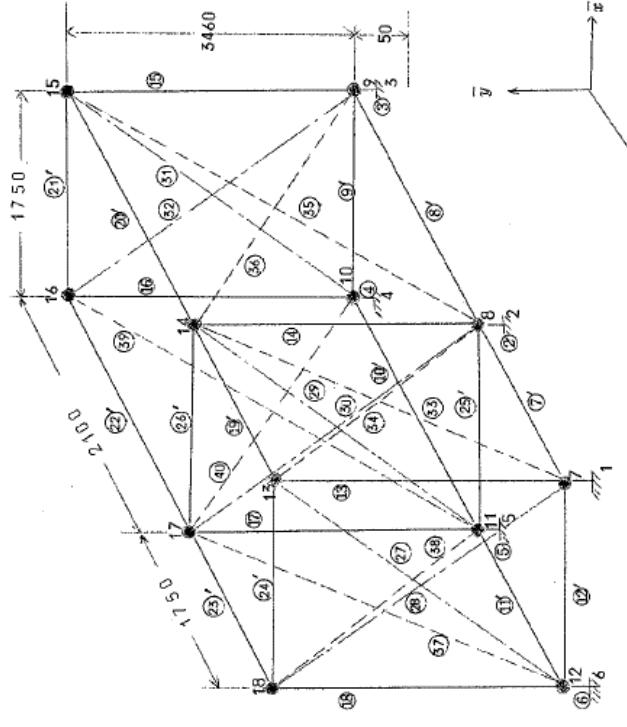
項目	既設工認	今回設工認
		
		<p>ラックの大きさが異なるラック 1～ラック 3 とラック 4 のうち、解析代表ラックとしてラック 1～ラック 3 のうちの一つをモデル化。</p>

表 9 機器・配管系の設工認から変更点（燃料出入機の地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）				
解析モデル	多質点系モデル	多質点系モデル	多質点系モデル （鉛直モデル作成によるモデル共通化 (補足表 9 参照)	
材料特性	ヤング率 $1.96 \times 10^4 \text{ kg/mm}^2$ ボアソン比 0.3	ヤング率 $2.02 \times 10^5 \text{ N/mm}^2$ ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定	
減衰定数	1.0%	2.0%		
解析モデル		多質点系モデル	多質点系モデル （鉛直モデル作成によるモデル共通化 (補足表 9 参照)	
材料特性		ヤング率 $2.02 \times 10^5 \text{ N/mm}^2$ ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定	
減衰定数		2.0%		
地震応答解析（鉛直）				

補足表9 機器・配管系の設工認から変更点(燃料出入機の地震応答解析)

項目	既設工認	今回設工認
		<p>走行面輪とレール間の バネダンパー・モデル</p> <p>走行面輪 0110, 1105, 1110, 2101, 2106, 2110</p> <p>X(P, V) Y Z</p> <p>X方向: 走行方向(NS) Y方向: 橫行方向(EW)</p>

表 10 機器・配管系の設工認から変更点（原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備キヤスククレーンの地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）	解析モデル	多質点系モデル	多質点系モデル （鉛直モデル化によるモデル共通化） (補足表 10 参照)	
	材料特性	なし (静的評価)	ヤング率 $2.02 \times 10^5 \text{ N/mm}^2$ ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数	2.0%		
地震応答解析（鉛直）	解析モデル	多質点系モデル (鉛直方向の接触、浮き上がりを考慮した非線形解析モデル)	多質点系モデル (鉛直方向の接触、浮き上がりを考慮した非線形解析モデル) （補足表 10 参照）	現在の規格・規準に基づき設定
	材料特性	なし	ヤング率 $2.02 \times 10^5 \text{ N/mm}^2$ ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数	2.0%		

補足表 10 機器・配管系の設工認の変更点（原子炉附属建物用済燃料貯蔵設備キャスククレーン地震応答解析）

項目	既設工認 今回設工認

表 11 機器・配管系の設工認からの変更点（原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備移送機の地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
解析モデル	1質点系モデル (重心に質量が集中するものとした1質点系による公式計算の結果、固有振動数が 9.93Hz となることから、固有振動数より応答加速度を求めて評価している)	多質点系モデル	鉛直モデル作成によるモデル共通化 (補足表 11 参照)	
地震応答解析（水平）				現在の規格・規準に基づき設定
材料特性	ヤング率 $2.1 \times 10^5 \text{kg/mm}^2$ ボアソン比 0.3	ヤング率 $2.02 \times 10^5 \text{N/mm}^2$ ボアソン比 0.3		
減衰定数	1.0%	2.0%		
地震応答解析（鉛直）	解析モデル なし	多質点系モデル (鉛直方向の接触、浮き上がりを考慮した非線形解析モデル)	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 11 参照)	
	材料特性	ヤング率 $2.02 \times 10^5 \text{N/mm}^2$ ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定	
	減衰定数	2.0%		

(原子炉炉外附属建物用燃料移送機の地震応答解析)
機器・配管系の設計から変更点を表す

表 12 機器・配管系の設工認の変更点（原子炉建物旋回式天井クレーンの地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）				
解析モデル		多質点系モデル	多質点系モデル (補足表 12 参照)	現在の規格・規準に基づき設定
材料特性	なし (静的評価)			現在の規格・規準に基づき設定
減衰定数		2.0%		
地震応答解析（鉛直）				
解析モデル		多質点系モデル (鉛直方向の接触、浮き上がりを考慮した非線形解析モデル)	多質点系モデル (鉛直方向の接触、浮き上がりを考慮した非線形解析モデル) (補足表 12 参照)	現在の規格・規準に基づき設定
材料特性	なし			
減衰定数		2.0%		現在の規格・規準に基づき設定

機器・配管系の設工認から変更点を表12に示す。天井クレーンの地震応答解析

項目	既設工認	今回設工認
		X : 機行方向 Y : 旋回方向 Z : 垂直方向
		<p>解析モデル (水平)</p>
		<p>旋回クレーン本体 航行輪橋レール側の ホルダームのモード</p>
		<p>主トロリ 航行輪橋上部側：駆動側 1174、1734、走動側 1171、1771 GAP ホルダーム：駆動側 108、768、走動側 107、707 GAP レール側：駆動側 1109、1098、走動側 1106、1707</p>
		<p>主トロリ 航行輪橋下部側：駆動側 1701、1115、走動側 1101、1715 アタリヤー上部：駆動側 11701、11115、走動側 11101、11715 アタリヤー下部：駆動側 31701、31115、走動側 31101、31715 GAP ホルダーム：駆動側 31701、12015、走動側 12901、18015</p>
		<p>主トロリ 航行輪橋上部側：駆動側 1174、1734、走動側 1171、1771</p>

項目	既設工認	今回設工認
		<p>解析モデル (鉛直)</p> <p>主トロリ 航行輪上部側 航行輪下部側 GAP ベルト GAP ベルト側 X: 横方向 Y: 長回方向 Z</p> <p>旋回グレーン方式 主トロリ 航行輪上部側 航行輪下部側 GAP ベルト GAP ベルト側 X: 横方向 Y: 長回方向 Z</p> <p>主トロリ 航行輪上部側 航行輪下部側 GAP ベルト GAP ベルト側 X: 横方向 Y: 長回方向 Z</p>

表 13 機器・配管系の設工認から変更点（燃料交換機の地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
地震応答解析（水平）	解析モデル	多質点系モデル	多質点系モデル	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 13 参照)
	材料特性	ヤング率 1.82×10 ⁴ kg/mm ² ボアソン比 0.3	ヤング率 2.01×10 ⁵ N/mm ² ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数	1.0%	1.0%	
地震応答解析（鉛直）	解析モデル		多質点系モデル	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 13 参照)
	材料特性		ヤング率 2.01×10 ⁵ N/mm ² ボアソン比 0.3	現在の規格・規準に基づき設定
	減衰定数		1.0%	

補足表 13 機器・配管系の設工認かららの変更点（地震応答解析）

項目	既設工認 今回設工認
	<p>注記 ③～⑫は、それぞれ4本の 垂直部材で構成されています。</p> <p>⑬</p> <p>⑫</p> <p>⑪</p> <p>⑩</p> <p>⑨</p> <p>⑧</p> <p>⑦</p> <p>⑥</p> <p>⑤</p> <p>④</p> <p>③</p> <p>②</p> <p>①</p> <p>13</p> <p>12</p> <p>11</p> <p>10</p> <p>9</p> <p>8</p> <p>7</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>架構</p> <p>燃料交換機本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリッパ ・H/D軸 ・内側軸封 ・外側軸封 <p>透へい体</p> <p>ドアハブルブ</p> <p>X</p> <p>Y</p> <p>Z</p> <p>架構</p> <p>据付ボルト</p> <p>乾燥装置</p> <p>据付ボルト</p> <p>要素番号</p> <p>1 質点番号</p> <p>解析モデル (水平)</p>

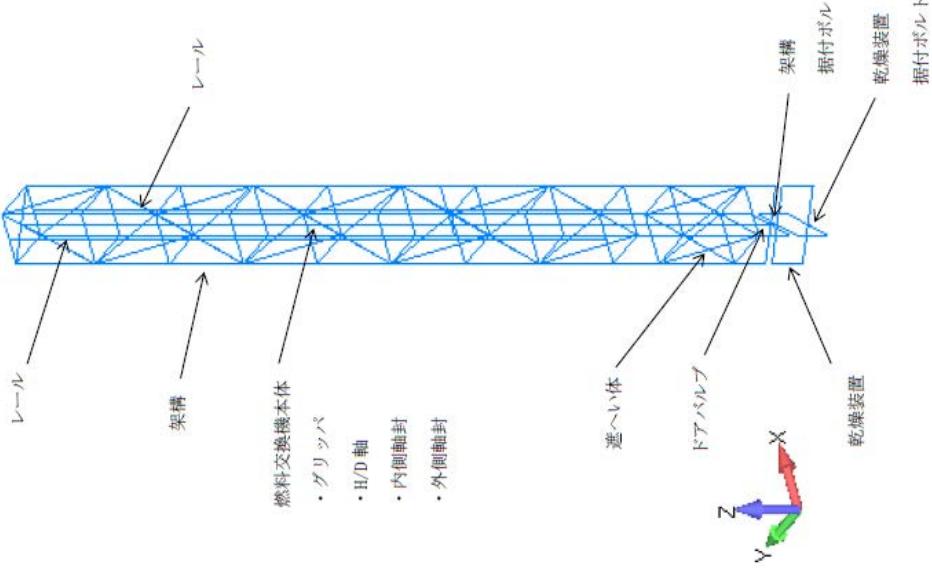
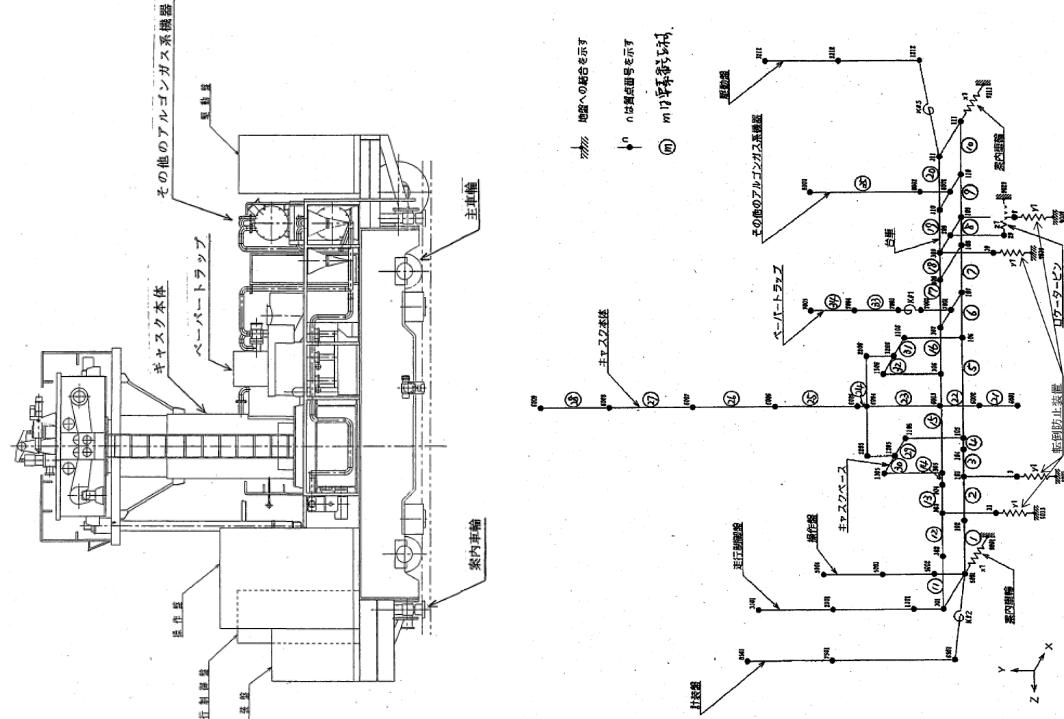
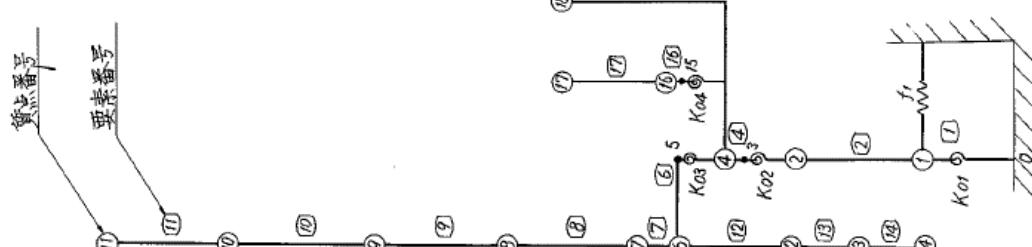
項目	既設工認	今回設工認
		<p>解析モデル (鉛直)</p>  <p>The diagram illustrates the structure of the fuel exchange machine. It features a central horizontal beam supported by two vertical legs. The central beam is labeled '架構' (frame). The legs are labeled 'レール' (rail). The entire assembly is labeled '燃料交換機本体' (fuel exchange machine body). A coordinate system is shown at the bottom right, with axes X, Y, and Z.</p> <ul style="list-style-type: none"> • クリップ • H/D軸 • 内側軸封 • 外側軸封 <p>遮へい体</p> <p>ドアバルブ</p> <p>乾燥装置</p> <p>据付ボルト</p> <p>据付ボルト</p>

表 14 機器・配管系の設工認から変更点（燃料取扱用キャスクカーの地震応答解析）

項目	内容	既設工認	今回設工認	変更理由
解析モデル	多質点系モデル	多質点系モデル	多質点系モデル	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 14 参照)
地震応答解析（水平） 材料特性	ヤング率 1. 85×10 ⁴ kg/mm ² (SUS27) 1. 95×10 ⁴ kg/mm ² (SS41) ボアソン比 0. 3	ヤング率 1. 76×10 ⁵ N/mm ² (SUS304) 2. 01×10 ⁵ N/mm ² (SS400) ボアソン比 0. 3	ヤング率 1. 76×10 ⁵ N/mm ² (SUS304) 2. 01×10 ⁵ N/mm ² (SS400) ボアソン比 0. 3	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 14 参照)
減衰定数	1. 0%	2. 0%	2. 0%	
解析モデル	多質点系モデル	多質点系モデル	多質点系モデル	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 14 参照)
地震応答解析（鉛直） 材料特性	なし	なし	なし	現在の規格・規準に基づき設定 (補足表 14 参照)
減衰定数	2. 0%	2. 0%	2. 0%	

補足表 14 機器・配管系の設工認から変更点 (燃料取扱用キャスクターの地震応答解析)

項目	既設工認 今回設工認
	  <p>要素番号</p> <p>(W) m12年版仕様</p> <p>要素番号</p> <p>(W) m12年版仕様</p>

解析モデル
(水平)

項目	既設工認 今回設工認
	<p>解析モデル (鉛直)</p>

ナトリウム配管の耐震評価の一例

(1次主冷却系配管：耐震重要度分類 S クラス)

- FRS は、基準地震動 Ss, Sd ごとに配管の配置されている各フロアでの FRS を包絡したものを用いる^{*1}。なお、基準地震動 Ss, Sd は Ss-1 から Ss-5 と Ss-D を包絡したものを用いる^{*1}。

*1：暫定値（今後、Ss-6 を追加するとともに、審査会合指摘を踏まえた FRS の再設定が必要）

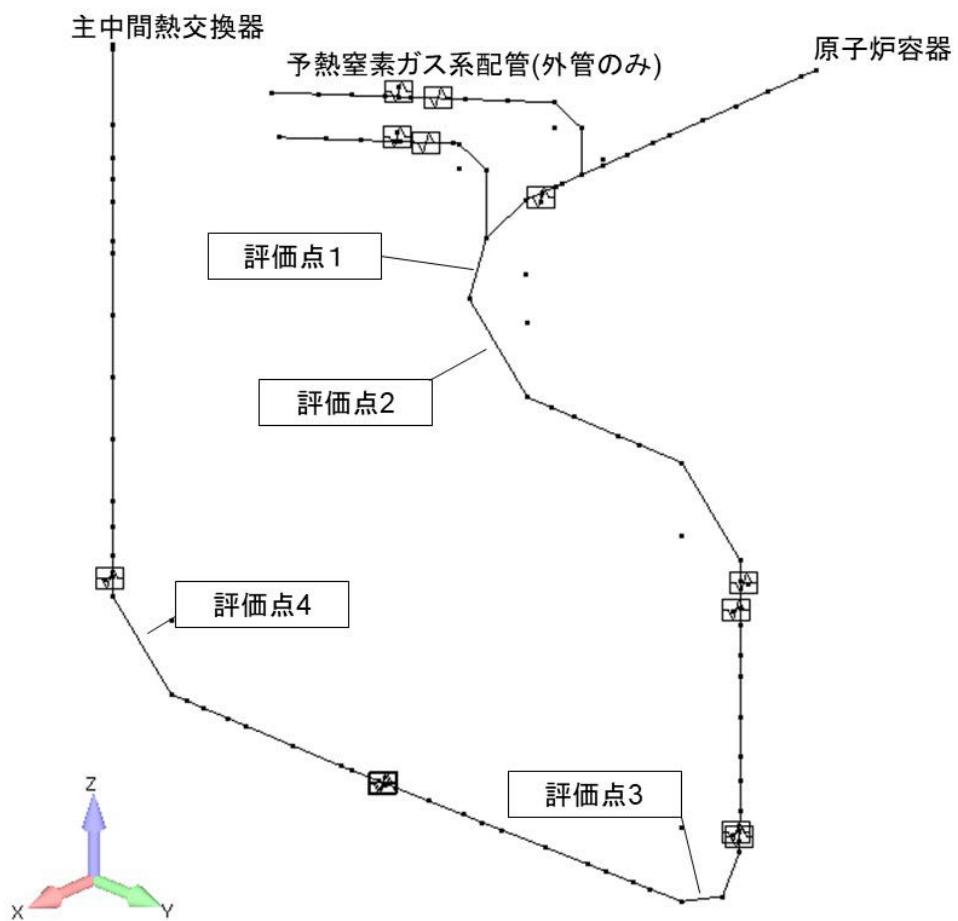
- 解析モデルは、内管と外管を組み合わせたモデルとする^{*2}。

*2：評価に関して、評価手法、解析モデルや解析条件等が、既設工認と異なるものがある。

現在の規格・基準等に基づき設定を変更したものであり、特殊なものはない。

- 配管支持装置については、一部のメカニカル防振器を容量アップしたものに交換する。

- 汎用非線形構造解析システム FINAS コード又はメーカーが使用するコードを用いる。



- 下表に示すように、各評価点の一次応力、ひずみ、及びクリープ疲労損傷の各制限を満足する。

一次応力の制限

単位 (応力 : N/mm²)

評価点	運転状態	評価項目	計算値	許容値
1	運転状態 III	膜 $\leq 1.2Sm$	2	121
		膜 + 曲げ $\leq 1.2KsSm$	16	154
	運転状態 IV	膜 $\leq 2Sm$	2	203
		膜 + 曲げ $\leq 2KsSm$	14	257
2	運転状態 III	膜 $\leq 1.2Sm$	3	121
		膜 + 曲げ $\leq 1.2KsSm$	20	154
	運転状態 IV	膜 $\leq 2Sm$	2	203
		膜 + 曲げ $\leq 2KsSm$	18	257
3	運転状態 III	膜 $\leq 1.2Sm$	2	121
		膜 + 曲げ $\leq 1.2KsSm$	12	154
	運転状態 IV	膜 $\leq 2Sm$	2	203
		膜 + 曲げ $\leq 2KsSm$	17	257
4	運転状態 III	膜 $\leq 1.2Sm$	2	121
		膜 + 曲げ $\leq 1.2KsSm$	12	154
	運転状態 IV	膜 $\leq 2Sm$	2	203
		膜 + 曲げ $\leq 2KsSm$	16	257

単位 (応力 : N/mm²)

評価点	一次 応 力 の 制 限	評 価 法 の 区 分	ひ ず み の 制 限									クリープ疲労 損傷の制限		
			一次+二次応力の制限					S _a 制限	累積非弾性ひずみの制限		運転状態IVに関する制限			
			S _n (3S _{mH})	S _n (3S _m)	S _n (2.5(3S _m))	S _n ' (3S _m)	S _e (3S _m)	P' + Q' (S _e)	$\epsilon_{EC} + \epsilon_{mEF}$ (0.01)	$\epsilon_{EC} + \epsilon_{mEF} + \epsilon_{bEF}$ (0.02)	S _n (2.5(3S _{mH}))	領域 (E, S ₁ , S ₂ , P)	D _f D _c	D _f +D _c (D)
1	合格	B	46 (304)	165 (277)	-	-	-	159 (157)	0.0000 (0.0100)	0.0012 (0.0200)	40 (758)	E	0.00 0.30	0.31 (0.60)
2	合格	B	42 (304)	119 (277)	-	-	-	118 (122)	0.0000 (0.0100)	0.0012 (0.0200)	37 (758)	E	0.00 0.30	0.31 (0.60)
3	合格	B	31 (304)	173 (277)	-	-	-	175 (157)	0.0000 (0.0100)	0.0012 (0.0200)	45 (758)	E	0.00 0.30	0.31 (0.60)
4	合格	B	32 (304)	175 (277)	-	-	-	175 (157)	0.0000 (0.0100)	0.0012 (0.0200)	44 (758)	E	0.00 0.30	0.31 (0.60)

ナトリウム配管の耐震工事

(現場調査と対策検討)

ナトリウム配管の耐震工事に際しては、現場調査により、周辺状況を把握するとともに、干渉物対策、ヒータ・保温材等の改造、既設サポート架台の使用などの検討を実施し、工事可能な方法を策定する。防振器の交換や追加に係る工事の検討例を図 1 に示す。

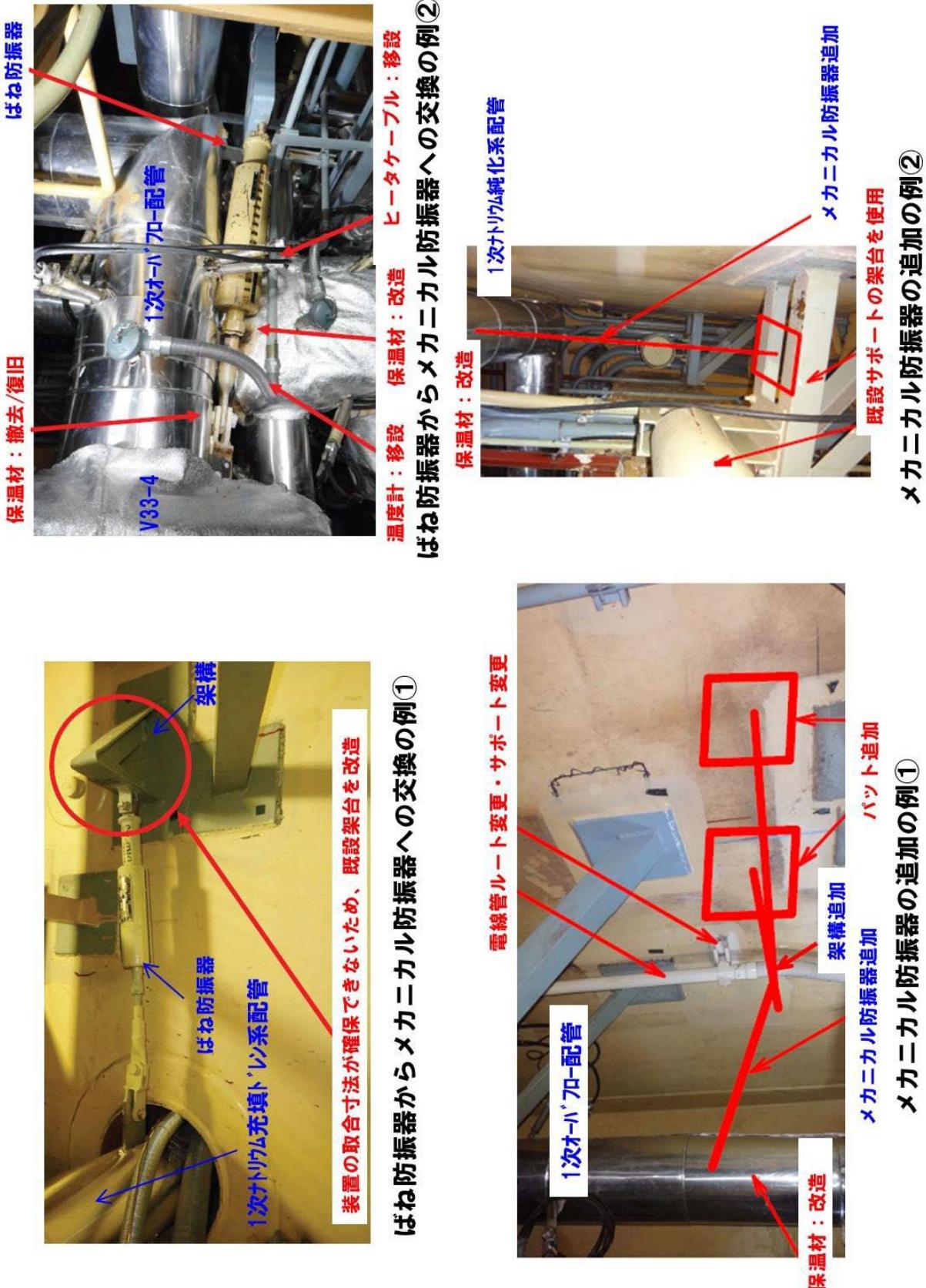
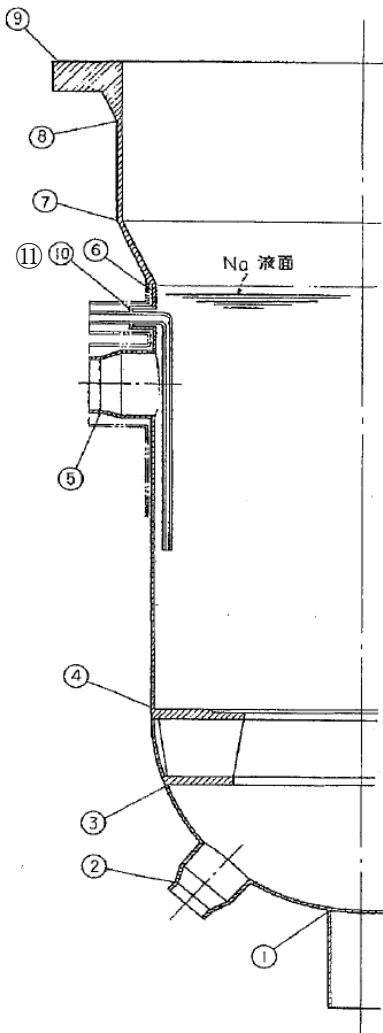


図1 防振器の交換や追加に係る工事の検討例

原子炉容器の耐震評価（耐震重要度分類 S クラス）*1

1. 評価部位



	評価部位
①	下鏡板振れ止め取付部
②	1次ナトリウム入口ノズル
③	コアサポート取付下部
④	コアサポート取付上部
⑤	1次ナトリウム出口ノズル
⑥	円筒胴液面部
⑦	円錐胴上部
⑧	上部フランジハブ下端
⑨	上部フランジ最外周部
⑩	補助系出口ノズル
⑪	補助系入口ノズル

*1 : 暫定値（今後、Ss-6 を追加するとともに、審査会合指摘を踏まえた FRS の再設定が必要）

2. 各部の応力

基準地震動Ssによる評価結果

	評価部位	評価項目	発生応力 (N/mm ²)	許容応力 (N/mm ²)	備考
①	下鏡板振れ止め取付部	一次一般膜応力	41	260	
		一次応力	42	390	
		一次+二次応力	46	333	
②	1次ナトリウム入口ノズル	一次一般膜応力	134	260	
		一次応力	134	390	
		一次+二次応力	426	333	疲労評価 0.01≤1.0
③	コアサポート取付下部	一次一般膜応力	36	260	
		一次応力	68	390	
		一次+二次応力	24	333	
④	コアサポート取付上部	一次一般膜応力	27	260	
		一次応力	53	390	
		一次+二次応力	32	333	
⑤	1次ナトリウム出口ノズル	一次一般膜応力	63	235	
		一次応力	63	352	
		一次+二次応力	34	735	
⑥	円筒胴液面部	一次一般膜応力	20	235	
		一次応力	19	352	
		一次+二次応力	22	735	
⑦	円錐胴上部	一次一般膜応力	20	235	
		一次応力	25	352	
		一次+二次応力	22	735	
⑧	上部フランジハブ下端	一次一般膜応力	22	281	
		一次応力	17	421	
		一次+二次応力	26	411	
⑨	上部フランジ最外周部	一次一般膜応力	2	281	
		一次応力	3	421	
		一次+二次応力	4	411	
⑩	補助系出口ノズル	一次一般膜応力	70	235	
		一次応力	70	352	
		一次+二次応力	85	735	
⑪	補助系入口ノズル	一次一般膜応力	58	235	
		一次応力	58	352	
		一次+二次応力	61	735	

※一次+二次応力は、地震動のみによる応力振幅

弾性設計用地震動Sdによる評価結果(静的地震力の比べて大きい方で評価)

評価位置	評価部位	評価項目	発生応力 (N/mm ²)	許容応力 (N/mm ²)	備考
①	下鏡板振れ止め取付部	一次一般膜応力	41	133	
		一次応力	42	199	
		一次+二次応力	46	333	
②	1次ナトリウム入口ノズル	一次一般膜応力	95	133	
		一次応力	95	199	
		一次+二次応力	273	333	
③	コアサポート取付下部	一次一般膜応力	35	133	
		一次応力	68	199	
		一次+二次応力	22	333	
④	コアサポート取付上部	一次一般膜応力	21	133	
		一次応力	48	199	
		一次+二次応力	22	333	
⑤	1次ナトリウム出口ノズル	一次一般膜応力	69	117	
		一次応力	69	176	
		一次+二次応力	58	294	
⑥	円筒胴液面部	一次一般膜応力	16	117	
		一次応力	15	176	
		一次+二次応力	16	294	
⑦	円錐胴上部	一次一般膜応力	17	117	
		一次応力	22	176	
		一次+二次応力	16	294	
⑧	上部フランジハブ下端	一次一般膜応力	19	164	
		一次応力	14	246	
		一次+二次応力	18	411	
⑨	上部フランジ最外周部	一次一般膜応力	1	164	
		一次応力	2	246	
		一次+二次応力	2	411	
⑩	補助系出口ノズル	一次一般膜応力	67	117	
		一次応力	67	176	
		一次+二次応力	72	294	
⑪	補助系入口ノズル	一次一般膜応力	56	117	
		一次応力	56	176	
		一次+二次応力	52	294	

※一次+二次応力は、地震動のみによる応力振幅

3. ボルトの応力

機器名	評価部位	許容応力状態	応力分類	発生値 (N/mm ²)	許容値 (N/mm ²)
原子炉容器	基礎ボルト	III_{AS}	引張応力	0	444
			せん断応力	10	341
		IV_{AS}	引張応力	5	444
			せん断応力	12	341

耐震重要度分類 S クラスに属する
動的機器の機能維持に係る基本方針
(制御棒挿入性に係る評価を含む。)

1. 概要

耐震重要度分類Sクラスに属する施設のうち、地震時又は地震後に動作を要求される動的機器については、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする、若しくは解析又は実験等により、その機能が阻害されないことを確認する。

2. 動的機能維持の確認に用いる設計用地震力

動的機能維持の確認に用いる動的地震力を第 2.1 表に示す。

第 2.1 表 動的機能維持に使用する動的地震力

種別	入力地震動	
	水平地震動	鉛直地震動
機器・配管系	設計用床応答スペクトル Ss 又は 床応答時刻歴 Ss	設計用床応答スペクトル Ss 又は 床応答時刻歴 Ss

3. 評価対象機器の選定

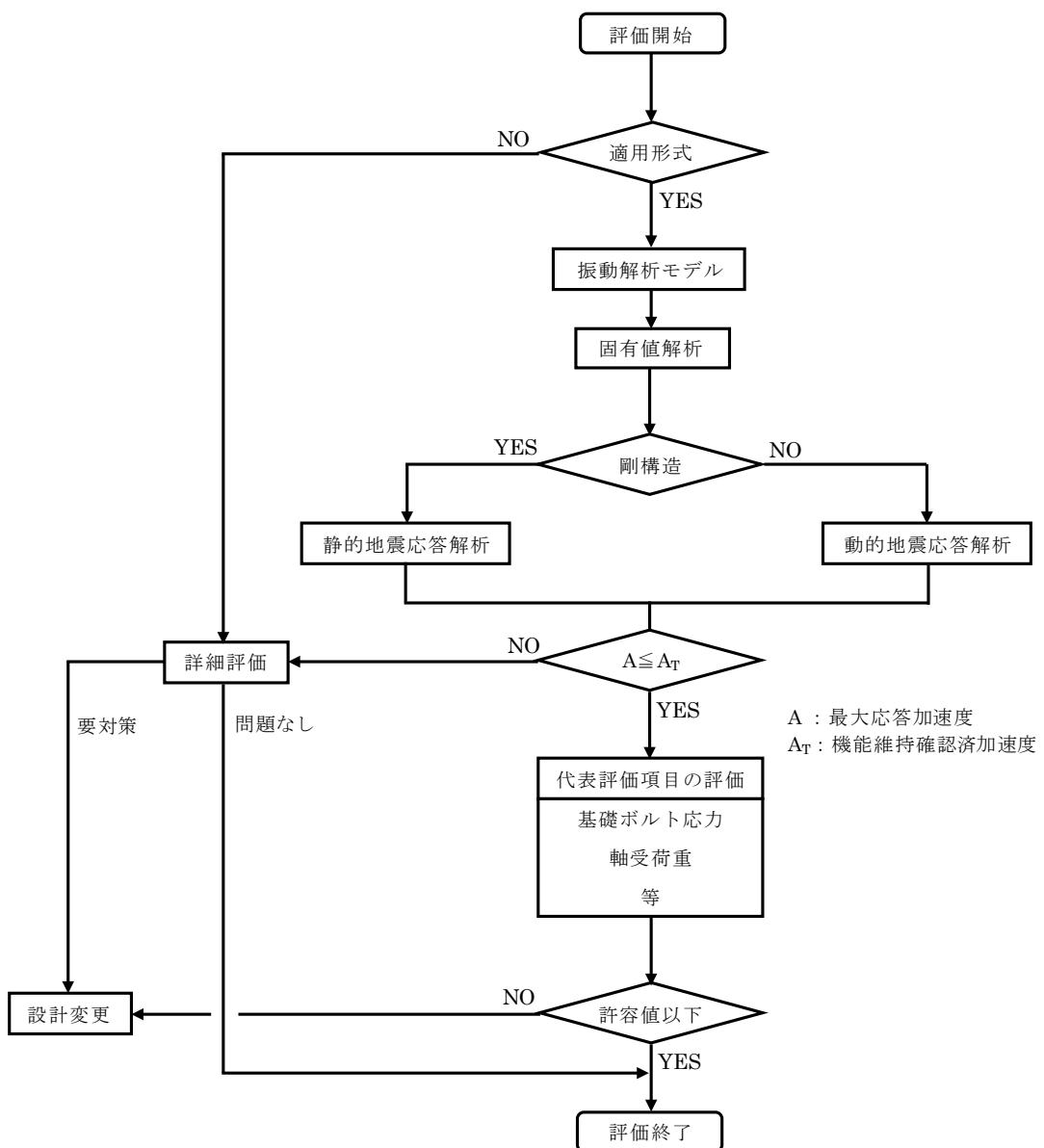
- (i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系
該当無し
- (ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設
該当無し
- (iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設
 - (1) 制御棒及び制御棒駆動系
 - (2) 後備炉停止制御棒及び後備炉停止制御棒駆動系
- (iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
 - (1) 1次主循環ポンプモーター
 - (2) 1次主冷却系逆止弁
 - (3) **主冷却機インレットベーン・入口ダンパー**
 - (4) 2次ナトリウム純化系 2次主冷却系 A ループ充填第1元弁
(冷却材バウンダリに属する弁)
 - (5) 2次ナトリウム純化系 2次主冷却系 B ループ充填第1元弁
(冷却材バウンダリに属する弁)
- (v) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、1次冷却材の漏えいを低減するための施設
 - (1) 1次補助冷却系サイフォンブレーク弁
 - (2) 1次予熱室素ガス系仕切弁
- (vi) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設
 - (1) 格納容器バウンダリに属する弁 (隔離弁)
- (vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設
該当無し
- (viii) その他 (上記の動的機能維持に関連する動的機器)
 - (1) 非常用ディーゼル電源系 (ディーゼル発電機)
 - (2) 空調換気設備 (ディーゼル発電機室系送風機)
 - (3) 補機冷却設備 (ディーゼル系揚水ポンプ、ディーゼル系冷却塔)

4. 動的機器の機能維持に係る評価方針

4.1 基本方針

地震時及び地震後に動作を要求される動的機器は、第4.1.1図に示すフローに基づき設計する。

第4.1.1表に、機種及び適用形式に応じた動的機能維持確認済加速度（既往の研究によって機能維持を確認した加速度）を示す。動的機器の機種・適用形式が、当該表に示した機種・適用形式に合致する場合には、相応する機能維持確認済加速度を使用する。機種・適用形式に合致しない場合、及び合致した場合にあっても目安となる仕様を大きく超える場合、若しくは、応答加速度が機能確認済加速度を上回る場合には、機器本体や動的機能維持評価の対象となる部位の強度評価により、機能維持可能であることを確認する。



第4.1.1図 動的機器の地震時機能維持評価フロー

第4.1.1表 機種及び適用形式に応じた動的機能維持確認済加速度

機種	適用形式	目安となる仕様	機能確認済加速度(G)		
			部位	水平	鉛直
1 立形ポンプ	ピットバレル形	流量 : 1800m ³ /h	コラム先端部	12.0	2.0
	斜流式	流量 : 7600m ³ /h	コラム先端部	12.0	2.0
	単段床置式	流量 : 1900m ³ /h	ケーシング下端部	12.0	2.0
2 横形ポンプ	単段遠心式	流量 : 2400m ³ /h	軸位置	4.0	2.0
	多段遠心式	流量 : 700m ³ /h			
3 電動機	横形すべり軸受機	出力 : 1400kW	軸受部	3.7	2.0
	横形ころがり軸受機	出力 : 950kW	軸受部	7.0	2.0
	立形すべり軸受機	出力 : 2700kW	軸受部	2.5	1.0
	立形ころがり軸受機	出力 : 1300kW	軸受部	2.5	2.0
4 ファン	遠心直動式	流量 : 2500m ³ /min	軸受部	5.2	2.0
	軸流式	流量 : 2900m ³ /min	軸受部	4.8	2.0
	遠心直結式	流量 : 2900m ³ /min	軸受部	2.6	2.0
5 冷凍機	往復動式	容量 : 350kW	シリンダ部	1.9	1.0
	スクリュ式	容量 : 500kW	圧縮機部	4.5	2.0
	ターボ式	容量 : 2100kW	圧縮機軸受部	4.4	2.0
6 非常用ディーゼル発電機	機関本体	発電機容量 : 15500kW	機関重心位置	1.1	1.0
			燃料移送ポンプ重心位置	4.5	2.0
	ガバナ	形式 : UG形、EGP形	ガバナ取付位置	4.0	2.0
7 制御用空気圧縮機	V形2気筒	出力 : 200kW	シリンダ部	4.4	2.0
	立形单気筒	出力 : 100kW			
8 往復動式ポンプ	横形	流量 : 25m ³ /h	重心位置	2.2	2.0
	立形	流量 : 25m ³ /h	重心位置	2.2	2.0
9 弁	グローブ弁	口径 : 500A (20B)	駆動部	6.0	6.0
	ゲート弁	口径 : 650A (26B)	駆動部	6.0	6.0
	バタフライ弁	口径 : 1800A (72B)	駆動部	6.0	6.0
	逆止弁	口径 : 850A (34B)	駆動部	6.0	6.0
	ゴムダイヤフラム弁	口径 : 100A (4B)	駆動部	2.7	6.0
	安全弁	口径 : 200A (8B)	駆動部	10.0	3.0
10 ダンパ	空気作動式	ベーン長さ : 1800mm	ケーシング重心位置	7.2	7.2
	電動式	ベーン長さ : 1700mm	ケーシング重心位置	6.4	6.4

4.2 具体的な評価方法の例

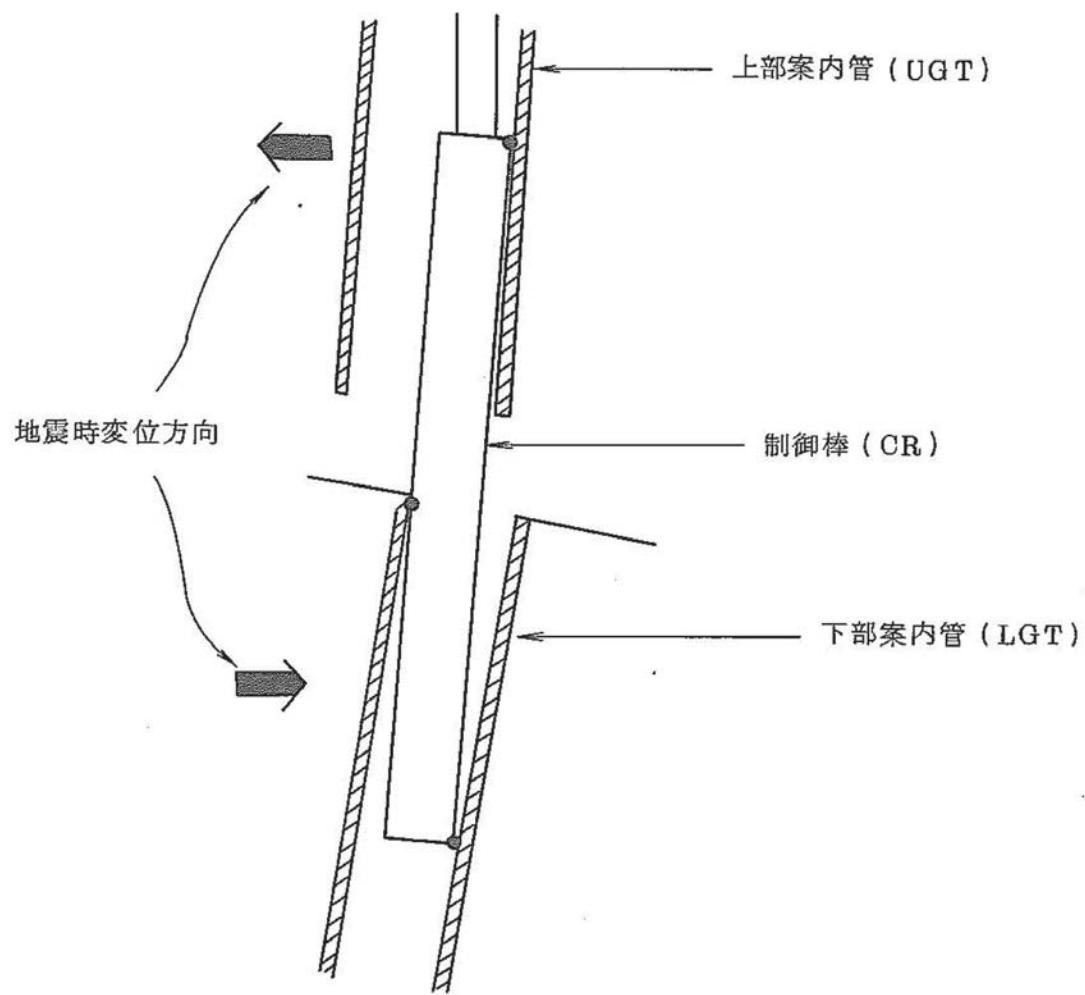
4.2.1 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉停止状態を維持するための施設

制御棒及び制御棒駆動系にあっては、地震時に生じる制御棒（制御棒を収納する下部案内管を含む。）及び制御棒をラッチする上部案内管（上部案内管に連結される駆動機構を含む。）の水平方向の相対変位を考慮しても、制御棒挿入時間（スクラム時間：制御棒保持電磁石励磁断から制御棒反応度価値 90%挿入までの時間）が規定時間（0.8 秒）以内となるように設計し、地震時の制御棒の挿入機能を維持する。また、地震による加振中には、制御棒と下部案内管の衝突により接触摩擦抵抗によるスクラム時間の遅延が考えられるため、衝突による摩擦抵抗を考慮してもスクラム時間が規定時間（0.8 秒）以内となることを確認する。

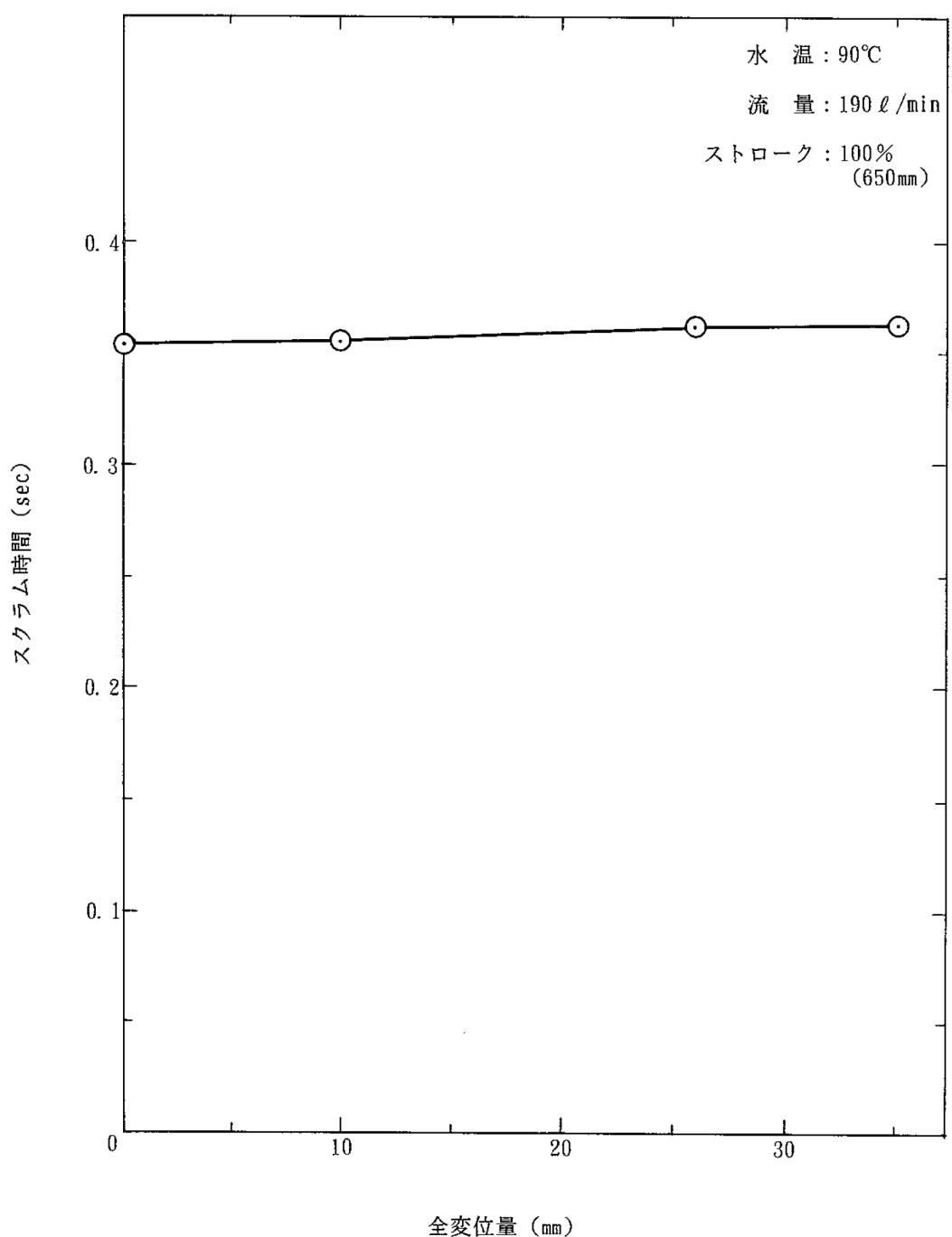
地震時の制御棒挿入性の確認手順を以下に示す。

- ・ 制御棒（制御棒を収納する下部案内管を含む。）及び上部案内管（上部案内管に連結される駆動機構を含む。）の水平方向の変位を地震応答解析より算出する。
- ・ 下部案内管の上部と上部案内管の下部の水平方向の変位から、その最大相対変位を算出する。
- ・ 第 4.2.1 図のように地震による変位により制御棒が上部案内管及び下部案内管と 3 点で接触すると 3 点拘束が生じる。3 点拘束が生じるとスクラム時間が遅延するが、偏心量（相対変位）が 35mm 以下では 3 点拘束は生じず、第 4.2.2 図に示すようにスクラム時間への影響はない。
- ・ 地震時の制御棒の挿入機能維持は、算出した最大相対変位が 35mm 以下であることを判断基準とする。
- ・ 地震応答解析及び下部案内管の上部と上部案内管の下部の水平方向の変位の時刻歴応答から、加振の衝突による摩擦を考慮したスクラム時間を算出する。
- ・ 地震時の加振の衝突による摩擦を考慮したスクラム時間は規定時間（0.8 秒）を下回ることを判断基準とする。

以上の手順に基づく確認より、最大相対変位が 35mm 以下であり、加振の衝突による摩擦を考慮したスクラム時間が 0.8 秒を下回ることから、地震時の制御棒挿入性は維持される（確認結果の詳細を別添 1 に示す）。



第 4.2.1.1 図 制御棒の 3 点拘束 (概念図)



第 4.2.1.2 図 偏心量と制御棒挿入時間の相関

4. 2. 2. 3 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設

1 次主循環ポンプモータ、1 次主冷却系逆止弁、2 次ナトリウム純化系 2 次主冷却系 A ループ充填第 1 元弁及び 2 次ナトリウム純化系 2 次主冷却系 B ループ充填第 1 元弁の動的機能維持に係る評価項目及び評価の考え方を第 4. 3. 1 表に示す。

第 4. 2. 3. 1 表 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設における
動的機器の機能維持に係る評価項目及び評価の考え方

機器	機種	評価項目	評価の考え方
1 次主循環ポンプ モータ	電動機	軸受部の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 軸受部の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		軸受の負荷荷重	<ul style="list-style-type: none"> 軸受部の地震時負荷荷重を算出し、許容値以下であることを確認
		取付ボルトの強度	<ul style="list-style-type: none"> 取付ボルトに発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認
1 次主冷却系 逆止弁	逆止弁	本体の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 配管系の一部として、対象弁の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		配管との接続部強度	<ul style="list-style-type: none"> 弁と配管の接続部に発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認
2 次ナトリウム 純化系 2 次主冷却系 充填第 1 元弁	グローブ弁	駆動部の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 配管系の一部として、対象弁の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		配管との接続部強度	<ul style="list-style-type: none"> 弁と配管の接続部に発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認

4.2.4 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、1次冷却材の漏えいを低減するための施設

1次補助冷却系サイフォンブレーク弁及び1次予熱窒素ガス系仕切弁の動的機能維持に係る評価項目及び評価の考え方を第4.2.4.1表に示す。

第4.2.4.1表 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、1次冷却材の漏えいを低減するための施設における動的機器の機能維持に係る評価項目及び評価の考え方

機器	機種	評価項目	評価の考え方
1次補助冷却系 サイフォン ブレーク弁	グローブ弁	駆動部の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 配管系の一部として、対象弁の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		配管との接続部強度	<ul style="list-style-type: none"> 弁と配管の接続部に発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認
予熱窒素ガス系 仕切弁	グローブ弁	駆動部の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 配管系の一部として、対象弁の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		配管との接続部強度	<ul style="list-style-type: none"> 弁と配管の接続部に発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認

4.2.5 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設

原子炉格納容器バウンダリに属する弁（隔離弁）の動的機能維持に係る評価項目及び評価の考え方を第4.2.5.1表に示す。

第4.2.5.1表 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設における動的機器の機能維持に係る評価項目及び評価の考え方

機器	機種	評価項目	評価の考え方
原子炉格納容器 隔離弁	グローブ弁	駆動部の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 配管系の一部として、対象弁の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		配管との接続部強度	<ul style="list-style-type: none"> 弁と配管の接続部に発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認
	ゲート弁	駆動部の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 配管系の一部として、対象弁の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		配管との接続部強度	<ul style="list-style-type: none"> 弁と配管の接続部に発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認
	バタフライ弁	駆動部の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 配管系の一部として、対象弁の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		配管との接続部強度	<ul style="list-style-type: none"> 弁と配管の接続部に発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認

4.2.6 その他（4.2.2～4.2.5 の動的機能維持に関連する動的機器）

その他（4.2.2～4.2.5 の動的機能維持に関連する動的機器）として、非常用ディーゼル電源系（ディーゼル発電機）の動的機能維持に係る評価項目及び評価の考え方を第4.2.6.1表に示す。

第4.2.6.1表 その他（4.2.2～4.2.5 の動的機能維持に関連する動的機器）における動的機器の機能維持に係る評価項目及び評価の考え方

機器	機種	評価項目	評価の考え方
ディーゼル発電機	中速形 ディーゼル 機関	機関重心位置 の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 重心位置の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		ガバナ取付位置 の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 取付位置の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		燃料移送ポンプ 重心位置 の応答加速度	<ul style="list-style-type: none"> 重心位置の応答加速度を算出し、動的機能維持確認済加速度を下回ることを確認
		機関本体 取付ボルトの強度	<ul style="list-style-type: none"> 取付ボルトに発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認
		発電機 取付ボルトの強度	<ul style="list-style-type: none"> 取付ボルトに発生する応力を算出し、許容値以下であることを確認
		発電機軸受 の負荷荷重	<ul style="list-style-type: none"> 軸受部の地震時負荷荷重を算出し、許容値以下であることを確認

地震時の制御棒挿入性について

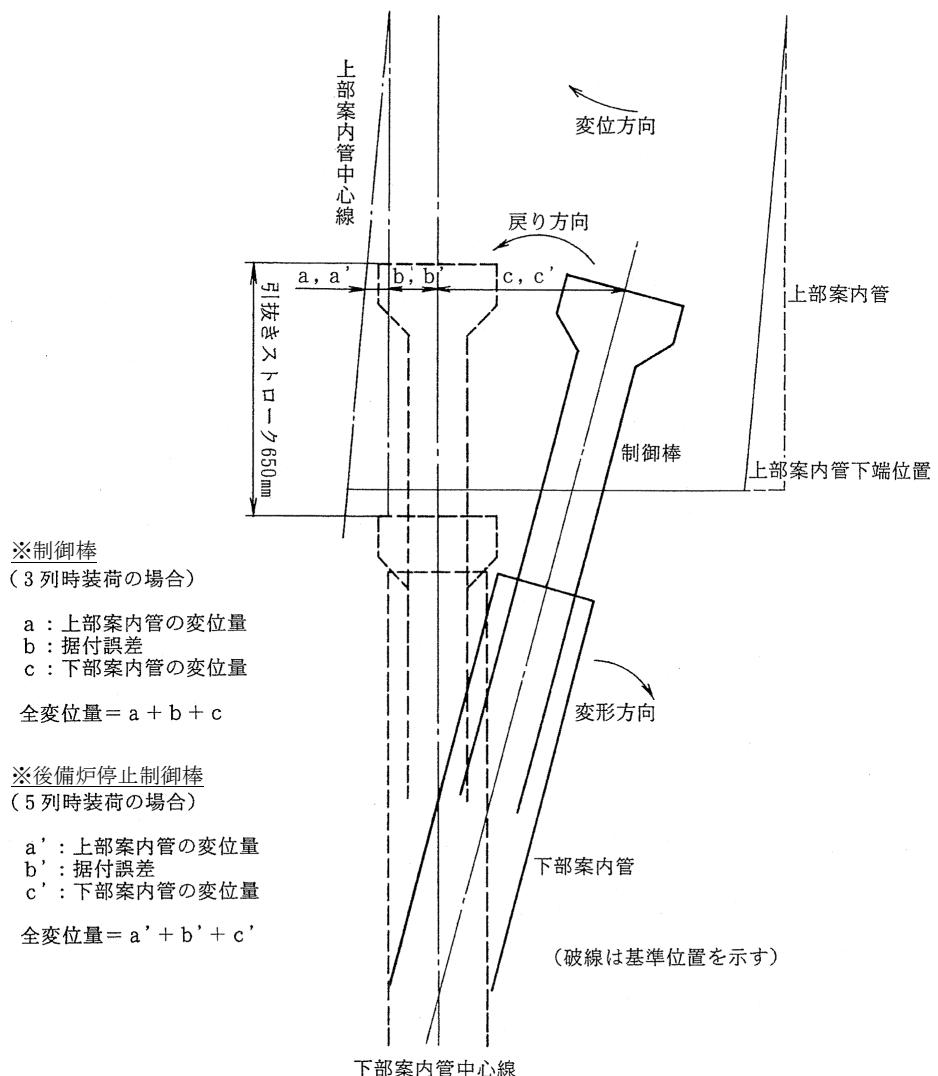
1. 地震時の制御棒挿入性評価の概要

「常陽」の制御設備及び非常用制御設備は、炉心第 3 列に設置される制御棒及び制御棒駆動系（主炉停止系）、第 5 列に設置される後備炉停止制御棒及び後備炉停止制御棒駆動系（後備炉停止系）から構成される。主炉停止系と後備炉停止系のどちらも、地震時に生じる制御棒又は後備炉停止制御棒（制御棒又は後備炉停止制御棒を収納する下部案内管を含む。）及び制御棒又は後備炉停止制御棒をラッチする上部案内管（上部案内管に連結される駆動機構を含む。）の水平方向の相対変位を考慮しても、制御棒又は後備炉停止制御棒のスクラン時挿入時間（制御棒又は後備炉停止制御棒の保持電磁石励磁断からスクラン検出コイル位置※到達までの時間）が規定時間（0.8 秒）以内となるように設計し、地震時の制御棒及び後備炉停止制御棒の挿入機能を維持する。制御棒、上部案内管及び下部案内管の構造並びにスクラン時挿入時間の要求は、主炉停止系と後備炉停止系で同じであり、以下、特に断りがない限り、「制御棒」には「後備炉停止制御棒」も含めるものとする。

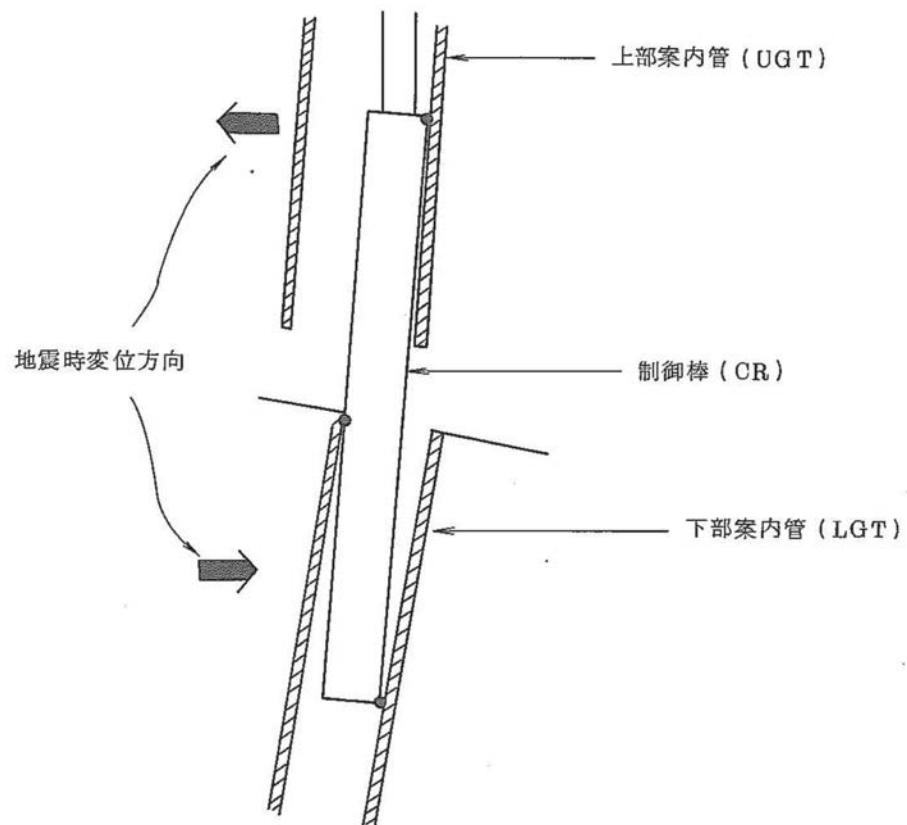
既許可・既設工認の地震時の制御棒挿入性については、上部案内管と下部案内管の相対変位を模擬した試験条件でのスクラン試験の結果により、相対変位 35mm までの範囲における制御棒挿入性を確認し、制御棒の挿入性は確保されると評価している^{[1], [2]}。したがって、基準地震動 Ss に対して上部案内管と下部案内管の地震時最大変位量（第 1.1 図）を評価し、その相対変位が 35mm 以下であることを以て、地震時の制御棒の挿入性を評価する（静的条件での制御棒挿入性評価）。なお、第 1.2 図のように地震の変位により制御棒が上部案内管及び下部案内管と 3 点拘束が生じた場合、制御棒の挿入時間が長くなるが、相対変位が 35mm 以下では 3 点拘束は生じない。

また、地震による加振中には、制御棒と下部案内管の衝突により接触摩擦抵抗によるスクラン時挿入時間の遅延が考えられるため、衝突による摩擦抵抗を考慮してもスクラン時挿入時間が規定時間（0.8 秒）以内となることも確認する（動的条件での制御棒挿入性評価）。

※スクラン検出コイル位置は、制御棒の挿入ストロークで約 530mm 位置であり、制御棒反応度値 90% 挿入位置の約 510mm より制御棒が挿入された位置となる。



第 1.1 図 地震時水平方向変位概略^[2]



第 1.2 図 制御棒の 3 点拘束

2. 静的条件での制御棒挿入性評価

2.1 制御棒スクラム試験

(1) 試験方法・試験条件

「常陽」制御棒のスクラム特性を確認するため、水中における実規模大モックアップ試験により、制御棒上部案内管と下部案内管の相対変位（偏心量）を 35mm まで変化させたときのスクラム時間測定した。

水温は、390°Cにおけるナトリウムの動粘性係数を模擬する 90°Cとした。

流量は、制御棒一本当たりの配分流量 2.7 kg/s を 390°Cのナトリウムに換算した 190 L/min とした。

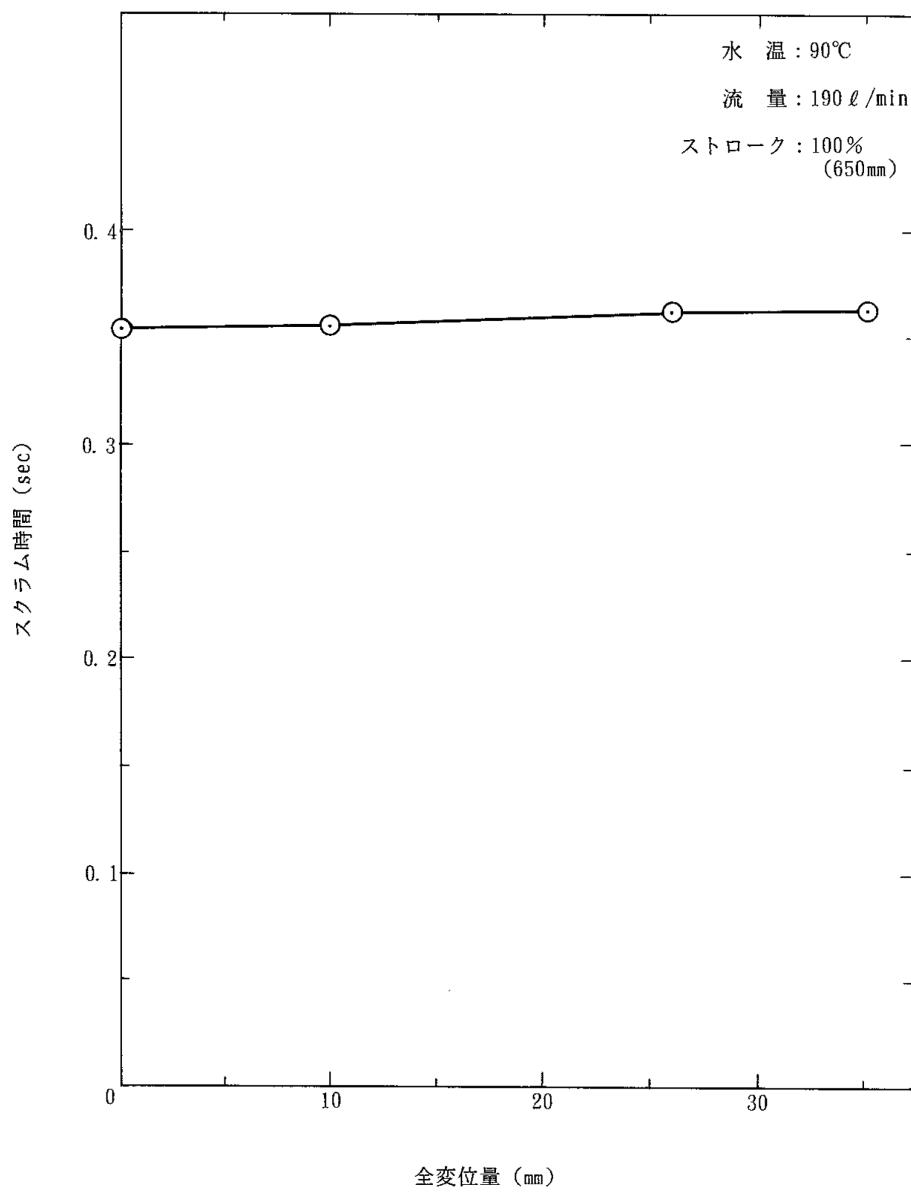
ここではスクラム時間は、デラッチャリミットスイッチの作動した時間からスクラム位置（挿入ストローク 530mm の位置）に到達するまでの時間※で定義し、リミットスイッチと上部案内管に取り付けられた検出コイルにより測定した。

※設計ではスクラム時挿入時間を 0.8 秒以内としているが、これは保持電磁石励磁断からスクラム検出コイル位置到達までの時間である。保持電磁石励磁断からデラッチャリミットスイッチ作動までの時間が 0.2 秒として、この場合のスクラム時間の目標は 0.6 秒以内となる。

(2) 試験結果

スクラム時間と偏心量の関係を第 2.1 図に示す。

スクラム時間は 35mm までの偏心量においてほぼ一定の値となっており、スクラム時挿入時間への影響がないことを確認した。



第 2.1 図 偏心量に関するスクラム特性（水中）^[2]

2.2 地震応答解析

制御棒を収納する下部案内管及び上部案内管の水平方向の変位を地震応答解析より算出する。下部案内管の上部と上部案内管の下部の水平方向の最大変位から、その最大相対変位を算出する。

2.2.1 上部案内管の水平方向変位の評価

(1) 解析方法・条件

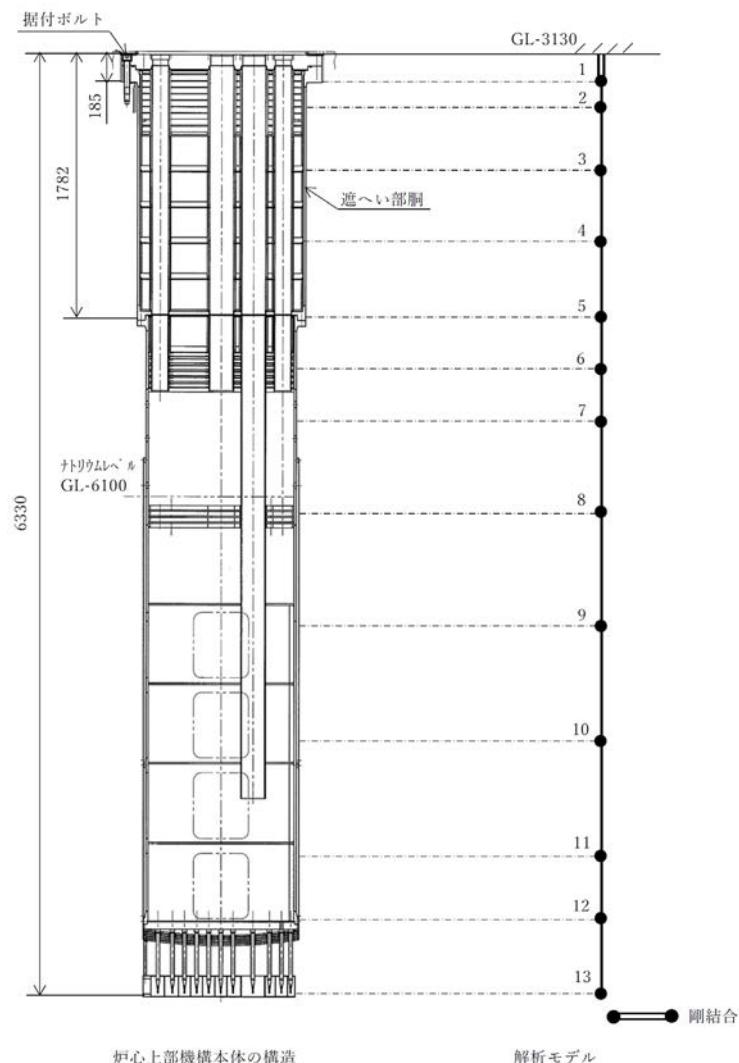
① 解析コード

汎用非線形構造解析システム FINAS コード (ver. 21.3)

② 解析モデル

解析モデルを第 2.2 図に示す。遮蔽部胴及び継胴の円筒部を梁要素でモデル化し、質量を分布質量としている。上端（上部フランジ接続部）を完全拘束としている。

炉心上部機構の下端（ノード No. 13）の変位が、制御棒上部案内管の下端変位となる。



第 2.2 図 炉心上部機構の解析モデル

③材料物性値

炉心上部機構の主要材料はSUS304であり、運転温度は370～500°Cであるため、解析に使用する材料物性値は以下の値とした。

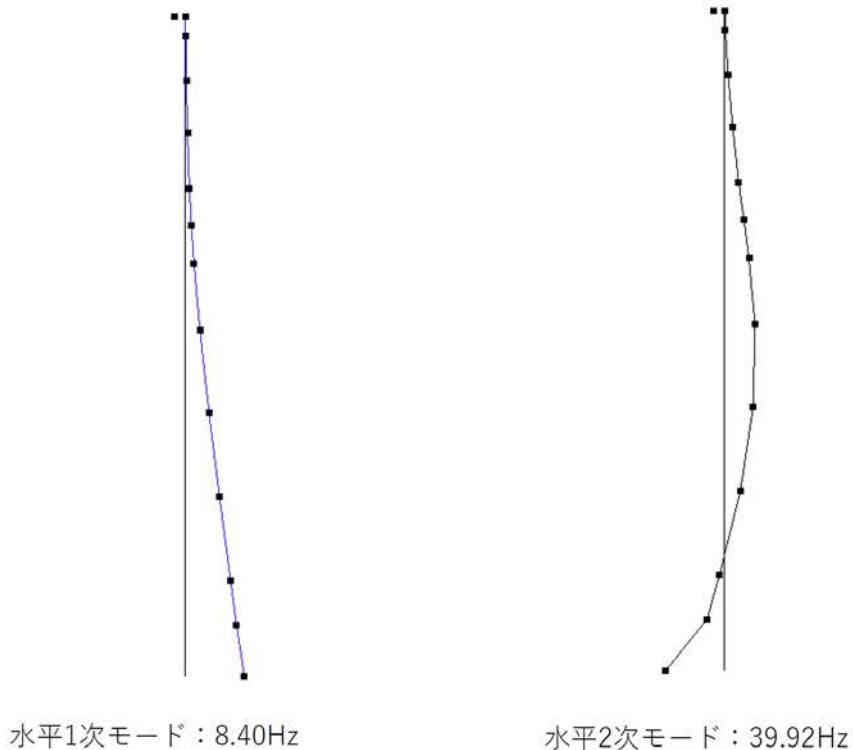
縦弾性係数：159,000MPa (at 500°C)

ポアソン比：0.302

なお、材料物性値は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版）<第II編 高速炉規格> JSME S NC2-2005（日本機械学会）」に基づいている。

④固有値解析

炉心上部機構の水平方向振動モードを第2.3図に示す。炉心上部機構の水平方向1次モードは8.4Hzとなっている。



第2.3図 炉心上部機構の振動モード

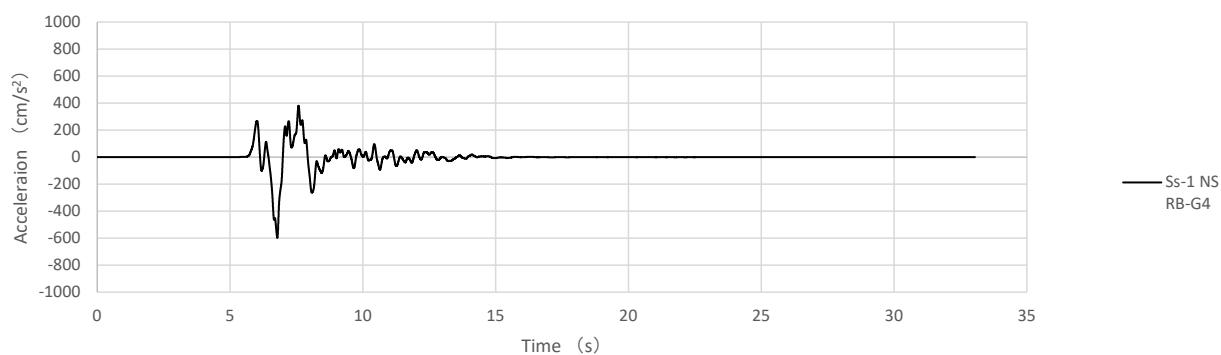
⑤減衰定数

JEAC-4601-2008「4.4.5 設計用減衰定数」より1.0%を用い、Rayleigh型の比例減衰を用いる。

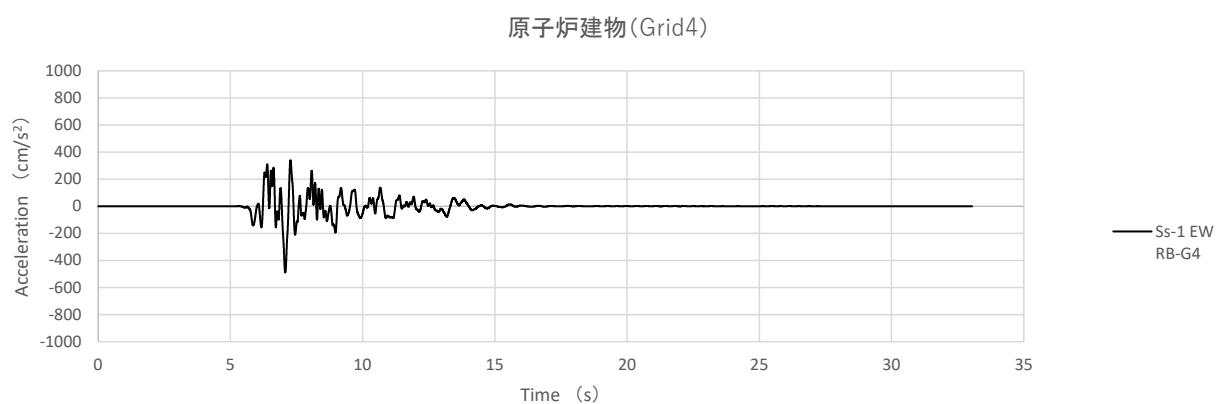
⑥加振波

「常陽」原子炉建物の地震応答解析により求めた建物地下中1階床応答（加速度応答）を入力とする。ここでは、2018年10月26日補正申請のSs-D, 1-5波による地盤応答解析、建物応答解析の結果を使用する。解析入力の加振波例（Ss-1）を第2.4図及び第2.5図に示す。

原子炉建物 (Grid4)



第 2.4 図 原子炉建物 BM1F 加速度時刻歴 (Ss-1、NS 方向)



第 2.5 図 原子炉建物 BM1F 加速度時刻歴 (Ss-1、EW 方向)

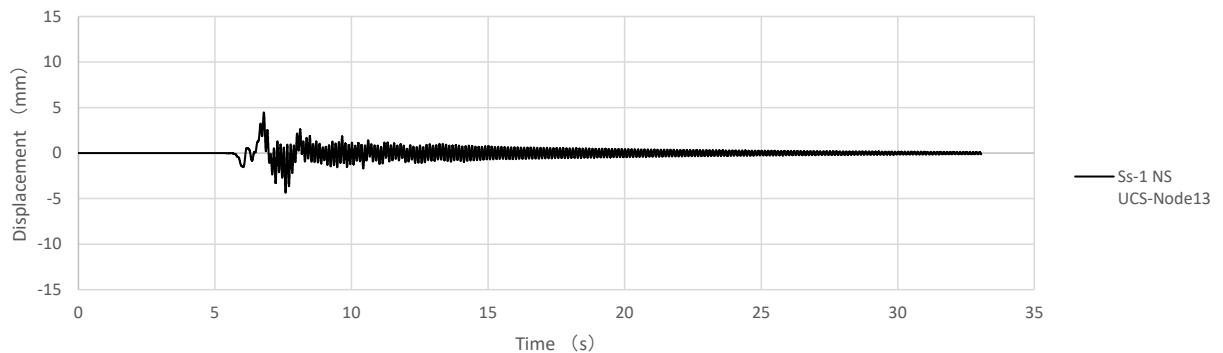
(2) 地震応答解析結果

水平方向最大変位の解析結果を第 2.2 表に、変位の時刻歴例 (Ss-1) を第 2.6 図及び第 2.7 図に示す。水平方向変位は Ss-1 で最も大きくなる。炉心上部機構の 1 次固有振動数が 8.4Hz と、原子炉建物自体の EW 方向の 1 次固有振動数に近く、特に EW 方向の応答が増幅されている。

第 2.2 表 解析結果（水平方向最大変位）

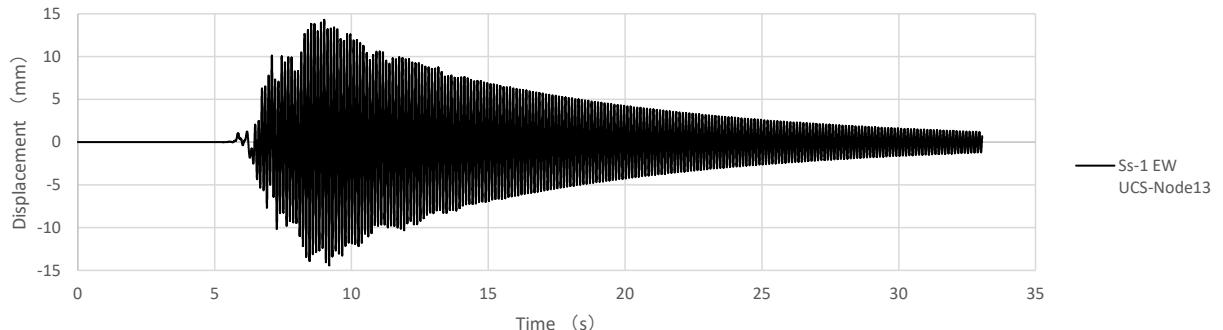
地震波	水平方向最大変位 (mm)	水平方向最大変位 (mm)
	(NS 方向)	(EW 方向)
Ss-D	4.1	5.0
Ss-1	4.5	14.4
Ss-2	3.6	11.5
Ss-3	3.9	7.0
Ss-4	5.4	8.1
Ss-5	7.7	8.7

炉心上部機構の下端変位



第 2.6 図 水平方向時刻歴 (Ss-1、NS 方向)

炉心上部機構の下端変位



第 2.7 図 水平方向時刻歴 (Ss-1、EW 方向)

2.2.2 下部案内管の水平方向変位の評価

(1) 解析方法・条件

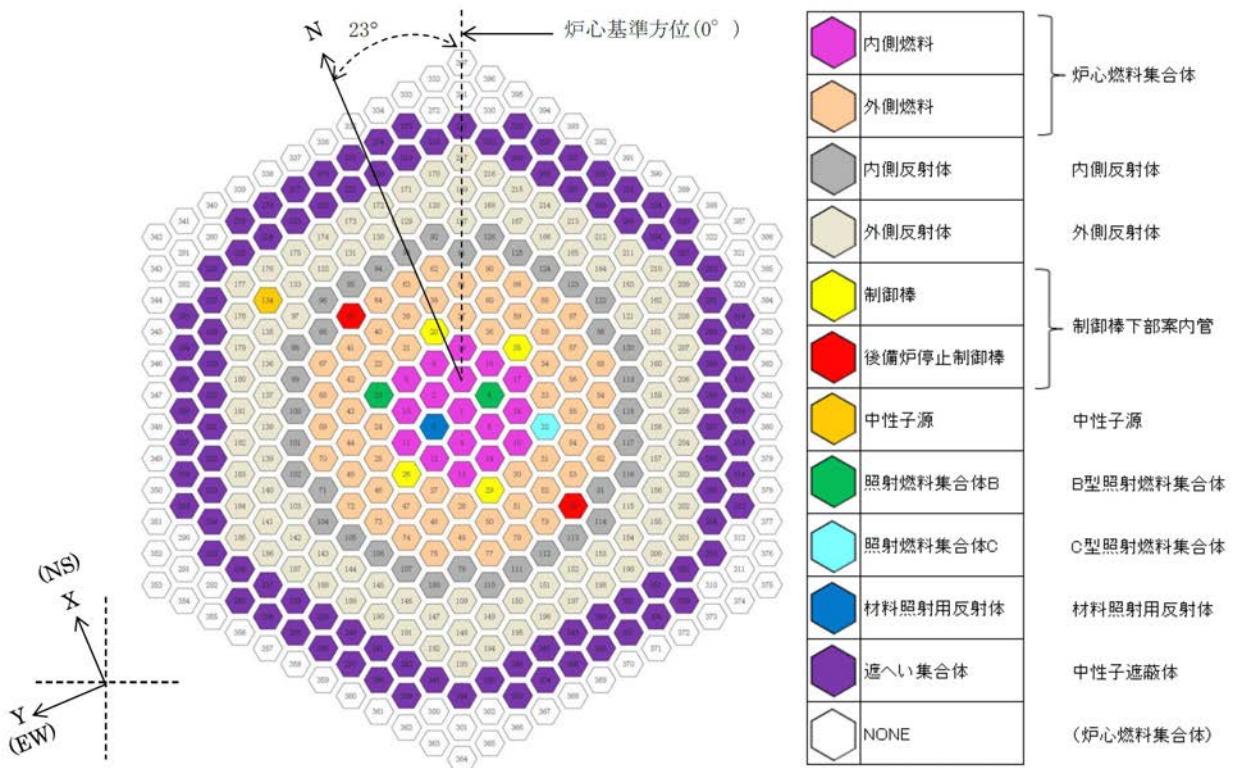
①解析コード

3次元炉心群振動解析コード Revian-3D (v8.2)

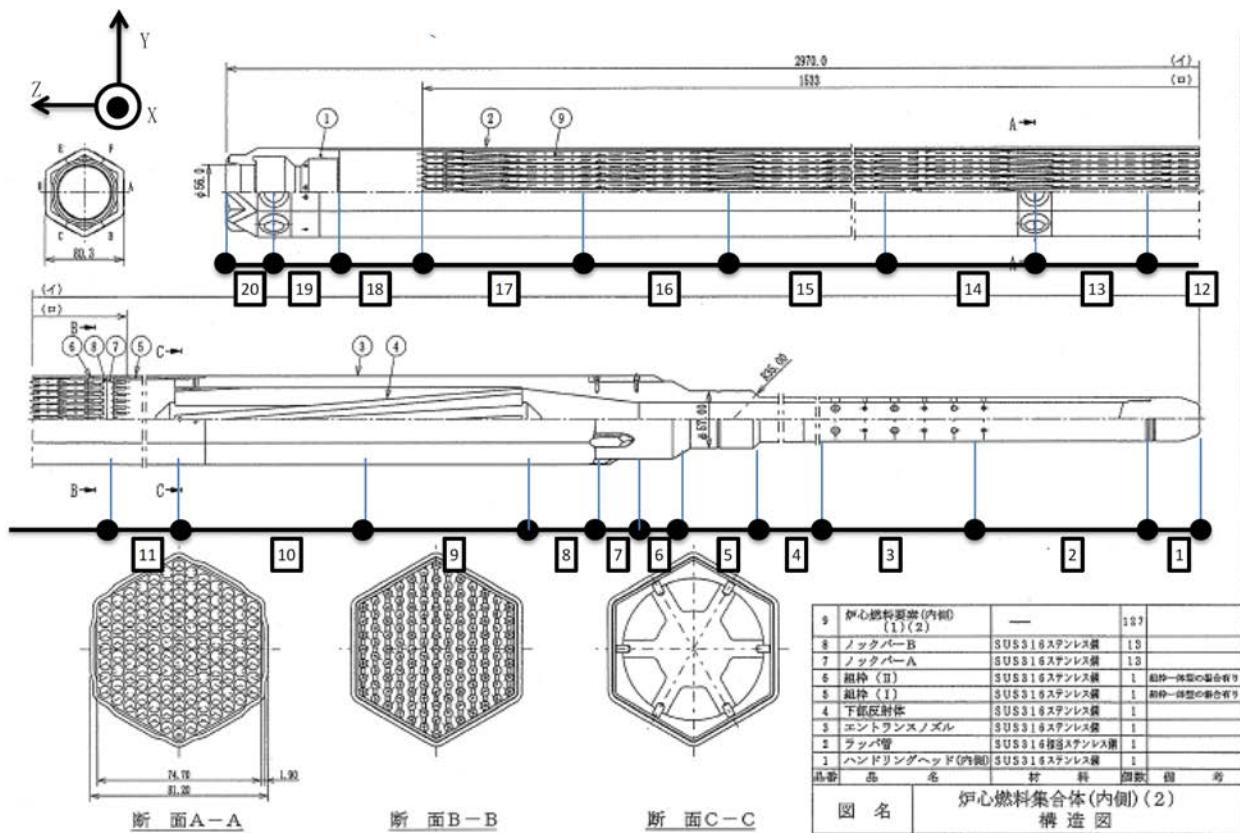
※もんじゅの模擬燃料体の部分装荷に関する審査において適用したコード^{[3], [4]}。

②解析モデル

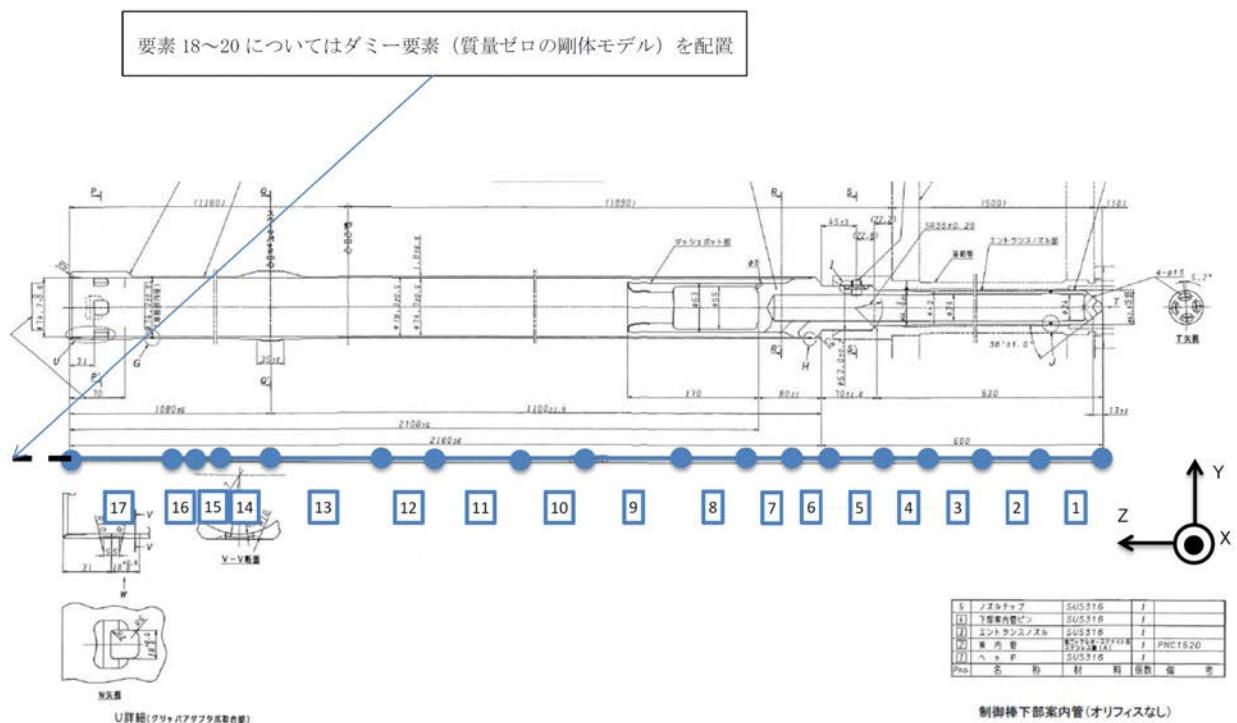
解析対象炉心の配置を第2.8図に示す。解析では、炉心燃料集合体、内側反射体、外側反射体、制御棒下部案内管（制御棒、後備炉停止制御棒）、中性子源、B型照射燃料集合体、C型照射燃料集合体、材用照射用反射体、遮へい集合体の9種類の炉心構成要素をモデル化した。制御棒下部案内管以外のビームモデルを第2.9図に、制御棒下部案内管（制御棒、後備炉停止制御棒）のビームモデルを第2.10図に示す。



第2.8図 解析体系の炉心配置



第2.9図 制御棒下部案内管以外のビームモデル



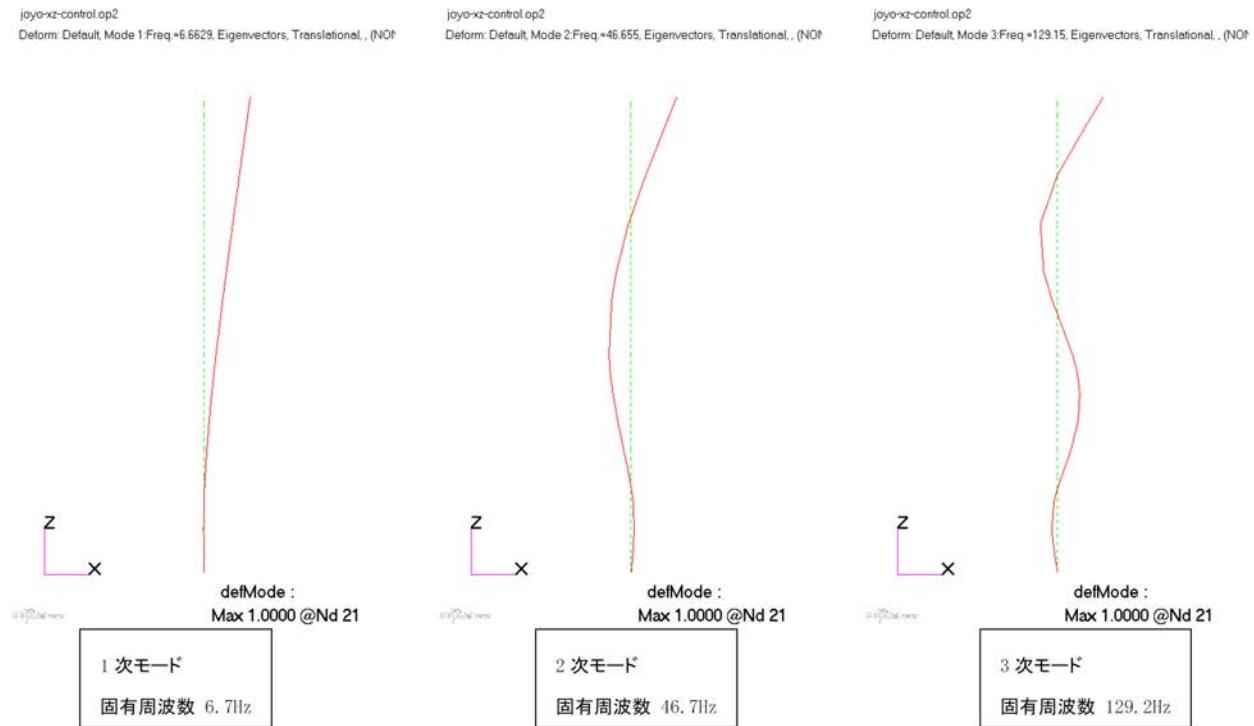
第2.10図 制御棒下部案内管のビームモデル

③材料物性値

炉心燃料集合体の内部流体（ナトリウム）の温度は、燃料ペレット下端より下部は350°C、燃料ペレット上端より上部は493°Cとし、その間は線形となる温度分布とした。炉心燃料集合体を除く炉心構成要素の内部流体（ナトリウム）の温度は一律350°Cとした。剛性を算出する際の構造物の温度も内部流体（ナトリウム）の温度と同様とした。

④固有値解析

制御棒下部案内管の振動モードを第2.11図に示す。



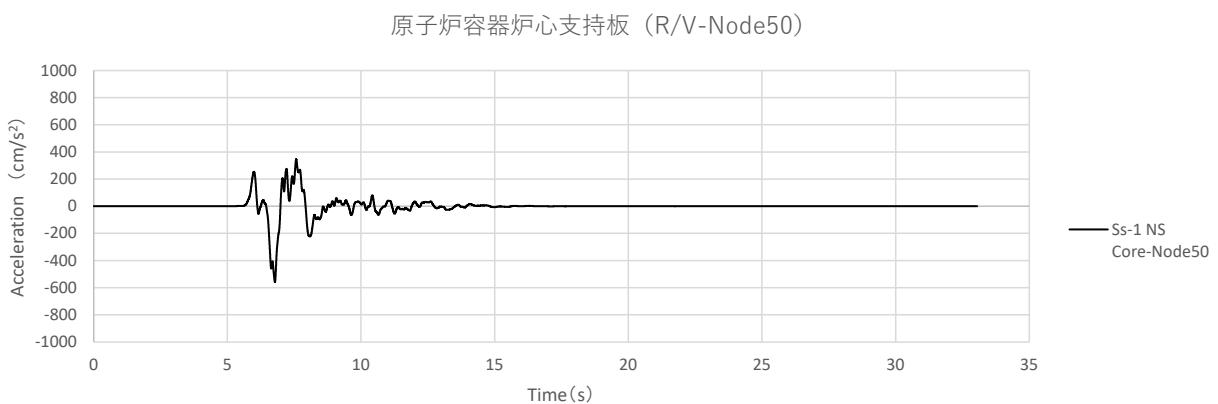
第2.11図 制御棒下部案内管の振動モード

⑤減衰定数

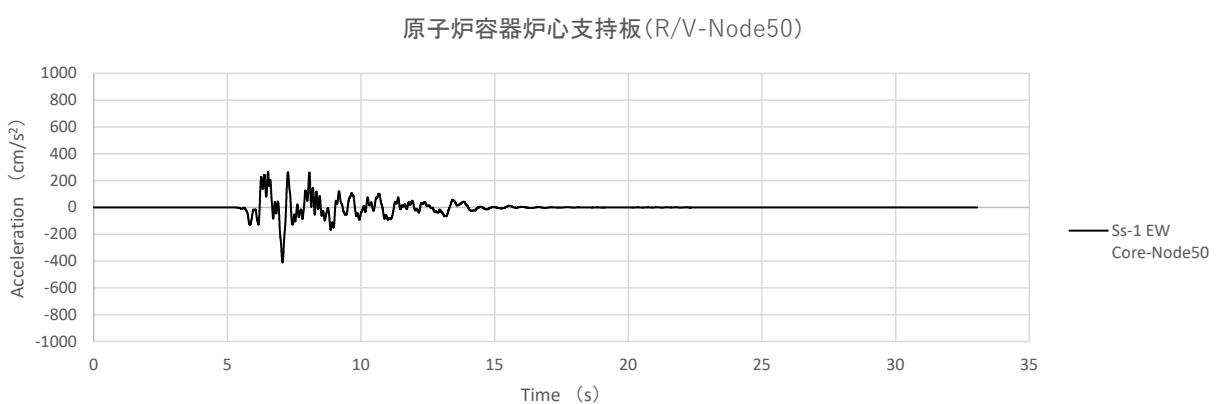
炉心構成要素の振動モードを1次から3次まで考慮し、1次モードで3%、2次/3次モードで15%とする。

⑥加振波

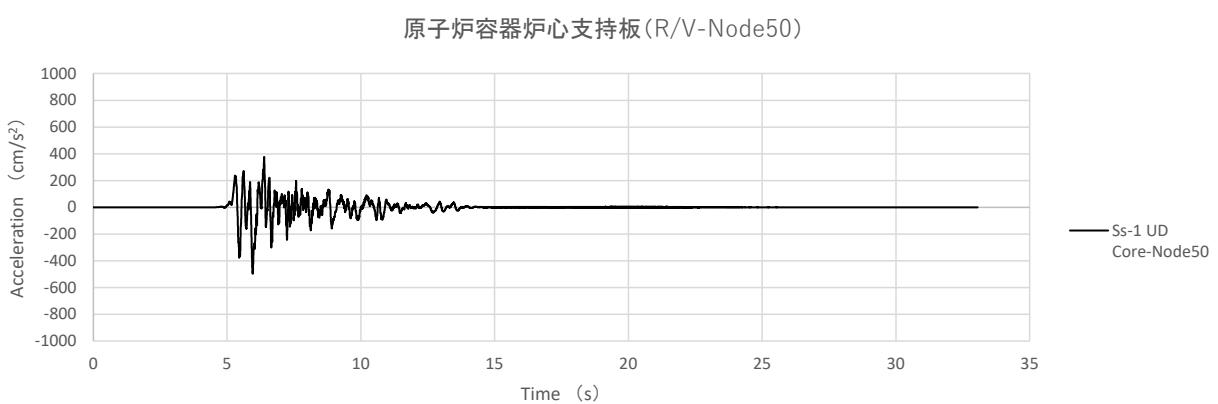
「2.2.1 上部案内管の水平方向変位の評価」の原子炉容器解析による炉心支持板応答を入力波とする。解析入力波例（Ss-1）を第2.12図～第2.14図に示す。



第 2.12 図 炉心支持板（炉心下端位置）の加速度時刻歴（Ss-1、水平 NS 方向）



第 2.13 図 炉心支持板（炉心下端位置）の加速度時刻歴（Ss-1、水平 EW 方向）



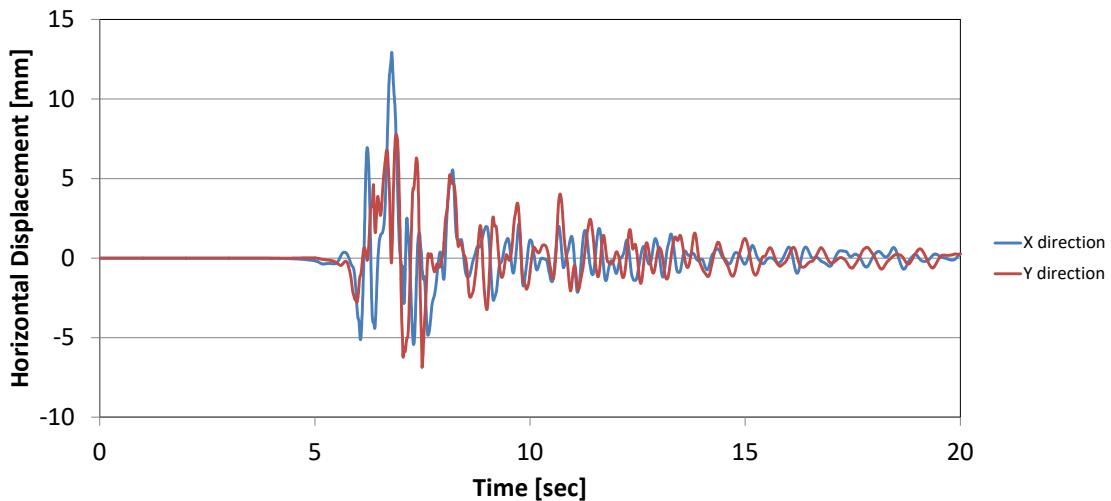
第 2.14 図 炉心支持板（炉心下端位置）の加速度時刻歴（Ss-1、鉛直 UD 方向）

(2) 解析結果

水平方向最大変位の解析結果を第 2.3 表に、変位の時刻歴例 (Ss-1) を第 2.15 図に示す。制御棒 (第 3 列 4 本)、後備炉停止制御棒 (第 5 列 2 本) の制御棒下部案内管頂部水平変位のうち最大値を記載している。

第 2.3 表 制御棒下部案内管の水平方向最大変位

地震波	制御棒(mm)	後備炉停止制御棒(mm)
	(NS+EW 方向合成)	(NS+EW 方向合成)
Ss-D	14.4	13.7
Ss-1	11.8	12.9
Ss-2	14.2	13.4
Ss-3	12.6	13.3
Ss-4	11.2	10.7
Ss-5	10.0	10.4



第 2.15 図 頂部水平変位の時刻歴 (Ss-1)

2.3 地震時の相対変位評価

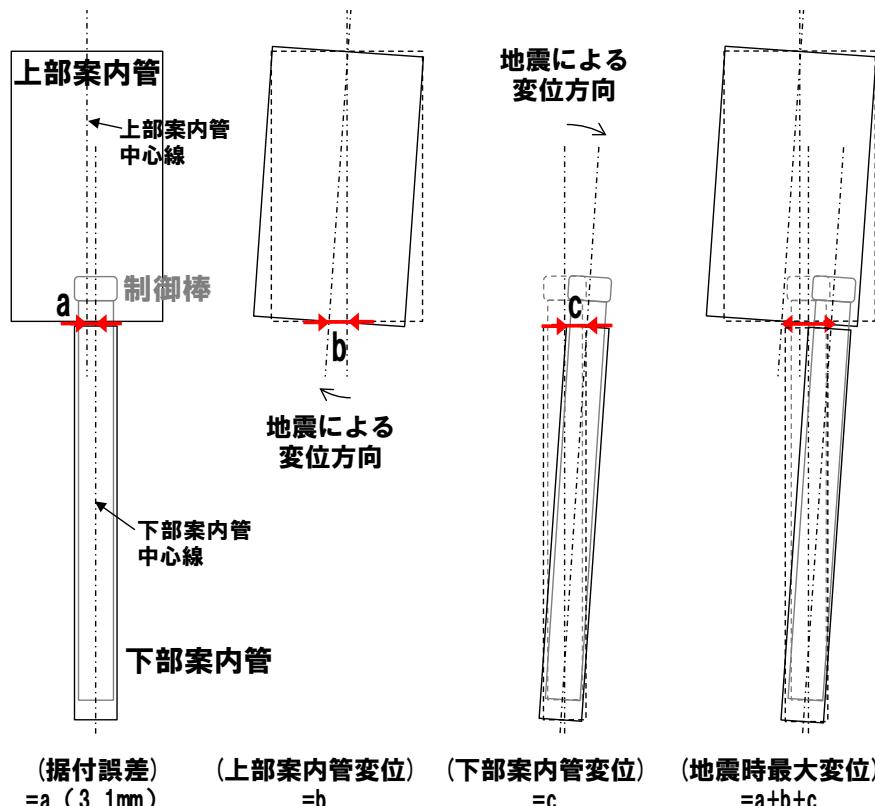
結果を整理すると第2.4表のとおりとなる。ここでは、上部案内管と下部案内管の最大変位が生じる時刻のズレは考慮せず、それぞれの変位量の最大値としている。この上部案内管・下部案内管それぞれの最大変位量に上部案内管の据付誤差3.1mmを考慮して、**水平方向の最大相対変位量**を算出する（第2.16図）。

第2.4表 地震時の相対変位

地震波	据付誤差 a(mm)	上部案内管下端最大 変位量 b ^{*1} (mm) (NS+EW方向合成)	下部案内管頂部最大 変位量 c ^{*2} (mm) (NS+EW方向合成)	水平方向最大相対 変位量 a+b+c(mm)
Ss-D	3.1	6.4	14.4	23.9
Ss-1	3.1	14.5	12.9	30.5
Ss-2	3.1	11.5	14.2	28.8
Ss-3	3.1	7.0	13.3	23.4
Ss-4	3.1	8.4	11.2	22.7
Ss-5	3.1	9.2	10.4	22.7

*1 同時刻における合成変位(NS方向+EW方向)の最大

*2 制御棒及び後備炉停止制御棒の最大



第2.16図 上部案内管と下部案内管の水平方向最大相対変位の算出

第2.4表より最大相対変位は最大でも30.5mm (Ss-1) であり、スクラム試験の結果から0.8秒以内の挿入性が確認されている35mmを超えない。

よって、基準地震動Ssの地震時においても「核的挿入90%が0.8秒以内」の制御棒挿入性は確保される。

3. 動的条件での制御棒挿入性評価

加振によって制御棒が上部案内管・下部案内管と衝突し、その接触摩擦抵抗によるスクラン時挿入時間の遅延への影響を調べるため、加振中の制御棒挿入の振舞いを解析により確認する。

(1) 解析方法・条件

①使用コード

汎用機構解析コード ADAMS ver. 2019

②解析モデル

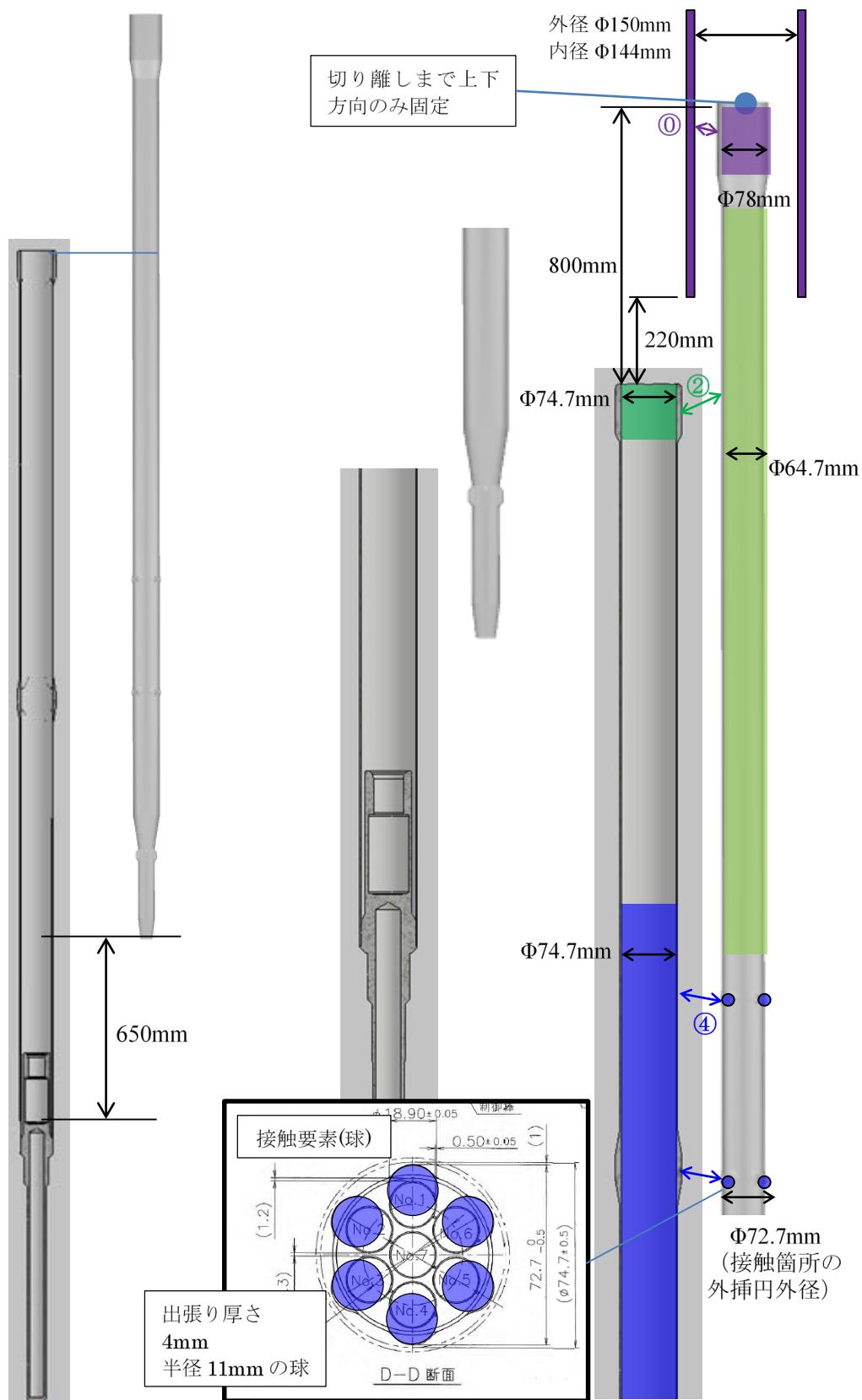
制御棒、下部案内管は形状を模擬した剛体とし、上部案内管は単純円筒で模擬する。制御棒の接触条件を第3.1図及び第3.2図に示す。

加速管は円筒構造（上部のみ外径が大きい）で模擬する。加速管は回転せず、並進運動するとし、加速管と上部案内管の接触は上部のみを考慮する。加速管と制御棒の間は、水平及び回転をフリーとし、加速管と制御棒は、加速管下端と制御棒上端の面で接触を考慮する（上下方向のみ）。加速管の接触条件を第3.3図に示す。

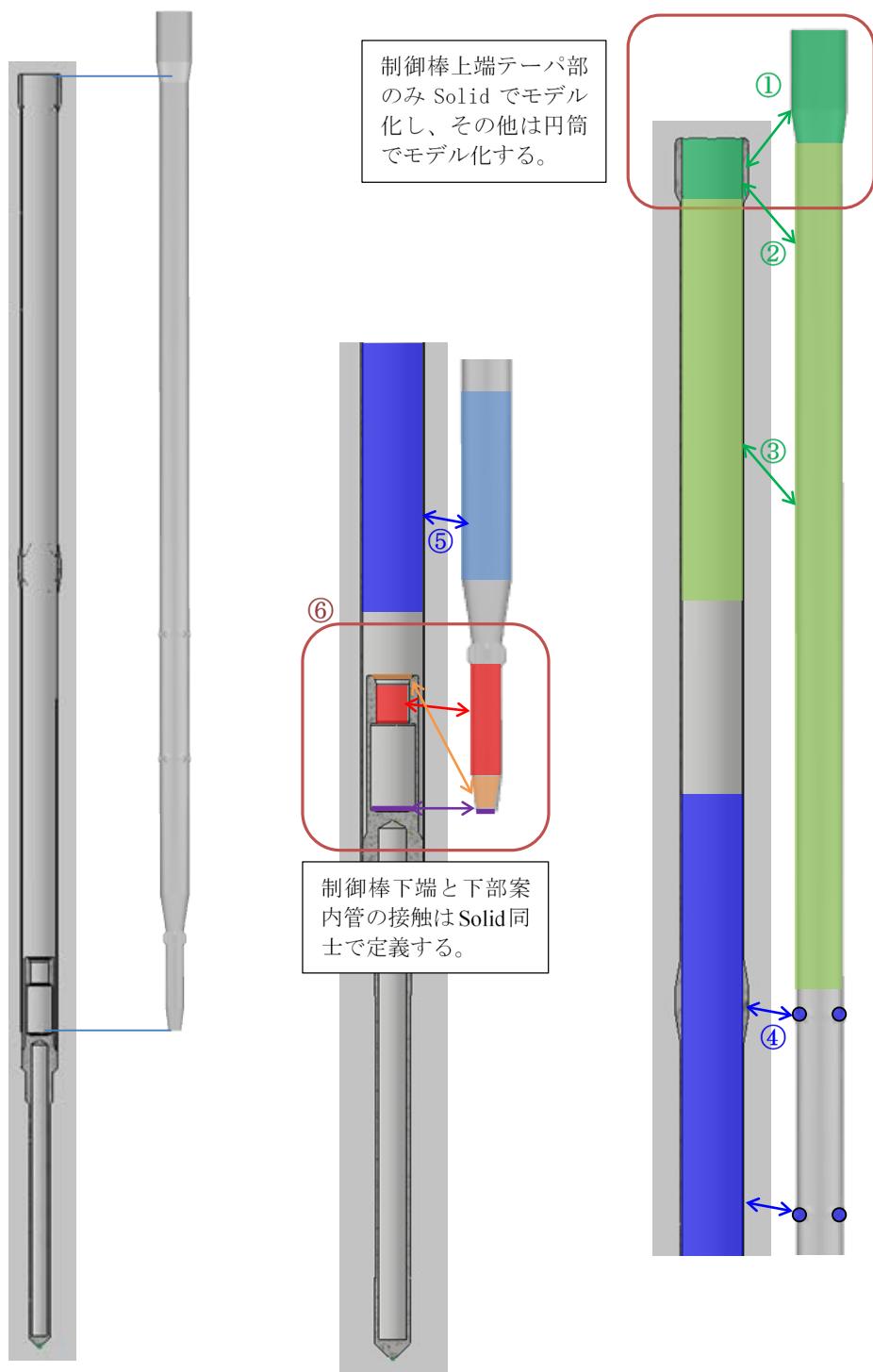
衝突パラメータは既存のFBR実証施設試験体の落下試験や「常陽」の炉心構成要素ラッパ管の落下試験の結果より、寸法・板厚が近いものを用いた。接触箇所における衝突剛性・衝突減衰は各部位の衝突合成・衝突減衰の直列ばねとして計算した（第3.1表）。

第3.1表 接触パラメータ

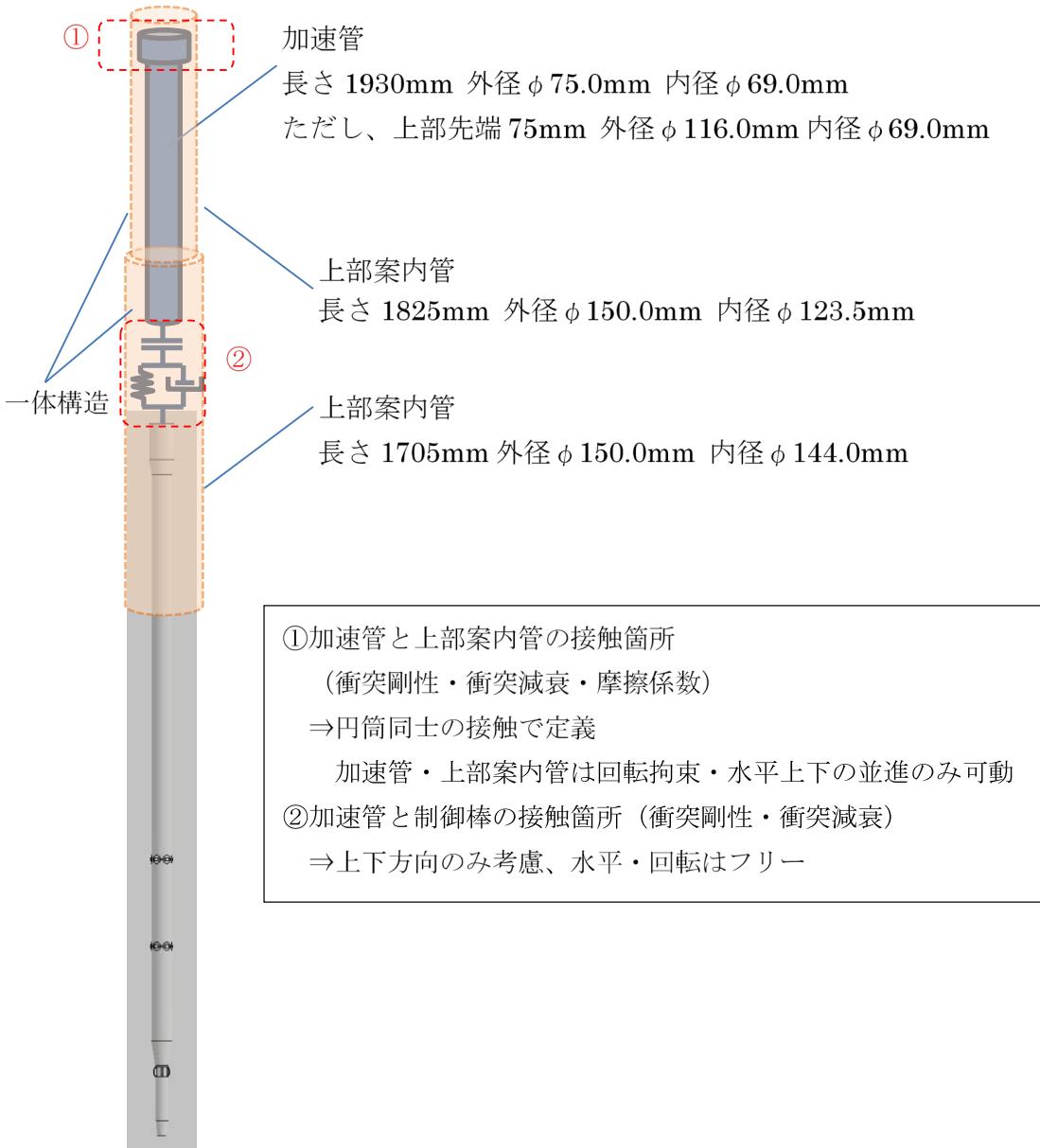
	剛性 (N/mm)	減衰 (Ns/mm)
第3.1図①	4.6×10^3	8.8×10^{-1}
第3.2図①	1.6×10^4	9.0×10^{-1}
第3.1図、第3.2図②	5.7×10^3	1.7×10^{-1}
第3.2図③	3.8×10^3	1.0×10^{-1}
第3.1図、第3.2図④	3.8×10^3	1.0×10^{-1}
第3.2図⑤	7.1×10^3	2.0×10^{-1}
第3.2図⑥	2.2×10^4	2.1×10^0
第3.3図①	3.0×10^4	2.5×10^1
第3.3図②	1.0×10^4	1.0×10^2



第3.1図 制御棒の接触条件（切り離し時）



第 3.2 図 制御棒の接触条件（着座時）

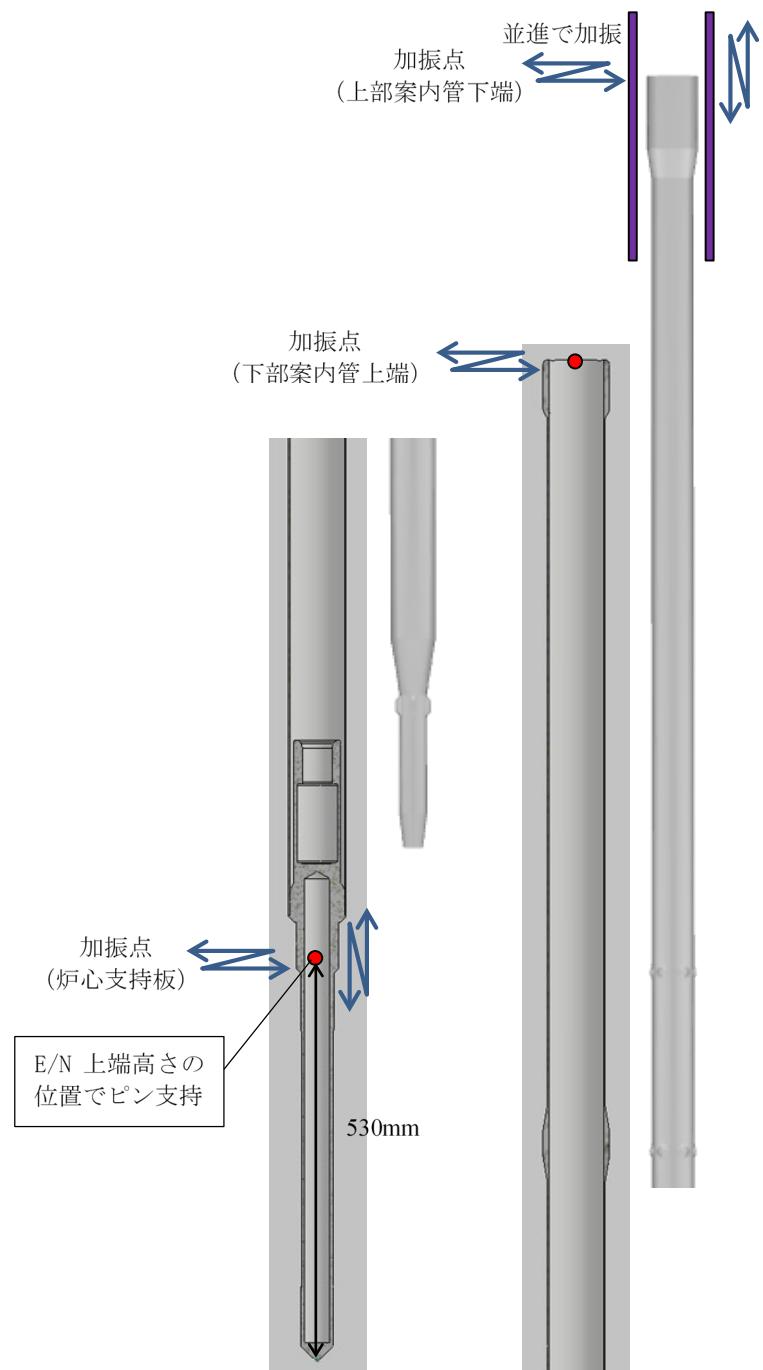


第 3.3 図 加速管の接触条件

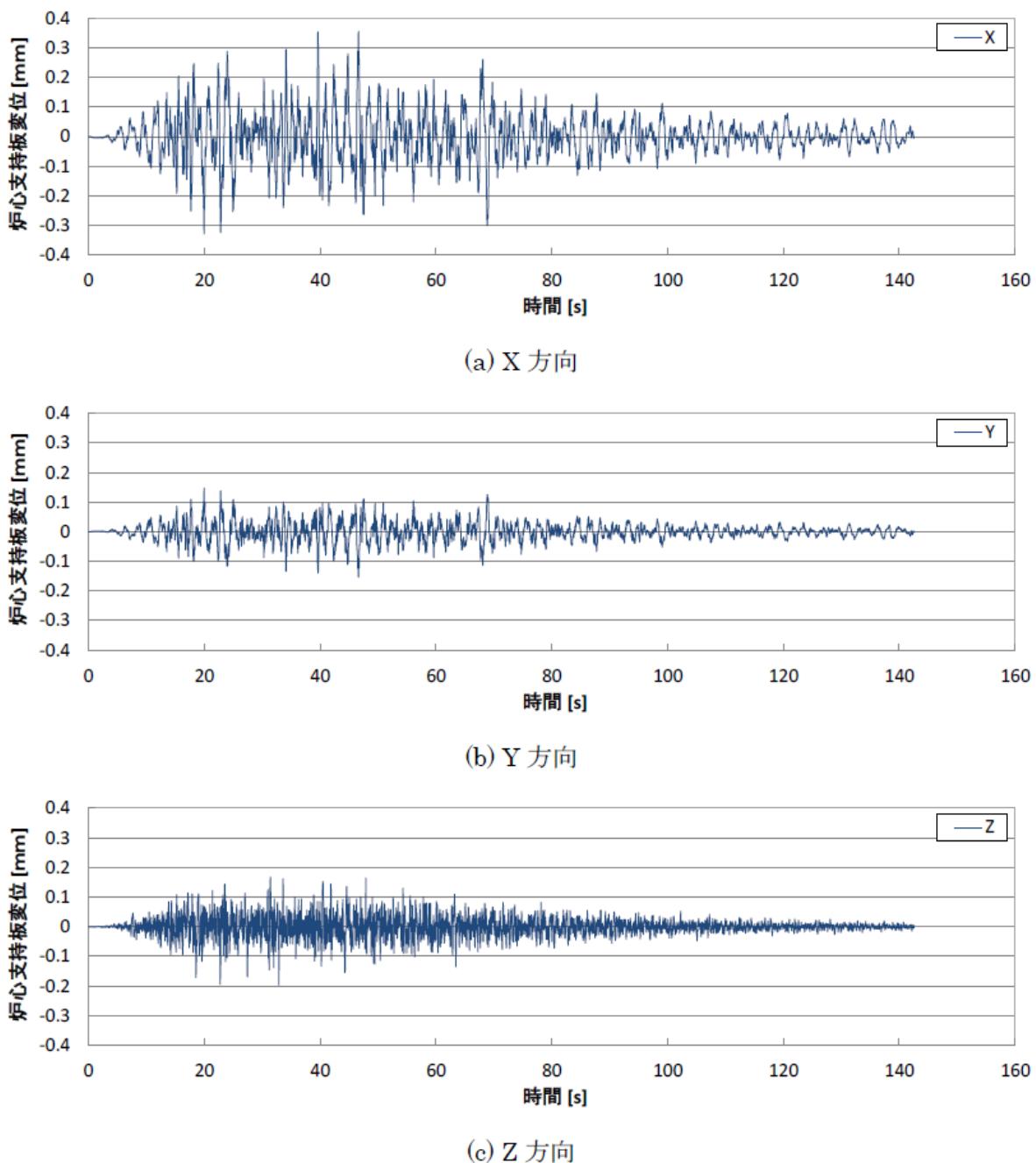
③加振波

加振点を第 3.4 図に示す。下部案内管の下部（炉心支持板球面座）を水平 2 方向加振及び鉛直方向に加振する。また下部案内管の上部を水平 2 方向に加振する（鉛直方向はフリー）。下部案内管は下部をピン支持・回転フリーとし、上下 2 箇所の水平加振によって、下部案内管は回転しながら振動する。上部案内管は水平 2 方向及び鉛直方向に並進して加振する（回転しない）。

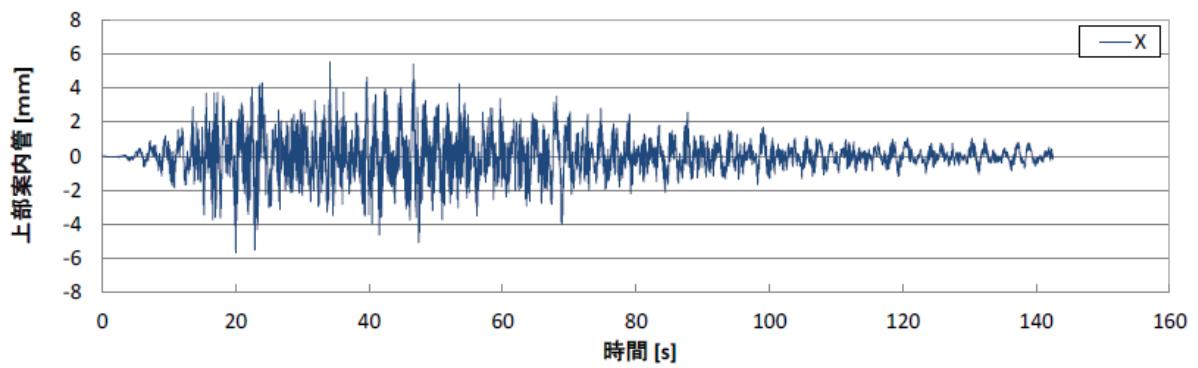
加振波を第 3.5 図～[第 3.22 図](#)に示す。[「2.2 地震応答解析」](#)の炉心支持板、上部案内管、下部案内管の応答を使用する。解析開始タイミングについては、実際には最大変位が生じるより前に挿入が完了すると考えられるが、ここでは、下部案内管と上部案内管の相対変位が最も大きくなるタイミング中の解析とする。



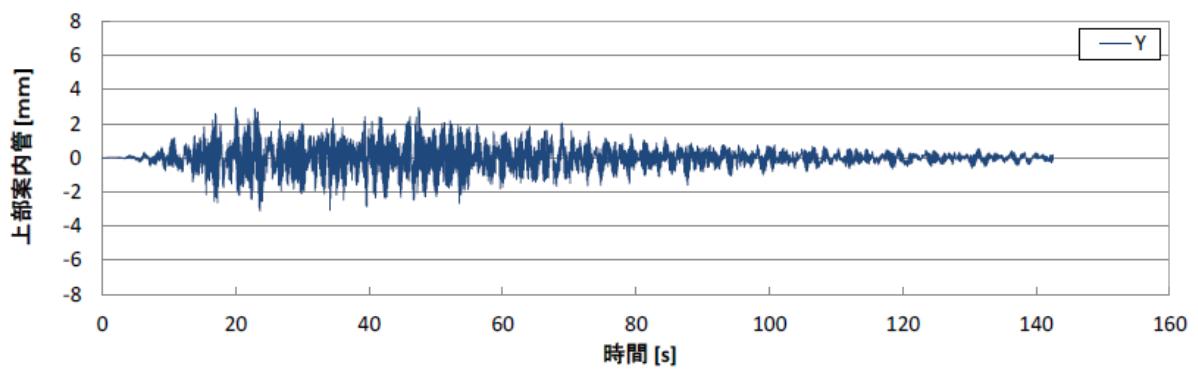
第3.4図 解析モデルにおける加振箇所



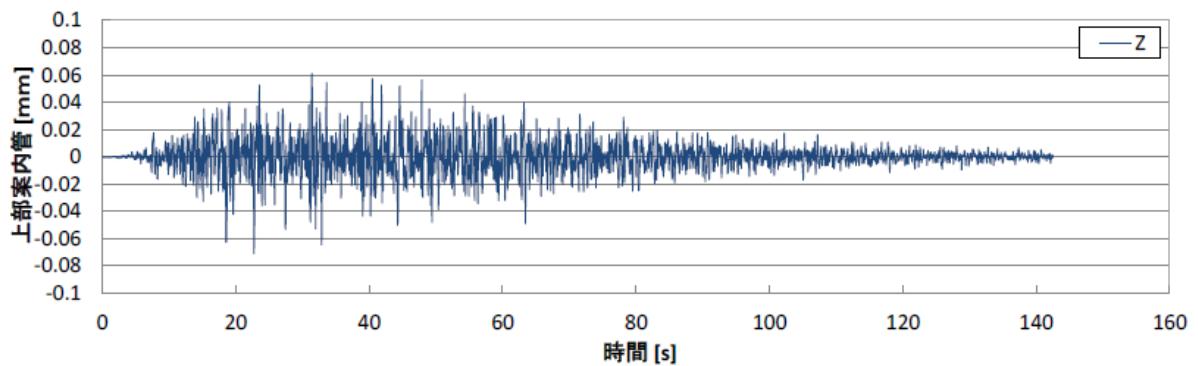
第 3.5 図 加振波 (Ss-D 波、炉心支持板変位)



(a) X 方向

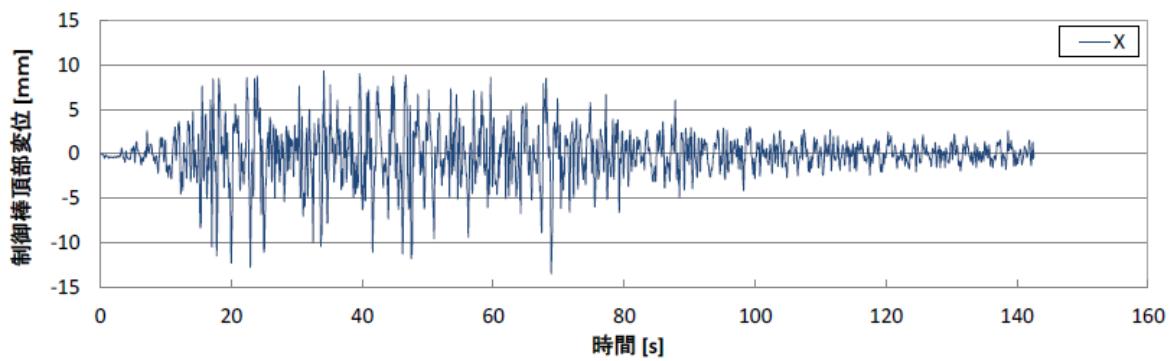


(b) Y 方向

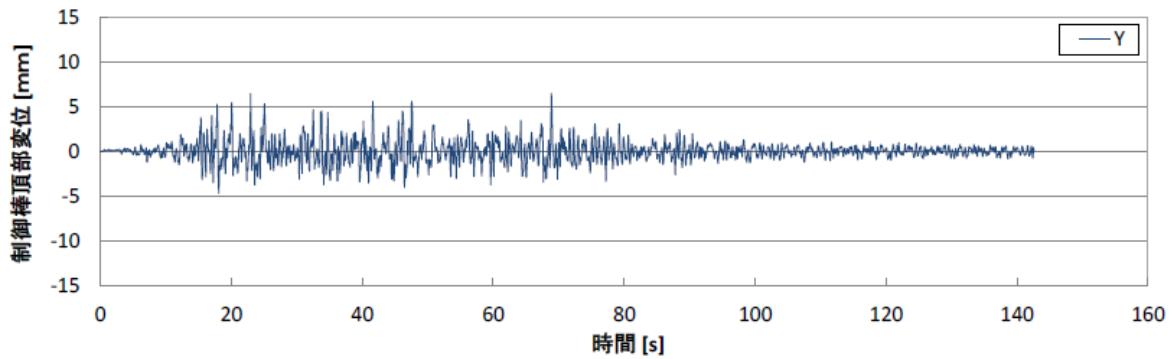


(c) Z 方向

第 3.6 図 加振波 (Ss-D 波、上部案内管下端変位)

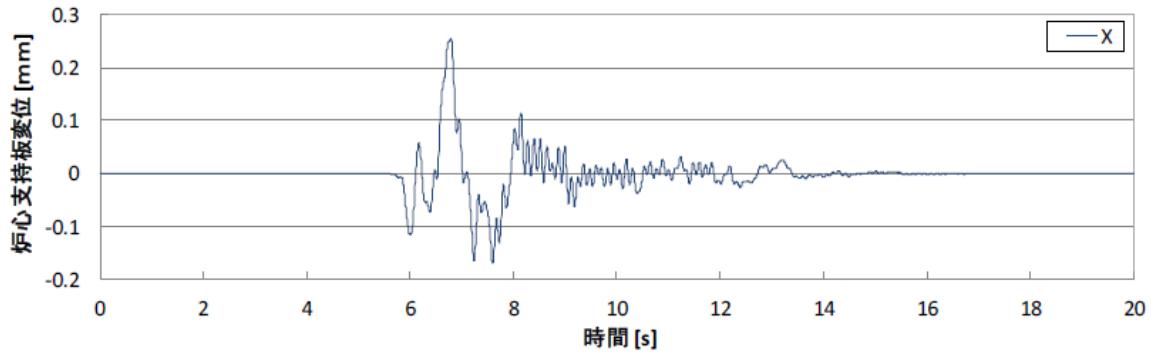


(a) X 方向

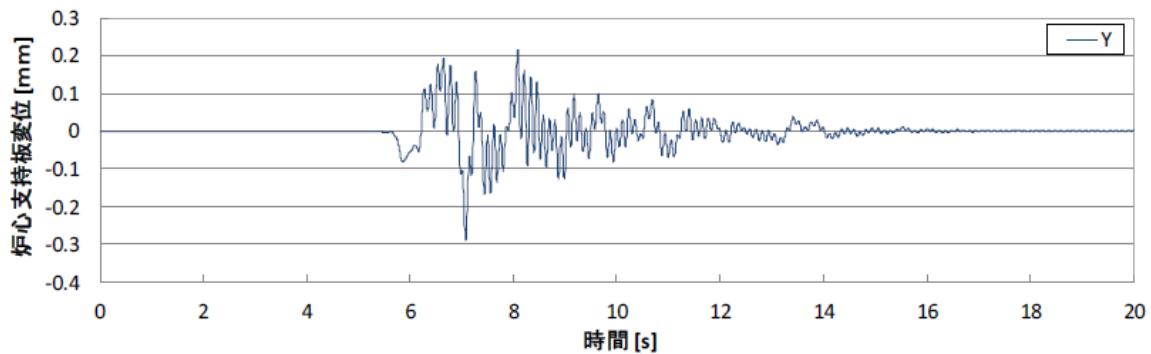


(b) Y 方向

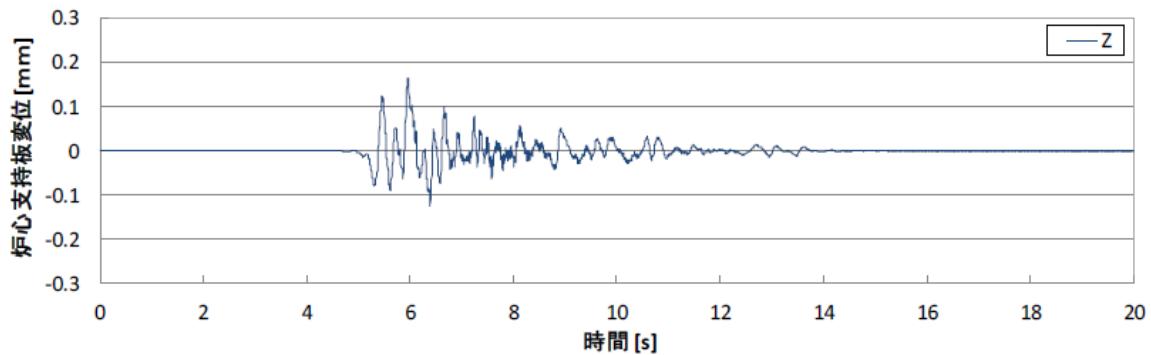
第 3.7 図 加振波 (Ss-D 波、下部案内管頂部変位)



(a) X 方向

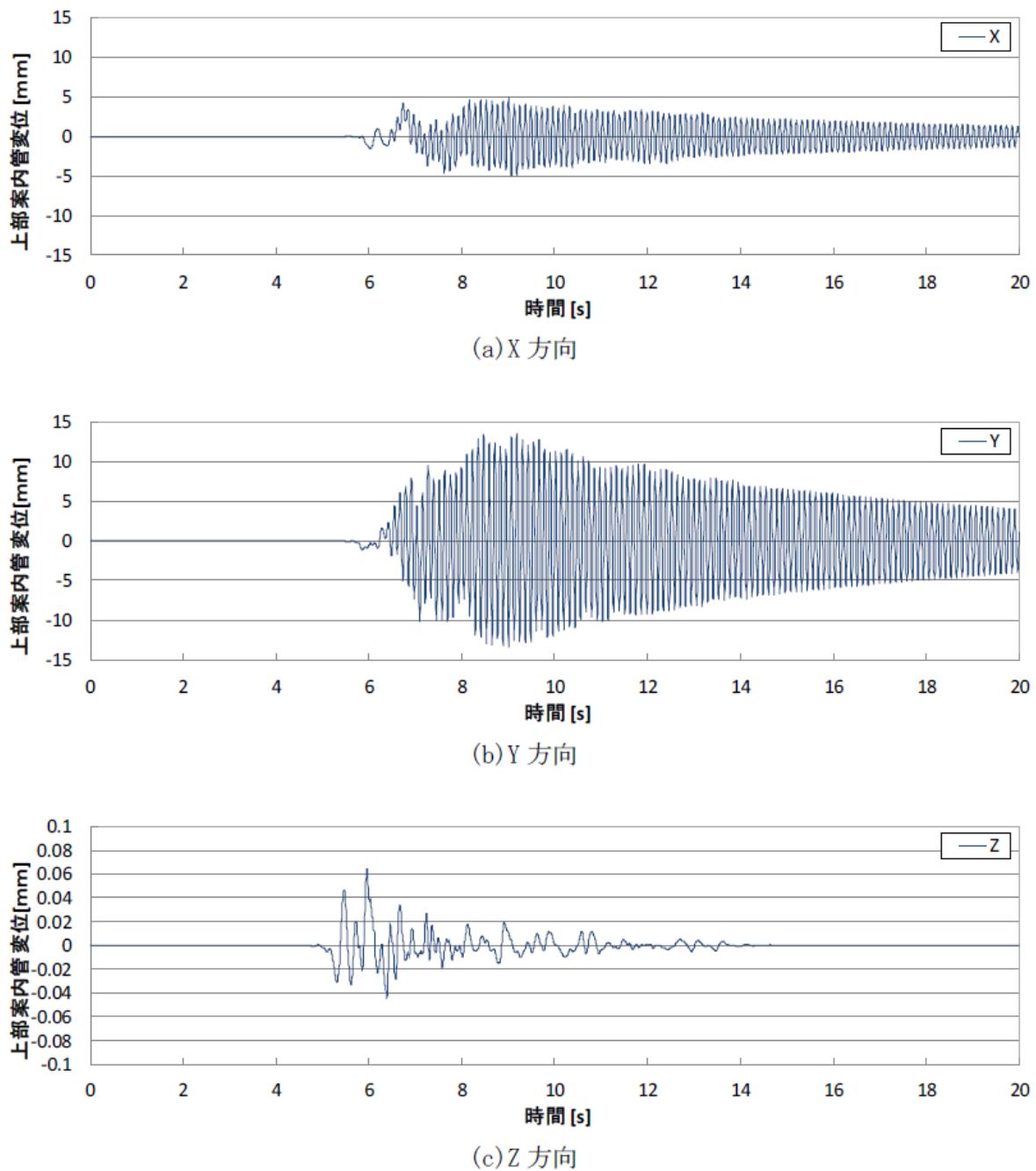


(b) Y 方向

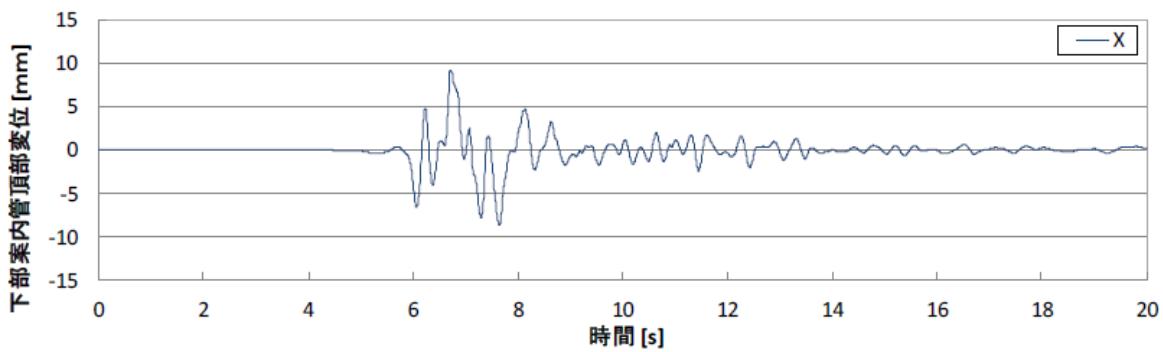


(c) Z 方向

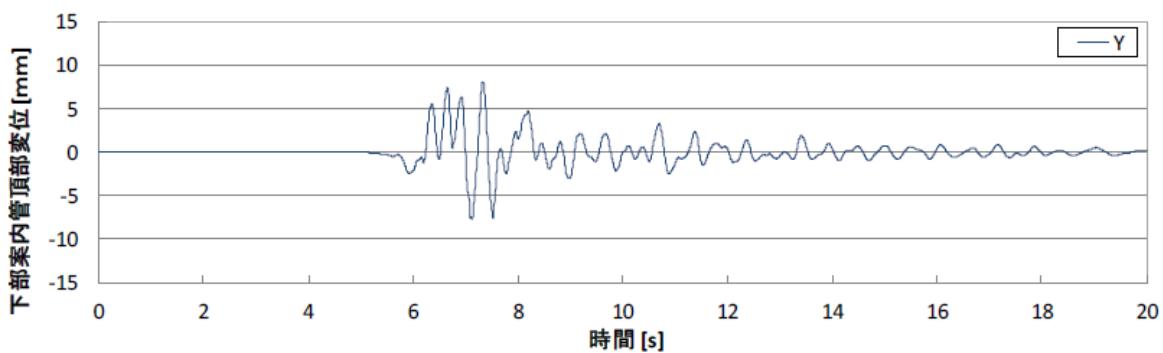
第 3.8 図 加振波 (Ss-1 波、炉心支持板変位)



第 3.9 図 加振波 (Ss-1 波、上部案内管下端変位)

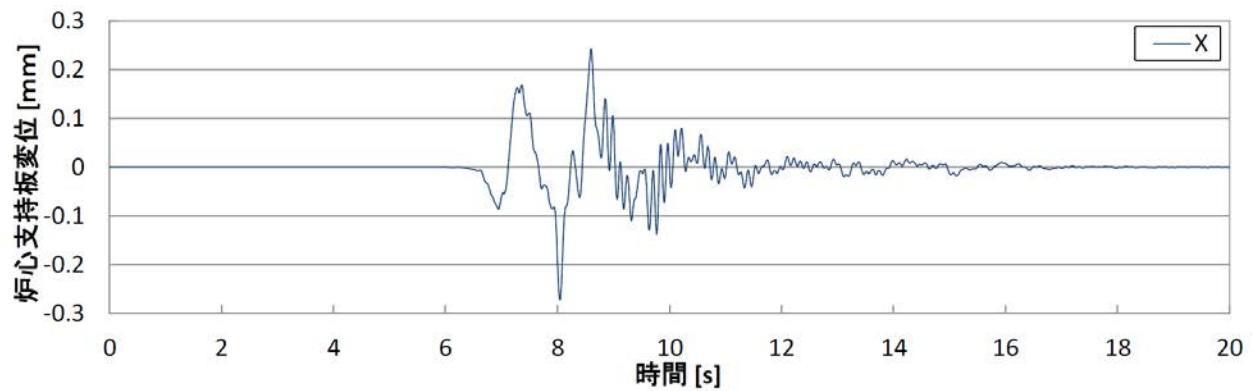


(a) X 方向

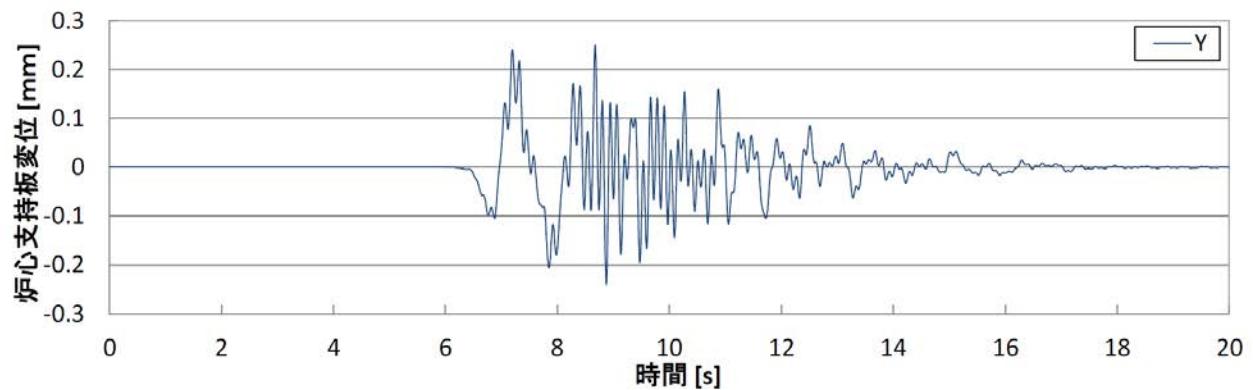


(b) Y 方向

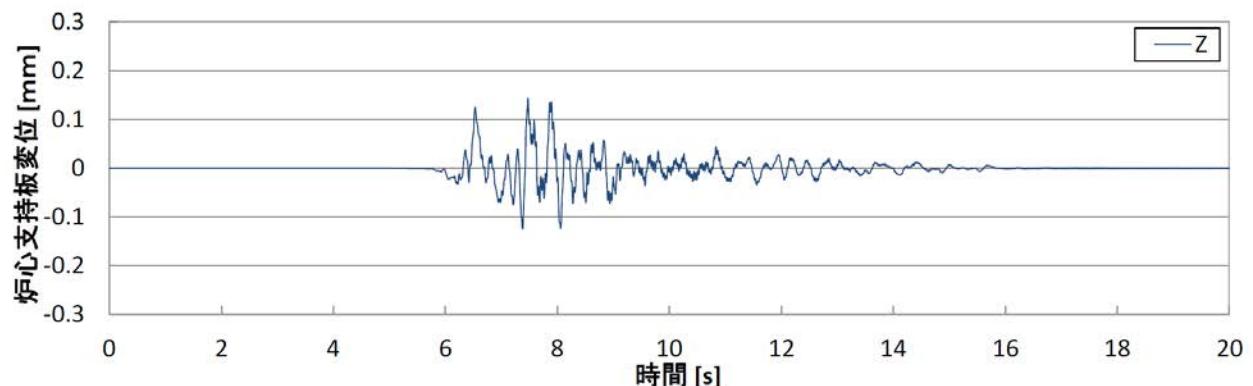
第 3.10 図 加振波 (Ss-1 波、下部案内管頂部変位)



(a) X 方向

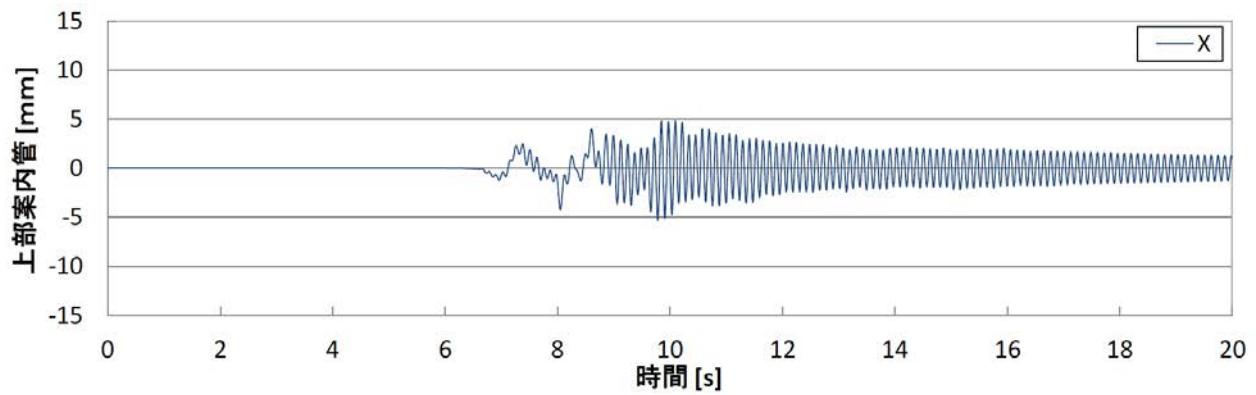


(b) Y 方向

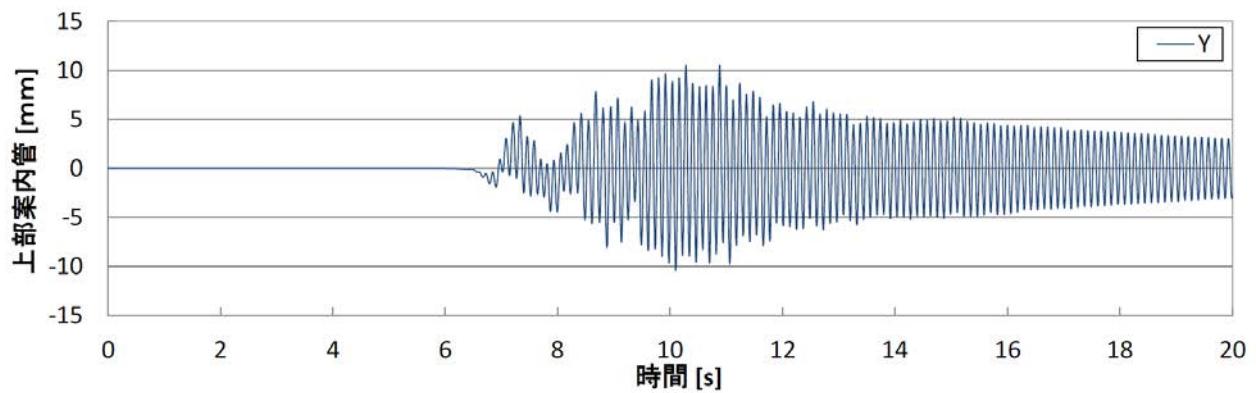


(c) Z 方向

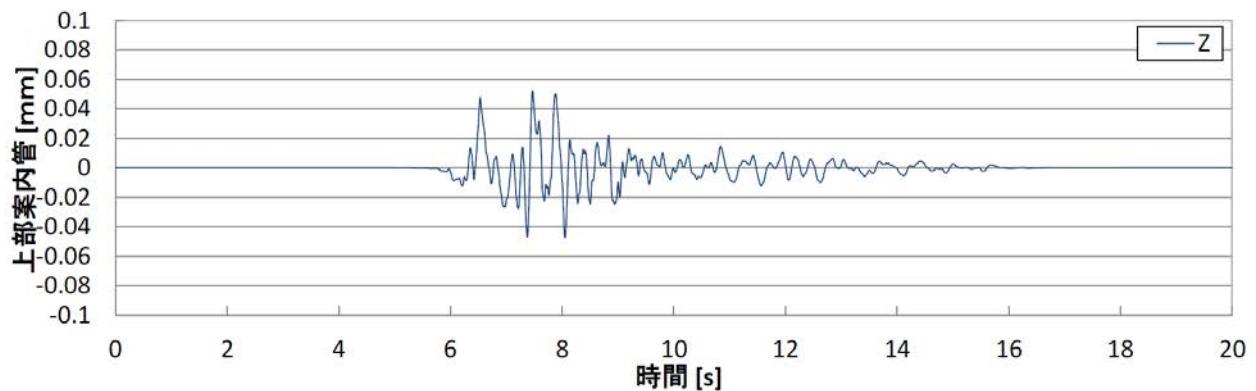
第 3.11 図 加振波 (Ss-2 波、炉心支持板変位)



(a) X 方向

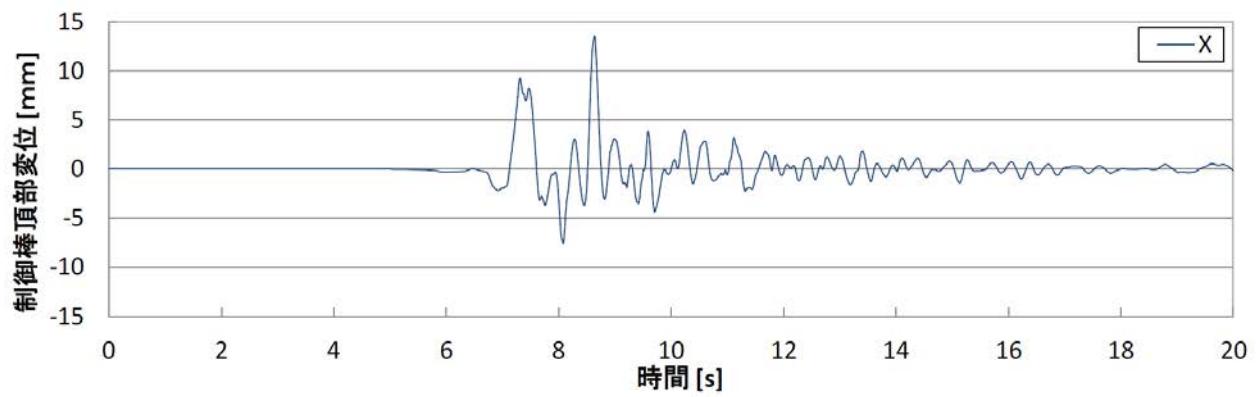


(b) Y 方向

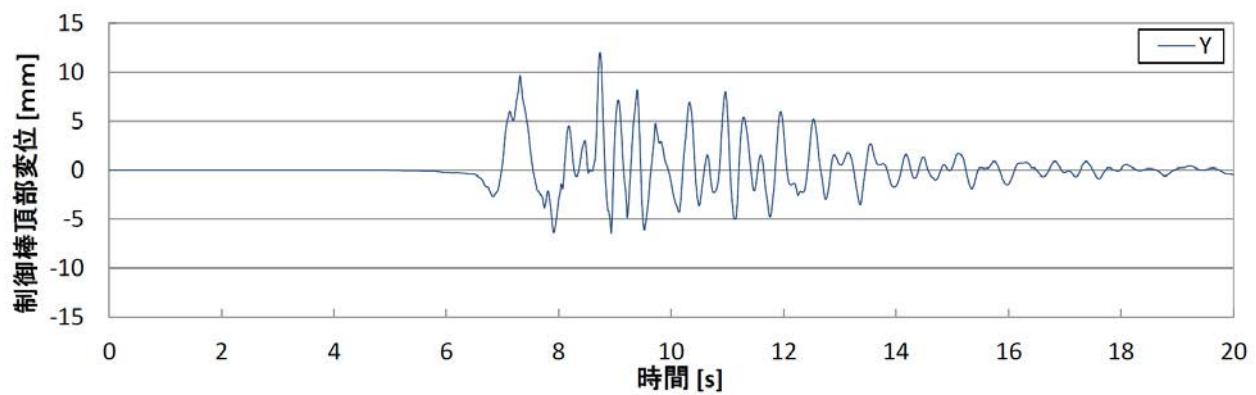


(c) Z 方向

第 3.12 図 加振波 (Ss-2 波、上部案内管下端変位)

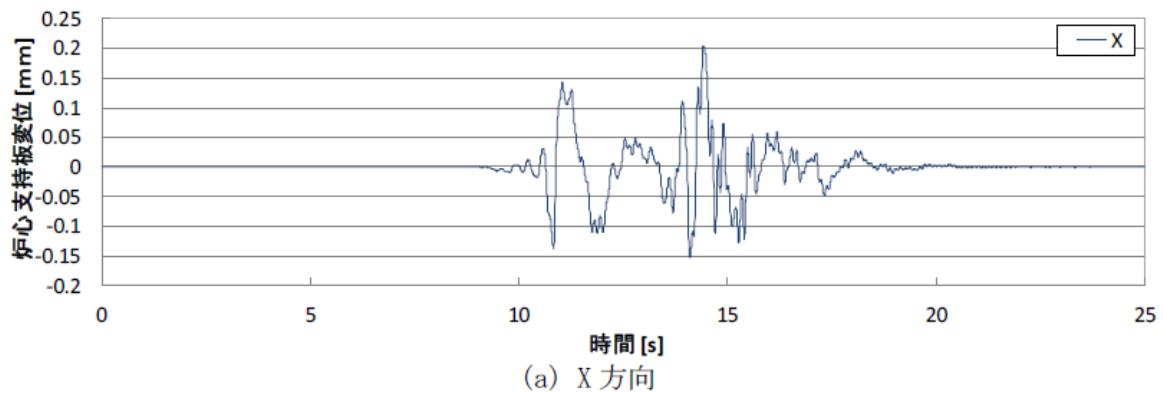


(a) X 方向

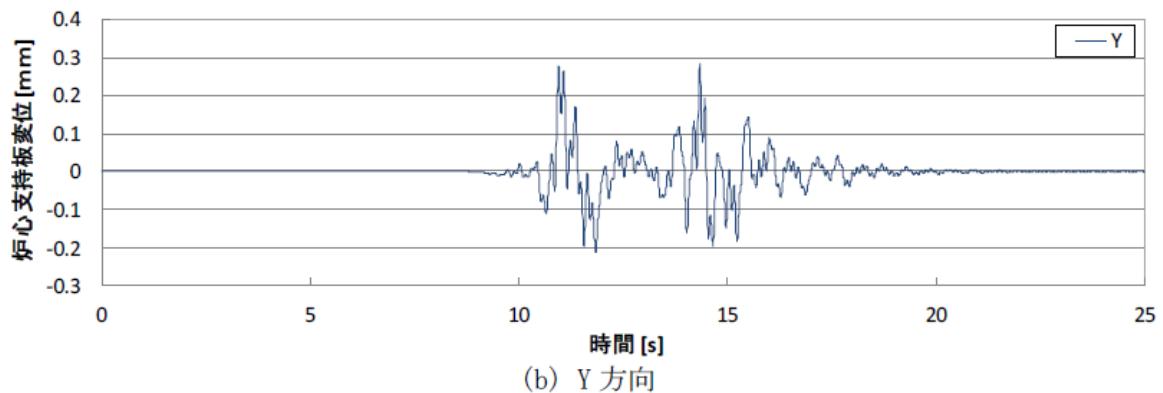


(b) Y 方向

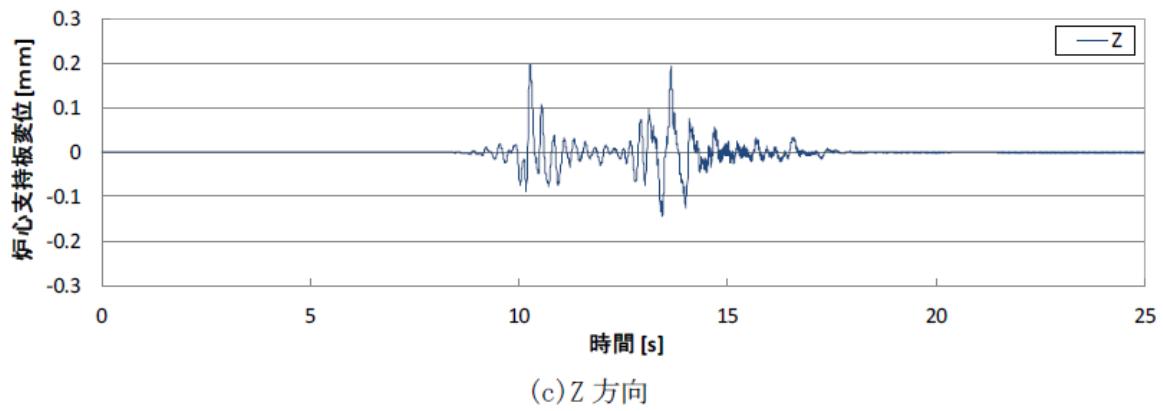
第 3.13 図 加振波 (Ss-2 波、下部案内管頂部変位)



(a) X 方向

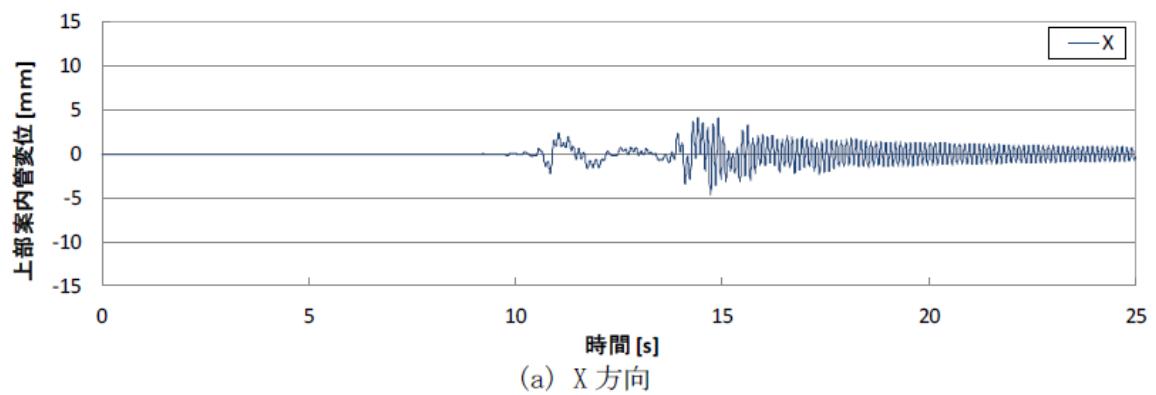


(b) Y 方向

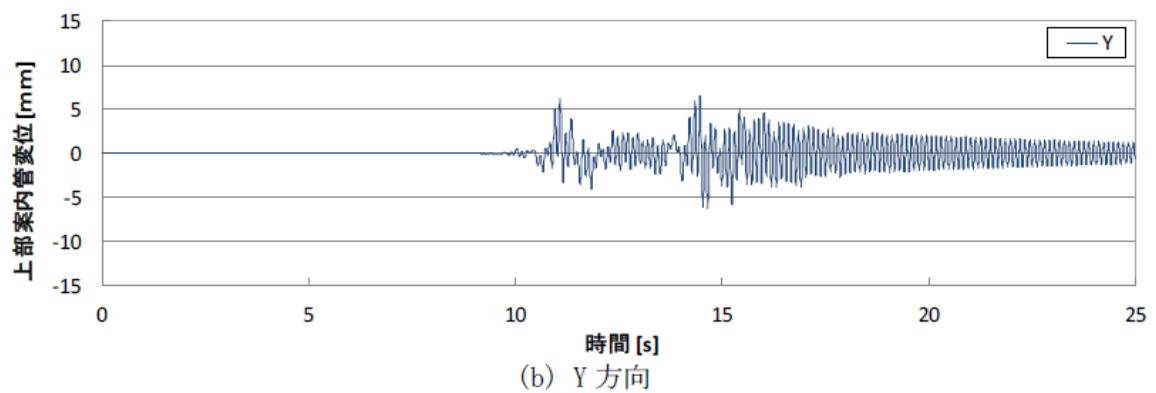


(c) Z 方向

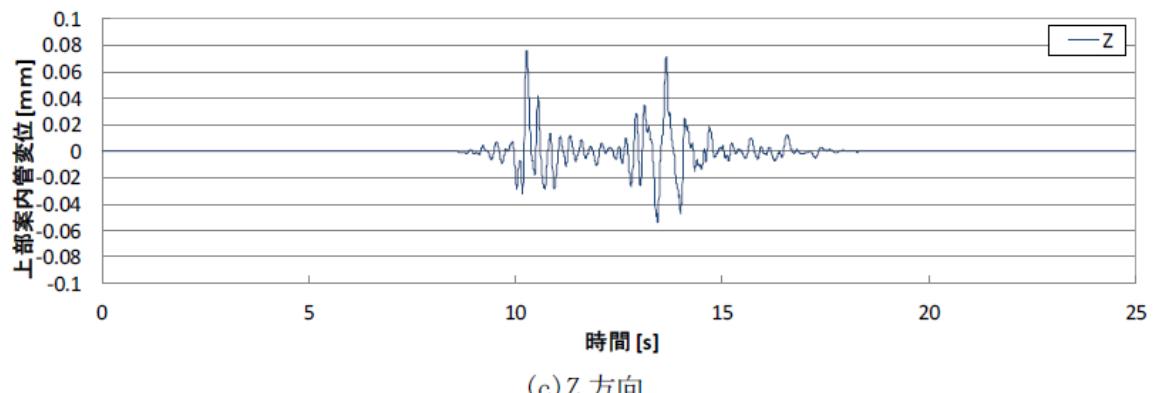
第 3.14 図 加振波 (Ss-3 波、炉心支持板変位)



(a) X 方向

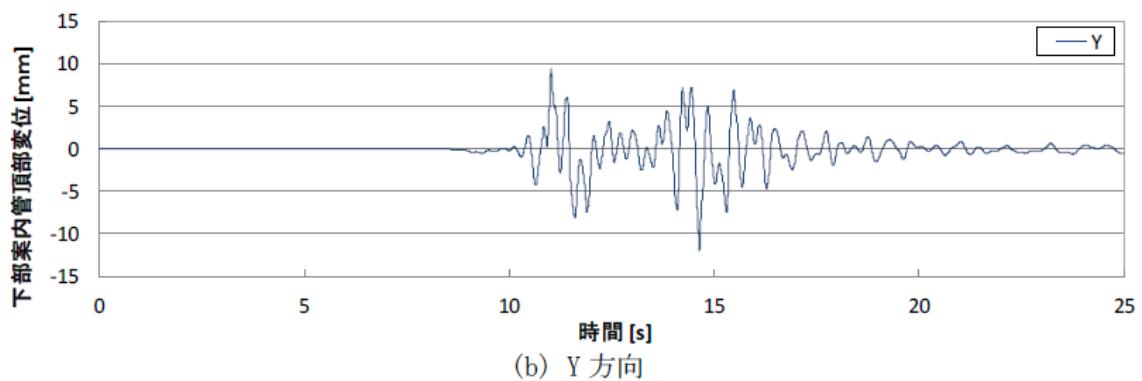
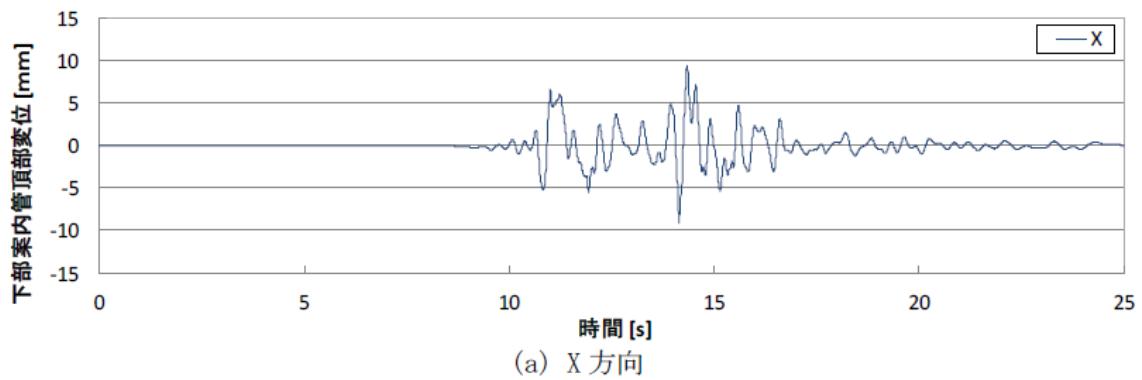


(b) Y 方向

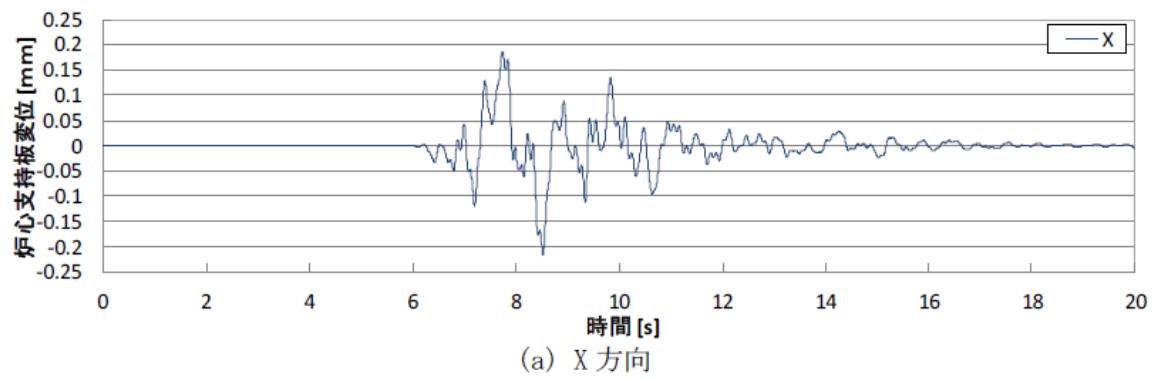


(c) Z 方向

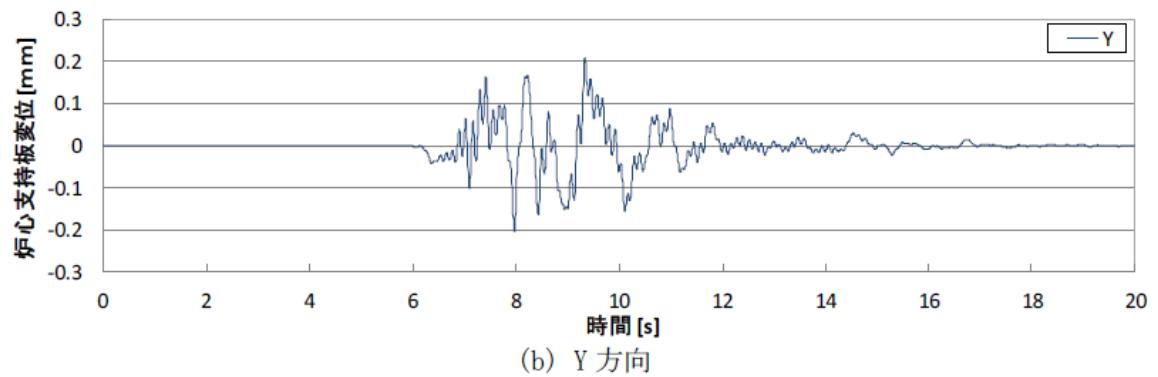
第 3.15 図 加振波 (Ss-3 波、上部案内管下端変位)



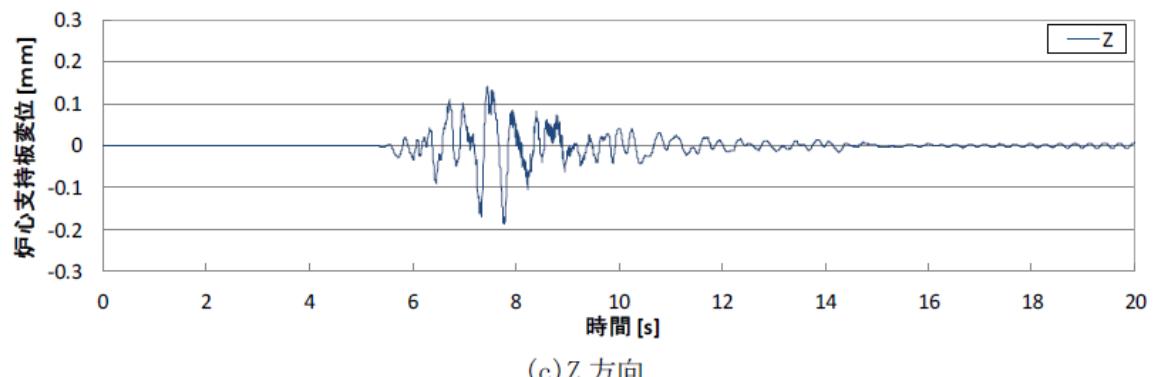
第 3.16 図 加振波 (Ss-3 波、下部案内管頂部変位)



(a) X 方向

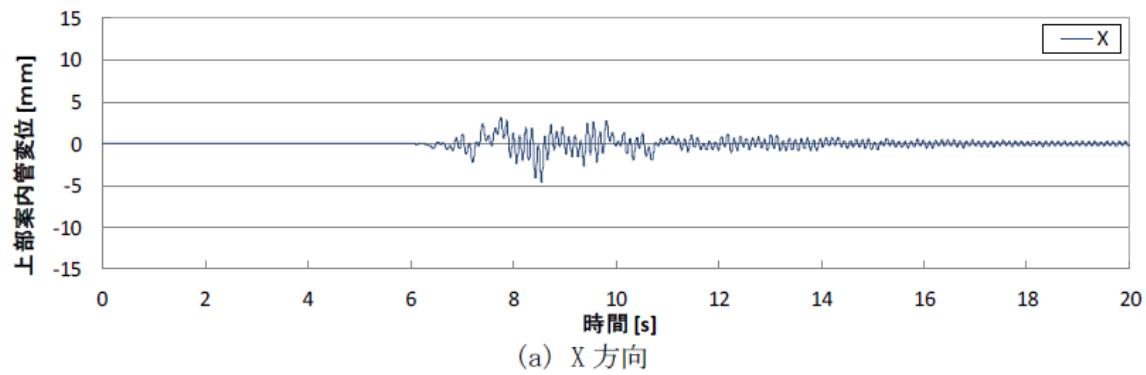


(b) Y 方向

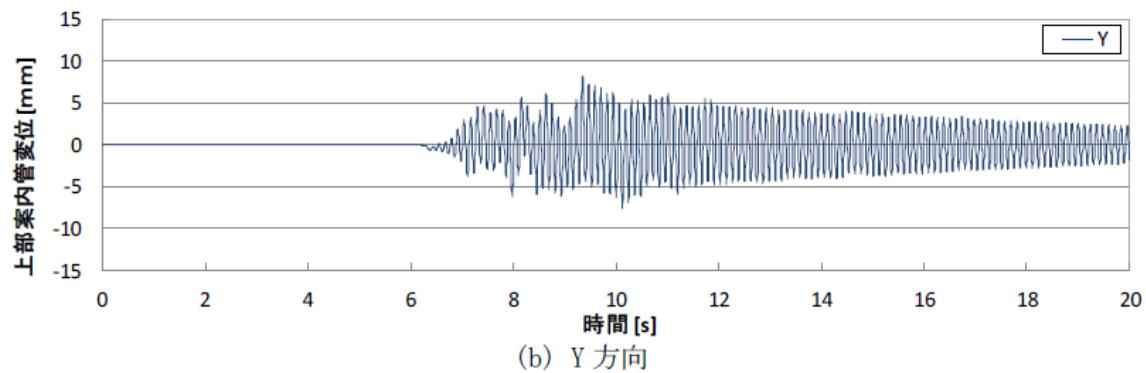


(c) Z 方向

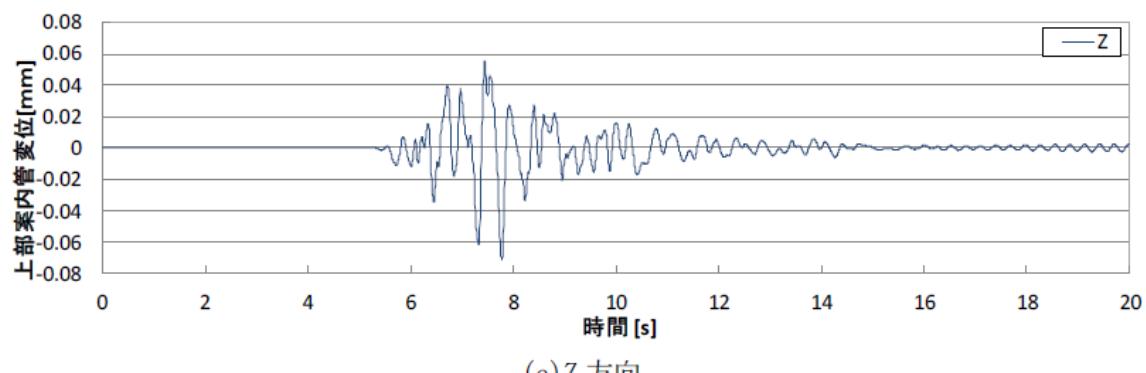
第 3.17 図 加振波 (Ss-4 波、炉心支持板変位)



(a) X 方向

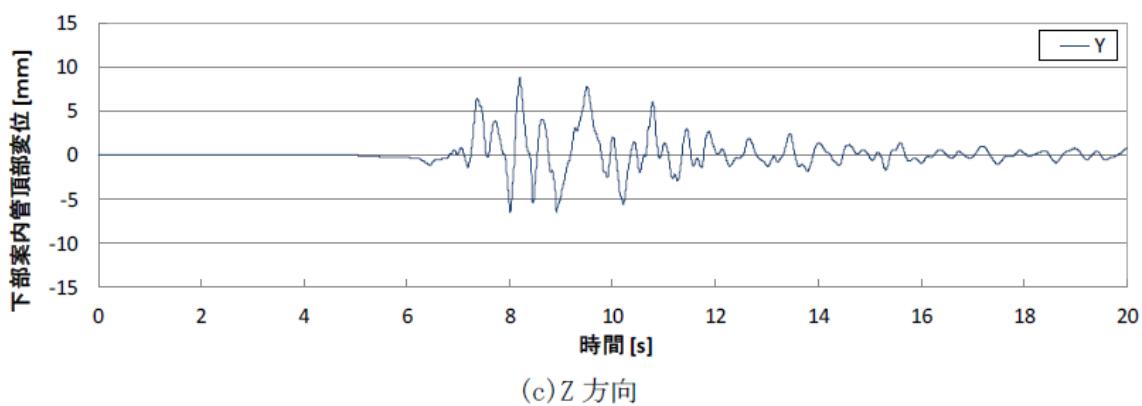
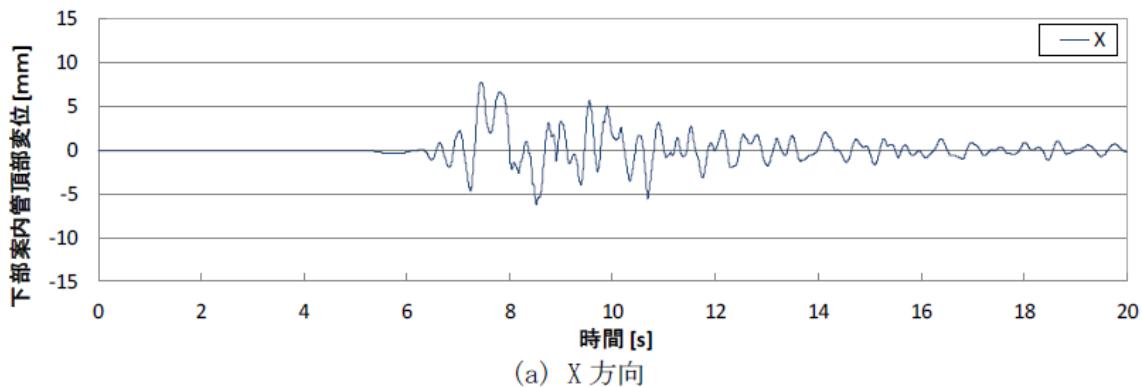


(b) Y 方向

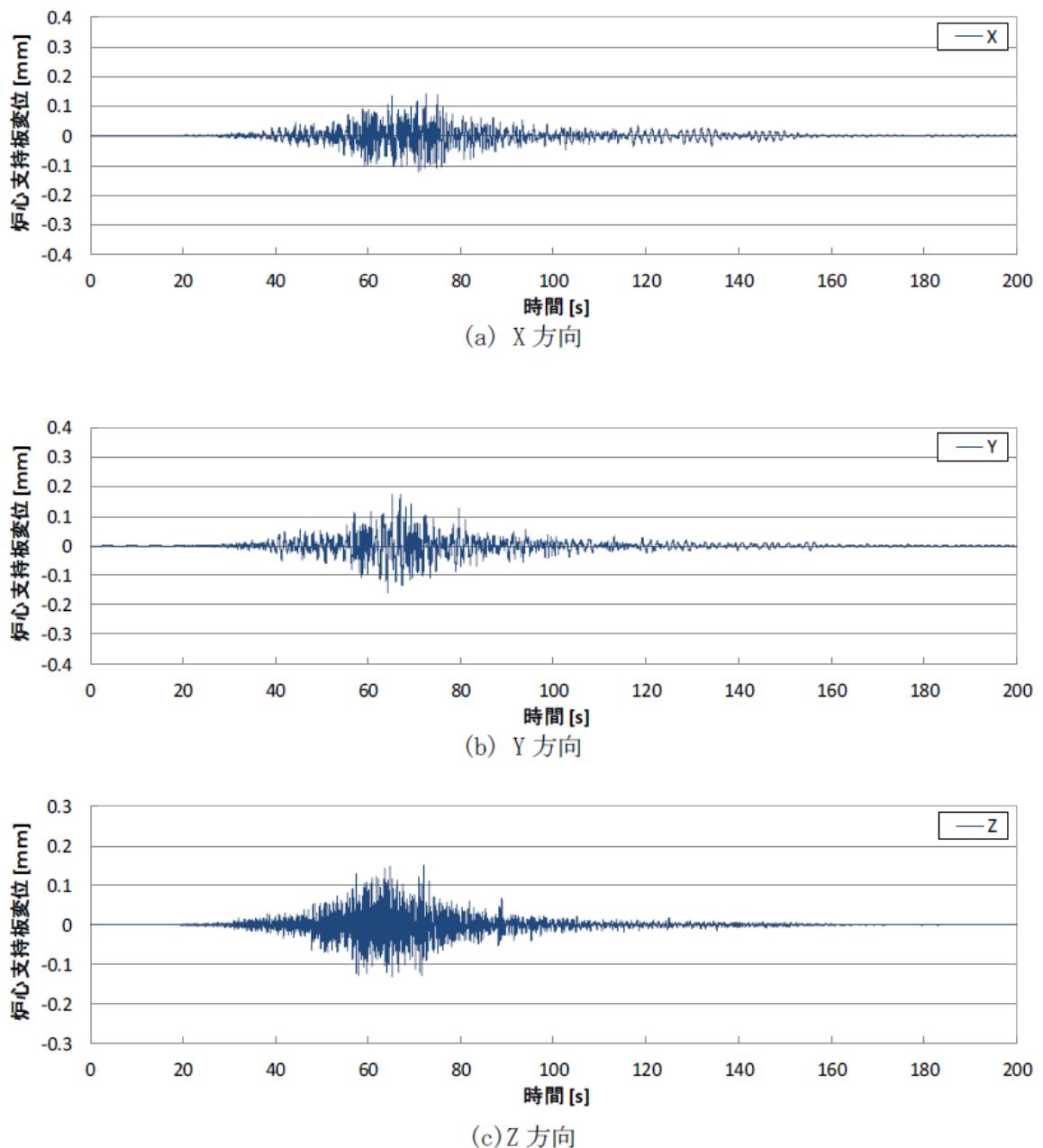


(c) Z 方向

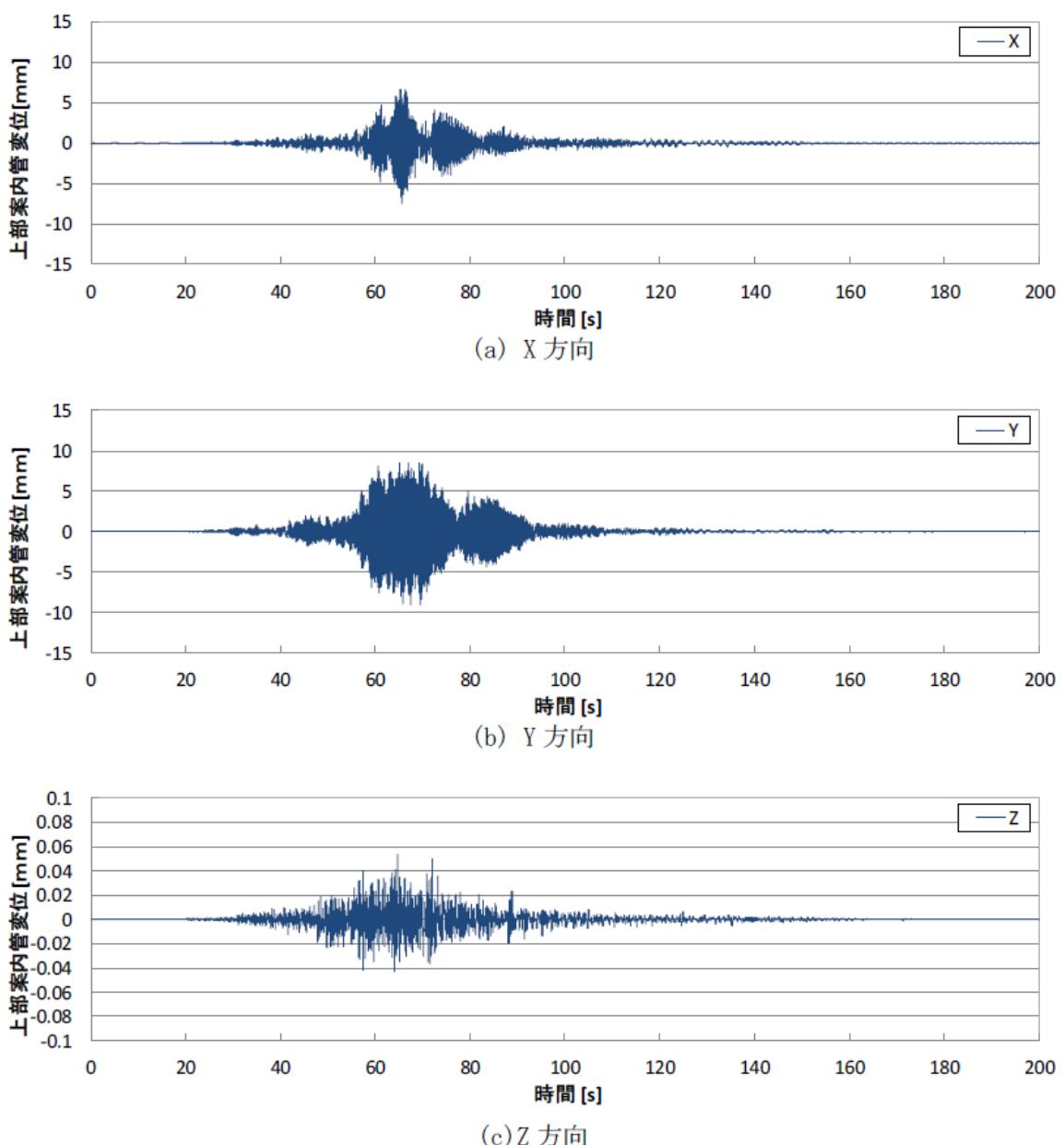
第 3.18 図 加振波 (Ss-4 波、上部案内管下端変位)



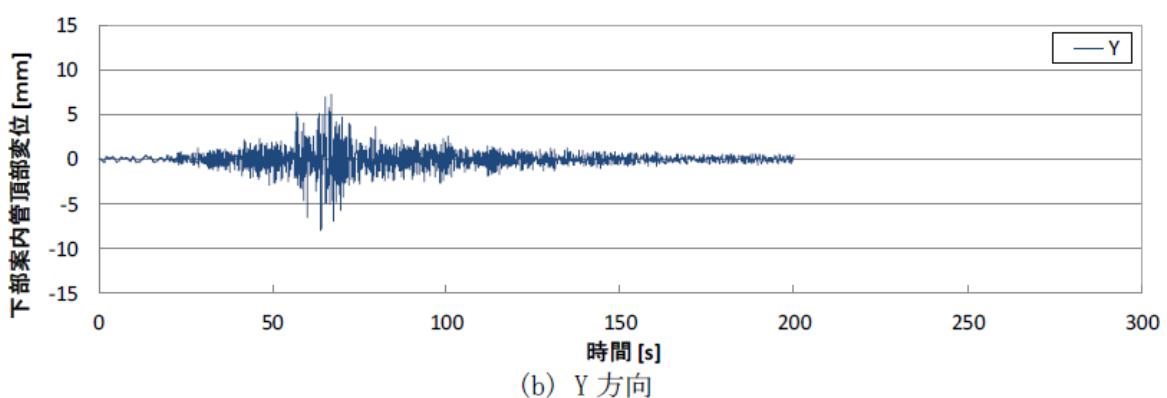
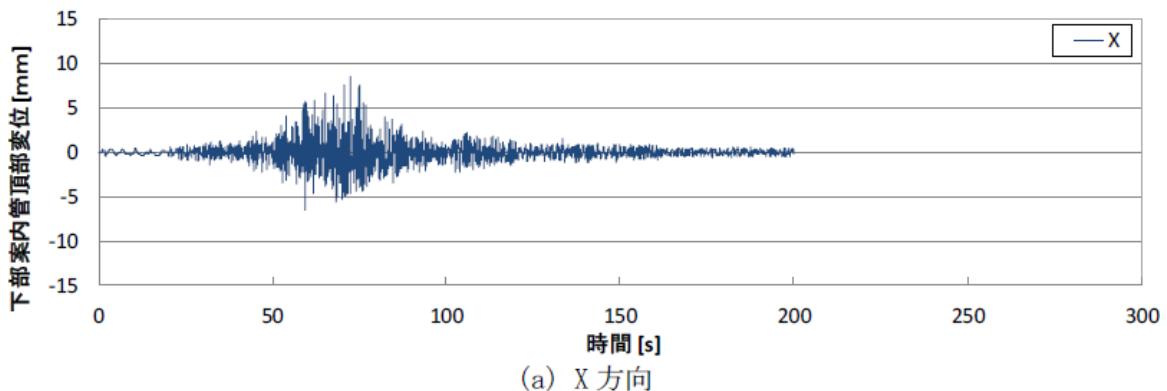
第 3.19 図 加振波 (Ss-4 波、下部案内管頂部変位)



第3.20図 加振波 (Ss-5波、炉心支持板変位)



第 3.21 図 加振波 (Ss-5 波、上部案内管下端変位)



第 3.22 図 加振波 (Ss-5 波、下部案内管頂部変位)

(2) 解析結果

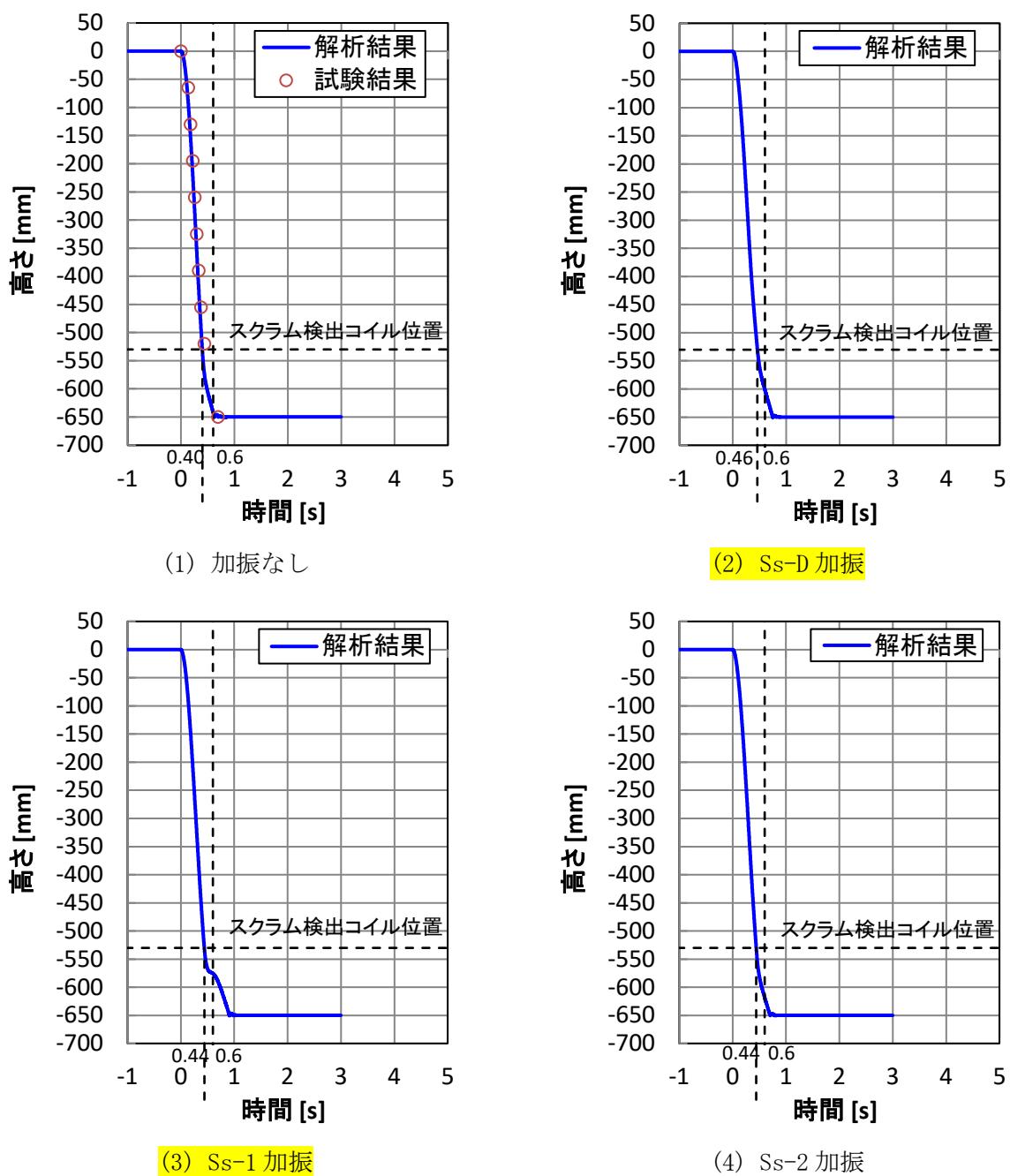
実機条件（ナトリウム雰囲気）におけるスクラム時間（デラッチから挿入量 530mm 位置に到達するまでの時間）の解析結果を第 3.2 表に示す。加振波（第 3.5 図～第 3.22 図）では時刻によって変位や加速度が変わってくるため、加振波の中で保守的なスクラム挙動解析となるよう、制御棒の落下中に上部案内管と下部案内管頂部の相対変位が最大となる解析としており、加振波中の落下開始時間も表中に示す。

加振時のスクラム曲線を加振なしの解析結果と併せて第 3.23 図に示す。参考として、「(1) 加振なし」の図中には水中スクラム試験の結果もプロットしている。

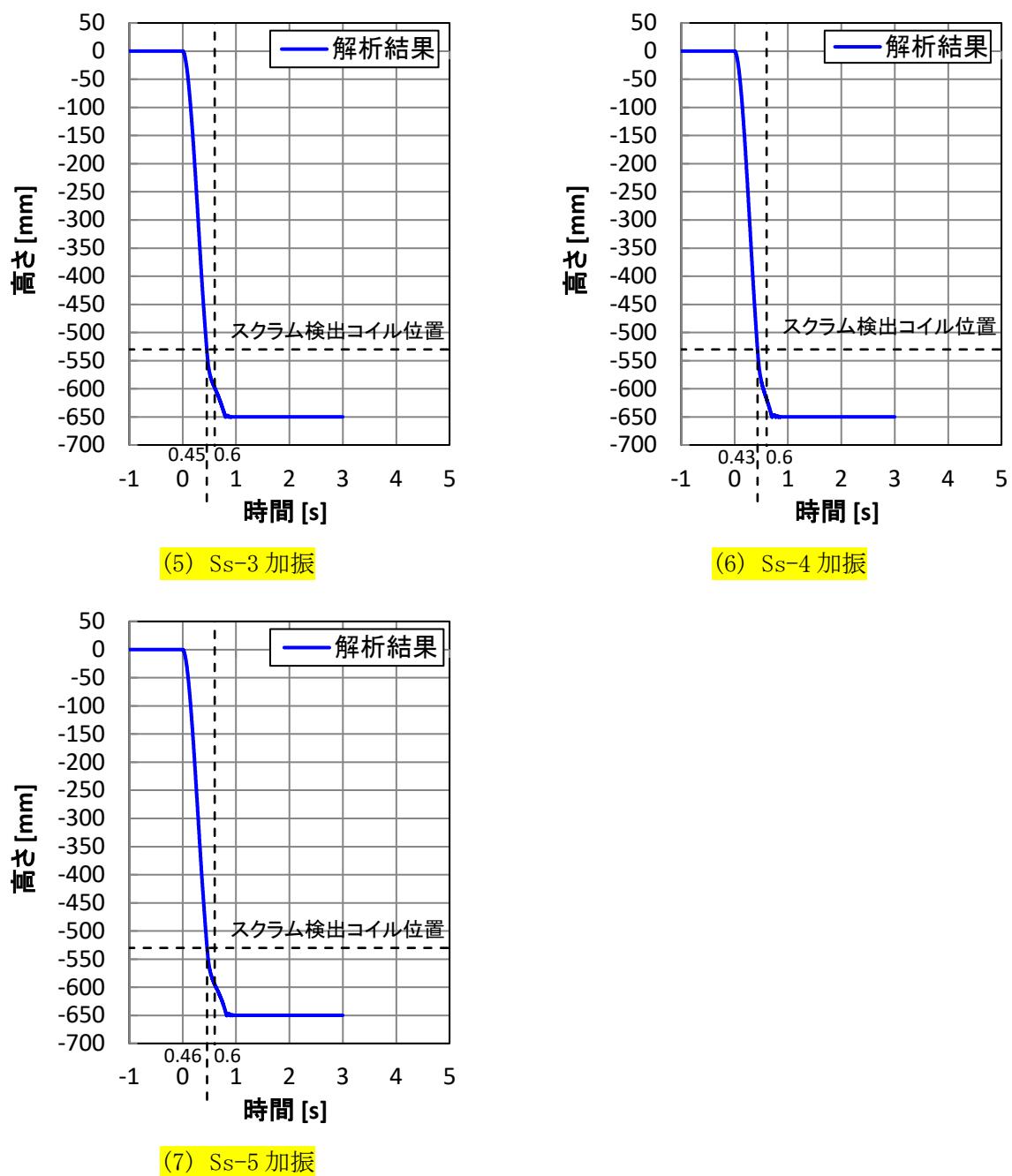
すべての波において、加振時でもスクラム時間は制限となる 0.6 秒以内となっている。よって基準地震動 Ss の地震時においても「核的挿入 90% が 0.8 秒以内」の制御棒挿入性は確保される。

第 3.2 表 スクラム時間

	地震波	スクラム時間(s)	備考
(1)	- (加振なし)	0.40	
(2)	Ss-D	0.46	落下 : 22.82s～
(3)	Ss-1	0.44	落下 : 7.23s～
(4)	Ss-2	0.44	落下 : 8.64s～
(5)	Ss-3	0.45	落下 : 14.51s～
(6)	Ss-4	0.43	落下 : 9.43s～
(7)	Ss-5	0.46	落下 : 67.45s～



第 3.23 図 解析結果(1/2)

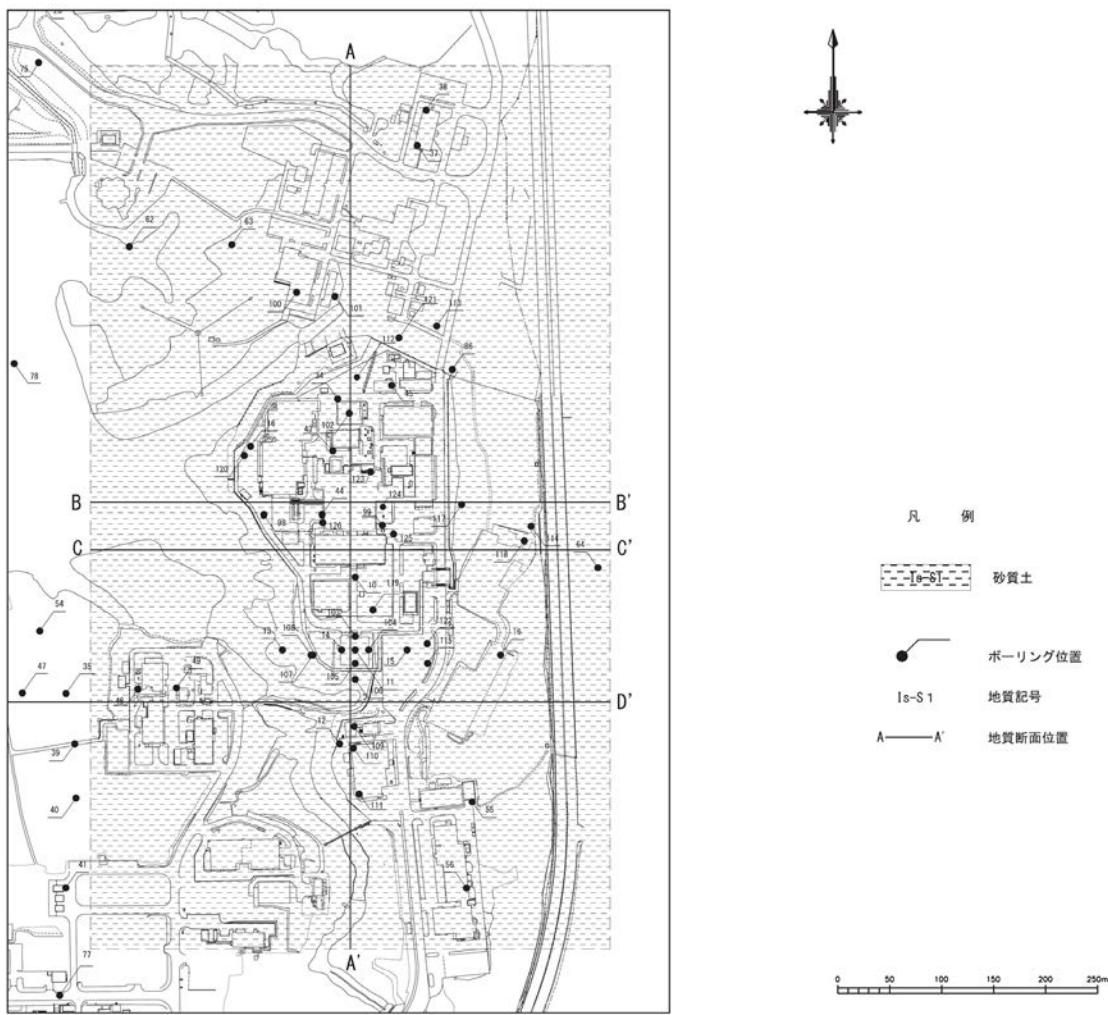


第 3.23 図 解析結果(2/2)

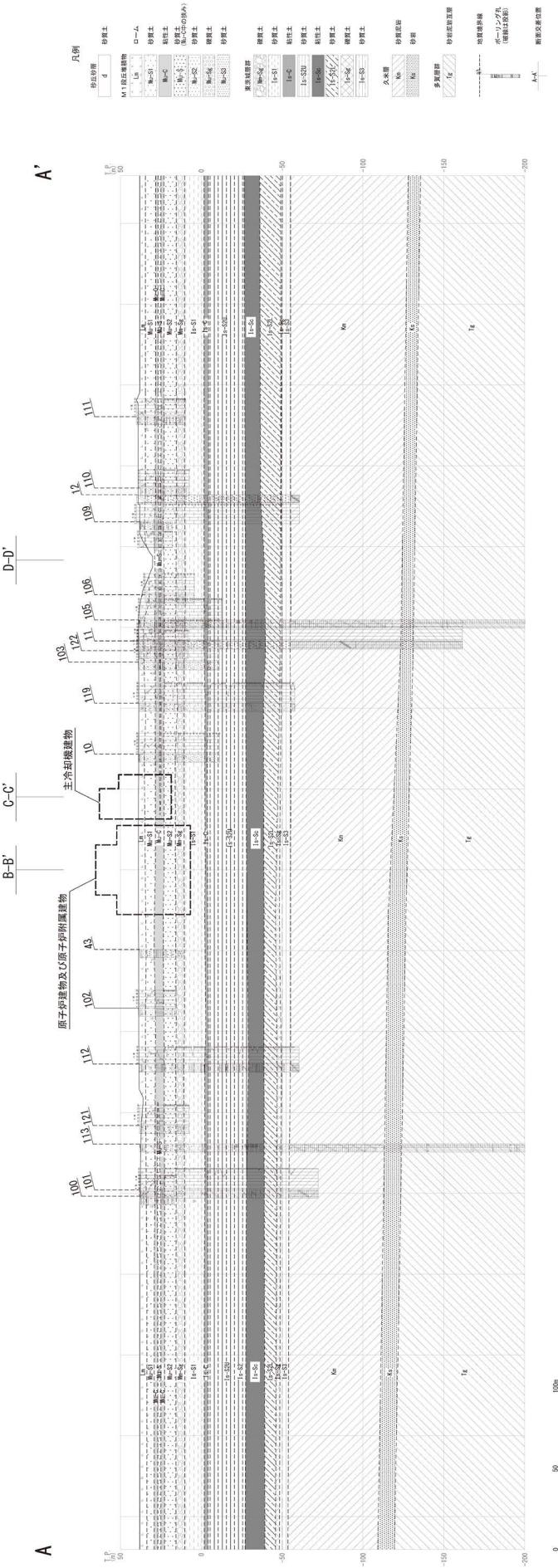
参考文献

- [1] 高速実験炉照射用炉心制御棒の研究開発、原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更その 6）添付書類 8 追補 1、昭和 52 年 9 月 2 日申請（昭和 53 年 9 月 20 日許可）。
- [2] 制御棒の地震時の挿入性に関する説明書、設計及び工事の方法の変更認可申請書「第 5 次取替制御棒の製作及び制御棒下部案内管の更新、第 6 次取替制御棒の製作、並びに制御棒駆動機構上部案内管部の更新の一部変更」添付資料－Ⅱ、平成 3 年 10 月 1 日申請（平成 3 年 10 月 18 日認可）。
- [3] 3 次元炉心群振動解析評価手法について、第 25 回もんじゅ廃止措置安全監視チーム、資料 2-2-1、令和元年 10 月 17 日。
- [4] 「もんじゅ」廃止措置計画の変更内容（模擬燃料体の部分装荷）、第 27 回もんじゅ廃止措置安全監視チーム、資料 2、令和 2 年 2 月 17 日。

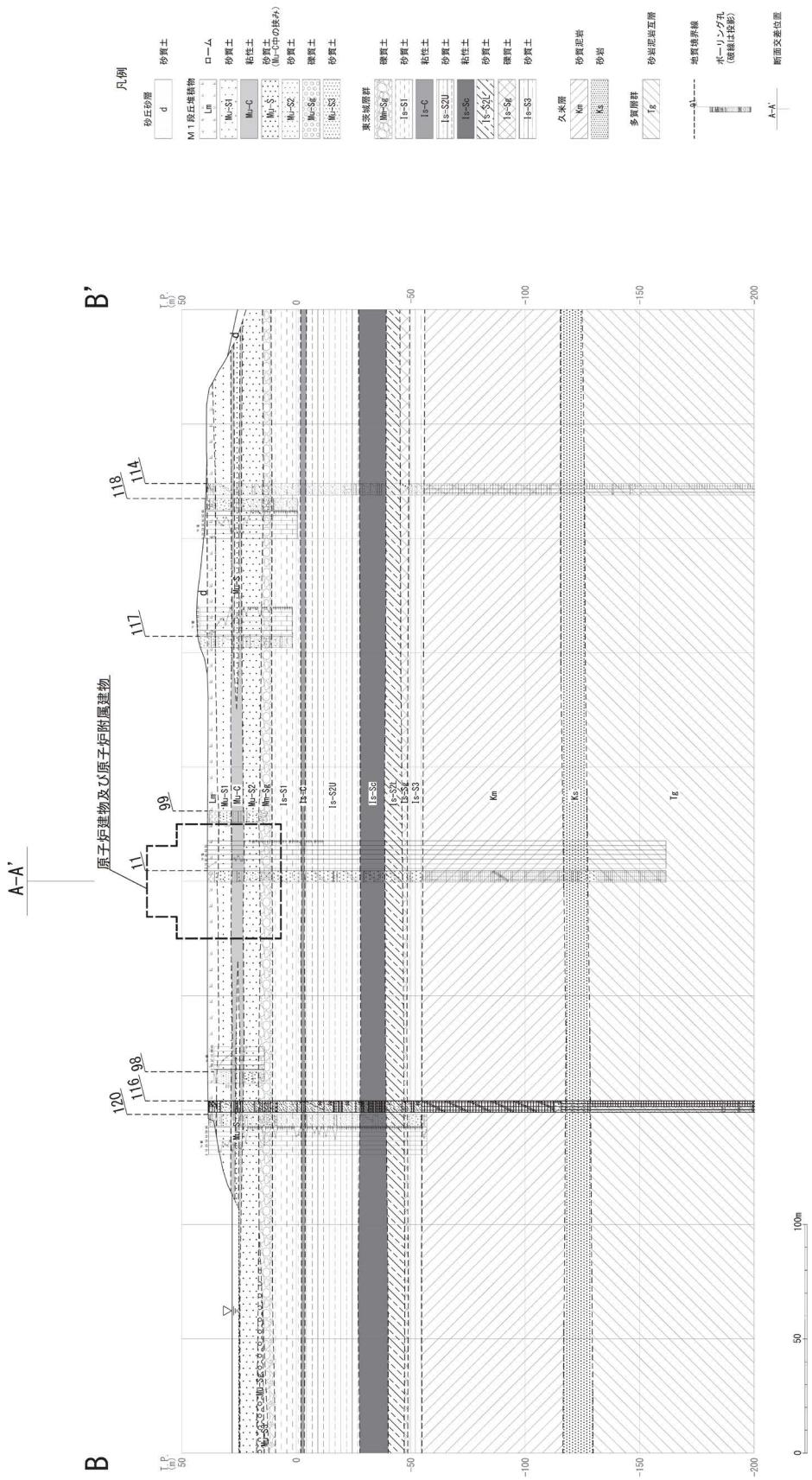
耐震 S クラスの施設を有する建物の設置状況



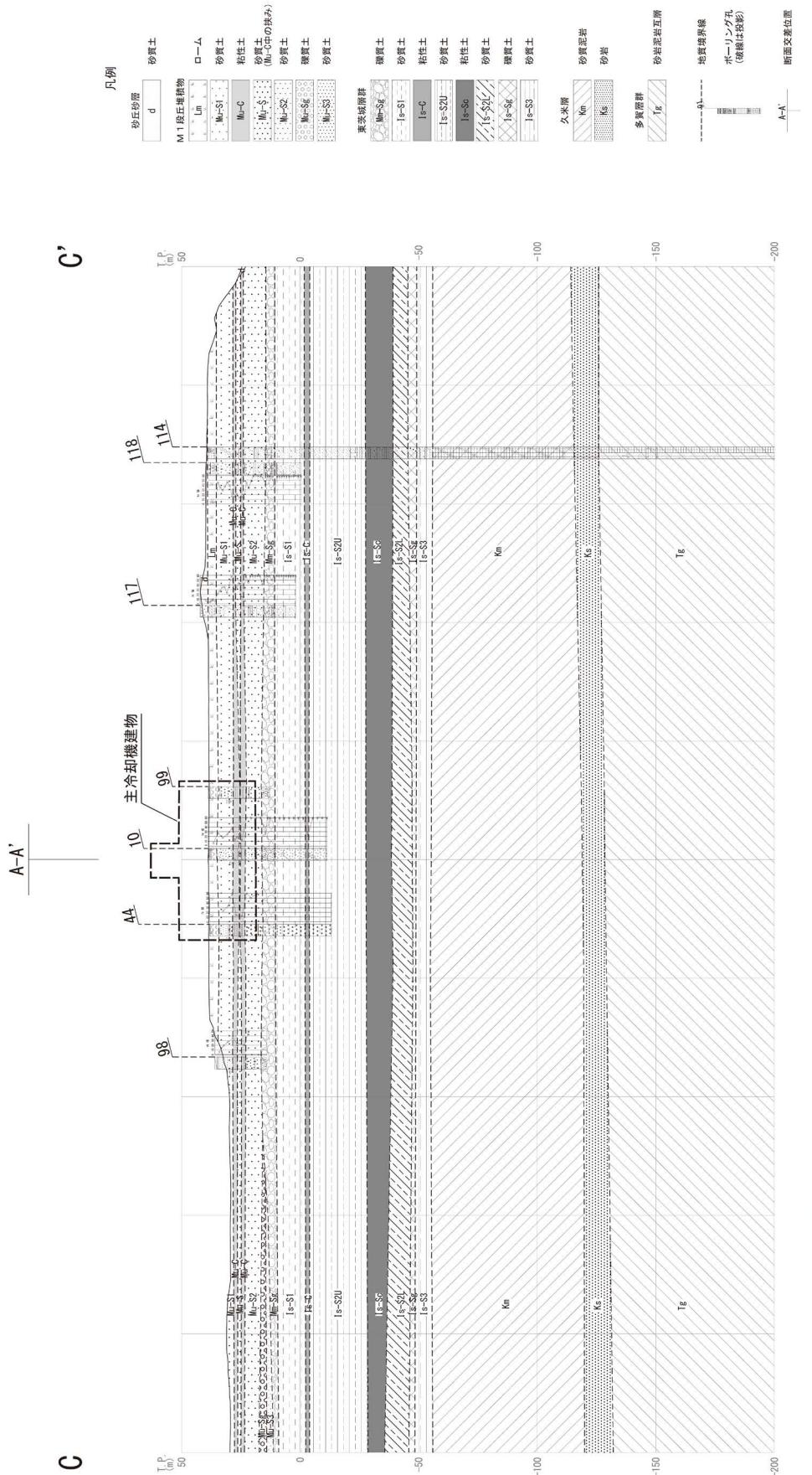
第1図 原子炉施設設置位置付近の水平地質断面図



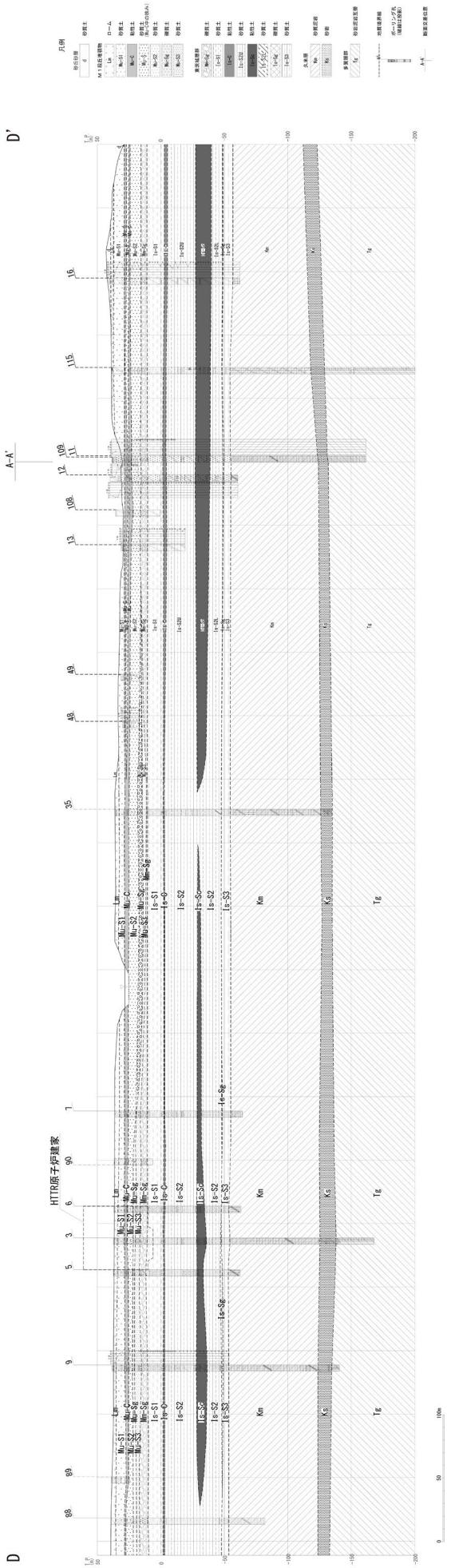
第2図 (1) 原子炉施設設置位置付近の鉛直地質断面図及び地盤分類図 (A-A'測線)



第2図 (2) 原子炉施設設置位置付近の鉛直地質断面図及び地盤分類図 (B-B'測線)



4 条-別紙 11-4



第2図(4) 原子炉施設設置位置付近の鉛直地質断面図及び地盤分類図 (D-D'測線)

添付 1 設置許可申請書における記載

5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ロ. 試験研究用等原子炉施設の一般構造

(1) 耐震構造

原子炉施設は、以下の基本方針に基づき、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合するように設計する。

(i) 原子炉施設は、地震により発生するおそれがある原子炉施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、以下のクラス（以下「耐震重要度分類」という。）に分類する。なお、耐震重要施設は、S クラスの施設とする。

S クラス 安全機能を有するもの（以下「安全施設」という。）のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設（「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えることをいう。）

B クラス 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設

C クラス S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

(ii) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に十分耐えることができるよう設計する。なお、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。基準地震動による地震力及び弾性設計用地震動による地震力（以下「動的地震力」という。）は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

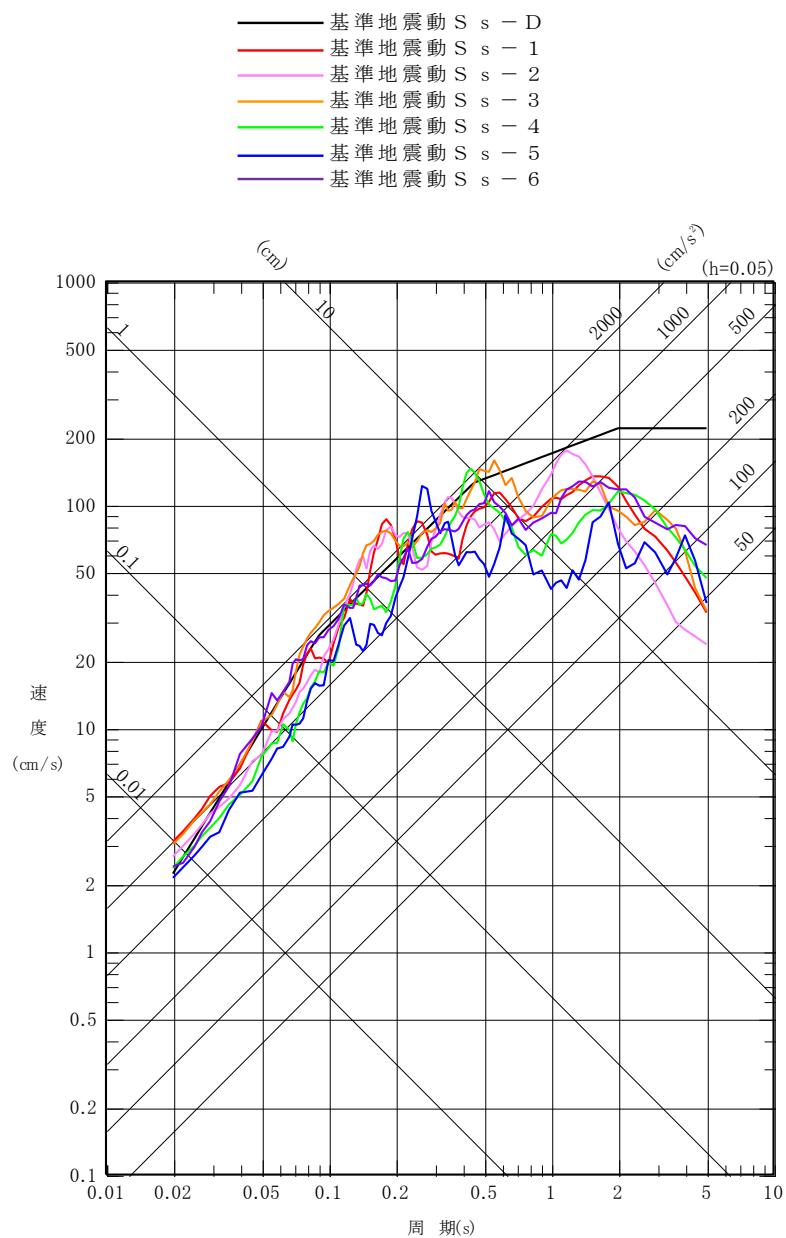
(iii) B クラスの施設は、静的地震力に十分耐えることができるように設計する。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に 1/2 を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(iv) C クラスの施設は、静的地震力に十分耐えることができるように設計する。

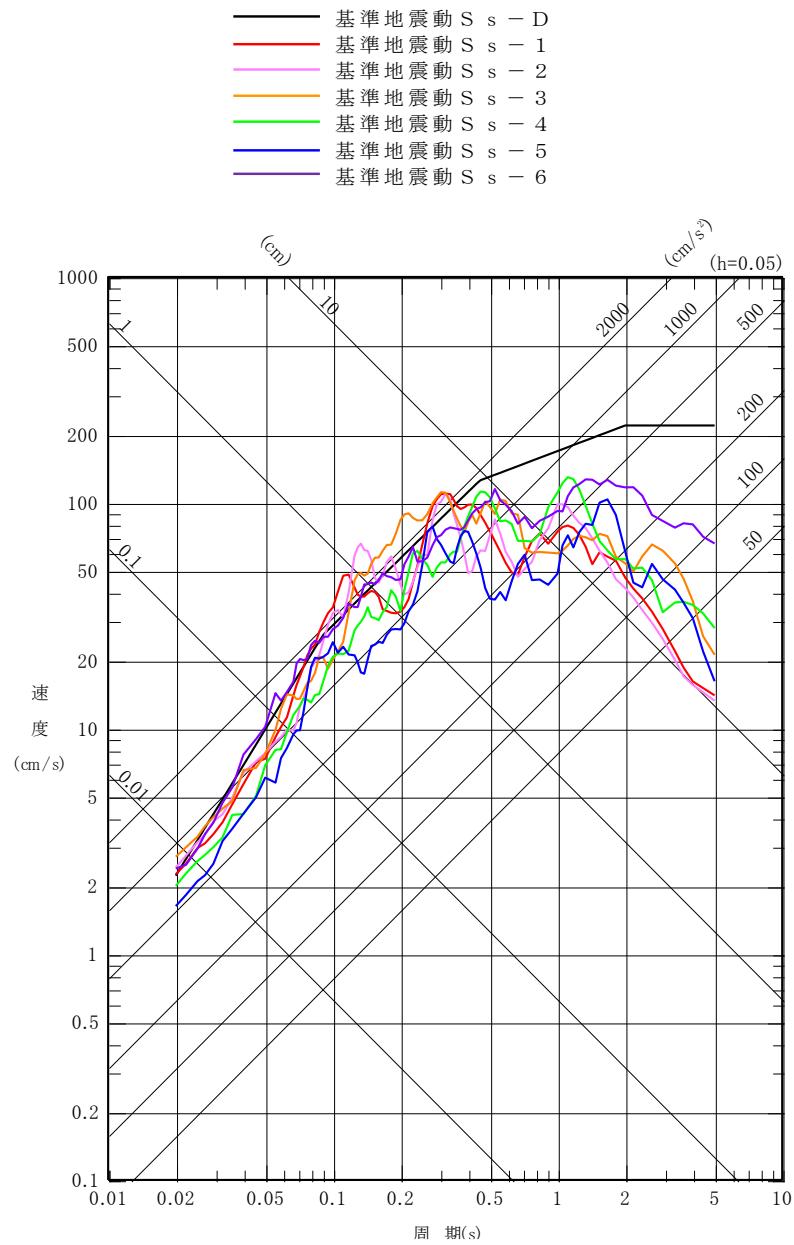
(v) 耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

(vi) 基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動に基づき、敷地における解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分

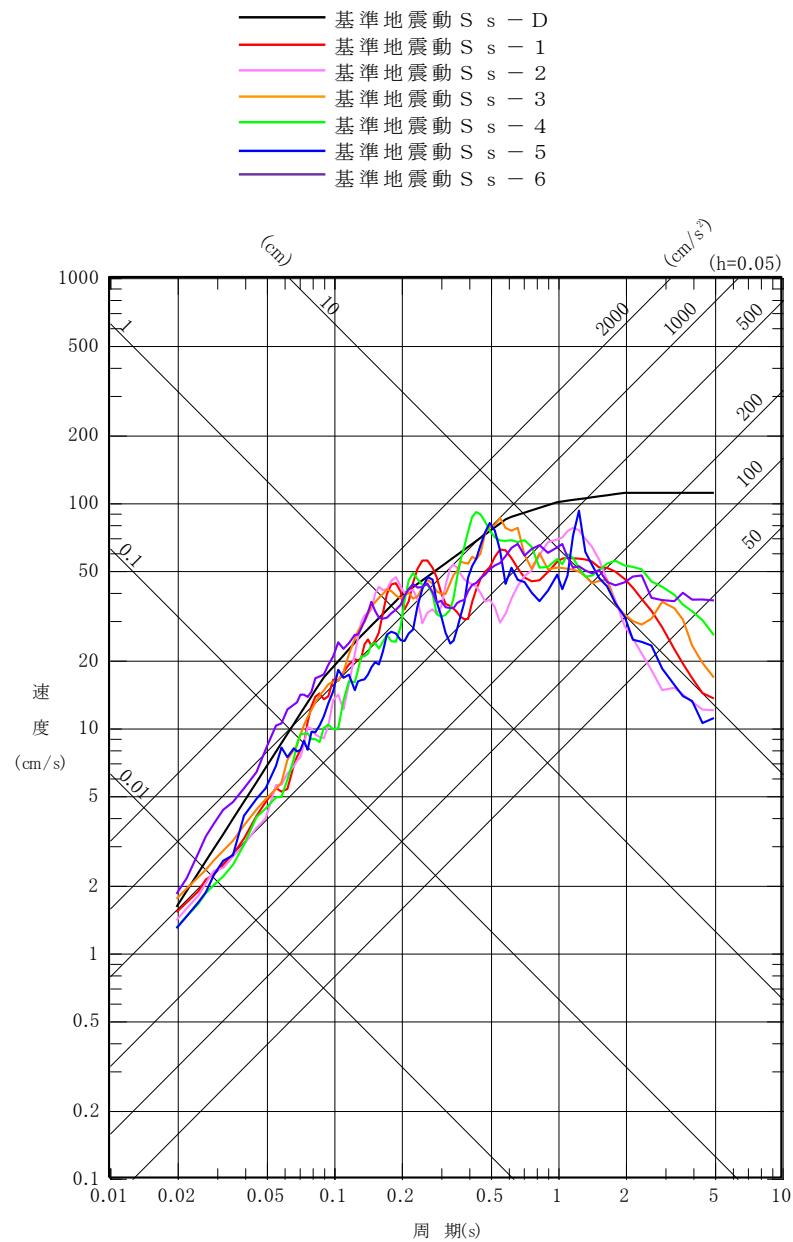
の地震動としてそれぞれ策定する。応答スペクトルを第1図から第3図に、時刻歴波形を第4図から第10図に示す。弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として0.5を下回らないように、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定）」における基準地震動 S_1 を踏まえ、工学的判断から、基準地震動に0.5を乗じて設定する。



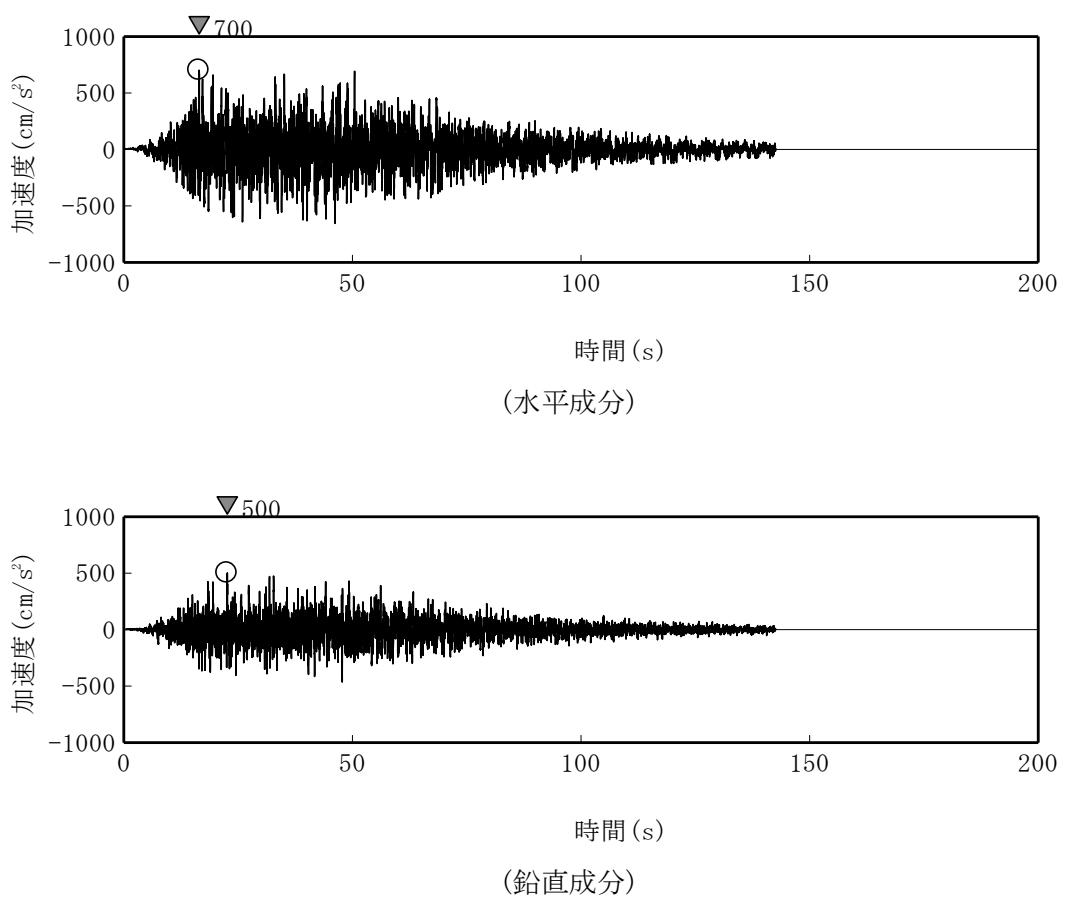
第1図 基準地震動 S_s の応答スペクトル
(NS成分)



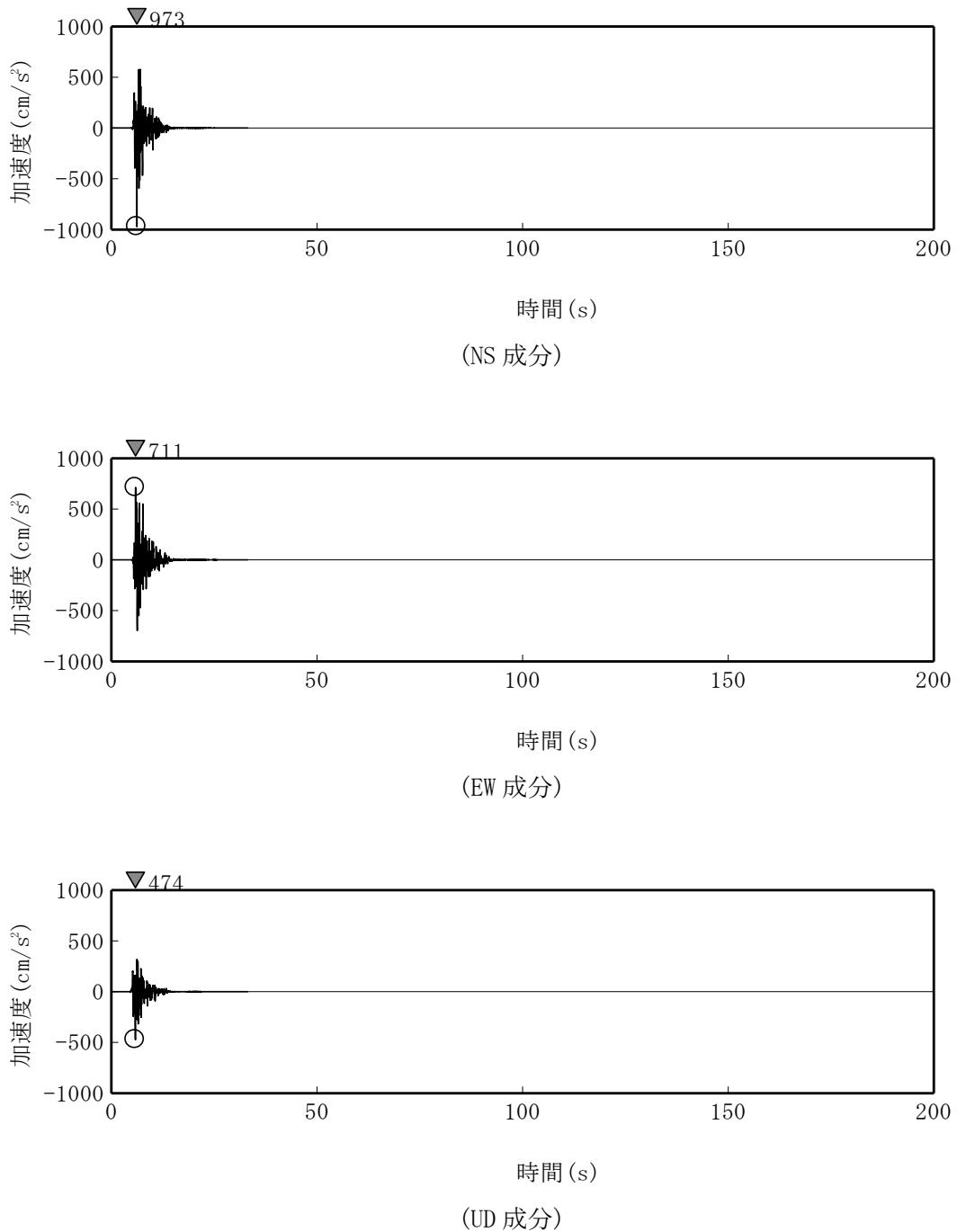
第2図 基準地震動 S_s の応答スペクトル
(EW 成分)



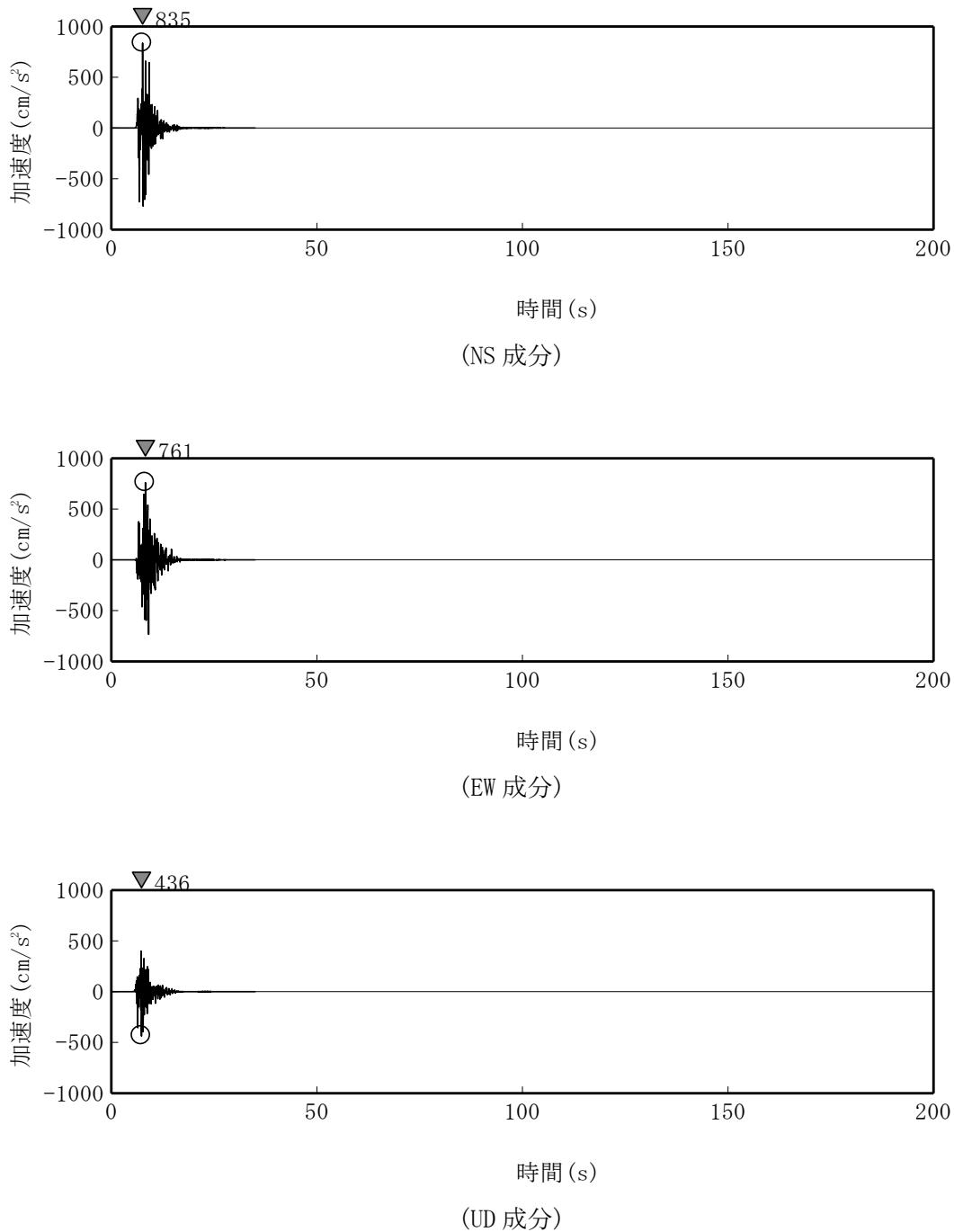
第3図 基準地震動 S_s の応答スペクトル
(UD成分)



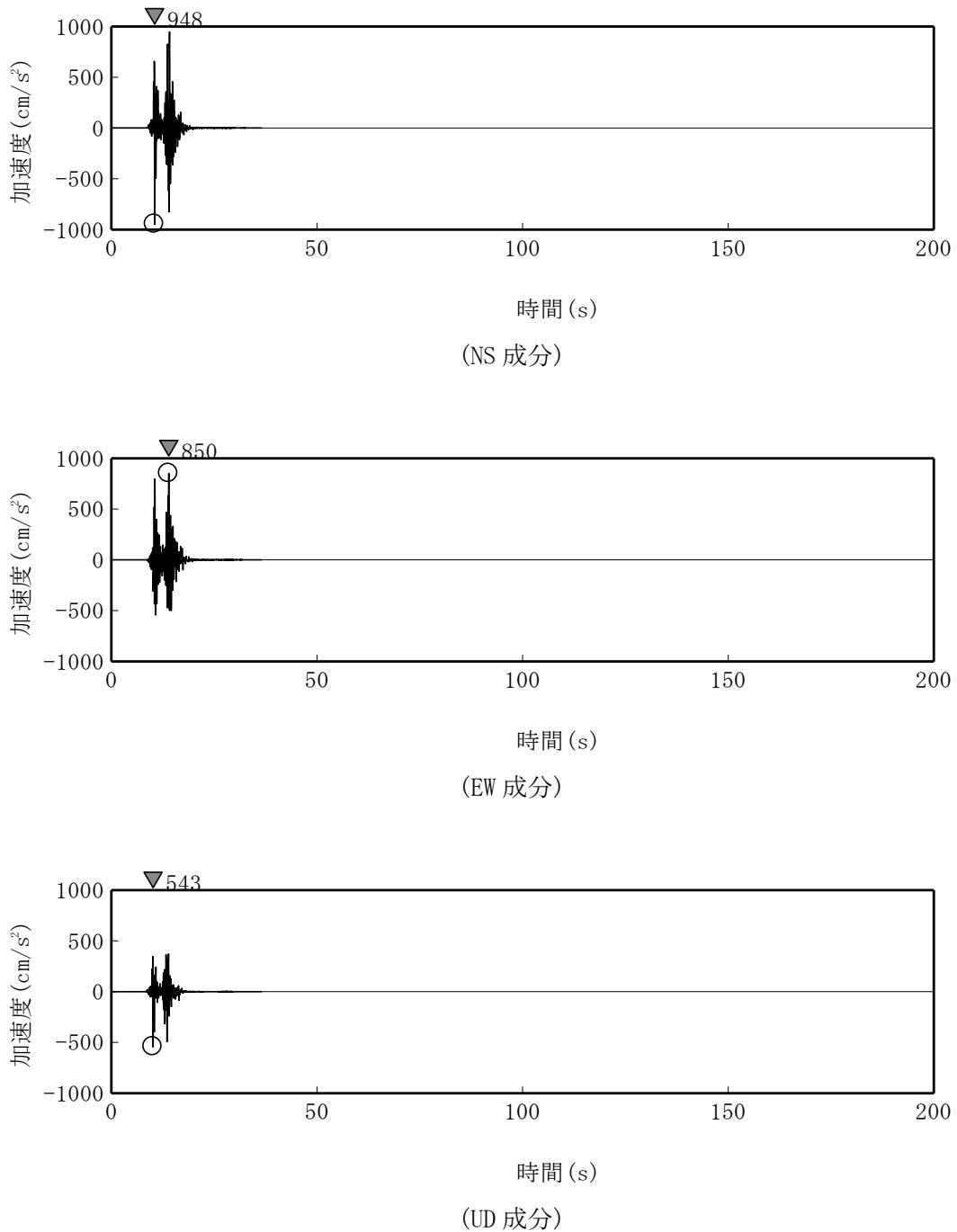
第4図 基準地震動 Ss-D の時刻歴波形



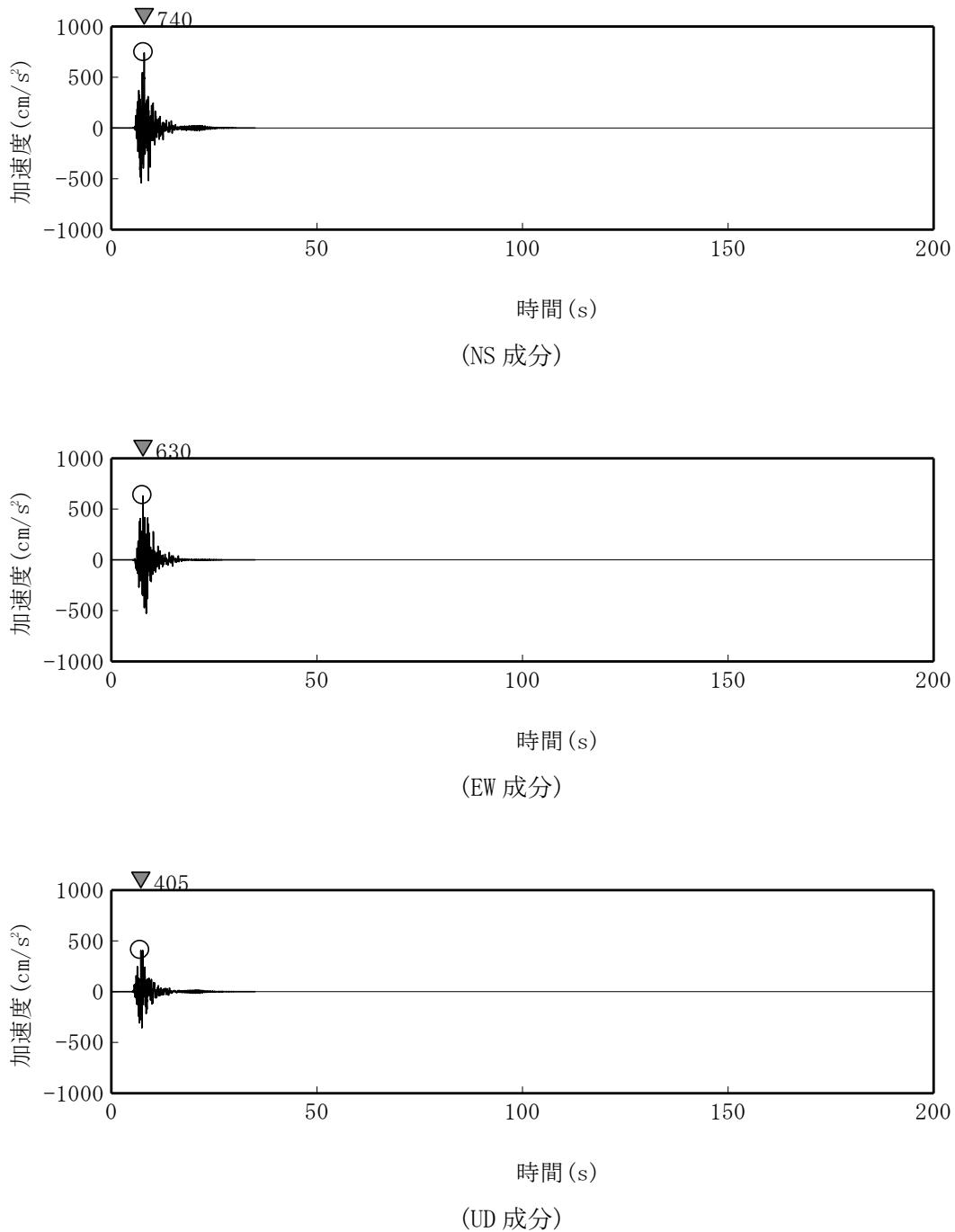
第5図 基準地震動 Ss-1 の時刻歴波形



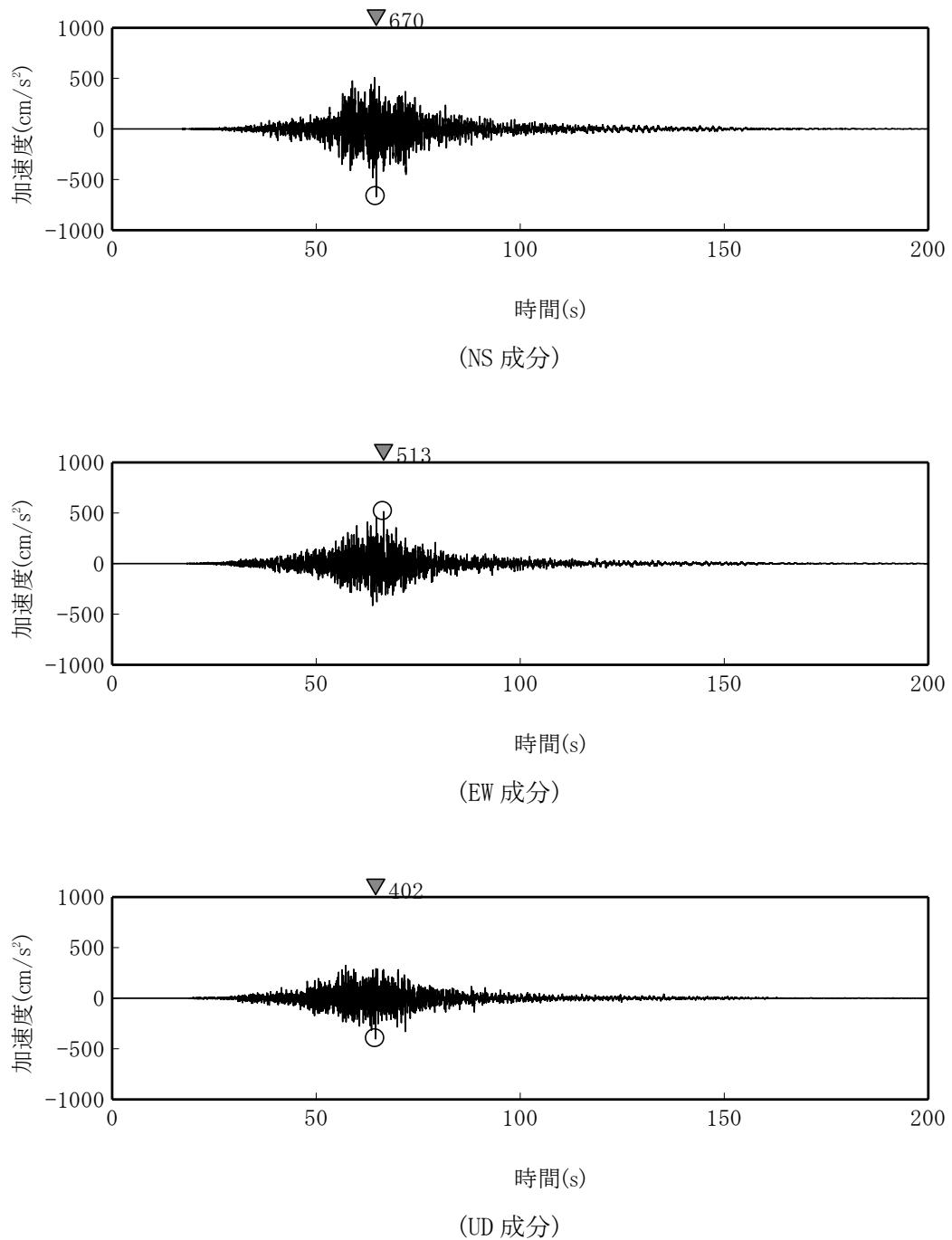
第6図 基準地震動 Ss-2 の時刻歴波形



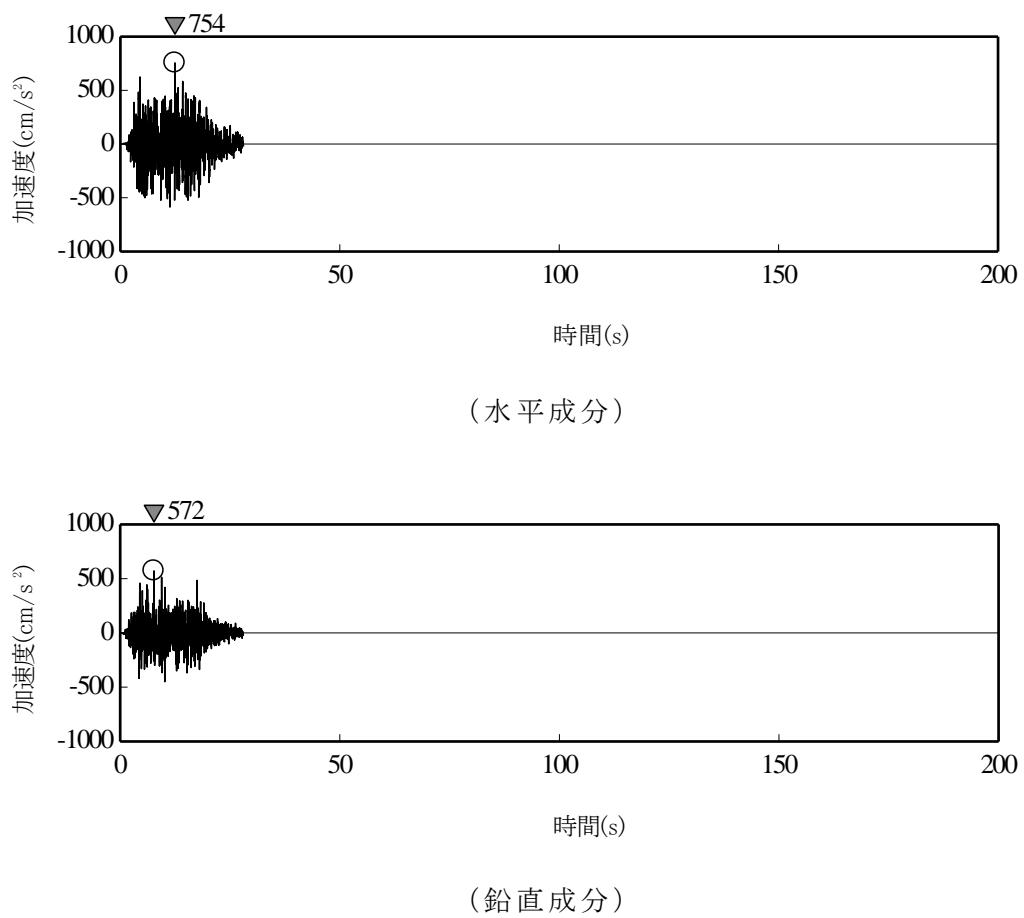
第 7 図 基準地震動 Ss-3 の時刻歴波形



第8図 基準地震動 Ss-4 の時刻歴波形



第9図 基準地震動 Ss-5 の時刻歴波形



第10図 基準地震動 Ss-6 の時刻歴波形

添付 2 設置許可申請書の添付書類における記載（安全設計）

添付書類八

1. 安全設計の考え方

1.3 耐震設計

1.3.1 耐震設計の基本方針

原子炉施設は、以下の基本方針に基づき、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。

(1) 原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下の耐震重要度分類に分類する。なお、設計にあっては、水冷却型試験研究炉との構造上の相違（低圧、薄肉、高温構造）を考慮するとともに、耐震重要度分類はその設計の特徴を十分踏まえて行うものとする。また、耐震重要施設は、S クラスの施設とする。

S クラス 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設（「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えることをいう。）

B クラス 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設

C クラス S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

(2) 原子炉施設は、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

(3) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。なお、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(4) B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に 1/2 を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(5) C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

(6) 耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

1.3.2 耐震重要度分類

1.3.2.1 分類の方法に係る考え方

原子炉施設における設備・機器等の耐震重要度分類は、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」⁽³⁾ 及び同別記1「試験研究用等原子炉施設に係る耐震重要度分類の考え方」に基づき分類する。

1.3.2.2 クラス別施設

耐震重要度分類によるクラス別施設を以下に示す（第1.3.1表参照）。

(1) Sクラスの施設

- (i) 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器・配管系
- (ii) 使用済燃料を貯蔵するための施設
- (iii) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設及び原子炉の停止状態を維持するための施設
- (iv) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設
- (v) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、1次冷却材の漏えいを低減するための施設
- (vi) 原子炉冷却材バウンダリ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設
- (vii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設
- (viii) その他

(2) Bクラスの施設

- (i) 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設
- (ii) 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設
- (iii) 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器・配管系
- (iv) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ないか又は貯蔵方式により、その破損によって公衆に与える放射線の影響が年間の周辺監視区域外の許容被ばく線量に比べ十分小さいものは除く。）
- (v) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、Sクラス以外の施設
- (vi) 使用済燃料を貯蔵するための施設で、Sクラス以外の施設
- (vii) 使用済燃料を冷却するための施設
- (viii) 放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、Sクラス以外の施設
- (ix) その他

(3) Cクラスの施設

- (i) Sクラス及びBクラス以外の施設

1.3.3 地震力の算定法

原子力施設の耐震設計に用いる地震力は、以下の方法により算定する。

1.3.3.1 静的地震力

静的地震力は、S クラス、B クラス及びC クラスの施設に適用することとし、それぞれの耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。

(1) 建物・構築物

水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、以下に示す耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。

S クラス 3.0

B クラス 1.5

C クラス 1.0

ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回ることを確認する際に用いる必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、耐震重要度分類の各クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は 1.0 とする。

S クラスの建物・構築物については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

(2) 機器・配管系

静的地震力は、上記(1)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求める。なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。

1.3.3.2 動的地震力

動的地震力は、S クラスの施設に適用し、「添付書類 6 5. 地震」に示す基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。B クラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に 1/2 を乗じた動的地震力を適用する。

「添付書類 6 5. 地震」に示す基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動に基づき、敷地における解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分の地震動としてそれぞれ策定する。

弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が目安として 0.5 を下回らないように、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定）」における基準地震動 S_1 を踏まえ、工学的判断から基準地震動に係数 0.5 を

乗じて設定する。これによる弾性設計用地震動の年超過確率は、 $10^{-3} \sim 10^{-4}$ 程度となる。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第1.3.1図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第1.3.2図に、弾性設計用地震動及び基準地震動S₁の応答スペクトルの比較を第1.3.3図に、弾性設計用地震動の応答スペクトルと敷地における地震動の一様ハザードスペクトルを第1.3.4図に示す。

(1) 入力地震動

建物・構築物の地震応答解析に用いる入力地震動は、解放基盤表面で定義された基準地震動又は弾性設計用地震動を用いて、敷地の地質・地質構造の調査及び地盤の調査の結果に基づき、解放基盤表面からの地震波の伝播特性を適切に考慮するとともに、必要に応じて、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮して算定する。

(2) 動的解析法

(i) 建物・構築物

動的解析は、スペクトル・モーダル解析法又は時刻歴応答解析法を用いて行うものとする。解析にあたっては、建物・構築物と地盤との動的相互作用を考慮するとともに、建物・構築物の剛性について、それらの形状、構造、特性等を十分考慮して評価し、集中質点系に置換した解析モデルを設定する。動的解析に用いる地盤のばね定数及び減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験及び地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を設定する。

動的解析は、弾性設計用地震動に対して弾性応答解析を行う。**基準地震動**に対しては、主要構造要素の弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための**基準地震動**に対する動的解析においても、同様の応答解析を行う。

(ii) 機器・配管系

機器の動的解析については、その形状を考慮した1質点系若しくは多質点系等に置換した解析モデルを設定し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析又は時刻歴応答解析により応答を求める。また、配管系の動的解析については、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトル・モーダル解析又は時刻歴応答解析により応答を求める。

動的解析に用いる機器・配管系の減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を設定する。

剛性の高い機器・配管系は、その機器・配管系が設置された床面の最大床応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。

1.3.4 荷重の組合せと許容限界

1.3.4.1 荷重の組合せにおいて考慮する原子炉施設の状態

(1) 建物・構築物

(i) 運転時の状態

原子炉施設が通常運転時若しくは運転時の異常な過渡変化時にあり、通常の自然条件下におかれている状態

(ii) 設計基準事故時の状態

原子炉施設が設計基準事故時にある状態

(2) 機器・配管系

(i) 通常運転時の状態

原子炉施設の起動、停止、出力運転、燃料交換等が計画的に行われた場合であつて、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態

(ii) 運転時の異常な過渡変化時の状態

原子炉施設の通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態

(iii) 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であつて、当該状態が発生した場合には原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態

1. 3. 4. 2 荷重の種類

(1) 建物・構築物

(i) 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重（固定荷重、積載荷重、土圧、水圧並びに通常の気象条件による荷重）

(ii) 運転時の状態で作用する荷重

(iii) 設計基準事故時の状態で作用する荷重

(iv) 地震力、風荷重、積雪荷重

なお、運転時の状態で作用する荷重及び設計基準事故時の状態で作用する荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとする。また、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。

(2) 機器・配管系

(i) 通常運転時の状態で作用する荷重

(ii) 運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重

(iii) 設計基準事故時の状態で作用する荷重

(iv) 地震力

1. 3. 4. 3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下のとおりとする。

(1) 建物・構築物

(i) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。

- (ii) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で作用する荷重と弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせる。
 - (iii) B クラス及びC クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で作用する荷重と静的地震力を組み合わせる。
- (2) 機器・配管系
- (i) S クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重、及び運転時の異常な過渡変化時の状態若しくは設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち、長時間その作用が続く荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。
 - (ii) S クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重、又は運転時の異常な過渡変化時の状態若しくは設計基準事故時の状態で作用する荷重のうち、長時間その作用が続く荷重と弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせる。
 - (iii) B クラス及びC クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と静的地震力を組み合わせる。

(3) 荷重の組合せ上の留意事項

- (i) 耐震設計では、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力による応力を適切に組み合わせる。
- (ii) 明らかに、他の荷重の組合せ状態での評価が厳しいことが判明している場合には、その荷重の組合せ状態での評価は行わなくてもよいものとする。
- (iii) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起时刻に明らかに異なることが判明しているならば、必ずしも、それぞれの応力のピーク値を重ねなくともよいものとする。
- (iv) 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を検討する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。なお、対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されることを検討すべき地震動を第 1.3.1 表に示す。

1.3.4.4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のとおりとする。

(1) 建物・構築物

(i) S クラスの建物・構築物

- a. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界
建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- b. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

建物・構築物が構造物全体として、十分変形能力（ねばり）の余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることとする。

なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。

(ii) B クラス及びC クラスの建物・構築物

常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。

(iii) 耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物

上記の「(i) S クラスの建物・構築物 b. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界」を適用するほか、耐震クラスの異なる施設が、それを支持する建物・構築物の変形等に対して、その機能が損なわれないものとする。

(iv) 建物・構築物の保有水平耐力

建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が、必要保有水平耐力に対して耐震重要度に応じた妥当な安全余裕を有していることを確認する。

(2) 機器・配管系

(i) S クラスの機器・配管系

a. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

b. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界

構造物の相当部分が降伏し塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の機能に影響を及ぼすことがない程度に応力を制限する。なお、地震時又は地震後に動作を要求される動的機器については、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする、若しくは解析又は実験等により、その機能が阻害されないことを確認する。

(ii) B クラス及びC クラスの機器・配管系

応答が全体的におおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように、降伏応力又はこれと同等の安全性を有する応力を許容限界とする。

1.3.4.5 設計における留意事項

耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように、以下の項目について、耐震重要施設への影響がないことを確認する。なお、波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

- (i) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- (ii) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響

- (iii) 建物内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響
- (iv) 建物外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

第1.3.1表(1) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支構造物(*3)		間接支構造物(*4)		波及の影響を考慮すべき設備(*5)	
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	検討用(*6)	地盤動
S	(i) 原子炉冷却材ポンプ リを構成する機器・配管 系	① 原子炉容器 ② 1次主冷却系、1次輔助冷却系及び1 次ナトリウムポンプ・ドレン系 ③ 原子炉冷却材ポンプ・弁（ただし、計装 器・配管・ポンプ・弁の小口径のものを除く）		1) 機器・配管等の支持構造物	1) 機器・配管等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S _s	S _s	1) 格納容器内旋回式天井 2) 燃料出入機	S _s
	(ii) 使用済燃料を貯蔵する ための施設	① 原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備 ② 水冷却池 ③ 炉内燃料貯蔵ラック（炉心バレル構造 物のうち、炉内燃料貯蔵ラック）		1) 機器・配管等の支持構造物	1) 機器・配管等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S _s	S _s	1) 原子炉附属建物使用済 燃料貯蔵設備キャスク 2) 原子炉附属建物使用済 燃料貯蔵設備燃料移送機	S _s
	(iii) 原子炉の緊急停止のた めに急停止装置の反応度 度を付加するための施設 及び原子炉の停止状態 を維持するための施設	① 制御棒 ② 制御棒駆動系 ③ 上部案内管 ④ 下部案内管 ⑤ 後備炉停止制御棒駆動系 ⑥ 後備炉停止制御棒駆動系 ⑦ 上部案内管 ⑧ 下部案内管	① 電気計装設備（原子炉保護系（スクラ ム）に関するもの） ② 殴撃壁 ③ 殴撃壁 ④ 殴撃壁 ⑤ 殲撃壁 ⑥ 殲撃壁 ⑦ 殲撃壁 ⑧ 殲撃壁	1) 機器・配管等の支持構 造物 2) 殲撃壁 3) 支持構造物 4) 殲撃壁 5) 殲撃壁 6) 殲撃壁 7) 計測線付実験装置 8) 計測用実験装置	1) 機器・配管等の支持構 造物 2) 殲撃壁 3) 支持構造物 4) 殲撃壁 5) 殲撃壁 6) 殲撃壁 7) 計測線付実験装置 8) 計測用実験装置	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S _s	S _s		

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいふ。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいふ。

(*3) 直接支構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる荷重を直接的に受けける支持構造物をいふ。

(*4) 間接的支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいふ。

(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいふ。

(*6) S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。S_B：耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

第1.3.1表(2) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支持構造物(*3)		間接支持構造物(*4)		波及の影響を考慮すべき設備(*5) 検討用(*6) 地震動
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	
S	(iv) 原子炉停止後、炉心から前燃熱を除去するための施設	① 原子炉容器 ② 炉心支持構造物 ③ 炉心構成要素 ④ 1次主冶却系、1次補助冷却系及び1次ナトリウム充填・ドレン系 ⑤ 2次主冶却系、2次補助冷却系、2次ナトリウム純化系及び2次ナトリウム充填・ドレン系 ⑥ 逆止弁 ⑦ 冷却材ハウンドリに属する容器・配管・ポンプ・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。)	① 原子炉容器 ② 炉心支持構造物 ③ 炉心構成要素 ④ 1次主冶却系、1次補助冷却系及び1次ナトリウム充填・ドレン系 ⑤ 2次主冶却系、2次補助冷却系、2次ナトリウム純化系及び2次ナトリウム充填・ドレン系 ⑥ 逆止弁 ⑦ 冷却材ハウンドリに属する容器・配管・ポンプ・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。)	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	Ss Ss Ss	
	(v) 原子炉冷却材ハウンドライ破損事故の際に障壁となり、1次冷却材の漏えいを低減するための施設	① 原子炉容器 ② リーケージシャット ③ 1次主冶却系、1次補助冷却系及び1次ナトリウム充填・ドレン系のうち、原子炉冷却材ハウンドリに属する容器・配管・ポンプ・弁の配管(外側)又はリーケージシャット ④ 1次主冶却系 ⑤ 1次補助冷却系 ⑥ サイフォンブレーキ弁 ⑦ 1次予熱器ガス系 ⑧ 仕切弁	① 電気計装設備(ナトリウム漏えい検出器に属するもの)	① 電気計装設備(ナトリウム漏えい検出器に属するもの)	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	Ss Ss	Ss	Ss	Ss	
	(vi) 原子炉冷却材ハウンドライ破損事故の際に障壁となり、放射性物質の放散を直接防ぐための施設	① 格納容器 ② 格納容器ハウンドリに属する配管・弁 ③ 1次主冶却系 ④ 1次補助冷却系 ⑤ 1次予熱器ガス系 ⑥ サイフォンブレーキ弁 ⑦ 1次切弁 ⑧ 仕切弁	① 電気計装設備(原子炉保護系(アイソレーション)に関するもの)	① 電気計装設備(原子炉保護系(アイソレーション)に関するもの)	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 2) 原子炉附属建物	Ss Ss	Ss Ss	Ss Ss	Ss	

(*) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(**) 補助設備とは、当該機器に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。
(**3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける支持構造物をいう。

間接的支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。

○・ 同様に、上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれ
C・ 同様に、下位の耐震クラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれ
C・ 同様に、下位の耐震クラスに属するものに波及的影響を及ぼすおそれ

(*40) S_s: 基準地盤動 S_s により生ずる地震ノ。

S_B: 耐震 B クラス施設に適用される静的地震力。

S_C: 耐震 C クラス施設に適用される静的地震力。

第1.3.1表(3) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支擲構造物(*3)		間接支擲構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)	
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲
S (vii)	放射性物質の放出を伴うような事故の際にその外部放散を抑制するための施設で、上記(vi)以外の施設	① 核燃料貯蔵設備 ② 核燃料入出機のうち、コフайн ③ トランシーフアロータのうち、本体及びケーシング ④ 燃料取扱用キャスクカーカーのうち、キャスク ⑤ ナトリウム洗浄装置のうち、燃料洗浄槽 ⑥ 燃料集合体缶詰装置のうち、回転移送機 ⑦ その他	① 核燃料貯蔵設備のうち、 ② トランシーフアロータのうち、本体及びケーシング ③ 燃料取扱用キャスクカーカーのうち、キャスク ④ ナトリウム洗浄装置のうち、燃料洗浄槽 ⑤ 燃料集合体缶詰装置のうち、回転移送機 ⑥ 通常用デイーゼル電源系（上記(i)～(vi)に開連するもの） ⑦ 交流無停電電源系（上記(i)～(vi)に開連するもの） ⑧ 直流無停電電源系（上記(i)～(vi)に開連するもの） ⑨ 機械冶製設備（上記(i)～(viii)に開連するもの） ⑩ 空調換気設備（上記(i)～(vi)に開連するもの）	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 2) 原子炉附属建物	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S _s S _s	S _s S _s	1) 原子炉附属建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S _s S _s	1) 原子炉附属建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S _s S _s

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(*3) 直接支擲構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支擲構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける支擲構造物をいう。

(*4) 間接的支擲構造物とは、直接支擲構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。

(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

(*6) S_s：基準地盤動S_sにより定まる地盤力。S_c：耐震Bクラス施設に適用される静的地盤力。S_c：耐震Cクラス施設に適用される静的地盤力。

第1.3.1表(4) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支擲構造物(*3)		間接支擲構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	検討用(*6)	
B	(i) 1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設	① 1次ナトリウム純化系のうち、1次冷却材を内蔵しているが、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁等の小口径のものを除く。 ② 1次オーバーフロー系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(ただし、計装等の小口径のものを除く。) ③ 1次ナトリウム充填・ドレン系のうち、1次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。)	1) 器機・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 地震動	S _{3s}	S _{3s}	S _{3s}	地震動	検討用(*6)
	(ii) 2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵しうる施設で、Sクラス以外の施設	① 2次ナトリウム純化系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。) ② 2次辅助冷却系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。) ③ 2次ナトリウム充填・ドレン系のうち、2次冷却材を内蔵しているか、又は内蔵し得る容器・配管・ポンプ・弁(Sクラスに属するもの及び計装等の小口径のものを除く。)	1) 器機・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S _{3s}	S _{3s}	S _{3s}		
	(iii) 原子炉カバーガス等のハウンドリを構成する機器・配管系	① 1次アルゴンガス系 1) 原子炉カバーガスのハウンドリに属する容器・配管等の小口径のものを除く。 ② 回転ブランク(ただし、計装等の小口径のものを除く。)	1) 器機・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用燃料貯蔵建物 3) 第二使用燃料貯蔵建物 4) 廃棄物処理建物 5) メンテナンス建物	S _{3s}	S _{3s}	S _{3s}		
	(iv) 放射性降塵物を内蔵している施設(大小は貯蔵量によりその被損による影響が年間の放射線の影響を考慮すべき設備とは、直接支擲構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。)	① 気体送排気設備 ② 液体送排気設備 ③ 液体廃棄物貯蔵設備	1) 器機・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用燃料貯蔵建物 3) 第二使用燃料貯蔵建物 4) 廃棄物処理建物 5) メンテナンス建物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用燃料貯蔵建物 3) 第二使用燃料貯蔵建物 4) 廃棄物処理建物 5) メンテナンス建物	S _{3s}	S _{3s}	S _{3s}		

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。

(*3) 直接支擲構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける支持構造物をいう。

(*4) 間接的支擲構造物とは、直接支擲構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物)をいう。

(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

(*6) S_{3s} : 基準地震動 S₃により定まる地震力。

S_B : 耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。

S_C : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

第1.3.1表(5) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		補助設備(*2)		直接支擲構造物(*3)		間接支擲構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範圍	適用範圍	適用範圍	検討用(*6)	
B (v) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した設備で、その破損により公衆及び従業員に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設で、Sクラス以外の施設	① 核燃料貯蔵設備（Sクラスに属するものを除く。） ② 放射線低減効果の大きい遮蔽（安全容器及び遮へいコンクリート冷却系を含む。）	① 第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備 1) 貯蔵ラック 2) 水冷却池 ② 第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備 1) 貯蔵ラック 2) 水冷却池	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S ₃ S ₃	S ₃ S ₃	S ₃ S ₃	S ₃ S ₃	地盤動	検討用(*6) 地盤動
(vi) 使用済燃料を貯蔵するための施設で、Sクラス以外の施設	① 第一使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備 1) 貯蔵ラック 2) 水冷却池 ② 第二使用済燃料貯蔵建物使用済燃料貯蔵設備 1) 貯蔵ラック 2) 水冷却池	① 原子炉附属建物水冷却池水冷却設備 ② 第一使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備 ③ 第二使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉附属建物 2) 第一使用済燃料貯蔵建物 3) 第二使用済燃料貯蔵建物	S ₃ S ₃ S ₃	地盤動	検討用(*6) 地盤動			
(vii) 放射性物質を冷却するための施設	① 原子炉附属建物水冷却池水冷却設備 ② 第一使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備 ③ 第二使用済燃料貯蔵建物水冷却池水冷却淨化設備	① 外周コンクリート壁 ② アニエラス部排氣系（アニエラス部常用排気フィルタを除く。） ③ 非常用排氣用ガス処理装置 ④ 主排氣筒	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物	S ₃ S ₃	S ₃ S ₃	S ₃ S ₃	S ₃ S ₃	地盤動	検討用(*6) 地盤動
(viii) 放射性物質の放出を伴うような事態の際にその外部放散を抑制するための施設で、Sクラス以外の施設	① 中央制御室（Sクラスに属するものを除く。） ② 非常用ディーゼル電源系（Sクラスに属するものを除く。） ③ 交流無停電電源系（Sクラスに属するものを除く。） ④ 直流無停電電源系（Sクラスに属するものを除く。） ⑤ 電気計装設備（事故時監視計器の一節） ⑥ 補機冷却設備（上記(i)～(vii)に開連するもの） ⑦ 空調換気設備（上記(i)～(vii)に開連するもの）	① 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 主冷却機建物	S ₃ S ₃ S ₃	地盤動	検討用(*6) 地盤動				
(ix) その他	(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (*2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (*3) 直接支擲構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支擲構造物をいう。 (*4) 間接的支擲構造物とは、直接支擲構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。 (*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの影響を及ぼすおそれのある設備をいう。 (*6) S _s ：基準地盤動S _s により定まる地盤力。 S _b ：耐震Bクラスに適用される静的地盤力。 S _c ：耐震Cクラスに適用される静的地盤力。									

第1.3.1表(6) クラス別施設

クラス	クラス別施設	主要設備(*1)		直接支擲構造物(*3)		間接支擲構造物(*4)		波及的影響を考慮すべき設備(*5)
		適用範囲	適用範囲	適用範囲	適用範囲	検討用(*6)	適用範囲	
C	Sクラス及びBクラス以外の施設	① 固体廃棄物貯蔵設備 ② 新燃料貯蔵設備 ③ 主送風機 ④ 電気計装設備（Sクラス及びBクラスに属するものを除く。） ⑤ 機械系設備（Sクラス及びBクラスに属するものを除く。） ⑥ 空調系設備（Sクラス及びBクラスに属するものを除く。） ⑦ 消火設備 ⑧ その他	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	1) 原子炉建物 2) 原子炉附属建物 3) 第一使用済燃料貯蔵建物 4) 第二使用済燃料貯蔵建物 5) 廃棄物処理建物 6) 旧廃棄物処理建物 7) メンテナンス建物	S_s S_b S_c	S_s S_b S_c	

(*1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(*2) 補助設備とは、当該機能に直接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいいう。

(*3) 直接支擲構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受けける支持構造物をいいう。

(*4) 間接的支擲構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいいう。

(*5) 波及的影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいいう。

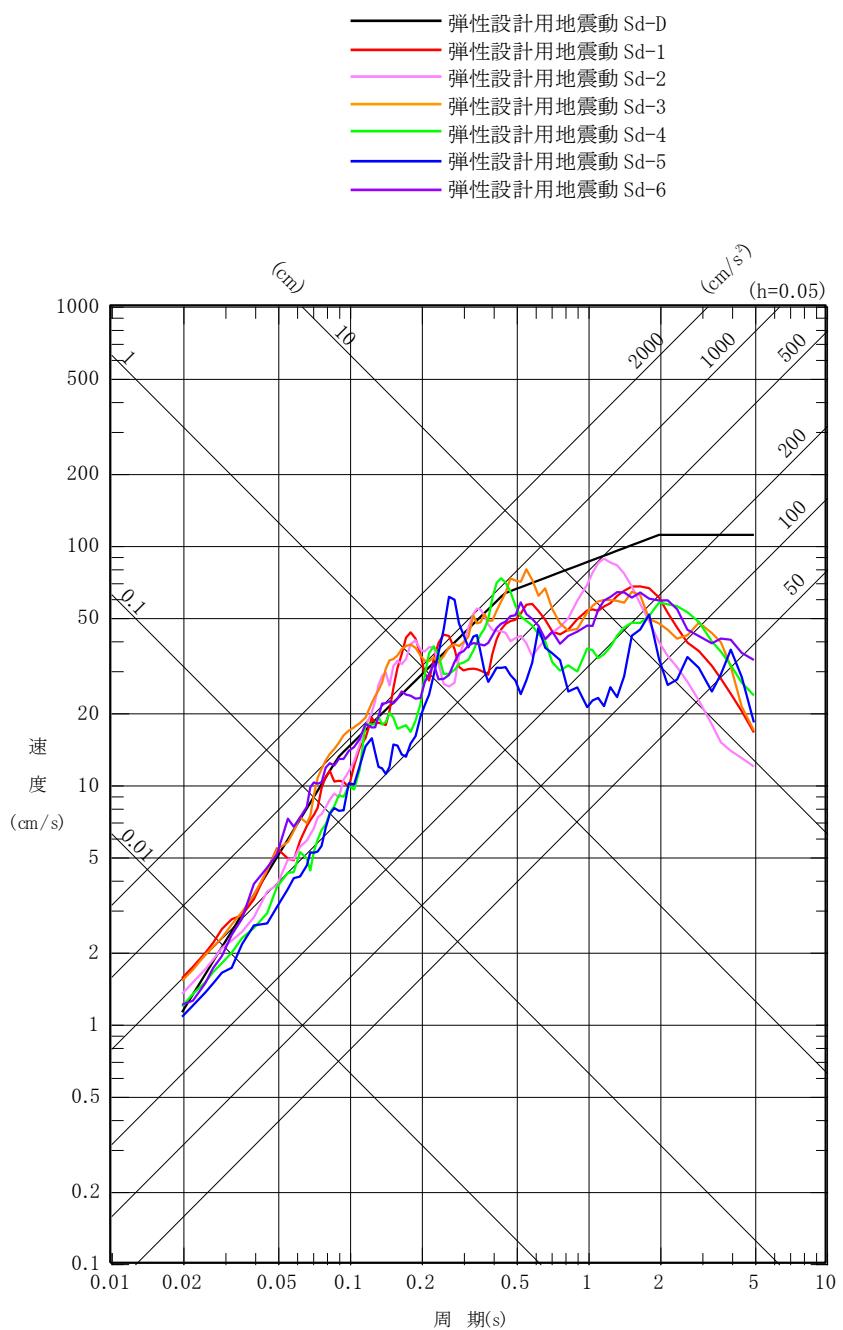
(*6)

S_s ：基準地震動 S_s により定まる地震力。

S_b ：耐震Bクラス施設に適用される静的地震力。

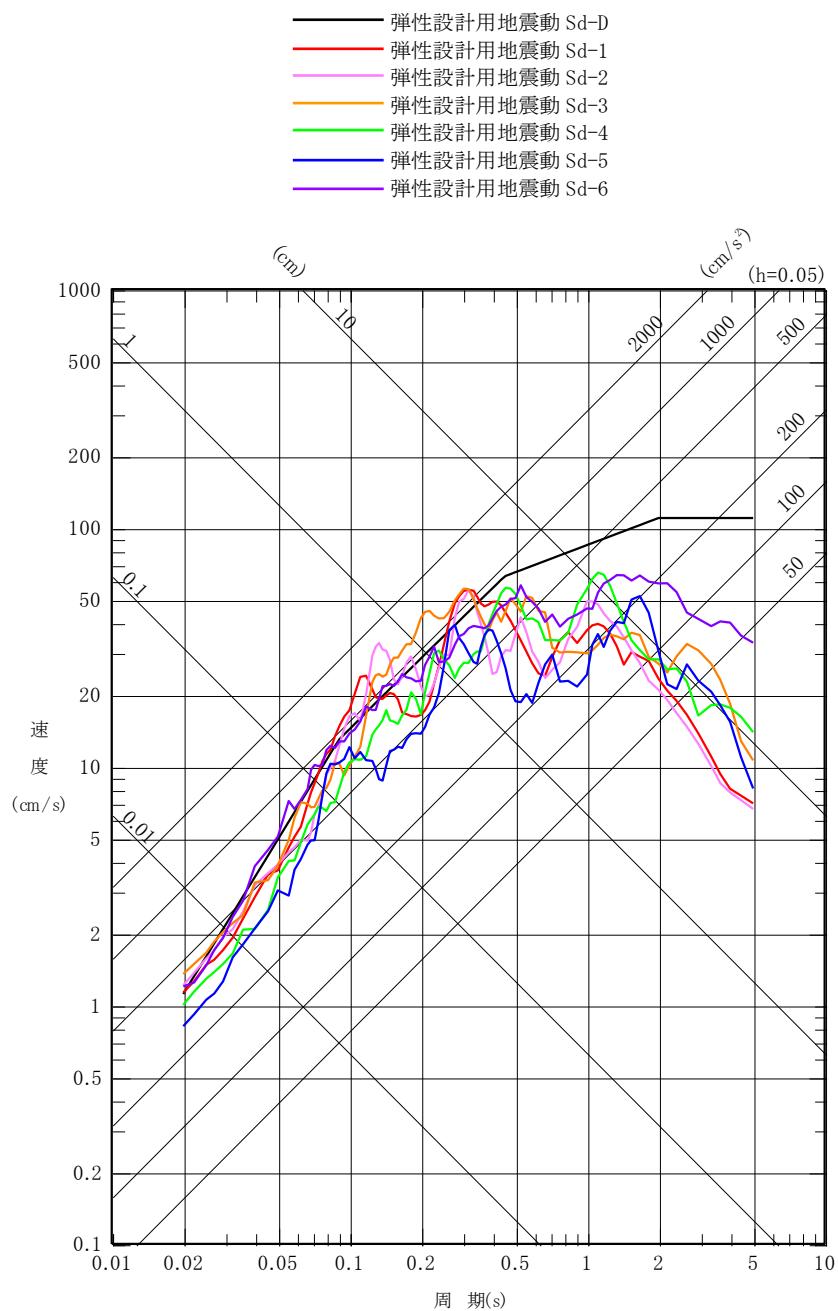
S_c ：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



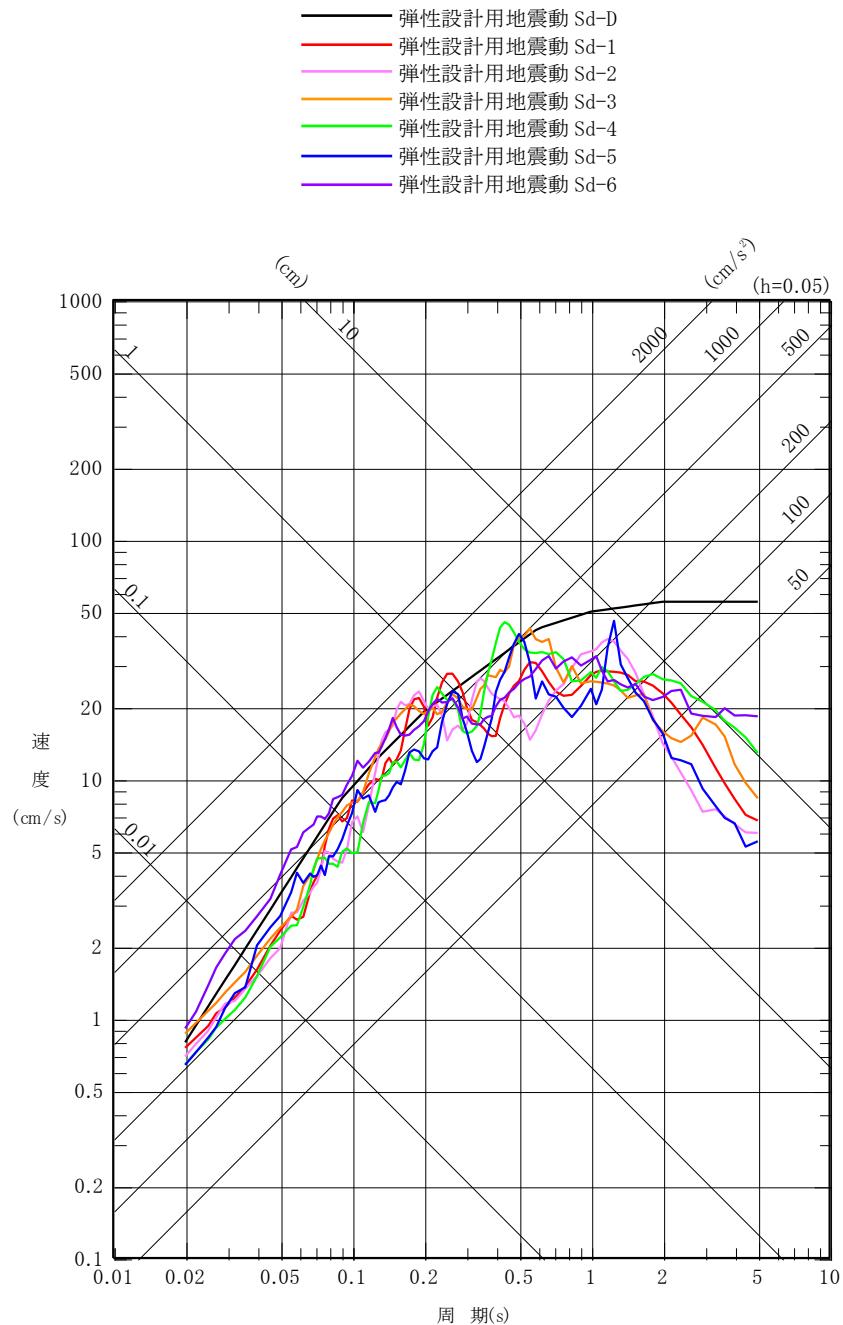
第 1.3.1 図(1) 弹性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(NS 成分)

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。

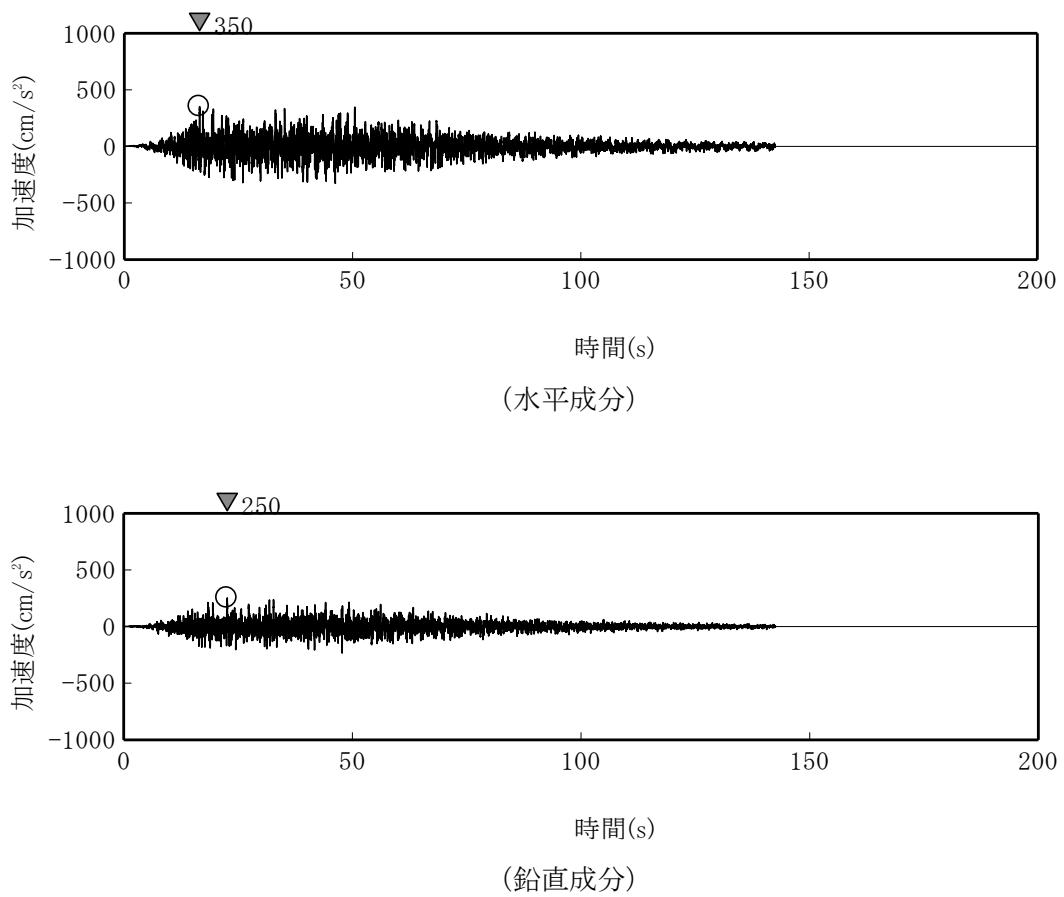


第 1.3.1 図(2) 弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(EW 成分)

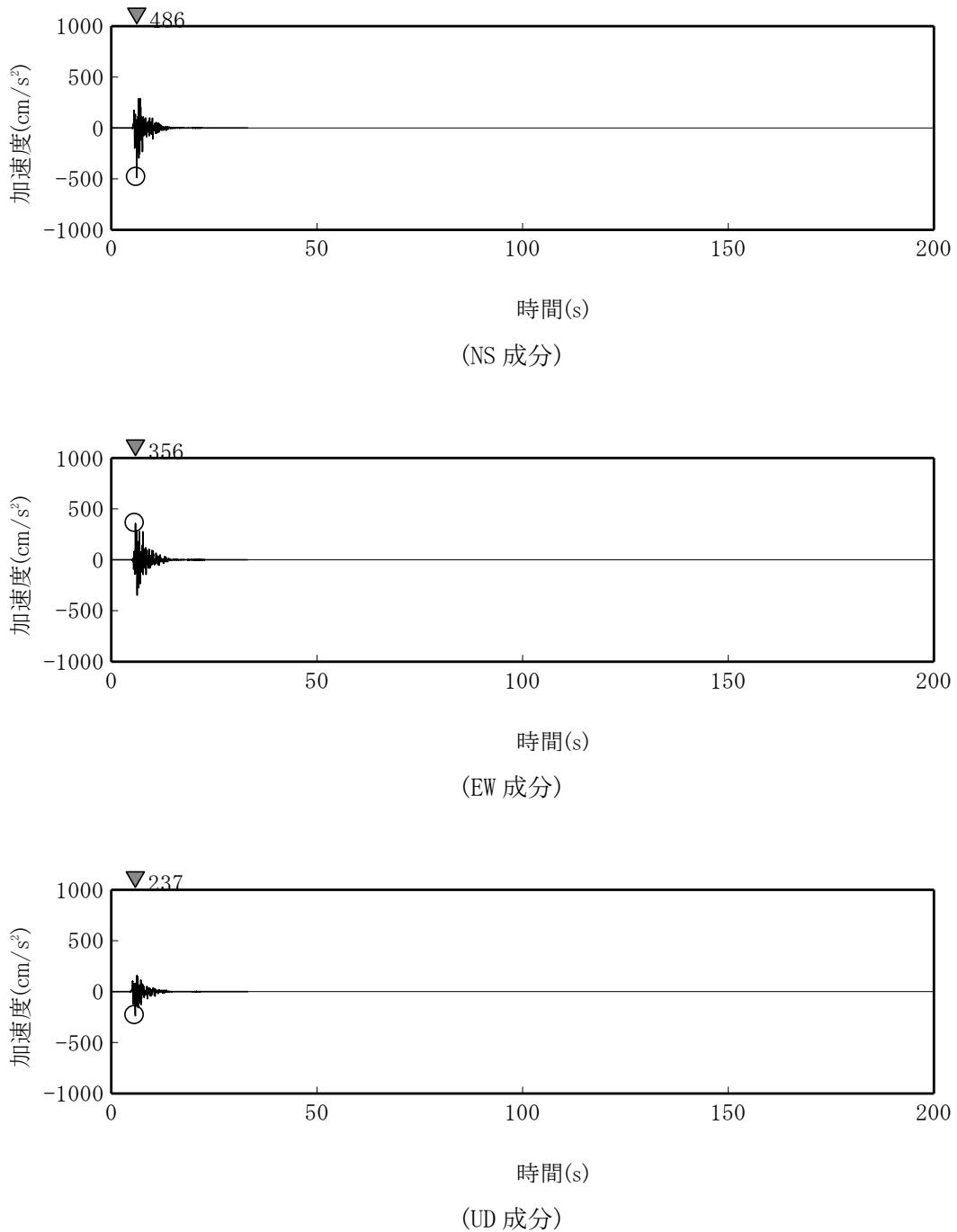
暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



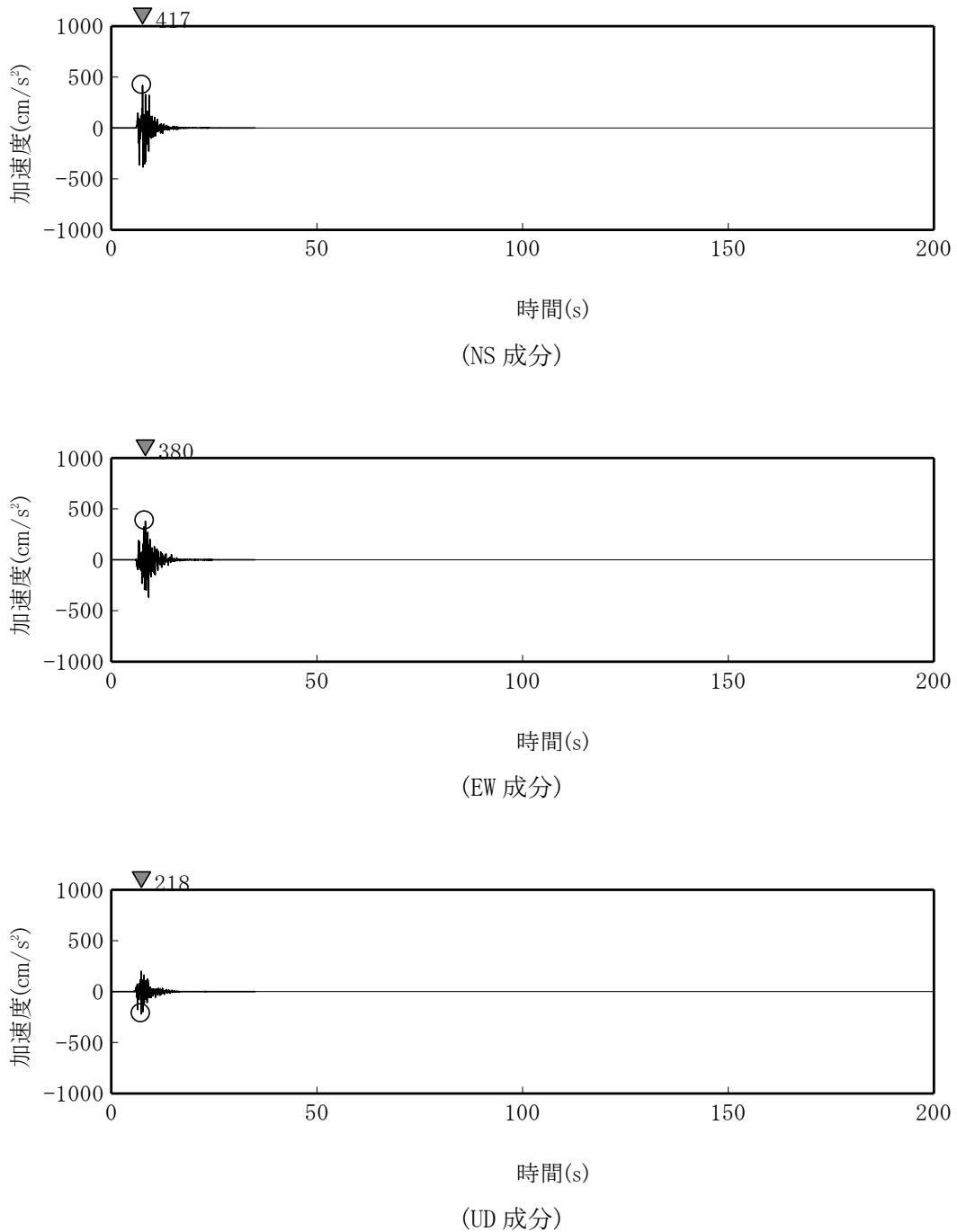
第 1.3.1 図(3) 弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトル(UD 成分)



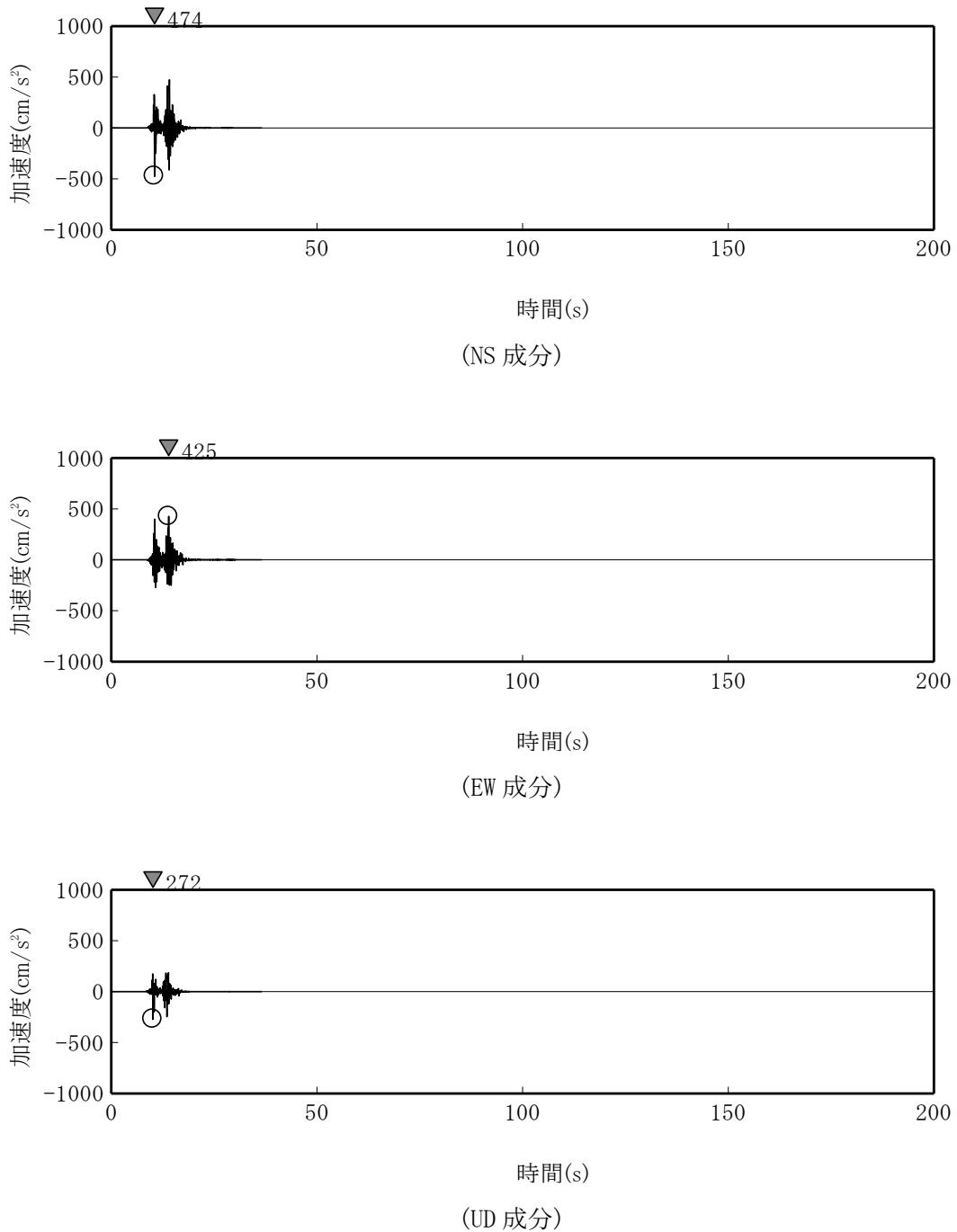
第 1.3.2 図(1) 弾性設計用地震動 Sd-D の時刻歴波形



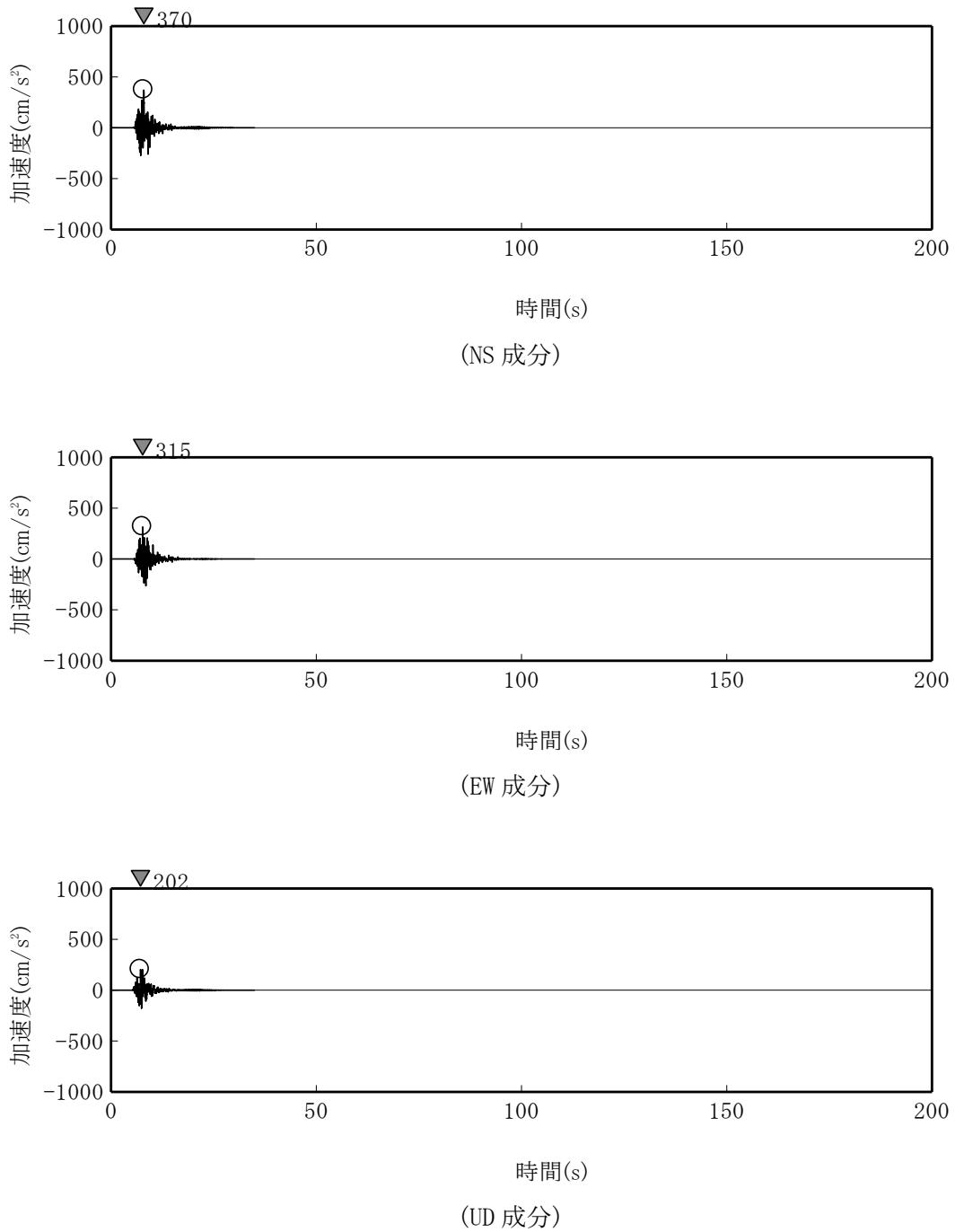
第 1.3.2 図(2) 弾性設計用地震動 Sd-1 の時刻歴波形



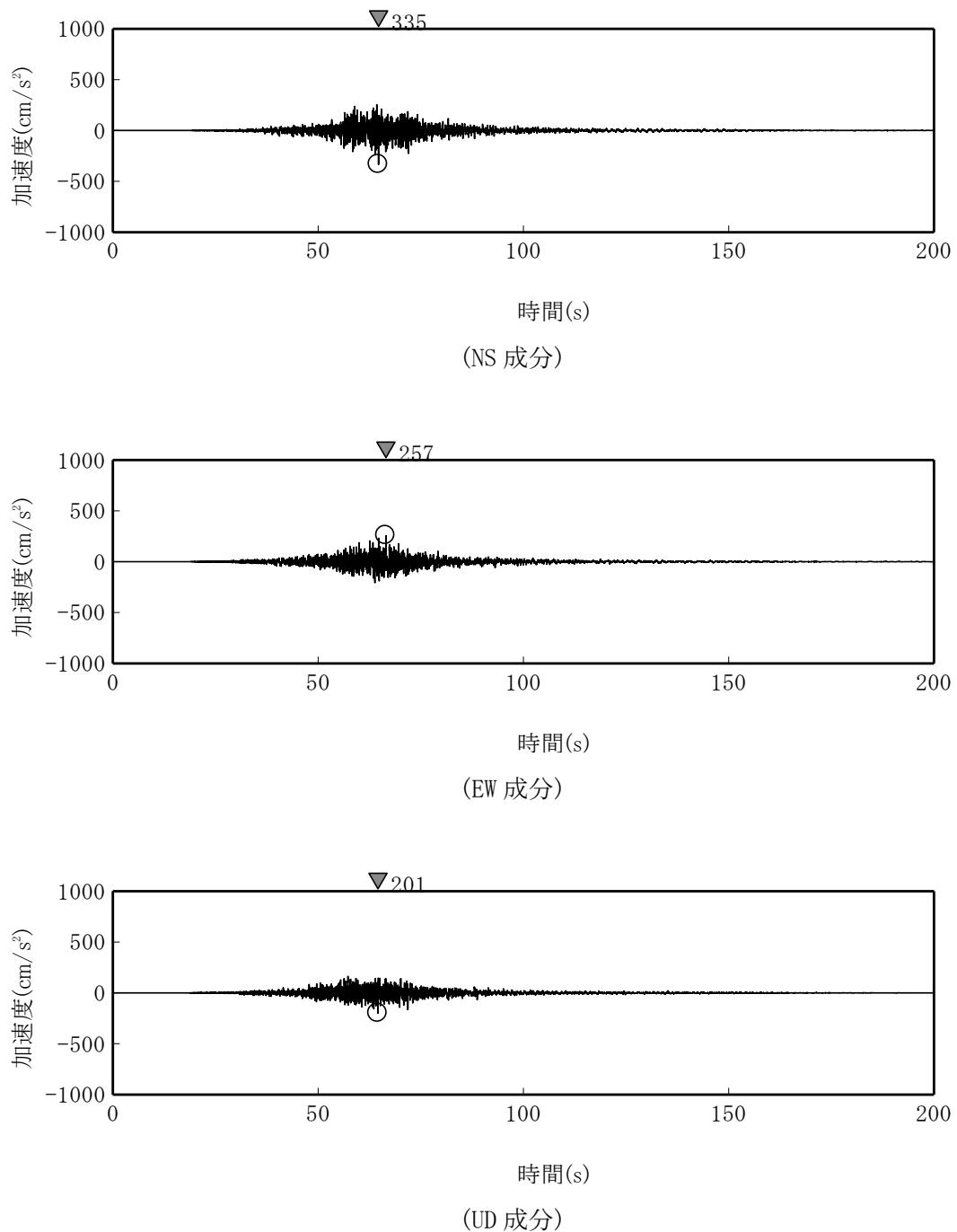
第 1.3.2 図(3) 弾性設計用地震動 Sd-2 の時刻歴波形



第 1.3.2 図(4) 弾性設計用地震動 Sd-3 の時刻歴波形

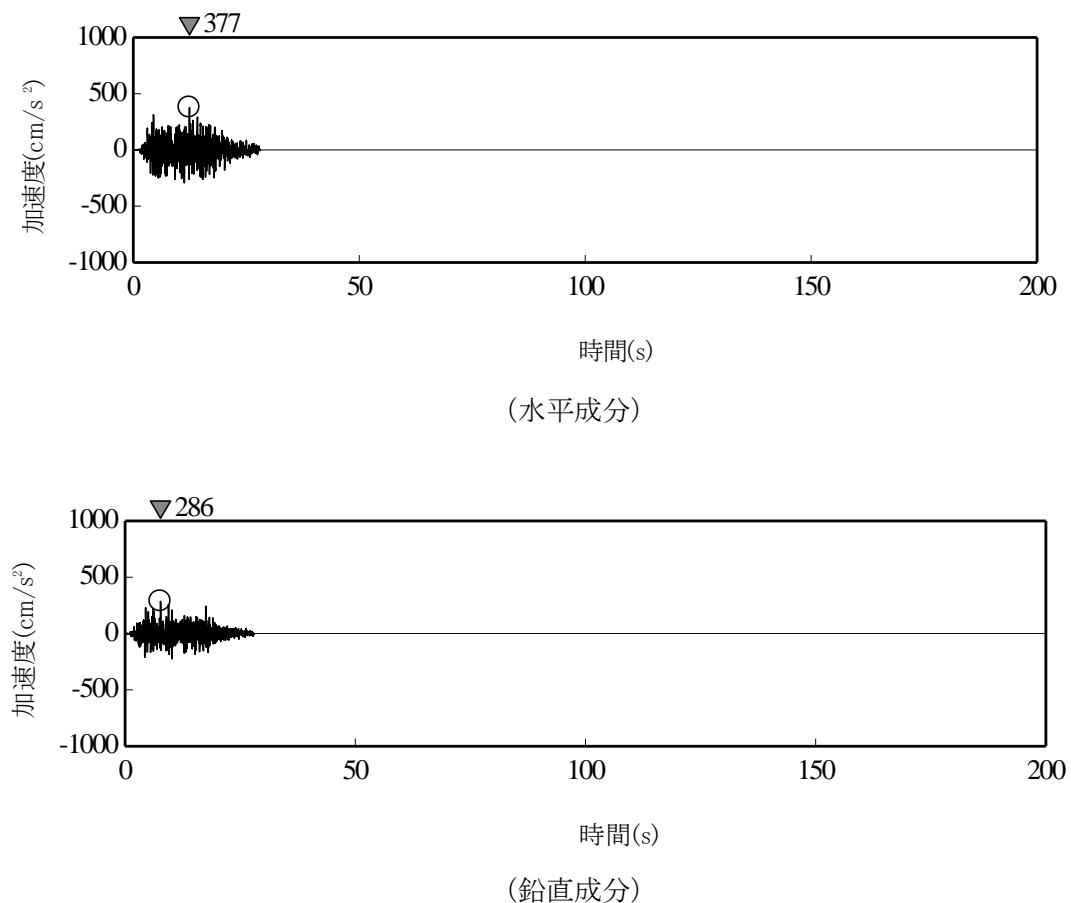


第 1.3.2 図(5) 弾性設計用地震動 Sd-4 の時刻歴波形

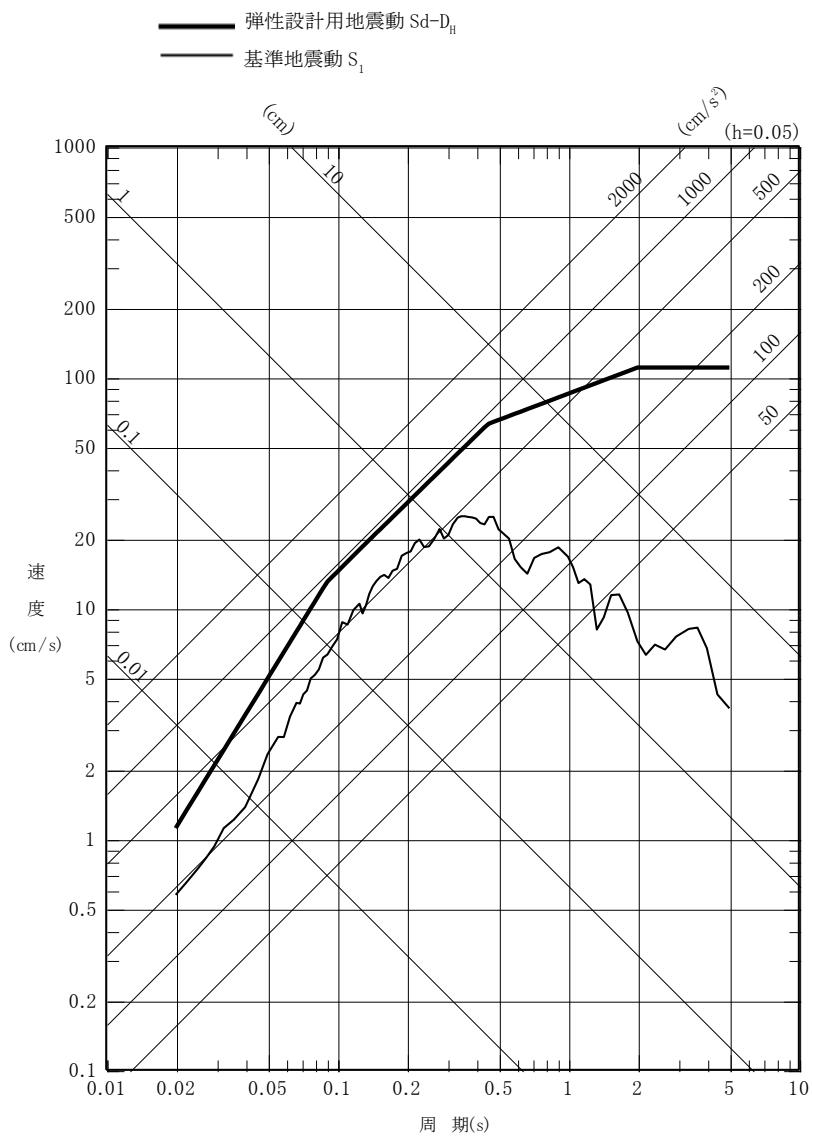


第 1.3.2 図(6) 弾性設計用地震動 Sd-5 の時刻歴波形

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。

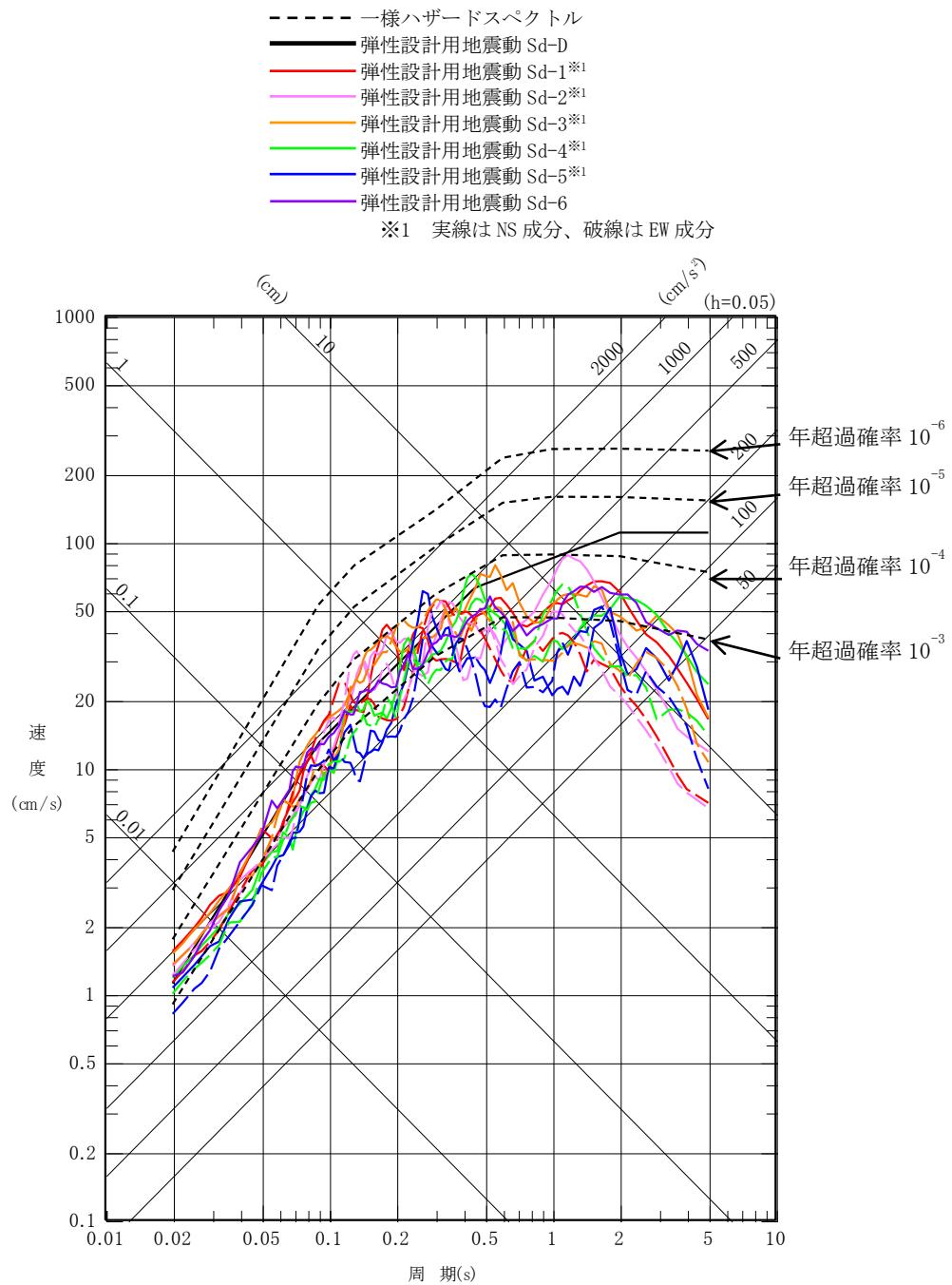


第 1.3.2 図(7) 弾性設計用地震動 Sd-6 の時刻歴波形



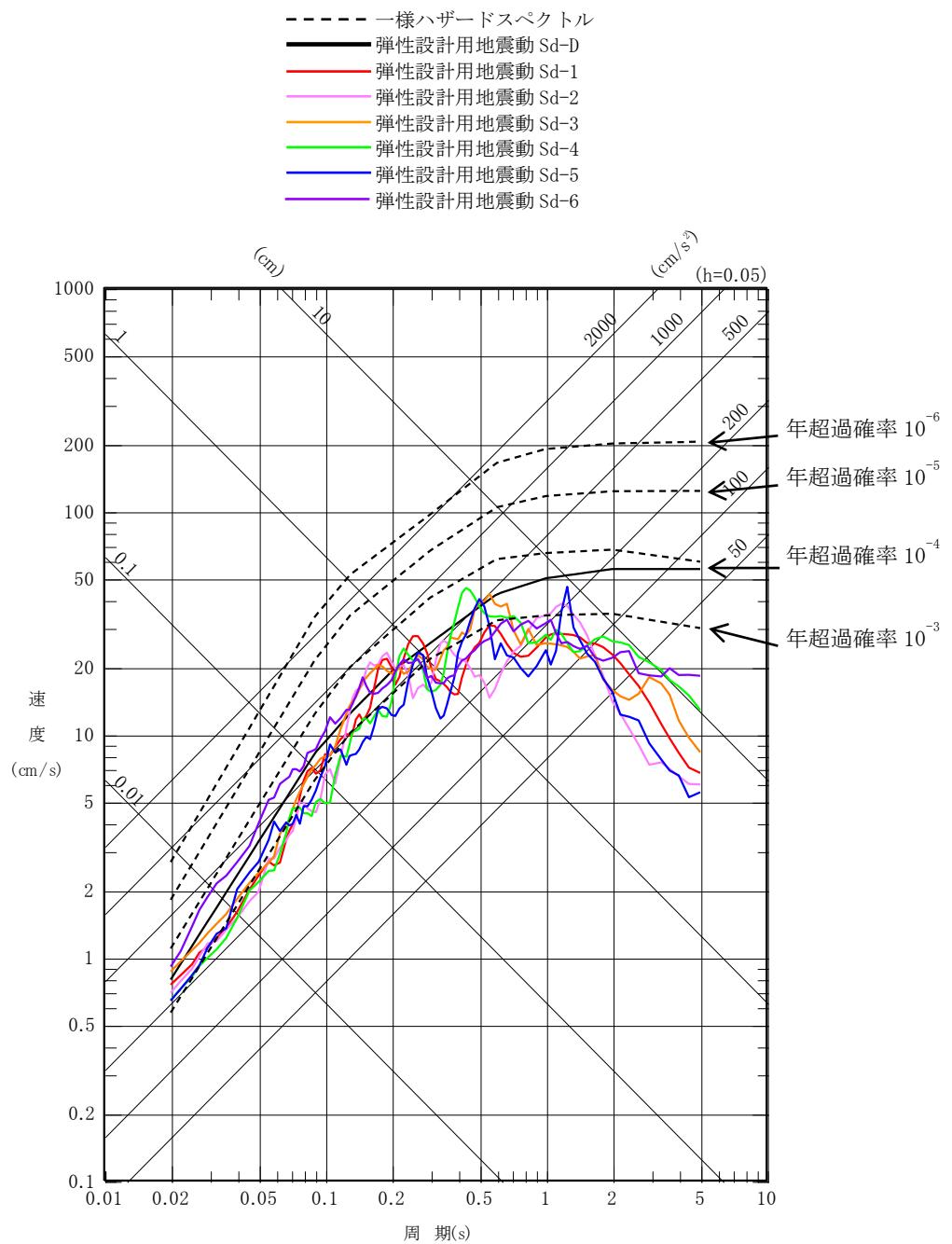
第 1.3.3 図 弾性設計用地震動 S_d - D_h と基準地震動 S_1 の応答スペクトルの比較(水平成分)

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



第 1.3.4 図(1) 弾性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル(水平成分)

暫定：Sd-6について別途審査会合指摘を反映する。



第 1.3.4 図(2) 弾性設計用地震動 Sd の一様ハザードスペクトル(鉛直成分)

添付 3 設置許可申請書の添付書類における記載（適合性）

添付書類八

1. 安全設計の考え方

1.8 「設置許可基準規則」への適合

原子炉施設は、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。各条文に対する適合のための設計方針は次のとおりである。

(地震による損傷の防止)

- 第四条 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。
 - 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

1 及び2 について

原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下の耐震重要度分類に分類する。なお、設計にあっては、水冷却型試験研究炉との構造上の相違（低圧、薄肉、高温構造）を考慮するとともに、耐震重要度分類はその設計の特徴を十分踏まえて行うものとする。また、耐震重要施設は、S クラスの施設とする。

S クラス 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設（「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えることをいう。）

B クラス 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設

C クラス S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

S クラス、B クラス及びC クラスの施設に係る耐震設計の基本方針を以下に示す。

(1) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。なお、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(2) B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に 1/2 を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(3) C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

(4) 耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。

3 について

耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして策定する。

原子炉施設は、耐震重要度に応じて、以下の耐震重要度分類に分類する。なお、設計にあっては、水冷却型試験研究炉との構造上の相違（低圧、薄肉、高温構造）を考慮するとともに、耐震重要度分類はその設計の特徴を十分踏まえて行うものとする。また、耐震重要施設は、S クラスの施設とする。

S クラス 安全施設のうち、その機能喪失により周辺の公衆に過度の放射線被ばくを与えるおそれのある設備・機器等を有する施設（「過度の放射線被ばくを与えるおそれのある」とは、安全機能の喪失による周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えることをいう。）

B クラス 安全施設のうち、その機能を喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設

C クラス S クラス、B クラス以外であって、一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

S クラス、B クラス及びC クラスの施設に係る耐震設計の基本方針を以下に示す。なお、耐震設計は、日本産業規格（JIS）、原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）、発電用原子力設備規格（設計・建設規格）等の基準・規格に準拠する。

(1) S クラスの施設は、基準地震動による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。なお、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(2) B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に 1/2 を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。

(3) C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えるように設計する。

(4) 耐震重要施設が、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように、以下の項目について、耐震重要施設への影響がないことを確認する。なお、波及的影響の評価に当たっては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。

(i) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響

(ii) 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響

(iii) 建物内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響

(iv) 建物外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設

への影響

4.について

原子炉施設を設置する敷地に該当する斜面はない。

{ 添付書類六の以下の項目参照
5. 地震 }

{ 添付書類八の以下の項目参照
1. 安全設計の考え方 }

添付4 設置許可申請書の添付書類における記載（気象等）

添付書類六

5. 地震

5.1 概要

施設の供用中に耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震動（以下「基準地震動Ss」という。）は、以下の方針により策定する。

- ① 「3. 地盤」に記載されている敷地周辺における活断層の性質や、敷地周辺における地震発生状況等を考慮して、その発生様式による地震の分類を行った上で、敷地に大きな影響を与えると予想される地震（以下「検討用地震」という。）を選定した後、敷地での地震動評価を実施し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を評価する。
- ② 敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないとの観点から、「震源を特定せず策定する地震動」を評価する。
- ③ 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果に基づき、基準地震動 Ss を策定する。

5.2 敷地周辺の地震発生状況

敷地が位置する茨城県周辺は、陸のプレート、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの3つのプレートが接触する場所である。敷地周辺で発生する地震は、陸のプレートで発生する内陸地殻内地震、各プレートの境界で発生するプレート間地震及び太平洋プレートやフィリピン海プレートで発生する海洋プレート内地震に分類される。

5.2.1 過去の被害地震

第5.2.1図は、宇佐美ほかの「日本被害地震総覧」（2013）⁽¹⁾及び気象庁の「気象庁地震カタログ」（2017）⁽²⁾に記載されている被害地震のうち、敷地からの震央距離が約200km以内の被害地震の震央分布を示したものである。なお、第5.2.1図に示した被害地震の諸元を第5.2.1表(1)から第5.2.1表(9)に示す。

ここで、地震の規模及び震央位置は、1922年以前の地震については宇佐美ほか（2013）を、1923年以降の地震については気象庁（2017）を用いている。

5.2.2 敷地周辺の地震活動

気象庁で観測された1923年から2015年までの敷地から約200km以内の範囲に発生したマグニチュード（以下「M」という。）4.0以上の地震の震央分布を深度別に第5.2.2図(1)から第5.2.2図(4)に示す。また、敷地付近を横切る幅50kmの範囲に分布する震源の鉛直分布を第5.2.3図(1)から第5.2.3図(4)に示す。

さらに、気象庁で観測された1998年から2015年までの敷地から約100km以内の範囲に発生したM4.0以下の地震の震央分布を深度別に第5.2.4図(1)から第5.2.4図(4)に示す。また、敷地付近を横切る幅50kmの範囲に分布する震源の鉛直分布を第5.2.5図(1)から第

5.2.5図(4)に示す。

5.3 活断層の分布状況

敷地周辺で実施した地質調査の結果は「3. 地盤」に記載されている。

「3. 地盤」の検討結果に基づき、敷地周辺の活断層等の分布を第5.3.1図に示す。

5.4 地震の分類

第5.4.1表に示す気象庁（2009）⁽³⁾による震度階級関連解説表によれば、地震によって建物等に被害が発生する目安となるのは震度5弱（1996年以前は震度V）程度以上であることから、「5.2 敷地周辺の地震発生状況」による地震の規模、位置等に関する最新の知見をもとに、敷地に大きな影響を与える地震として、震度5弱（震度V）程度以上のものを地震発生様式別に選定する。

宇佐美ほか（2013）に記載されている震度分布図及び気象庁が公表している震度分布図によれば、第5.2.1図の地震のうち、敷地周辺で震度5弱（震度V）程度以上であったと推定される地震は、1703年元禄地震、1895年霞ヶ浦付近の地震、1923年関東大地震、1930年那珂川下流域の地震、1938年塩屋崎沖の地震、1938年鹿島灘の地震、1938年福島県東方沖地震、2011年東北地方太平洋沖地震の本震及び同日15時15分に発生した2011年東北地方太平洋沖地震の余震である。

また、第5.2.1図の地震のうち、敷地及びその周辺での震度等が明らかでない地震については、第5.4.1図に示すように、村松（1969）⁽⁴⁾及び勝又・徳永（1971）⁽⁵⁾による地震の規模及び震央距離と震度との関係から敷地での震度を推定した。これによれば、敷地周辺で震度5弱（震度V）程度以上であったと推定される地震は、818年関東諸国の地震、1677年磐城・常陸・安房・上総・下総の地震、1896年鹿島灘の地震及び1921年茨城県龍ヶ崎付近の地震である。

5.4.1 内陸地殻内地震

第5.2.1図に示す過去の被害地震のうち、敷地周辺で震度5弱（震度V）程度以上であったと推定される内陸地殻内地震は、818年関東諸国の地震である。

次に、「5.3 活断層の分布状況」の活断層等について、想定される地震の規模及び震央距離と震度との関係から敷地での震度を推定した結果を第5.4.2図に示す。ここで、活断層等から想定される地震の規模は、松田（1975）⁽⁶⁾により算定する。第5.4.2図に示すように、関谷断層による地震、深谷断層帯・綾瀬川断層による地震、関口-米平リニアメントによる地震、豊山南西付近リニアメント（以下「豊山リニアメント」という。）による地震、日立市宮田町付近リニアメント（以下「宮田町リニアメント」という。）による地震、吾国山断層による地震、F8断層による地震、F11断層による地震、F16断層による地震、A-1背斜による地震、棚倉破碎帶西縁断層（の一部）と棚倉破碎帶東縁付近の推定活断層の同時活動（以下「棚倉破碎帶西縁断層～同東縁付近の推定活断層」という。）による地震、F1断層、北方陸域の断層及び塩ノ平地震断層の同時活動（以下「F1断層～北方陸域の断層～塩ノ平地震断層」という。）による地震及びF3断層とF4断層の同時活動（以下「F3断層～F4断層」という。）による地震が、敷地周辺で震度5弱（震度V）程度以上に

なると推定される。

なお、断層長さの短い、関口-米平リニアメントによる地震、豊破山リニアメントによる地震、宮田町リニアメントによる地震、吾国山断層による地震及びF11断層による地震の地震動評価においては、それぞれの地震の規模をM6.8として評価する。

5.4.2 プレート間地震

第5.2.1図に示す過去の被害地震のうち、敷地周辺で震度5弱（震度V）程度以上であったと推定されるプレート間地震は、1677年磐城・常陸・安房・上総・下総の地震、1703年元禄地震、1896年鹿島灘の地震、1923年関東大地震、1930年那珂川下流域の地震、1938年塩屋崎沖の地震、1938年鹿島灘の地震、1938年福島県東方沖地震、2011年東北地方太平洋沖地震の本震及び2011年東北地方太平洋沖地震の余震である。これらのうち、1703年元禄地震及び1923年関東大地震はフィリピン海プレートと陸のプレートの境界で発生したプレート間地震（以下「フィリピン海プレート間地震」という。）であり、それ以外の地震は太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生したプレート間地震（以下「太平洋プレート間地震」という。）である。

また、中央防災会議（2013）⁽⁷⁾では、フィリピン海プレート間地震として茨城県南部を震源とするM7.3の地震を想定している。さらに、地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査研究推進本部」という。）（2012a）⁽⁸⁾では、太平洋プレート間地震として茨城県沖を震源とするM6.9～M7.6の地震を想定している。地震調査研究推進本部（2019）⁽⁹⁾では、太平洋プレート間地震として茨城県沖を震源とするM7.0～M7.5程度の地震を想定している。

5.4.3 海洋プレート内地震

第5.2.1図に示す過去の被害地震のうち、敷地周辺で震度5弱（震度V）程度以上であったと推定される海洋プレート内地震は、1895年霞ヶ浦付近の地震及び1921年茨城県龍ヶ崎付近の地震である。首都直下地震防災・減災特別プロジェクト（2012）⁽¹⁰⁾では、1895年霞ヶ浦付近の地震は太平洋プレート内で発生した地震であること、1921年茨城県龍ヶ崎付近の地震はフィリピン海プレート内で発生した地震であることが指摘されている。

また、中央防災会議（2004）⁽¹¹⁾では、茨城県南部のフィリピン海プレート内を震源とするM7.3の地震が想定されている。さらに、中央防災会議（2013）に基づけば、茨城県南部においてM7.3の地震を想定できる。また、地震調査研究推進本部（2009a）⁽¹²⁾では、「震源断層を予め特定しにくい地震」として、北関東から東北地方の陸域にかけての太平洋プレート内を震源とするM7.1の地震（以下「震源断層を予め特定しにくい地震（陸域）」という。）及び茨城県沖の太平洋プレート内を震源とするM7.3の地震（以下「震源断層を予め特定しにくい地震（海域）」という。）が想定されている。地震調査研究推進本部（2019）では、沈み込んだプレート内地震として青森県東方沖及び岩手県沖北部～茨城県沖でM7.0～M7.5程度の海洋プレート内地震が想定されているが、茨城県沖では過去にM7.0を超える沈み込んだプレート内地震は発生していない。さらに、地震調査研究推進本部（2009a）では、茨城県沖の海溝寄りの太平洋プレート内を震源とするM8.2の地震（以下

「海溝寄りのプレート内地震」という。)が想定されている。

5.4.4 その他の地震

敷地周辺において、上記3種類の地震のいずれにも分類されない特徴的な地震は発生していない。

5.5 敷地及び敷地近傍の地盤振動特性

5.5.1 解放基盤表面の設定

「3. 地盤」によると、新第三系鮮新統～第四系下部更新統の久米層及び新第三系中新統の多賀層群は敷地及び敷地近傍でほぼ水平で相当な拡がりを持って分布しており、敷地内において久米層はG.L. 約-90m以深からG.L. 約-170mまで、多賀層群はG.L. 約-170m以深からボーリング調査下端のG.L. 約-250mまで分布している。また、PS検層によるとG.L. -172.5m以深でS波速度が概ね0.7km/s以上となり、著しい風化も見られない。以上を踏まえ、G.L. -172.5mの位置に解放基盤表面を設定する。なお、地震動評価のうち応答スペクトルに基づく手法における解放基盤表面での地盤の弾性波速度値を、P波速度については2.17km/s、S波速度については1.01km/sと設定する。

5.5.2 地震観測

敷地地盤における地震観測は、第5.5.1図に示す位置で実施している。観測された主な地震の諸元を第5.5.1表に、震央分布を第5.5.2図に示す。これらの地震について、地中最大深度（G.L. -250m）で得られた観測記録の応答スペクトルを第5.5.3図に、各深度で得られた観測記録の応答スペクトルを第5.5.4図(1)から第5.5.4図(3)に示す。これらの図によると、岩盤内での著しい増幅は認められない。

5.5.3 敷地周辺の地盤構造

第5.5.5図に示す地質調査総合センター編（2013）⁽¹³⁾による重力異常分布によると、敷地の北側には重力の高まりが見られるが、敷地においてはほぼ平坦な構造となっている。これらの不整形地盤等が、敷地の地震動に与える影響について、単点微動観測記録及び地震観測記録の分析並びに地盤モデルを用いた解析により検討した。

単点微動観測記録の分析では、第5.5.6図に示す位置で実施した微振動観測で得られた記録からH/Vスペクトルを評価した結果、いずれの観測点においてもおおむね同様の傾向を示すことから、敷地地盤には特異な速度構造等がないことを確認した。

地震観測記録の分析では、第5.5.7図(1)及び第5.5.7図(2)に震央位置を示す地震波の到来方向ごとの応答スペクトル比を比較した結果、第5.5.8図(1)及び第5.5.8図(2)に示すように到来方向によって大きな違いは見られず、ばらつきも小さいことを確認した。

また、敷地及び敷地周辺で実施した屈折法地震探査及び微動アレイ探査結果等に基づき作成した第5.5.9図に示す二次元地盤モデルと、敷地直下の地盤構造に基づく成層地盤モデルを用いて、敷地の解放基盤表面における地震動について検討した結果、第5.5.10図(1)及び第5.5.10図(2)に示すように両地盤モデルの地震波はおおむね対応するものの、一

部、入射角が大きい長周期成分の地震波において乖離が見られる。この乖離は不整形地盤に起因すると考えられるが、前述した地震波の到来方向ごとの応答スペクトル比においては到来方向の違いによって長周期成分が特異に増幅する様子は見られず、また、長い固有周期を有する耐震重要施設はないことから、敷地における地震動評価において大きな問題はないと判断した。

これらの結果より、敷地地盤は水平な成層構造と見なすことができるこことを確認した。

5.5.4 地盤構造モデル

地震動評価に用いる地盤構造モデルについては、解放基盤表面付近以浅をモデル化した浅部の地盤構造モデルと、解放基盤表面付近以深をモデル化した深部の地盤構造モデルを設定する。

浅部の地盤構造モデルは、地震観測記録から表層地盤の影響を取り除くはぎとり解析に用いることとし、敷地内で実施したP S 検層等の地質構造調査結果を踏まえ、敷地に設置した地中地震計から得られた地震観測記録を用いて最適化したものを探用する。

一方、深部の地盤構造モデルは、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の評価及び震源を特定せず策定する地震動の評価に用いることとし、敷地及び敷地周辺で実施した微動アレイ探査や地震波速度トモグラフィ解析等の地質構造調査結果を踏まえて最適化して得られたものを採用する。

浅部の地盤構造モデルを第5.5.2表に、深部の地盤構造モデルを第5.5.3表に示す。

5.6 基準地震動 Ss

基準地震動 Ss は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、敷地の解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分の地震動としてそれぞれ策定する。

5.6.1 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

5.6.1.1 検討用地震の選定

「5.4 地震の分類」を踏まえ、地震発生様式ごとに敷地に特に大きな影響を及ぼすと考えられる地震をNoda et al. (2002)⁽¹⁴⁾の方法により検討用地震として選定する。Noda et al. (2002) の方法による応答スペクトルの算定に当たっては、震源位置や地震の発生様式ごとに分類した地震観測記録を用いた補正係数を必要に応じて用いる。

(1) 地震観測記録を用いた補正係数

敷地で観測した地震のうち、M5.5以上、震源深さ60km以浅かつ等価震源距離200km以内の観測記録について、表層地盤の影響を取り除いた解放基盤表面における地震波（以下「解放基盤波」という。）を評価し、Noda et al. (2002) の方法による応答スペクトルとの比（以下「残差」という。）を算出する。そして、地震発生様式や震源領域に応じた残差の平均的な特性を検討し、必要に応じて補正係数として用いる。

内陸地殻内地震のうち、福島県と茨城県の県境付近で発生した内陸地殻内地震の残

差には全周期帯で大きくなる傾向が見られるため、この領域で発生する地震について、全周期帯で2.5倍の補正係数を考慮する。

プレート間地震のうち、敷地から40km程度東方沖合の鹿島灘付近で発生した太平洋プレート間地震の残差には全周期帯で大きくなる傾向が見られるため、この領域で発生する地震について、短周期帯で2.5倍及び長周期帯で1.5倍の補正係数を考慮する。また、鹿島灘付近で発生した地震を除く太平洋プレート間地震の残差には全周期帯で大きくなる傾向が見られるため、この領域で発生する地震について、全周期帯で1.2倍の補正係数を考慮する。

海洋プレート内地震のうち、陸域寄りで発生した海洋プレート内地震の残差には全周期帯で大きくなる傾向が見られるため、この領域で発生する地震について、短周期帯で2.5倍及び長周期帯で1.5倍の補正係数を考慮する。

設定した補正係数を第5.6.1図(1)から第5.6.1図(4)に示す。

(2) 内陸地殻内地震

a. 地震発生層の設定

a) 福島県と茨城県の県境付近以外の断層に対する地震発生層の設定

「気象庁地震カタログ」をもとに「震源として考慮する活断層の分布」とおおむね対応する福島県南部から茨城県南部までの領域における地震発生状況について、地震の震源鉛直分布から求められるD10及びD90（その値より震源深さが浅い地震数がそれぞれ全体の10%、90%となる震源深さ）を検討した結果、それぞれ5.2km、12.3kmとなった。

しかしながら、上記の検討は、2011年東北地方太平洋沖地震以降、福島県と茨城県の県境付近で地震活動が活発化した影響を受けていると考えられる。その影響を受けていない原子力安全基盤機構（2004）⁽¹⁵⁾によるD10及びD90は、敷地周辺の「福島・茨城」ではそれぞれ6.1km、18.1kmとしている。

また、地震発生層と速度構造の関係については、廣瀬・伊藤（2006）⁽¹⁶⁾によると、浅い地殻内で発生する微小地震はP波速度5.8km/s～6.4km/sの層に集中しているとされており、三浦ほか（2000）⁽¹⁷⁾による日本海溝・福島沖前弧域における海底地震計及びエアガンを用いた深部構造探査結果からすると、福島県の海岸線においてP波速度5.5km/s、6.0km/s及び6.5km/sとなる深さは、それぞれ約6km、約9km及び約15kmとなっている。

以上を踏まえ、福島県と茨城県の県境付近以外の断層の地震発生層については、福島県南部から茨城県南部における地震発生状況や原子力安全基盤機構（2004）等を参考に、上端深さを5km、下端深さを18kmに設定する。

b) 福島県と茨城県の県境付近の断層に対する地震発生層の設定

2011年東北地方太平洋沖地震後に地震活動が活発になった地域に着目し、地震発生層を設定する。

青柳・上田（2012）⁽¹⁸⁾では、阿武隈南部を対象に2011年東北地方太平洋沖地震後の臨時稠密余震観測により震源再決定が行われている。それらのデータを用いたD10及びD90がそれぞれ深さ3.0km、7.9kmであることから、上端深さは3kmに設定

する。また、2011年福島県浜通りの地震の震源インバージョン解析モデル⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾⁽²¹⁾や震源域周辺の微小地震分布⁽²²⁾から、下端深さは13km～16km程度と推定されるが、保守的に18kmと設定する。

b. 検討用地震の選定

「5.4.1 内陸地殻内地震」で選定した地震について、Noda et al. (2002) の方法により応答スペクトルを求める。なお、活断層等については、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (2)a. 地震発生層の設定」で設定した地震発生層の上端深さと下端深さより一様断層モデルを設定し、等価震源距離 (X_{eq}) を算出する。

ここで、福島県と茨城県の県境付近に位置する関口-米平リニアメントによる地震、豊破山リニアメントによる地震、宮田町リニアメントによる地震、F11断層による地震、棚倉破碎帶西縁断層～同東縁付近の推定活断層による地震及びF1断層～北方陸域の断層～塩ノ平地震断層による地震については、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (1) 地震観測記録を用いた補正係数」に基づき、福島県と茨城県の県境付近で発生した内陸地殻内地震による補正係数を考慮する。その他の断層による地震については、補正係数の設定に必要な断層近傍の地震が敷地で観測されていないことから、補正係数を考慮しない。

応答スペクトルの算定に用いた諸元を第5.6.1表に、算定結果の比較を第5.6.2図に示す。

第5.6.2図より、敷地への影響が大きいF1断層～北方陸域の断層～塩ノ平地震断層による地震及びF3断層～F4断層による地震を検討用地震として選定する。

(3) プレート間地震

「5.4.2 プレート間地震」で選定した地震のうち、2011年東北地方太平洋沖地震の本震及び2011年東北地方太平洋沖地震の余震（2011年3月11日15時15分 M7.6）については、敷地での地震観測記録より求めた解放基盤波より応答スペクトルを求め、その他の地震についてはNoda et al. (2002) の方法により応答スペクトルを求める。

ここで、鹿島灘を震源とする1896年鹿島灘の地震、1938年鹿島灘の地震及び地震調査研究推進本部 (2012a) による茨城県沖の地震については、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (1) 地震観測記録を用いた補正係数」に基づき、鹿島灘付近で発生した太平洋プレート間地震による補正係数を考慮する。一方、1677年磐城・常陸・安房・上総・下総の地震、1930年那珂川下流域の地震、1938年塩屋崎沖の地震及び1938年福島県東方沖地震については、鹿島灘付近で発生した地震を除く太平洋プレート間地震による補正係数を考慮する。その他の断層による地震については、補正係数の設定に必要な断層近傍の地震が敷地で観測されていないことから、補正係数を考慮しない。

応答スペクトルの算定に用いた諸元を第5.6.2表に、算定結果の比較を第5.6.3図に示す。

第5.6.3図より、敷地への影響が大きい2011年東北地方太平洋沖地震の本震を検討用地震として選定する。なお、以降の地震動の評価に当たっては、2011年東北地方太平洋沖型地震として扱う。

(4) 海洋プレート内地震

「5.4.3 海洋プレート内地震」で選定した地震について、Noda et al. (2002) の方法により応答スペクトルを求める。

ここで、地震調査研究推進本部 (2009a) による海溝寄りのプレート内地震以外の地震については、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (1) 地震観測記録を用いた補正係数」に基づき、陸域寄りで発生した海洋プレート内地震による補正係数を考慮する。一方、地震調査研究推進本部 (2009a) による海溝寄りのプレート内地震については、補正係数の設定に必要な断層近傍の地震が敷地で観測されていないことから、補正係数を考慮しない。

応答スペクトルの算定に用いた諸元を第5.6.3表に、算定結果の比較を第5.6.4図に示す。

第5.6.4図より、敷地への影響が大きい地震は中央防災会議 (2004) の茨城県南部の地震及び中央防災会議 (2013) に基づく茨城県南部の地震である。これを踏まえ、茨城県南部の地震を検討用地震として選定し、中央防災会議 (2004)、(2013) の知見を踏まえて地震動評価を行う。

5.6.1.2 検討用地震の地震動評価

(1) 内陸地殻内地震

a. F1断層～北方陸域の断層～塩ノ平地震断層による地震

a) 基本震源モデルの設定

F1断層～北方陸域の断層～塩ノ平地震断層による地震の基本震源モデルは、原則として地震調査研究推進本部 (2017)⁽²³⁾による震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）（以下「強震動予測レシピ」という。）及び地質調査結果に基づき設定する。

F1断層～北方陸域の断層～塩ノ平地震断層による地震の断層面については、地質調査結果を参考に北部と南部に区分する。北部については北方陸域の断層及び塩ノ平地震断層の区間とし、南部についてはF1断層にリニアメントが判読されない区間を含めることで、敷地に近い南部区間の断層面積を保守的に大きく設定する。

地震のタイプについては、2011年福島県浜通りの地震が正断層であること、F1断層における音波探査結果から正断層センスのずれが認められること、さらに青柳・上田 (2012) において福島県から茨城県にかけての領域は正断層応力場とされていることを踏まえ、正断層とする。

断層上端及び下端深さについては、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (2)a. 地震発生層の設定」に示す福島県と茨城県の県境付近の断層に対する地震発生層に基づき、断層全長にわたり断層上端深さについては3km、断層下端深さについては18kmとする。

断層傾斜角については、F1断層の海上音波探査結果では西傾斜の高角な断層であることや、2011年福島県浜通りの地震の震源インバージョン解析モデルで設定されている断層傾斜角を参考に、全長にわたり西傾斜60度とする。

アスペリティ位置については、北部区間と南部区間に一つずつ設定し、それぞれの区間において敷地に近い位置の断層上端に配置する。具体的には、断層長さ方向の配置については、Manighetti et al. (2005)⁽²⁴⁾の知見等を踏まえるとアスペリティのような大きなすべりが生じる領域とすべりが生じない領域が隣接することは考えにくいくことから、断層端部との間に断層モデル上最小の幅を有する背景領域を設定する。また、断層幅方向の配置については、すべりに追随する表層領域（地表から断層上端まで）は強震動を生成しにくいと考えられることから、その境界位置となる断層上端にアスペリティを配置する。

破壊開始点については、アスペリティ下端及び断層下端のうち、敷地への影響の大きい位置に複数設定する。

断層パラメータの設定フローを第5.6.5図に、設定した基本震源モデルの断層パラメータを第5.6.4表に、断層モデルを第5.6.6図に示す。

b) 不確かさを考慮するパラメータの選定

地震動評価における不確かさとして、短周期レベル、断層傾斜角及びアスペリティ位置について考慮する。

短周期レベルについては、佐藤・堤 (2012)⁽²⁵⁾により正断層の地震である2011年福島県浜通りの地震の短周期レベルが、壇ほか (2001)⁽²⁶⁾の関係式とほぼ同等であることを確認した上で、2007年新潟県中越沖地震の知見を踏まえ、強震動予測レシピによる値の1.5倍を考慮する。

断層傾斜角については、震源モデルの北部において2011年福島県浜通りの地震の震源再決定による余震分布形状が明瞭なトレンドを示していないため、不確かさとして震源モデル全長にわたり45度を考慮する。

アスペリティ位置については、震源モデルの北部及び南部のアスペリティを敷地により近くなるように断層端部に設定するケースを考慮する。

破壊開始点については、基本震源モデルと同様の位置に設定する。

地震動評価において考慮する各検討ケースを第5.6.5表に、設定した各検討ケースの断層パラメータを第5.6.6表(1)から第5.6.6表(3)に、断層モデルを第5.6.7図(1)から第5.6.7図(3)に示す。

c) 応答スペクトルに基づく手法による地震動評価

応答スペクトルに基づく手法による地震動評価は、Noda et al. (2002)に基づき行うものとし、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (1) 地震観測記録を用いた補正係数」に基づき、福島県と茨城県の県境付近で発生した内陸地殻内地震による補正係数を考慮し、Noda et al. (2002)による内陸地殻内地震に対する補正については考慮しない。

第5.6.5表に示す検討ケースを対象として、上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.8図(1)及び第5.6.8図(2)に示す。

d) 断層モデルを用いた手法による地震動評価

断層モデルを用いた手法による地震動評価は、経験的グリーン関数法により行う。

要素地震の諸元を第5.6.7表に、震央位置を第5.6.9図に示す。この要素地震は、想定する地震の震源域で発生した同じ発生様式の地震であり、震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の振動特性を反映したものと考えられる。

第5.6.5表に示す各検討ケースを対象として、上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.10図(1)から第5.6.10図(12)に示す。

b. F3断層～F4断層による地震

a) 基本震源モデルの設定

F3断層～F4断層による地震の基本震源モデルは、原則として強震動予測レシピ及び地質調査結果に基づき設定する。

F3断層～F4断層による地震の断層面については、敷地により近いF3断層の地表面トレース形状を踏まえて設定する。この際、入倉・三宅（2001）⁽²⁷⁾による内陸地殻内地震のスケーリング則の適用範囲を参考に、地震モーメント M_0 が $7.5 \times 10^{18} \text{Nm}$ となるように保守的に地震の規模を嵩上げし、この地震の規模に相当する断層面積となるように設定する。

地震のタイプについては、地質調査結果による海上音波探査からは正断層センスのずれが認められる一方、敷地周辺は従前、圧縮応力場であり、また、第5.2.4図(1)に示す2011年東北地方太平洋沖地震の本震前後における地震発生状況について、断層近傍では変化がないことを踏まえ、逆断層とする。

断層上端及び下端深さについては、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (2)a. 地震発生層の設定」に示す福島県と茨城県の県境付近以外の断層に対する地震発生層に基づき、断層全長にわたり断層上端深さについては5km、断層下端深さについては18kmとする。

断層傾斜角については、F3断層及びF4断層の海上音波探査結果では西傾斜の高角な断層であることを踏まえ、全長にわたり西傾斜60度とする。

アスペリティ位置については、地質調査結果よりF4断層部に比べてF3断層部の方が評価区間が長く、その変位量が大きいことが確認されるため、F3断層部に設定することとし、その中で敷地に近い位置に設定する。

破壊開始点については、アスペリティ下端及び断層下端のうち、敷地への影響の大きい位置に複数設定する。

断層パラメータの設定フローを第5.6.11図に、設定した基本震源モデルの断層パラメータを第5.6.8表に、断層モデルを第5.6.12図に示す。

b) 不確かさを考慮するパラメータの選定

地震動評価における不確かさとして、短周期レベル、断層傾斜角及びアスペリティ位置について考慮する。

短周期レベルについて、2007年新潟県中越沖地震の知見を踏まえ、強震動予測レシピによる値の1.5倍を考慮する。

断層傾斜角については、海上音波探査結果はその範囲が浅部にとどまることや、強震動予測レシピにおける断層傾斜角の設定の流れを踏まえ、不確かさとして震源モデル全長にわたり45度を考慮する。

アスペリティ位置については、震源として考慮する活断層としてF4断層部が認められるため、F4断層部にアスペリティが配置されるように移動させることを不確かさとして考慮する。

破壊開始点については、敷地に対して震源が近く、破壊開始点の違いによる敷地の地震動への影響が大きいことから、各検討ケースに応じて敷地への影響の大きい位置に複数設定する。

地震動評価において考慮する各検討ケースを第5.6.9表に、設定した各検討ケースの断層パラメータを第5.6.10表(1)から第5.6.10表(3)に、断層モデルを第5.6.13図(1)から第5.6.13図(3)に示す。

c) 応答スペクトルに基づく手法による地震動評価

応答スペクトルに基づく手法による地震動評価は、Noda et al. (2002)に基づき行う。なお、補正係数の設定に必要な断層近傍の地震が敷地で観測されていないことから補正係数を1倍と設定し、Noda et al. (2002)による内陸地殻内地震に対する補正については考慮しない。また、敷地に対して震源が近いことから、日本電気協会 (2016)⁽²⁸⁾を参考に震源近傍における破壊伝播効果 (NFRD効果) を考慮する。加えて、Noda et al. (2002) の適用範囲を踏まえ、第5.6.11表に示すNoda et al. (2002) 以外の距離減衰式も用いて評価する。

第5.6.9表に示す検討ケースを対象として、上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.14図(1)及び第5.6.14図(2)に示す。

d) 断層モデルを用いた手法による地震動評価

断層モデルを用いた手法による地震動評価は、統計的グリーン関数法により行う。

統計的グリーン関数法による地震動評価に当たっては、第5.5.3表に示す敷地の深部地盤構造モデルを用いる。

第5.6.9表に示す各検討ケースを対象として、上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.15図(1)から第5.6.15図(12)に示す。

(2) プレート間地震

a. 2011年東北地方太平洋沖型地震

a) 基本震源モデルの設定

2011年東北地方太平洋沖地震の本震については、諸井ほか (2013)⁽²⁹⁾により強震動予測レシピの適用性が確認されている。よって、2011年東北地方太平洋沖型地震の基本震源モデルは、強震動予測レシピに基づき設定する。

震源位置については、長谷川ほか (2013)⁽³⁰⁾に基づけば、陸のプレートと太平洋プレートの境界で発生する地震の破壊が、Uchida et al. (2010)⁽³¹⁾のフィリピン海プレートの北東端以南へ伝播する可能性は低いと考えられることから、三陸沖中部から茨城県沖にかけての長さ500kmの断層を設定する。

SMGA位置については、入倉 (2012)⁽³²⁾によると過去のM8以下の地震の震源域に対応し、地震調査研究推進本部の領域区分に関連付けられるとされていることを踏まえ、地震調査研究推進本部の領域区分に対応するよう5個のSMGAを設定する。

なお、茨城県沖のSMGA位置については、1896年鹿島灘の地震等、過去に規模が大きい地震が発生している領域であり、2011年東北地方太平洋沖地震の本震の敷地での観測記録を再現できる位置に設定する。

短周期レベルについては、茨城県沖では他の地域で発生した地震に比べて小さい傾向が見られるものの、諸井ほか（2013）で検討されている宮城県沖、福島県沖及び茨城県沖で発生した地震の平均的な短周期レベルとする。

破壊開始点については、破壊が敷地に向かう位置となる2011年東北地方太平洋沖地震の本震の破壊開始点とする。なお、破壊開始点の設定に当たり、茨城県沖のSMGA位置等に複数設定して、当該破壊開始点の影響が大きいことを確認した。

断層パラメータの設定フローを第5.6.16図に、設定した基本震源モデルの断層パラメータを第5.6.12表に、断層モデルを第5.6.17図に示す。

b) 不確かさを考慮するパラメータの選定

地震動評価における不確かさとして、SMGA位置及び短周期レベルについて考慮する。

茨城県沖のSMGA位置については、入倉（2012）では過去のM8以下の地震の震源域に対応するとされており、位置はある程度特定できると考えられるものの、茨城県沖では宮城県沖等に比べ近年における規模が大きい地震の発生が少なく、SMGA位置を確定的に設定することが難しいことから、SMGA位置を敷地に最も近づけたケースを不確かさとして考慮する。

短周期レベルの不確かさについては、基本震源モデルにおいて茨城県沖で発生する地震に対しては保守的な設定になっているものの、宮城県沖で発生する短周期レベルが大きい地震と同程度になるように考慮することとし、佐藤（2010）⁽³³⁾や片岡ほか（2006）⁽³⁴⁾等におけるプレート間地震の短周期レベルと地震モーメントの関係を参考に、不確かさとして基本震源モデルで設定した値の1.5倍を考慮する。

さらに、SMGA位置については、前述のとおり確定的に設定することが難しいことから、短周期レベルの不確かさとの重畠を考慮する。

地震動評価において考慮する各検討ケースを第5.6.13表に、設定した各検討ケースの断層パラメータを第5.6.14表(1)から第5.6.14表(3)に、断層モデルを第5.6.18図(1)から第5.6.18図(3)に示す。

c) 応答スペクトルに基づく手法による地震動評価

2011年東北地方太平洋沖地震の本震では、複数のSMGAが時間的、空間的に離れて連動したが、敷地での揺れは、特に短周期域においては敷地近傍のSMGAの影響が支配的であった。このような複雑な震源過程から生成される強震動を、短周期から長周期にわたり精度良く評価できる距離減衰式はないと考えられるため、応答スペクトルに基づく手法による地震動として、「5.6.1.1 検討用地震の選定(3)プレート間地震」に示す解放基盤波をもとに、それを包絡した応答スペクトルを用いる。

上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.19図(1)及び第5.6.19図

(2)に示す。

d) 断層モデルを用いた手法による地震動評価

断層モデルを用いた手法による地震動評価は、経験的グリーン関数法により行う。

要素地震の諸元を第5.6.15表に、震央位置を第5.6.20図に示す。この要素地震は、想定する地震の震源域で発生した同じ発生様式の地震であり、震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の振動特性を反映したものであると考えられる。

第5.6.13表に示す各検討ケースを対象として、上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.21図(1)から第5.6.21図(12)に示す。また、基本震源モデルによる地震動評価結果と、2011年東北地方太平洋沖地震の本震の解放基盤波との比較を第5.6.22図(1)から第5.6.22図(3)に示す。

(3) 海洋プレート内地震

a. 茨城県南部の地震

a) 基本震源モデルの設定

茨城県南部の地震の基本震源モデルは、中央防災会議（2004）以降、フィリピン海プレートの形状の見直しや、過去の地震を再現する断層モデルのパラメータの推定等の知見が取り入れられている中央防災会議（2013）を最新の知見として重視し、また、茨城県南部から房総沖にかけてのフィリピン海プレートの地震発生メカニズムについて検討されている長谷川ほか（2013）等も参考として設定する。

地震規模については、中央防災会議（2013）では1855年安政江戸地震を海洋プレート内地震として想定した場合の過去の震度を再現できる震源モデルの地震規模Mw7.2（応力降下量52MPa）に保守性を考慮したMw7.3（応力降下量62MPa）が提案されている。基本震源モデルの地震規模としては、上記に基づきMw7.3と設定する。

断層面の位置については、中央防災会議（2013）による「フィリピン海プレート内地震を想定する領域」のうち、敷地に近い位置に配置する。

断層傾斜角やずれについては、長谷川ほか（2013）による知見を踏まえ、傾斜角90度の右横ずれ断層として設定する。

アスペリティ位置については、海洋性マントル内ではどこでも想定される可能性があるため、敷地に近くなるように海洋性マントルの最上部に設定する。

破壊開始点については、アスペリティ下端に複数設定する。

断層パラメータの設定フローを第5.6.23図に、設定した基本震源モデルの断層パラメータを第5.6.16表に、断層モデルを第5.6.24図に示す。

b) 不確かさを考慮するパラメータの選定

地震動評価における不確かさとして、断層傾斜角、アスペリティ位置、応力降下量及び地震規模について考慮する。

断層傾斜角については、断層面から放出される地震波が密に重なるよう、断層傾斜角を敷地に向けたケースを考慮する。この際、基本震源モデルと同様に右横

ずれを設定することに加え、縦ずれを想定した場合についても考慮する。

アスペリティ位置については、海洋性地殻内に想定される可能性は低いものの、敷地に近くなるように海洋性地殻内の上端に配置したケースを考慮する。

アスペリティの応力降下量については、 笹谷ほか (2006)⁽³⁵⁾ のスケーリング則に基づきパラメータ設定したケースを考慮する。

地震規模については、南海トラフで発生したフィリピン海プレート内地震である2004年紀伊半島南東沖地震の規模を参考にMw7.4を考慮する。

地震動評価において考慮する検討ケースを第5.6.17表に、設定した各検討ケースの断層パラメータを第5.6.18表(1)から第5.6.18表(4)に、断層モデルを第5.6.25図(1)から第5.6.25図(4)に示す。

c) 応答スペクトルに基づく手法による地震動評価

応答スペクトルに基づく手法による地震動評価は、Noda et al. (2002)に基づき行うものとし、「5.6.1.1 検討用地震の選定 (1) 地震観測記録を用いた補正係数」に基づき、陸域寄りで発生した海洋プレート内地震による補正係数を考慮する。

第5.6.17表に示す各検討ケースを対象として、上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.26図(1)及び第5.6.26図(2)に示す。

d) 断層モデルを用いた手法による地震動評価

断層モデルを用いた手法による地震動評価は、統計的グリーン関数法により行う。

統計的グリーン関数法による地震動評価に当たっては、第5.5.3表に示す敷地の深部地盤構造モデルを用いる。

第5.6.17表に示す各検討ケースを対象として、上記の手法に基づき算定した応答スペクトルを第5.6.27図(1)から第5.6.27図(15)に示す。

5.6.2 震源を特定せず策定する地震動

敷地周辺の状況等を十分考慮した詳細な調査を実施しても、なお敷地近傍において発生する可能性のある内陸地殻内地震の全てを事前に評価し得るとは言い切れないとの観点から、震源を特定せず策定する地震動を考慮する。

5.6.2.1 評価方針

震源を特定せず策定する地震動の策定に当たっては、震源と活断層とを関連付けることが困難な過去の内陸地殻内地震で得られた震源近傍における観測記録を収集し、それらを基に敷地の地盤物性を加味した応答スペクトルを設定する。震源を特定せず策定する地震動として、「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討する。

5.6.2.2 既往の知見

加藤ほか (2004)⁽³⁶⁾ は、内陸地殻内地震を対象として、詳細な地質学的調査によ

っても震源位置と地震規模を予め特定できない地震（以下「震源を事前に特定できない地震」という。）による震源近傍の硬質地盤上における強震記録を用いて、震源を事前に特定できない地震による水平成分の地震動の上限スペクトルを提案している。この加藤ほか（2004）による「震源を事前に特定できない地震」は、「震源を特定せず策定する地震動」と同等の考え方に基づく知見と考えられる。

以上を踏まえ、加藤ほか（2004）による水平成分の応答スペクトルに対し、Noda et al.（2002）の方法を用いて敷地の地盤物性を考慮した水平成分及び鉛直成分の応答スペクトルを「震源を特定せず策定する地震動」として考慮する。

加藤ほか（2004）に基づき設定した応答スペクトルを第5.6.28図(1)及び第5.6.28図(2)に示す。

5.6.2.3 検討対象地震の選定と震源近傍の観測記録の収集

「全国共通に考慮すべき地震動」の検討対象地震の選定においては、地震規模のスケーリング（スケーリング則が不連続となる地震規模）の観点から、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」を適切に選定する。また、「地域性を考慮する地震動」の検討対象地震の選定においては、「事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」についても検討し、必要に応じて選定する。

5.6.2.3.1 全国共通に考慮すべき地震動

震源近傍における観測記録を基に得られた「2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録」及び「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈における標準応答スペクトル」を対象とする。標準応答スペクトルを第5.6.29図、そのコントロールポイントを第5.6.19表に示す。

2004年北海道留萌支庁南部地震の記録については、佐藤ほか（2013）⁽³⁷⁾によりK-NET 港町観測点において詳細な地盤調査及び基盤地震動の推定が行われ、信頼性の高い基盤地震動が得られていることから、これらを参考にK-NET 港町観測点の地盤構造モデルの不確かさを考慮した基盤地震動を評価する。

5.6.2.3.2 地域性を考慮する地震動

地域性を考慮する地震動は、「事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部の痕跡が確認された地震」として、震源断層がほぼ地震発生層の厚さ全体に広がっているものの、地表地震断層としてその全容を表すまでに至っていない地震（震源の規模が推定できない地震（Mw6.5以上））であり、孤立した長さの短い活断層による地震に相当する。Mw6.5以上の地震である2008年岩手・宮城内陸地震及び2000年鳥取県西部地震は、事前に活断層の存在が指摘されていなかった地域において発生し、地表付近に一部痕跡が確認された地震である。これらの地震の震源域と敷地近傍には、地質・地質構造、変動地形、火山フロント、

地震地体構造及び応力場等について地域差があると考えられる。

2008年岩手・宮城内陸地震の震源域と敷地近傍の比較を第5.6.20表に示す。第5.6.20表に示すように、地質に類似性がやや認められるものの、震源域近傍は変動地形等の認識が難しい地域で、東西圧縮の逆断層型が卓越する応力場であるのに対し、敷地近傍は変動地形等が認識しやすい地域で、敷地周辺の茨城県北部では南西-北東引張の正断層型が卓越する応力場である。また、褶曲構造の有無やカルデラの分布、火山フロントとの位置関係及び地震地体構造の区分について、震源域と敷地近傍には地域差が認められる。以上のように、震源域と敷地近傍の特徴にはおおむね類似性がないことから、敷地近傍において2008年岩手・宮城内陸地震と同様の地震が発生する可能性は低いと考えられるため、観測記録の収集対象外とする。

また、2000年鳥取県西部地震の震源域と敷地近傍の比較を第5.6.21表に示す。第5.6.21表に示すように、震源域近傍は活断層の発達過程としては未成熟な段階であるとともに、花崗岩が分布する地域であり弾性波探査等の調査では断層の存否を確認することは難しく活構造の認識が困難な地域で、東西圧縮の横ずれ断層型が卓越する応力場であるのに対し、敷地近傍については前述のとおりである。また、火山フロントとの位置関係及び地震地体構造の区分について、震源域と敷地近傍には地域差が認められる。

以上のように、震源域と敷地近傍の特徴には類似性がないことから、敷地近傍において2000年鳥取県西部地震と同様の地震が発生する可能性は低いと考えられるため、観測記録の収集対象外とする。

5.6.2.4 震源を特定せず策定する地震動の設定

震源を特定せず策定する地震動として、「5.6.2.2 既往の知見」で示した加藤ほか(2004)に基づき設定した応答スペクトル、「5.6.2.3.1 全国共通に考慮すべき地震動」で評価した2004年北海道留萌支庁南部地震の基盤地震動及び標準応答スペクトルを考慮する。

2004年北海道留萌支庁南部地震については、K-NET港町観測点と敷地の解放基盤表面相当位置の地盤物性の相違(S波速度でK-NET港町観測点938m/sに対し、敷地は第5.5.3表に示す地盤構造モデル(深部)において1,010m/s)による影響等を考慮して評価した地震動の応答スペクトルを考慮する。ここで、解放基盤表面相当位置の地盤物性の相違による影響等を考慮する際には、K-NET港町観測点と敷地の解放基盤表面の地盤物性値を比較し、おおむね同等の地盤であることから、K-NET港町観測点の地盤構造モデルの不確かさを考慮した基盤地震動に、保守性を考慮する。

標準応答スペクトルについては、S波速度2,200m/s以上の地震基盤相当面で設定されており、敷地においてS波速度2,200m/s以上の層が確認されるG.L.-1.293kmに設定する。

標準応答スペクトルに適合する模擬地震波は、乱数の位相を持つ正弦波の重ね合わせによって作成するものとし、振幅包絡線の経時的変化については、Noda et al.(2002)⁽¹⁴⁾の方法に基づき、第5.6.22表に示す形状とする。標準応答スペクトルに適

合する模擬地震波の作成結果を第5.6.23表、時刻歴波形を第5.6.30図、標準応答スペクトルに対する模擬地震波の応答スペクトル比を第5.6.31図に示す。作成した模擬地震波を用いて一次元波動論による地盤応答解析を行い、解放基盤表面における応答スペクトルを算定する。

以上を踏まえた、「震源を特定せず策定する地震動」の応答スペクトルを第5.6.32図(1)及び第5.6.32図(2)に示す。

5.6.3 基準地震動 Ss の策定

基準地震動Ssは、「5.6.1 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「5.6.2 震源を特定せず策定する地震動」の評価に基づき、敷地の解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分の地震動として策定する。

5.6.3.1 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に基づく基準地震動 Ss

(1) 応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 Ss

応答スペクトルに基づく手法による基準地震動Ssは、「5.6.1.2 検討用地震動の地震動評価」における各検討用地震の応答スペクトルに基づく手法による地震動評価結果を全て包絡するように設定した基準地震動Ss-Dとする（水平成分をSs-D_H、鉛直成分をSs-D_Vとする）。

各検討用地震の応答スペクトルに基づく手法による地震動評価結果と基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルを比較したものを第5.6.33図(1)及び第5.6.33図(2)に示す。また、基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルのコントロールポイントの値を第5.6.24表に示す。

(2) 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss

断層モデルを用いた手法による基準地震動Ssは、「5.6.1.2 検討用地震動の地震動評価」における各検討用地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価結果と、前節で示した基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルを比較し、包絡関係を考慮して選定する。

各検討用地震の断層モデルを用いた手法による地震動評価結果と基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルを比較したものを第5.6.34図(1)から第5.6.34図(3)に示す。第5.6.34図(1)から第5.6.34図(3)より、包絡関係を考慮して選定した基準地震動Ss-1～基準地震動Ss-5の応答スペクトルを第5.6.35図(1)から第5.6.35図(3)に示す。

5.6.3.2 震源を特定せず策定する地震動に基づく基準地震動 Ss

震源を特定せず策定する地震動による基準地震動Ssは、「5.6.2.4 震源を特定せず策定する地震動の設定」における震源を特定せず策定する地震動の評価結果と、「5.6.3.1 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に基づく基準地震動Ss」に示す基準地震動Ssを比較し、包絡関係を考慮して選定する。

震源を特定せず策定する地震動の評価結果と基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルを比較したものを第5.6.36図(1)及び第5.6.36図(2)に示す。第5.6.36図(1)及び第

5.6.36図(2)より、震源を特定せず策定する地震動の評価結果と前節で示した基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルを比較し、包絡関係を考慮して基準地震動Ss-6として選定する。

5.6.3.3 基準地震動 Ss の応答スペクトル

「5.6.3.1 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に基づく基準地震動Ss」及び「5.6.3.2 震源を特定せず策定する地震動に基づく基準地震動Ss」を踏まえて策定した基準地震動Ssの応答スペクトルを第5.6.37図(1)から第5.6.37図(3)に示す。

5.6.3.4 基準地震動 Ss の時刻歴波形

基準地震動Ssの時刻歴波形は、応答スペクトルに基づく手法による基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルに適合する模擬地震波、断層モデルを用いた手法による基準地震動Ss-1～基準地震動Ss-5及び震源を特定せず策定する地震動による基準地震動Ss-6の地震波とする。

基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルに適合する模擬地震波は、乱数の位相を持つ正弦波の重ね合わせによって作成するものとし、振幅包絡線の経時的变化については、Noda et al. (2002) の方法に基づき、第5.6.25表に示す形状とする。

基準地震動Ss-Dの模擬地震波の作成結果を第5.6.26表に、基準地震動Ss-Dの設計用応答スペクトルに対する模擬地震波の応答スペクトルの比を第5.6.38図に示す。

以上より、策定した基準地震動Ss-Dの時刻歴波形を第5.6.39図に、断層モデルを用いた手法による基準地震動Ss-1～基準地震動Ss-5の時刻歴波形を第5.6.40図(1)から第5.6.40図(5)に、震源を特定せず策定する地震動による基準地震動Ss-6の時刻歴波形を第5.6.40図(6)に示す。また、基準地震動Ssの最大加速度値を第5.6.27表に示す。

5.7 基準地震動 Ss の超過確率の参考

日本原子力学会 (2015)⁽³⁸⁾を参考に、敷地における地震動の一様ハザードスペクトルを評価する。

震源モデルについては、特定震源モデル及び領域震源モデルを設定し、それぞれ調査結果等に基づき設定した震源モデル(以下「調査モデル」という。)及び地震調査研究推進本部(2012b)⁽³⁹⁾の知見を参考に設定した震源モデル(以下「推本参考モデル」という。)を考慮する。また、地震動伝播モデルについては、2011年東北地方太平洋沖型地震については断層モデルを用いた手法による地震動評価を、それ以外の震源についてはNoda et al. (2002)の方法を用いた地震動評価を行う。作成したロジックツリーを第5.7.1図に、これらの設定に基づき評価した敷地における地震動の一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ssとの比較を第5.7.2図(1)及び第5.7.2図(2)に示す。

第5.7.2図(1)及び第5.7.2図(2)によると、基準地震動 Ss-D の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-6}$ 程度である。また、基準地震動 Ss-1～基準地震動 Ss-6 の年超過確率は基準地震動 Ss-D を超過する周期帯で $10^{-5} \sim 10^{-6}$ 程度である。

5.8 参考文献

- (1) 宇佐美龍夫, 石井寿, 今村隆正, 武村雅之, 松浦律子. 日本被害地震総覧 599-2012. 東京大学出版会. 2013, 724p.
- (2) 気象庁. 地震月報 (カタログ編). 2017-05-31 時点. ほか
- (3) 気象庁, 消防庁. 震度に関する検討会報告書. 震度に関する検討会, 2009-03-23.
- (4) 村松郁栄. 震度分布と地震のマグニチュードとの関係. 岐阜大学教育学部研究報告. 自然科学. vol. 4, no. 3, 1969, pp. 168-176.
- (5) 勝又護, 徳永規一. 震度IVの範囲と地震の規模および震度と加速度の対応. 験震時報. vol. 36, no. 3, 4, 1971, pp. 89-96.
- (6) 松田時彦. 活断層から発生する地震の規模と周期について. 地震第2輯. vol. 28, 1975, pp. 269-283.
- (7) 中央防災会議. 首都直下地震モデル検討会「首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」. 2013-12.
- (8) 地震調査研究推進本部. 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価 (第二版) について. 地震調査研究推進本部地震調査委員会. 2012-2-9 変更.
- (9) 地震調査研究推進本部. 日本海溝沿いの地震活動の長期評価. 地震調査研究推進本部地震調査委員会. 2019, 2019-2-26.
- (10) 東京大学地震研究所・防災科学技術研究所・京都大学防災研究所. 文部科学省委託研究首都直下地震防災・減災特別プロジェクト 総括成果報告書. 2012-3.
- (11) 中央防災会議. 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」(第12回) 地震ワーキンググループ報告書. 2004-11-17.
- (12) 地震調査研究推進本部. 全国地震動予測地図. 地震調査研究推進本部地震調査委員会. 2009-07-21.
- (13) 地質調査総合センター編. 日本重力データベース DVD 版. 産業技術総合研究所地質調査総合センター. 2013.
- (14) Shizuo Noda, Kazuhiko Yashiro, Katsuya Takahashi, Masayuki Takemura, Susumu Ohno, Masanobu Tohdo, Takahide Watanabe. RESPONSE SPECTRA FOR DESIGN PURPOSE OF STIFF STRUCTURES ON ROCK SITES. OECD-NEA Workshop on the Relations between Seismological Data and Seismic Engineering Analysis, Istanbul, 16-18 October, 2002.
- (15) 原子力安全基盤機構. 平成15年度 地震記録データベース SANDEL のデータ整備と地震発生上下限層深さの評価に関する報告書(JNES/SAE04-017). 2004-8.
- (16) 廣瀬一聖, 伊藤潔. 広角反射法および屈折法解析による近畿地方の地殻構造の推定. 京都大学防災研究所年報. No. 49B, 2006, pp. 307-321.
- (17) 三浦誠一, 小平秀一, 仲西理子, 鶴哲郎, 高橋成実, 金田義行. エアガン-海底地震計データによる日本海溝・福島沖前弧域の地震波速度構造. JAMSTEC深海研究. no. 16, 2000, pp. 87-100.

- (18) 青柳恭平, 上田圭一. 2011 年東北地方太平洋沖地震による阿武隈南部の正断層型誘発地震の特徴—臨時余震観測に基づく震源分布と速度構造—. 電力中央研究所報告 N11048. 2012.
- (19) 芝良昭, 野口科子. 広帯域地震動を規定する震源パラメータの統計的特性—震源インバージョン解析に基づく検討—. 電力中央研究所報告 N11054. 2012.
- (20) 引間和人. 2011 年 4 月 11 日福島県浜通りの地震 ($Mj7.0$) の震源過程—強震波形と再決定震源による 2 枚の断層面の推定—. 地震第 2 輯. vol. 64, 2012, pp. 243–256.
- (21) Miho Tanaka, Kimiyuki Asano, Tomotaka Iwata, Hisahiko Kubo. Source rupture process of the 2011 Fukushima-ken Hamadori earthquake: how did the two subparallel faults rupture?, Earth, Planets and Space 2014, 66:101, 2014.
- (22) Aitaro Kato, Toshihiro Igarashi, Kazushige Obara, Shinichi Sakai, Tetsuya Takeda, Atsushi Saiga, Takashi Iidaka, Takaya Iwasaki, Naoshi Hirata, Kazuhiko Goto, Hiroki Miyamachi, Takeshi Matsushima, Atsuki Kubo, Hiroshi Katao, Yoshiko Yamanaka, Toshiko Terakawa, Haruhisa Nakamichi, Takashi Okuda, Shinichiro Horikawa, Noriko Tsumura, Norihito Umino, Tomomi Okada, Masahiro Kosuga, Hiroaki Takahashi, Takuji Yamada. Imaging the source regions of normal faulting sequences induced by the 2011 M9.0 Tohoku-Oki earthquake, GEOPHYSICAL RESEARCH LETTERS, Vol. 40, 1-6. 2013.
- (23) 地震調査研究推進本部. 震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）. 地震調査研究推進本部地震調査委員会. 2017.
- (24) Isabelle Manighetti, Charles Sammis, Geoffrey Charles Plume King, Michel Campillo. Evidence for self-similar, triangular slip distributions on earthquakes: Implications for earthquake and fault mechanics, JOURNAL OF GEOPHYSICAL RESEARCH, Vol. 110, B05302. 2005.
- (25) 佐藤智美, 堤英明. 2011 年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤增幅特性. 日本地震工学会論文集. vol. 12, no. 7, 2012.
- (26) 壇一男, 渡辺基史, 佐藤俊明, 石井透. 断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層のモデル化. 日本建築学会構造系論文集. vol. 66, no. 545, 2001, pp. 51–62.
- (27) 入倉孝次郎, 三宅弘恵. シナリオ地震の強震動予測. 地学雑誌. vol. 110 (6), 2001, pp. 849–875.
- (28) 日本電気協会. 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-2015. 原子力規格委員会. 2016, 285p.
- (29) 諸井孝文, 広谷淨, 石川和也, 水谷浩之, 引間和人, 川里健, 生玉真也, 釜田正毅. 標準的な強震動レシピに基づく東北地方太平洋沖巨大地震の強震動の再現. 日本地震工学会第 10 回年次大会梗概集. 2013, pp. 381–382.
- (30) 長谷川昭, 中島淳一, 内田直希, 海野徳仁. 東京直下に沈み込む 2 枚のプレートと首都圏下の特異な地震活動. 地学雑誌. vol. 122, no. 3, 2013, pp. 398–417.
- (31) Naoki Uchida, Toru Matsuzawa, Junichi Nakajima, Akira Hasegawa. Subduction of a

- wedge - shaped Philippine Sea plate beneath Kanto, central Japan, estimated from converted waves and small repeating earthquakes. JOURNAL OF GEOPHYSICAL RESEARCH. vol. 115, 2010, B07309.
- (32) 入倉孝次郎. 海溝型巨大地震の強震動予測のための震源モデルの構築. 第40回地盤震動シンポジウム. 2012.
 - (33) 佐藤智美. 逆断層と横ずれ断層の違いを考慮した日本の地殻内地震の短周期レベルのスケーリング則. 日本建築学会構造系論文集. vol. 75, no. 651, 2010, pp. 923-932.
 - (34) 片岡正次郎, 佐藤智美, 松本俊輔, 日下部毅明. 短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式. 土木工学会論文集A. vol. 62, No. 4, 2006, pp. 740-757.
 - (35) 笹谷努, 森川信之, 前田宜浩. スラブ内地震の震源特性. 北海道大学地球物理学研究報告. no. 69, 2006-3, pp. 123-134.
 - (36) 加藤研一, 宮腰勝義, 武村雅之, 井上大榮, 上田圭一, 壇一男. 震源を事前に特定できない内陸地殻内地震による地震動レベル－地質学的調査による地震の分類と強震観測記録に基づく上限レベルの検討－. 日本地震工学会論文集. vol. 4, no. 4, 2004, pp. 46-86.
 - (37) 佐藤浩章, 芝良昭, 東貞成, 功刀卓, 前田宜浩, 藤原広行. 物理探査・室内試験に基づく2004年留萌支庁南部の地震によるK-NET港町観測点(HKD020)の基盤地震動とサイト特性評価. 電力中央研究所報告. 2013.
 - (38) 日本原子力学会. 原子力発電所に対する地震を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準: 2015, 日本原子力学会標準, 2015.
 - (39) 地震調査研究推進本部. 今後の地震動ハザード評価に関する検討～2011年・2012年における検討結果～. 地震調査研究推進本部地震調査委員会. 2012.
 - (40) Ludwig, W.J., Nafe, J.E., Drake, C.L. Seismic Refraction in the Sea. Wiley-Interscience. vol. 4, part. 1, 1970, pp. 53-84.
 - (41) Kennett, B.L.N., Engdahl, E.R. Traveltimes for global earthquake location and phase identification. Geophysical Journal International. vol. 105, 1991, pp. 429-465.
 - (42) 佐藤智美, 川瀬博, 佐藤俊明. 表層地盤の影響を取り除いた工学的基盤波の統計的スペクトル特性－仙台地域のボアホールで観測された多数の中小地震記録を用いた解析－. 日本建築学会構造系論文集. vol. 59, No. 462, 1994, pp. 79-89.
 - (43) Masayoshi Yoshimura, Seishi Fujii, Kenji Tanaka, Ken Morita. On the relationship between P and S-wave velocities in soft rock. SEG Expanded Abstracts 1, 1982, p. 143.
 - (44) Yoshihiro Fujii, Mitsuhiro Matsu'ura. Regional Difference in Scaling Laws for Large Earthquakes and its Tectonic Implication. Pure and Applied Geophysics. vol. 157, 2000, pp. 2283-2302.
 - (45) Robert J. Geller. Scaling relations for earthquake source parameters and magnitudes. Bulletin of the Seismological Society of America. vol. 66, 1976, pp. 1501-1523.

- (46) Kanno T., A. Narita, N. Morikawa, H. Fujiwara, Y. Fukushima. A New Attenuation Relation for Strong Ground Motion in Japan Based on Recorded Data. *Bulletin of the Seismological Society of America*. vol. 96, no. 3, 2006, pp. 879–897.
- (47) Zhao, J. X., J. Zhang, A. Asano, Y. Ohno, T. Oouchi, T. Takahashi, H. Ogawa, K. Irikura, H. K. Thio, P. G. Somerville, Y. Fukushima. Attenuation Relations of Strong Ground Motion in Japan Using Site Classification Based on Predominant Period. *Bulletin of the Seismological Society of America*. vol. 96, no. 3, 2006, pp. 898–913.
- (48) 内山泰生, 翠川三郎. 震源深さの影響を考慮した工学的基盤における応答スペクトルの距離減衰式. *日本建築学会構造系論文集*. vo. 71, no. 606, 2006, pp. 81–88.
- (49) Norman A. Abrahamson, Walter J. Silva, Ronnie Kamai. Summary of the ASK14 Ground Motion Relation for Active Crustal Regions. *Earthquake Spectra*. vol. 30, no. 3, 2014, pp. 1025–1055.
- (50) David M. Boore, Jonathan P. Stewart, Emel Seyhan, Gail M. Atkinson. NGA-West2 Equations for Predicting PGA, PGV, and 5% Damped PSA for Shallow Crustal Earthquakes. *Earthquake Spectra*. vol. 30, no. 3, 2014, pp. 1057–1085.
- (51) Kenneth W. Campbell, Yousef Bozorgnia. NGA-West2 Ground Motion Model for the Average Horizontal Components of PGA, PGV, and 5% Damped Linear Acceleration Response Spectra. *Earthquake Spectra*. vol. 30, no. 3, 2014, pp. 1087–1115.
- (52) Brian S.-J. Chiou, Robert R. Youngs. Update of the Chiou and Youngs NGA Model for the Average Horizontal Component of Peak Ground Motion and Response Spectra. *Earthquake Spectra*. vol. 30, no. 3, 2014, pp. 1117–1153.
- (53) I. M. Idriss. An NGA-West2 Empirical Model for Estimating the Horizontal Spectral Values Generated by Shallow Crustal Earthquakes. *Earthquake Spectra*. vol. 30, no. 3, 2014, pp. 1155–1177.
- (54) 壇一男, 畑奈緒未, 武藤尊彦, 宮腰淳一, 神田順. シナリオ地震の生起確率を考慮した基準地震動策定に関する研究(その3)宮城県沖で発生するプレート境界大地震の断層破壊シナリオとそれに基づく強震動の計算. *日本建築学会大会(近畿)学術講演梗概集*. B-1, 構造I, 2005, pp. 97–98.
- (55) 佐藤良輔編. 日本の地震断層パラメータ ハンドブック. 鹿島出版会, 1989.
- (56) Thomas C. Hanks, Hiroo Kanamori. A moment magnitude scale. *JOURNAL OF GEOPHYSICAL RESEARCH*. vol. 84, B5, 1979, pp. 2348–2350.
- (57) 地震調査研究推進本部. 宮城県沖地震を想定した強震動評価手法について(中間報告)(説明文の訂正). 地震調査研究推進本部地震調査委員会. 2002.
- (58) 地震調査研究推進本部. 宮城県沖地震を想定した強震動評価(一部修正版)について(平成17年12月14日公表). 地震調査研究推進本部地震調査委員会. 2005.
- (59) 佐藤智美. 中小地震の応力降下量の断層タイプ・震源深さ依存性及び地域性に関する研究. *土木学会地震工学論文集*. vol. 27, no. 75, 2003.
- (60) 田力正好, 池田安隆, 野原壯. 河成段丘の高度分布から推定された, 岩手・宮城内陸地

- 震の震源断層. 地震第 2 輯. vol. 62, no. 1, 2009, pp. 1–11.
- (61) 防災科学技術研究所. ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究 総括成果報告書. 2013-5.
- (62) 岡田篤正. 山陰地方の活断層の諸特徴. 活断層研究. vol. 22(松田時彦先生古稀記念号), 2002, pp. 17–32.
- (63) 西村卓也. 山陰地方の GNSS データに認められるひずみ集中帯. 日本地球惑星科学連合 2014 年大会. SSS31-06. 2014.
- (64) Paul Somerville, Kojiro Irikura, Robert Graves, Sumio Sawada, David Wald, Norman Abrahamson, Yoshinori Iwasaki, Takao Kagawa, Nancy Smith, Akira Kowada. Characterizing crustal earthquake slip models for the prediction of strong ground motion. Seismological Research Letters. vol. 70, 1999, pp. 59–80.
- (65) 岩田知孝, 浅野公之. 強震動予測のためのスラブ内地震の特性化震源モデルの構築. 北海道大学地球物理学研究報告. vol. 73, 2010, pp. 129–135.

以降の図表については、別途提示する。

添付 5 設置許可申請書の添付書類における記載（設備等）

添付書類八

1. 安全設計の考え方

1.3 耐震設計

1.3.5 主要施設の耐震構造

(1) 原子炉建物（格納容器を含む。）及び原子炉附属建物

原子炉建物（格納容器を含む。）及び原子炉附属建物は、約 55m×約 50m のほぼ正方形の平面形状を有する。格納容器は、半球形の頂部、円筒形の胴部（直径 28m）及び半楕円球形の底部鏡板から構成する全高約 54m・全重量約 1,200t の鋼製容器であり、その内部に円筒状等の剛の壁で構成する鉄筋コンクリート造の原子炉建物を有する。原子炉附属建物は、格納容器の周囲に配置された鉄筋コンクリート造の建物であり、耐震壁を配置した剛な構造体とする。原子炉建物及び原子炉附属建物の全重量は約 170,000t であり、基礎底面からの高さは約 45m である。原子炉建物及び原子炉附属建物の基礎は同一とし、上部構造については、使用目的、機能や構造に応じて、独立したものとする。原子炉建物及び原子炉附属建物の基礎は、強固な地盤に直接支持される。なお、原子炉建物及び原子炉附属建物の下方は、地下に埋め込まれる。また、原子炉建物及び原子炉附属建物に収納する機器・配管等は、剛強な壁又は床に直接支持し、地震時の荷重を直接建物に伝える。

(2) 原子炉容器

原子炉容器は、円筒形の胴部に、全半球形鏡板を底部に付した鋼製容器である（胴内径：約 3.6m、全高：約 10m）。原子炉容器の重量は、炉心構造物及び原子炉容器内の 1 次冷却材等を含めて約 220t である。原子炉容器は、その上部フランジを、ペデスタル（原子炉建物の一部）に固定し、支持されるものとする。また、原子炉容器の底部には、同心円筒振止め構造のスカートを設け、生体遮へいコンクリート（原子炉建物の一部）で支持するものとし、原子炉容器の熱膨張を吸収する一方で、地震力等による原子炉容器の振動を防止する。

(3) 炉心及び炉心構造物

炉心は、六角形の燃料集合体及び反射体等（全長：約 2,970mm、六角外対辺長さ：約 78.5mm）を蜂の巣状に配列した構造で、全体をほぼ円柱形状とする。炉心構造物（全高：約 3,680mm、外径：約 2,520mm）は、炉心支持構造物と炉心バレル構造物から構成する。

燃料集合体及び反射体等は、下端部（エントランスノズル）を炉心支持構造物の炉心支持板に嵌めこみ、かつ、軸方向中間部にスペーサーパッドを設け、原子炉運転時の熱膨張により各要素が接触する構造とし、炉心構成要素全体の剛性を高める。炉心バレル構造物は、燃料集合体及び反射体等を側面から支持し、その下端を炉心支持構造物にボルトで固定して、地震時の燃料集合体及び反射体等の変形を抑制する。炉心支持構造物は、炉心重量を支持する機能を有する構造体として、原子炉容器の円筒胴の内部の下端付近に設けられる炉心支持台（コアサポート）にボルト固定される。また、制御棒及び制御棒駆動系並びに後備炉停止制御棒及び後備炉停止制御棒駆動系は、地震時に変位が生じても確実に挿

入でき、原子炉を安全に停止できるものとする。

(4) 1次主冷却系

1次主冷却系の配管は、原子炉冷却材バウンダリに該当し、万一、原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても、冷却材であるナトリウムの漏えい拡大を防止するため、ステンレス鋼製の二重管構造（配管（内側）及び配管（外側）から構成）とする。1次主冷却系は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、予想される静的及び動的圧力、熱応力、地震力等あるいはそれらの組合せに対し十分に耐えるように設計する。なお、原子炉運転時及び原子炉停止時の温度変化が大きいことを踏まえ、配管には、支持装置として、熱変形を許容し、地震による変位を拘束するダンパ等を設ける。これにより、熱応力を低減し、かつ、地震による過大な応力が生じないようにする。主中間熱交換器及び1次主循環ポンプは、本体の剛性を高いものとし、十分な強度を有する上部フランジで吊り下げる構造とすることで、地震応力を低減する。

(5) 主冷却機建物

主冷却機建物は、約 67m×約 27m の矩形の平面形状を有する鉄筋コンクリート造の建物である。主冷却機建物の全重量は約 50,000t であり、基礎底面からの高さは約 32m である。主冷却機建物の基礎は、強固な地盤に直接支持する。なお、主冷却機建物の下方は、地下に埋め込まれる。また、主冷却機建物に収納する機器・配管等は、剛強な壁又は床に直接支持し、地震時の荷重を直接建物に伝える。

(6) 第一使用済燃料貯蔵建物

第一使用済燃料貯蔵建物は、約 26m×約 32m の矩形の平面形状を有する鉄筋コンクリート造の建物である。第一使用済燃料貯蔵建物の全重量は約 26,000t であり、基礎底面からの高さは約 31m である。第一使用済燃料貯蔵建物の基礎は、強固な地盤に直接支持する。なお、第一使用済燃料貯蔵建物の下方は、地下に埋め込まれる。また、第一使用済燃料貯蔵建物に収納する機器・配管等は、剛強な壁又は床に直接支持し、地震時の荷重を直接建物に伝える。

(7) 第二使用済燃料貯蔵建物

第二使用済燃料貯蔵建物は、約 26m×約 26m のほぼ正方形の平面形状を有する鉄筋コンクリート造の建物である。第二使用済燃料貯蔵建物の全重量は約 28,000t であり、基礎底面からの高さは約 33m である。第二使用済燃料貯蔵建物の基礎は、強固な地盤に直接支持する。なお、第二使用済燃料貯蔵建物の下方は、地下に埋め込まれる。また、第二使用済燃料貯蔵建物に収納する機器・配管等は、剛強な壁又は床に直接支持し、地震時の荷重を直接建物に伝える。

1.3.6 地震検出計

原子炉保護系（スクラム）の作動項目である「地震」について、必要な信号を発するため、原子炉施設に地震検出計を設ける。作動設定値を水平 150gal とし、作動設定値を超える信号を検出した場合に、原子炉を自動的に停止（スクラム）する。地震検出計は、水平全方向の加速度が検出できるものを 3 台設け、フェイルセーフな回路を構成する。また、地震検出計については、試験及び保守が可能な位置に設置するものとする。